縮刷版

第1号(46・8)~第25号(51・3)

横浜市



縮刷版の発行に際して

横浜市長 飛鳥田 一 雄

港北ニュータウン建設事業は、「だれでも住みたくなる都市づくり」という市政目標を実現するために、昭和40年に横浜市の六大事業の一つとして発表いたしましたが、それ以来、地元の皆様方には多大なご協力をいただきました。お蔭様で皆様方がご承知のように、49年秋から本格的な造成工事に着手することができました。

横浜市は、この事業を計画するに際して、「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加の都市づくり」の三本柱を基本理念として掲げました。

市民参加の都市づくりについては、この理念の実現方法の一つとして、「港北ニュータウン開発対策協議会」等の地元の方々を中心とする組織が構成され、その中でニュータウンの都市づくりを皆さんと共に考え、話し合いをしながら、計画を練り、事業の推進を図ってきました。

また、横浜市では、その話し合いの材料としたり、事業についての市や日本住宅公団の方針、計画 そして事業のスケジュール等を広く関係地域の皆さんにお知らせするなど、皆さんからのご意見やご 批判を乞う意味あいから、広報紙「港北ニュータウン」を昭和46年8月より発行して参りました。 当初は、年4回の発行でしたが、48年度からは年6回として隔月に発行するように回数を増やしたり、 重要な事項で皆様方にお知らせする必要があるときには、適宜、臨時号を発行するなどして、事業の 広報に努めて参りました。

お蔭をもちまして、この51年3月には、第25号を発行するに至りました。そこで、今までたびたび 関係者のかたがたから事業の経過などを知るために、本紙のバックナンバーが欲しいというご要望が ありましたが、残部がないためご要望に添うことができませんでしたので、この25号を一区切りとし て、広報紙「港北ニュータウン」の縮刷版を発行することにいたしました。 港北ニュータウンの経過を知る上で、皆様方のご参考になれば幸いです。

「港北ニュータウン」の発行当初の記事を読み返してみますと、計画やスケジュールなどで、現在のものとは若干違ってきている面もありますが、横浜市がこの事業を今後とも強力に推進していくことには変わりありませんので、皆様方におかれましても、この事業に対するなお一層のご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

また、本紙に対する皆様方のご意見やご批判をいただき、この紙面がなお一層充実し、皆様方の話合いの材料として、市・公団との意見交換の場として活用されるならば幸いです。

経底 お規模にお出て下さい

目

No.	1	(46 · 8)	都市と農業を調和ー港北ニュータウン"理想的な住宅地に"ー	1
No.	2	(46.12)	都市農業を育てる一都市と農業の共存、港北ニュータウン農業専用地区	. 7
No.	3	(47.3)	関連街路事業はじまる-建設事務所新設される-・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
No.	4	(47. 6)	開発対策協議会総会開かれる1	
			基本設計 1/1000 案地元説明会質疑応答 12・1	. 3
No.	5	(47 • 9)	都市計画道路の変更 埋蔵文化財"古代人の遺跡" 1	
No.	6	(47 · 12)	事業計画の作業と当面のスケジュール・・・・・・・・・・1	. 9
No.	7	(48 · 3)	港北ニュータウン基本計画 (案) 等概要	2 1
No.		(48.5)	港北ニュータウンの基本計画(案) 事業計画(案) 施行規程(案) の地元 説明会日程等のお知らせ	
No.	9	(48 - 8)	基本計画(案)等地元説明会 = 質疑応答要旨 28・2	9
No.	10	(48 • 10)	建設研究会 = 五つの研究部会きまる = 住みよい街づくりは住民の力で 3	3 1
			なぜ個々の換地先が認可前にわからないのか 32・3	3
No.	11	(48 • 12)	日本住宅公団土地区画整理事業 = 施行規程・事業計画縦覧終る	
			1814名が縦覧	
No.	12	(49. 1)	港北ニュータウン開発審議会 = 12月5日市長に答申する 3	7
No.	13	(49 · 3)	土地区画整理審議会の設置目的・選挙手続の流れ おこたえします = 建物移転はどのようにするのか	
No.	14	(49. 5)	神奈川県都市計地方審議会開催さる(日本住宅公団土地区画整理事業の施 行規程及び事業計画に対する意見書の意見出る)	11
No.	15	(49. 7)	開発対策協議会新委員委嘱される・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
No.	16	(49.9)	日本住宅公団土地区画整理事業の施行規程及び事業計画8月27日認可に	
			なる	17
No.	17	(49.11)	港北ニュータウン開発対策協議会9月18日第5回総会開催される 5	5 1
			農業対策・生活対策 = 合同委員会開催する 「研究会 4 8 年度報告書」 報告する	
No.	18	(50 · 1)	港北ニュータウン関連事業の推捗状況(農専、関連道路、下水処理場、	
		4	河川)54・5	5 5
No.	19	(50 · 3)	土地区画整理審議会委員決まる(第1地区投票率 75 %, 第2地区無投票)… ま	57
No.	20	(50 · 5)	土地区画整理審議会第1地区4月21日,第2地区4月15日開催	5 9
			地元会社構想着々とかたまる = 対策協定例会に報告	
			みんなで住みよいまちづくりのために — 助役 大場正典 (
			建設研究会 第6部会 PR版「新しいまちづくりのために」発行	
21150	50.50		第9部会 中小企業の協同組合について説明会開催	
No.	24	(51 • 1)		
No.	25	(51.3)	工事スケジュール説明される 11月26日開催の定例会 日本住宅公団 - 工事スケジュール変更案について	7 6
			日本住宅公団土地区画整理事業 = 施行規程・事業計画, 10月14日から 縦覧, お気軽にお出で下さい	

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設部 横浜市中区港町1の1



市営勝田団地周辺 港北ニュータウン区域内

れは、市政の目標の一つです。 港北ニュータウン建設事業は、まさにこ 「だれでも住みたくなる都市づくり」と

いつまでも住むことの く心配のない幼児から老人まで、安心して あります。 ここには、公害や交通事故など災害の全

の目標を実現するための六大事業の一つで

宅都市の建設を目指し できる環境を備えた住 お互 15 の理解の場に もあろうかと思います。 そこで、港北ニュータウンの開発にあた

めていきます。 的に取り入れ、また、生産緑地として都市 農業の育成を図るなどの施策を並行して進 っては、この点に留意して自然の縁を積極

は横浜市のなかで

いままで、この地域

横浜市長

飛鳥田

雄

いたしました。

ています。

て以来、いままで地元の皆さんのご理解と で協力を得てまいりましたが、いよいよ事 港北ニュータウン建設計画が、立案され

と、とめどなく乱開発が進行し、劣悪な環 でありますが、このままほっておきます は、かけがえのない生活の場でもあったわ り、ここに住まわれている皆さんにとって も残された数少ない緑の多いところであ

現の市街地が形成されることは、目に見え

ております。

さんのなかには自分達の農地が、市街化さ 建設計画がいかに立派なものでも農家の皆 れていくことに複雑な気持ちをお持ちの方 画したのであります。しかしながら、この そこで市では港北ニュータウン建設を企 THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH

業実施の段階に近づいてまいりました。

なりませんが、あい路打開にあたっては地 市や住宅公団もいっそう力をいれなければ くの困難もあることでしょう。このため、 新にもとづく相互の協力によって、

都市づ 元の皆さんと共に考え、共に取り組んで信 これからも、事業を進めていくうえで名 して「港北ニュータウ いと思います。 くりを推進していきた このたび、広報紙と

公団の方針や計画、および事業のスケジュ **曲がより一層、相互の意志の疎通を図る場** からので意見やで批判をいただいてこの紙 ールなどを、お知らせすると共に、皆さん 洗北ニュータウン建設事業への市や住宅

ここ十数年来の目ざましい経済 乱開発を未 然に防ぐ ・緑区は、最も人口増加の激しい

タ港 ウルニュー

1 画

理想的な住宅地に

する予定です。

業は、昭和五十二年度までに完了

トにあたる二千四百万人が居住し 日本の総人口の約二十三パーセン 埼玉の圏内に昭和四十五年には、 東京を中心とする神奈川、千葉、 特に大都市圏への集中が激して

部分は市の郊外地域へ集中してい 人を数える人口増があり、その大 傾向にあり、横浜市も毎年約十万 なかでも横浜北部にあたる港北 都市化の現象は、まだまだ続く 域となっています。

により周辺の農地は、汚水が流れ 難になってきました。 込むなど農業経営が、ますます困 また、農業面から見ても乱開発

めるような新都市を建設すること 化から未然に防ぎ、良好な環境を クタールの地域を、無秩序な宅地 区にまたがる面積二十五白三十 は、川崎市に接した港北、緑の面 備えた快適な市民生活が、いとな にいたしました。 このような周囲の状況から市で

いて行なわなければなりません。 来を考え、一貫した計画にもとつ ちづくりには、この地域全体の将 さらにこの地域だけでなく、横浜 このような、大規模な新しいま 将来の人口や交通などを予測し 協調的に進めていくことにしてい ととによって事業を円滑にかつ、

市域はもとより、隣接の地域との

メ連も検討して計画します。

市民参加」

各種の弊害がでています。その大

現在の都市は、市街地を中心に

きなものは、産業公害と交通公害

最優先としなければなりません。 生活を営ねうえで、いつまでも

三つの柱を基礎理念としました。

農業の確立」「市民参加」という あたって「瓦開発の防止」「都市

横浜市は、この事業を進めるに などを基本に

【乱開発の防止】

ところとなっています。 地帯として、まとまって残された 農地や山林の多い地域でありまし 浜北部一帯は、これまで近郊農業 鶴見川、早渕川の流域を含む横

口集中は年ごとに急速に進んでい の発展にともない、都市圏への人

地帯には、工場、倉庫、住宅等の の整備が遅れがちとなり、生活環 がり、道路や下水などの公共施設 東名高速道路、田園都市線等の影 境の悪い、いわゆるスプロール地 進出が著しく、急速に宅地化が拡 響をうけ、鶴見川、早渕川沿いの しかるに、近年第三京浜道路、

しながら決めて行くことです。

べきは譲り、主張すべきは主張し 計画し、話し合いの中で互に譲る のまちづくりを皆さんと共に考え 織ができ、その中でニュータウン タウン開発対策協議会」という組 て妥協点を見い出す努力を重ねる 方法として、地元に「港北ニュー たき台」として皆さんと共に検討 具体的には、この計画実現の

まちづくりの目標 生活を最優先

安心して住むことができることを

に土地利用を図ることにしまし これを未然に防ぐため、計画的

と、都市環境の整備を兼ねた生産 農業経営の確立を目指すため、農 採地を造るものです。 整備をおこなって都市農業の育成 皆さんと相談しながら、土地基盤 業専用地区を設け、地元の農家の 開発による農地の荒廃を防止して 都市農業の確立】 都市と農業との調和を図り、乱

的に計画を示すのではなく、市の 引画を皆さんに示し、これを「た 【市民参加】 いままでの慣例であった天下り

ここは、ニュータウンの骨格と

が進んでしまうと、無計画な住み などを引き起すことにもなりま にくいまちとなり、交通禍や災害 この地域も、バラバラな宅地化

九ヘクタールに区分して整備する 訂画にしています。

【開発地区】

土地利用

用地区予定地」約四白ニーへクタ 用について概略を述べますと、全 三百九十一へクタール、「農業専 域面積は、約二千五百三十ヘクタ ルで、これを「開発地区」約千 港北ニュータウン地域の土地利 「その他の地区」約七百十

ことにしています。 入れた快適なまちづくりを行なう

整整備を進めています。

あり、当分の間、これ以上の乱開 発を防ぎ、生活環境の低下を防止 農業専引地区と共に市街化調整区 城で、すでに集落のあるところも ここは、ニュータウン区域内の

境とするため、人と車を完全に分 で結び、そのほかに散歩道として 学校、公園などを歩行者専用道路 離して利用度の高い各種の施設や 残された自然林、緑地などを組み 具体的には、交通公害のない環

農業専用地区 】

なっています。

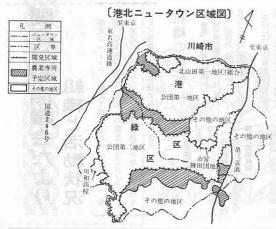
十三万人の人々が居住する計画と

開発地区は、最終的には、約二

体となって、これからの都市農業 の農業対策として、将来も農業経 効率的な営農ができるよう土地基 相談しながら、地区の選定を図り の活路を聞くため、農家の方々と 営を希望される方々と横浜市が一 の集団化と保全を削します。 盛整備を行ない農業の育成、農地 すでに一部の地区では、 前にも述べましたが、この地域 十地基

【その他の地区】

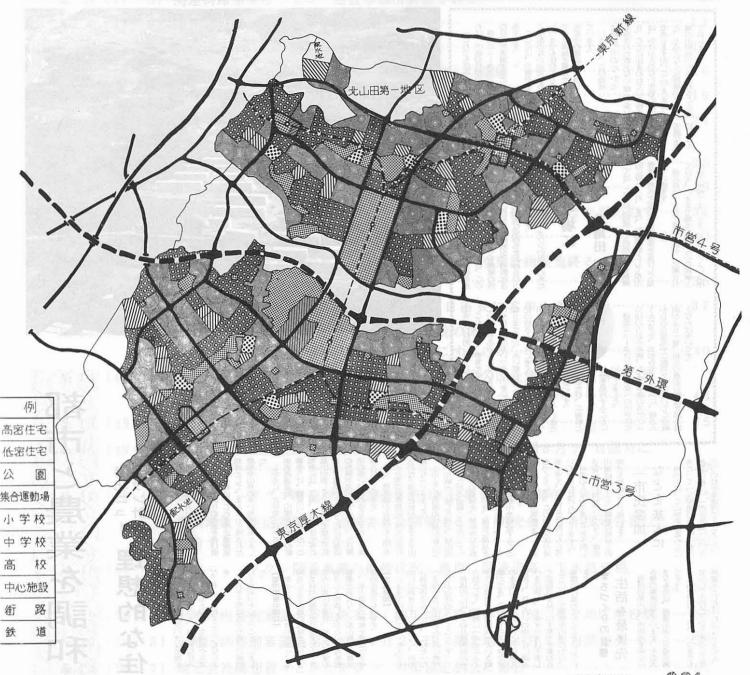
することになっています。



菜として日本住宅公団が施行する 模宅地開発により、公共施設や生 なる部分で、横浜市の都市計画事 土地区画整理事業を主とした大規

活環境を整備した住宅都市を建設 する地区です。 日本住宅公団の土地区画整理事

港北ニュータウン 土地利用構想図案



されたものは、委員を通じて地元 今日まで種々のことについて常議 を重ねてきましたが、ここで審議 協議会は、用地質収のときから

千五百分の一)の作成を依頼し、

公団は、市の基本構想にもとづき

ないます。 ン計画に対する建設的な助言を行 山会議員からなり、ニュータウ

顧問は、港北区、緑区選出の県

びに農地の交換分合の調整、その 見をいいます。 き意見をいいます。 地域の検討、農業経営の検討なら 実施にともなう必要事項につき意 会の調整等を行ないます。 他農業振興に関する必要事項につ 物件補償ならびに事業計画および 〔 農業対策委員会〕 農業専用 [生活対策委員会] 転業業種 [事業対策委員会] 専門委員会

わたって行なわれています。それ

審議は、公団施行地区の内外に

る設計に入っています。 と並行して、この事業のもとにな

本年一月にこの計画の骨格とな

経費について審議しています。 例会をもって、この事業に要する すが、協議会は昨年の五月から月

の検討、転業資金のあっ旋、その につき意見をいいます。 ほか、生活再建に関し必要な事項

> は事業対策の小委員会を設け審議 るべき、市の基本構想が開発対策

協議会に提示され、協議会として

しています。

基本構想の内容は、土地利用計

すため公団に基本計画案(軽尺) のが示されないと検討の余地がな 抽象的なので、もっと具体的なも 討に入りましたが、あまり内容が であり、この内容を小委員会で検 業業務施設計画、供給施設計画等 画、公園緑地計画、施設計画、商 いとの意見がありました。 そこで市は、具体的なものを示

組織の概要

通じて事業の計画が進められています。

て、港北ニュータウン開発対策協議会があり、これを

ます。その他、香質は一六九名で 区長、副会長に緑区長がなってい 開発対策協議会は、会長に港北 会長、副会長、委員

くニュータウン関係者がなってい 底するよう地権者のみならず、広 委員には、住民参加の理念が徹 川落川深(新田)

▽委員長

石渡寅吉(山内) 吉野敏雄(中

斉藤忠夫

団の組織があります。 の三つの専門委員会、および顧問 と事業対策、農業対策、生活対策 また、本協議会は、常任委員会 (都田) ほか香目三名。 生活対策委員会

最近の活動

画整理事業が始まろうとしていま

いよいよ住宅公団による土地区

協議会の運営、および専門委員

常任委員会

蔵(和田)ほか委員三一名。川)小鳥清(新田)相沢金 ▽委員長 井上利光(山内) 男全規夫(中

事業対策委員会

代造(都田)ほか香四七名。 川 南田雄(新田) 曹超 **農業対策委員会** 徳江義炎(山内) 鈴木 清(中

治(和田)ほか委員五六名。

浜市、日本住宅公団と地元との間をつなぐパイプとし 港北ニュータウン建設市業を進めるにあたって、横

組織と活動状況

ら、木蔭をとおして空いっぱいに われながら、私達は、都市へ都市 口のことのようです。 広がる幸福感を味わったのは、 世界に例のない経済成長とうた 「緑」という字は、沢山の連想

の小径も、消えうせていっている 葉を集めて焼く、あのなつかしい けているうちに、いつの間にか落 そして、今は「遊びません、こわ 全体に広げるためのものでした。 ようです。 香り、雑草を踏んで走ったお使い ありましたし、遊びと冒険をまち へと身を寄せ集めて街をつくり続 私達の子供時代、道は遊び場で

東のとおる道」になってしまっ いにテニスのラケットを抱えこみ です。

うことになっているのです。 イキングを、きようも家中で行な になっている。ニュータウン・ハ 山田さんは、トレーニングパン 出さんは、

そして更に上の学校へ初登校した いのです。 よって、たちまち近花とかざ分は をつぶっていても若葉や草を香厂 達に教えてくれます。 させてくれるだけでなく、雨と内 立ったときの緊張感と刺行感など 学校の門をくぐったときのこと、 な空気や、身体の栄養物を生産し みの声をからだ一面に浴びなが 木は、つゆのうっとうしさを忘れ かさをさして歩むとき、新縁のが ときのこと、また初めて社会に単 とき、初めて母に手を引かれて てくれました。だから私達は、 化私達に与えます。「樹木の緑 然の調和のとれた落ち着きを、 てしまう力を、木能的に持ってい 真鬼のトレーニングのあと、 私注は、新芽の息吹きに接した しとしとと続く技雨の中でも、 何億年もかかって私達に必要 いちどきに湧き返らされます

上は、

大に活かすためには、緑を中心に ことでしょう。 心をとおした緑配置計画を立てる しまとめ、その物語りにそって筋 た一日の生活をストーリーとし 折角

m

いった具合に始めればよろしいの 配日の朝早く眼がさめました。 たとえば、 出去郎さんは、

もう日曜日の日課

くりの計画を考え始めるときであ ると思います。 とは何か、と問い直しながら街づ の生活を振り返って、あたり前の あわせを作る環境や、都市生活 今こそ私達は、 毎日のあたり前

ます。近所の坊や遠が刺から、ロ

から隣組の人達は、お互いによく 話も協力してやっています。です

に使う歩行者だけの道がついてい

家の前には、いつも通動や通学

区役所の人と相談して植樹し、世

この道の並木は、近所の人達が

ました。奥さんは海水漬、子供達

れる範囲だからです。

は捕虫網を持って出発です。

うことになります。 の造成された宅地が計画されるわ それに必要な学校とか、商店とか 街地である限り相当な人が住み よって削られ、埋立てられるとい せん。大部分の土地が土木機械に そのまま残すというわけにゆき手 けで、昔の村のような畑や山を た近代的市街地のことです。 ニュータウンとは、計画的に

失と、残された自然がいかにして 何とか一坪でも余計に自然地形を してす 伐すことができないか、 ように計画がなされるかというと 近代都市の柱として、いかされる そこで考えなければならないと そのような造成計画の中で という丁

工夫して残された縁を見

ンですよー」の一声で呼び寄せら 心もなく、で飯のときには「ゴハ てて達は、ここなら気心して放っ ーラースケートをやっています しおけます。自動車にひかれる心 てらっしゃい」と声をかけてきま 切や迷は、「おはようー」「いっ 行途の庭のような気がしています 知り合った仲ですし、この道は自 山田さん一家が川かけて行くと

間味のある緑地配置 11 手

日本住宅公団港北開発事務所長

昭

ら春先には、

なものです。 は おいて配置されています。 には約一粁も続く桜並木は、見事 山田さんの隣りの住区の散歩道 お花見径になっており、四日

かれるようです。

率の関係で、そんなに沢山の公園 接していると理想的ですが、減歩 見を豊富にし、ある人は、緑の美 る人は、自分も桜を植えて、お花 きたわけです。 た。この人達のおかけで散歩道は う気持を持つ人達が換地されまし がとれませんので、 に自分も緑の多い庭を作ろうとい 層、緑の濃い帯になることがで 散歩道には、すべて自然公園が お花見径に面した庭の持主のあ 散歩道に接し

を与えてくれます。 しい木を植えて、お花見径に変化 供達にも、夢に満ちた想い出を作 まります。

賑やかですが、道も従ってよごれ ン中の人達が集まったと思うほど 花見頃の日曜日は、ニュータウ

ってやることができるな」と思い

山田さんは、

「ああ、これで子

パパの満足感がいっぱいになって

この広報紙には、港北ニュータ

さらみずみずしく、これから歩く 口降った雨で、緑地帯の薬はこと タウンのグリーンベルトです。 なりました。 小一里の散歩が、一段と楽しみに 巾十メートルの散歩道は、 五分も歩くと、いよいよニュー 中型

歩道に沿った庭の持主に感謝の言

ニュータウンに住む人達は、

参ります。

タウンの住民が交替で道の清掃に

休みやすいベンチが、ある距離を きるよう、軽い根屋でおおわれた うに皆できめてあります。ですか がら、ひとりで孫達が摘み草がで おばあちゃんが、ゆっくり休みな 道は、摘み草のできる道というと しながら管理を行なっています。 校単位の住民達が、区役所と協力 山田さん達の世話している散歩 お孫さんをつれた、 す」という答が返ってきました。 そ感謝したいと思っているので 切にしてくれるようで、私の方と 切にしてくれるのは、私の庭を大 ん。皆さんがグリーンベルトを大 たら、こんな良い環境は作れませ うなものです。一軒だけ離れてい なげて利用させてもらっているよ ルトという大きな庭を私の庭につ 達は、「いや私の家はグリーンベ 薬を口々にのべますが、庭側の人 に比して評判が良いという声もき し庭を作っているマンションは他 実際に、グリーンベルトに沿っ

中央自然公園とタウンセンターで ちよい散歩の目的地につきます。 山田さんは、日曜日の朝の気持

外レストランで賑やかな食事が始 ぐブールサイドに戻ってきて、 がすけば、みんな勝手にママの泳 り込んでしまったようです。お腹 いつの間にか自然公園の中にもぐ ます。子供達は、捕虫網を持って ポッカと作られた屋外プールで、 達が水着に着換えて、芝生の中に ついたときには、もう奥さんの友 ランドがあって、山田さん一家が 出田さん一家をはなやかに迎かえ タウンセンターには、スポーツ

事務気をう

た。この機会に地権者とその周辺 願ってご協力をいただくために、 の方々に、広くこの事業をご理解 いよ実施の段階に近づいてきまし この広報紙を発行することにいた 港北ニュータウン事業も、 4 団と地元の皆さんとのよりよいき

見がありましたら事務局(港北二 ください。 地元開発対策協議会の活動、 ュータウン建設事務所)へお寄せ 事業の状況等を掲載する予定です ウンに関する計画、スケジュール この広報紙が、市や日本住宅公 また皆さんからのご提案、ご意 関連

おもな 危設計画

交

幹線道路の交通は住区内に入らぬよう計画し, 通勤、通学等のための歩行者専用道路も設けて 交通の安全を図る

通

鉄道は、横浜市営高速鉄道2路線を計画してい

公 園 緑 地

公園緑地は、中央大公園及び運働公園、児童公 園のほか,自然を生かした緑道を造る。

排 水

排水方式は分流式とし, 雨水は地区内外の下水 路を経て,早渕川及び鶴見川に放流する。汚水 は下水道幹線を経て, 菊名下水処理場で処理の のち, 鶴見川に放流する。

教育公益施設

人口に適合するよう, 小学校, 中学校, 高等学 校を設けるそのほか, 各種の公益施設も適正に 配置する。

商業業務施設

港北ニュータウンを横浜の副都心として位置づ けた商業業務施設を計画する。

(中心センター)文化社会的施設, 商業業務施設 を一体化した一大センターを形 成させる。

(地域センター)鉄道駅を中心に形成させる。 (地区センター)各住区毎に形成させる。



▽委員長 常任委員会 役

<u></u>

111

山本光雄(新田) 金子 信田隆 保

松沢健三(山内)

1

望します。 協議会の委員は次のとおりです

改 の方々は、この協議会に積極的に 加を実現すべく、積極的に活動さ 互の意志疎通が図られ、このニュ 元からの意見や要望を委員がまと れています。 ータウン事業の理念である市民参 ニュータウンに関係される多く 市や住宅公団に要望する等相

れることになっています。

ごろ公団案ができ、協厳会に示さ されました。これをもとに、公団 は事業計画のもととなる基本設計 (網尺千分の二)に入り、九月末

されました。その結果六月の小委 員会において、基本構想および基 本計画案の大筋が、それぞれ了承

良いまちづくりをされることを要

参加され、自らの手で立派な住力

3

づなとなってくれることを願って

小委員会の各委員は、早速、

50000 50000 16

1111

元にこの案を持ち帰り、検討がな

開発区域のスケジュ

日本住宅公団施行土地区画整理事業の当面のスケジュール

ŋ:	年 昭和46年							昭 和 4 7 年											
Н	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12



よび関係行政機関に対する説明の 開発対策協議会、地元関係者、お 着手する予定です。 もととなる基本設計(縮尺千分の てあるものの住宅公団案の作成に いて造成の高さ、関係まで表わし 「昭和四十六年の秋山から」 一)の図面により、土地利用につ 場本設計の住宅公団案について それぞれの意見を調整し、事

共に検討をしてきました。 作成し、市、および対策協議会と び配置の原則を表わしたもの)を 百分の一の図面により、土地利用 とづき、基本計画案(縮尺二平五 に対に対して示されました。 開発対策協議会および、住宅公団 の基本構想が、港北ニュータウン 囲の竹格となるべきものについて

(昭和四十六年七月頃から)

基本計画をもとに、事業計画の

事務所案内図

日本住宅公団港北開発事務所 構紙市線区作用町2205番地 TEL(911)3811

計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860番地 TEL(431)1442

横浜市計画局港北

資をすることになります。 個人的にも事業施行者も無駄な投 ないことが多々あり、結果的には、

に影響することになります。

このことから、区域内において 事業施行者の投資は地元の負担 クウン建設事務所

についての基本的な考え方、およ

住宅公団は、この基本構想にも

等について、土地区画整理法によ 変更、建築物の新築または地改築

以上が事業計画、施行規程の記

度が想定されています。

ろしくご協力をお願いします。

港北ニュータウン計画 (二千五 中 日本住宅公団港北開発事務所事業計画課長

英

夫

「昭和四十七年の春先には」

県知事、市長の意見の照会を行な 業計画および施行規程について、 事業計画と施行規程の認可申請を [昭和十七年の春頃には] 作宅公団において作成した、事 住宅公団は、建設大臣に対して

ほぼ次のような順序で進めて行く

この開発地区についての事業は

が無かったときは認可となり、告 元されます。 覧いたします。これに対して意見 計画、施行規程の図書を二週間縦 「昭和四十七年の初夏の街に」 建設大臣は、関係者に対し事業

四和四十六年一月

行規程の認可 事業計画、施

横浜市から港北ニュータウン計

分」が行なわれます。換地処分は の時の予定としては昭和五十二年 われます。この時期は、事業決定 換地計画の確定にもとづいて行な 揆地の最終決定として「 換 地 処 すべての工事が終った段階で、

認可接は、区域内の土地形質の

その他、事業実施上の細目を定め 等事業の実施内容を定めるもの) 業計四(改計図、減歩率、資金計画 地区画幣刊者議会の委員の選挙、 および施行規程(事業の名称、 るもの) の作成に着手する予定で

公

年六月、日本住宅公団が施行者と

(区城決定、事業決定) これを同

として、都市計画の決定がなされ 地区画整理事業を施行する区域 について、昭和四十四年五月「土 部士二百二十四へクタールの区域 囲が進められていますが、その一 浜市の六大事業の一つとして、計 百三十ヘクタールの区域)は、横

なって開発することが、決定され

しいます。

審議会の意見を聞き施行者が決定 原案について、評価員と区画整理 することになります。 「昭和四十七年の秋以降は」 住宅公団で作成する換地計画の

ることになります。この時期につ いては現在のところ未定です。 にもとづいて一仮換地指定」をす 換地設計が決まりますと、これ

れて行くことになりますので、 関係者と協議のうえ事業が進めら 事業の順序のあらましです。細部 年の春頃になる予定です。 なってきます。この時期は四十七 防災施設の建設、およびそれらの めには、事前に工事用道路の建設 については、具体的な問題でとに 工事にともなう補償などが必要と 以上が公団開発地区についての

調整で、期間的に確定でき難い要 れはでることと思われます。 索が多数ありますので、 多少のず

可までの予定ですが、関係者との

昭和四十七年の秋頃には) 審議会の設置

画整理審議会の委員の選出をする 南滅です。 もので、おもな任務は換地設計の 行者の勝凹機関として設けられる 経験者委員の三者で構成され、施 所有者委員、借地權者委員、学識 ことになります。帯滅会は、土地 り記可されたとしますと、土地区 事業計画、施行規程が予定とお

同意を得て施行者が選任します。 て、「評価員」を区間整理審議会の 地の評価についての諮問機関とし (土地の評価についての経験者) ほぼ同じ時期に、区間整理の土

定です。 をどの位の規模で着手するかは未 予定です。ただ現時点では、どこ 監会の設置が予定どおり進んだ場 事業計画等の認可、区画整理審 本格的な造成工事に着工する

本格的な造成工事に着手するた

土地区画整理

事業の実施に必要な現形測量が、

等)を完了する予定です。 「昭和四十六年七月頃より」 (家屋調查、驀地調查、権利調查 [昭和四十六年の秋頃までに] 事業計画作成に必要な諸調査

災計画と併せて検討いたします。 爬行順序、施工工区等の検討を訪 昭和四十七年の秋の終り頃には 基本設計にもとづく造成計画

進められております。 合いながら進めており、現在は土 は、地元住民の皆さんがたと話し さんにお示しし、具体的に検討が 地利用の構想について、地元の皆

る予定です。 的な造成工事に着手することにな 業認可を得る予定です。 上事が始まり十月頃からは、本格 来年の春頃には、防災のための

ちに移転や除却をしなければなら 事業の進行にともない短期間のう 築されても、せっかく建てた家も を受けることは、明らかです。 の造成をされますと、事業の実施 が住宅等の建築や、個人的に宅地 られている段階において、皆さん に際して、経済的・時間的な損失 まして、今この時点で急いで建 このように、計画が着々と進め

ついて 樹木の伐採に

して一人間尊重のまちづくり」を 港北ニュータウン事業の特徴と

北ニュータウン建設事務所また

各地で行なわれている都市計画に 「人間尊重」このことは、現在

たします。

へ、ご相談くださるようお願いい

は、日本住宅公団港北川発事務所

られる場合には、どうか今まで述 建築または、造成を計画されてお

> 団や緑地として 安らざと落ち着きをもった豊かな 筑などを楽しみ、少しでも生活に 勤め帰りのあと、家族づれでの散 な散歩道を作り、日曜日や毎日の 結び合わせることにより、緑豊か これらか

現在皆さんの山林にある樹木を伐 探しないで残しておかれるよう、 別力をしていただきたいのです。 このようなまちづくりのために、 伐採をされる場合には、社の港 そこで、皆様にお願いですが、

調査、 測量、工事

関係者の協力により、ほぼ完成い 「昭和四十六年四月には 基本計画、基本設計、実施設計等

ン区域も、市街化区域と、市街化

昨年の六月から港北ニュータウ

は、きわめて当然のようにいわれ

ております。

しかし、いままでのまちづくり

検討に着手する予定です。 用道路の計画等について全体的な 訂画および造成工事のための工事 昭和四十六年の秋頃より 工事上の防災のための防災基本

は、建てられません。

これに対し市街化区域では、

ている場合を除いて一般の住宅等

また、既存の権利の届出をされ 市街化調整区域は原則として土

地の造成などは、できません。 調整区域とに二分されました。

> 係者と一体となって事業の推進に 事の中止、または延期をご決意下

で協力をお願いいたします。

計画に重点が置かれ「人間尊重」

され、港北ニュータウン建設の関 べたような事情をご理解のうえ工

的・計画的なまちづくりを行ない しています。 極力やめていただくようにお願い ますので個人的な造成工事等は すが、港北ニュータウンは理想 定の土地造成や、建築等はできま

港北ニュータウンのまちづくり

おみせできると思います。 今年の秋頃には、地元の皆さんに 区画の整理事業計画案については このあと、来年六月頃には、 今後、日本住宅公団による土地

ちづくりにご協力をお願いいたし 取りはやめていただき、新しいま うな立派な工事の完成にも支障を のみなさんが期待していられるよ 計が出来なくなり、ひいては地元 の量の算定が困難になり、よい没 造成工事にともなう切土や、盛土 きたしますので、どうか絶対に土

ものになるよう計画を進めていま

土地造成や建 築

ウン建設事務所にご相談下さい 画中の方は、事前に選北ニュータ なお、土地の造成や建築等を計

> うな傾向にありました。 この最も重要な問題を軽視するよ では、主として、宅地造成と道路

土取りをやめ

にすぎず、このあわただしい社会

に生活している私達の心を、和ら

り、今ある大団地も単なる寝ぐら

その結果、道路は車の洪水であ

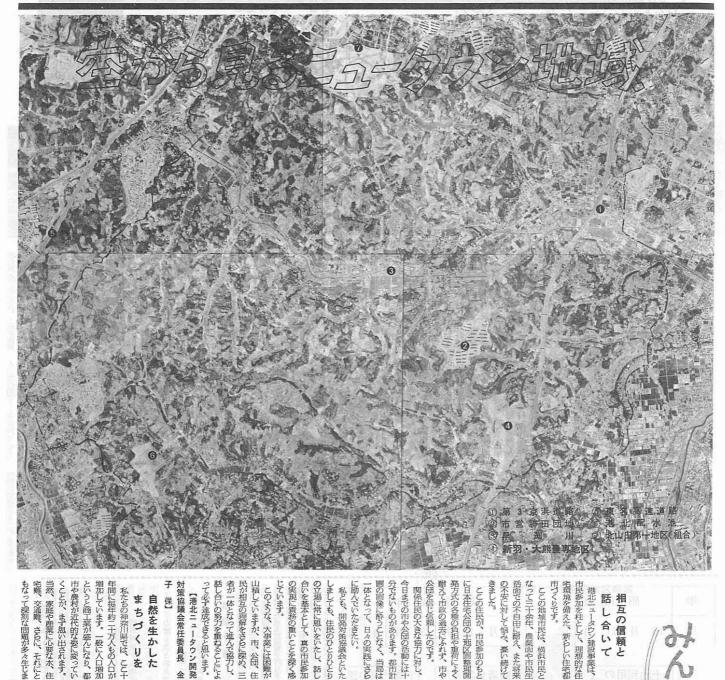
てください」

なるばかりではなく、これからの のような土取りは、災害の原因と て、山林や、畑地の土取りが盛ん に行なわれているようですが、と 最近ニュータウン区域内におい げてくれるものがなくなっていま

れらの樹木をできるだけ残して公 ウンのまちづくりのなかでは、こ く残っております。港北ニュータ 現在、この地域には「緑」が多



編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設部 TEL.641-1441 横浜市中区港町1の1



くことが、まず思い出されます。 当然、家庭や産業に心要な水、住 というと商工業が盛んになり、都 増加しています。一般に人口増加 年間に毎年約二十万人もの人口が 宅難、交通難、さらに、それにと 市や農村が近代的な姿に変ってい 私たちの神奈川県では、こと十 まちづくりを

自然を生かした

子保

の弊害が発生しつつあったからで 北ニュータウンの構想を横浜市長 が避けられない港北であるゆえ、 した。なぜならば、すでにその当 さんが、昭和四十二年発表されて りましたひとりとして、今度の滞 時から私どもの周辺には、乱開発 以来、賛成の意見を持っておりま 今後人口の急激な増加と市街化 私は、昔から港北に居住してお

と計画してほしい。

新らしいまちづくりにあたっては

このような家屋の密集したところ

より住みよい環境になるよう

【港北ニュータウン開発

挙げたいと思います。文明の利器 問題を考えた時、鉄道の有利性を したらどんなに良いだろうと希望 帯に直結した線と清浄な空気を十 横浜市の中心または、京浜工業地 したからです。 一分に供給できる住宅地が、出現 私は、港北ニュータウンの交通

> の配慮を傾けて、その意向を反映 に、住民の声を聞くことに士一分 て強調している。そこで今後さら

ニュータウン推進の一つの柱とし

市は、市民参加のまちづくりを

したまちづくりをしてほしい。

緑と太陽と、そしてこの温かい

話し合いて 相互の信頼と

市づくりです。 宅環境を備えた、新らしい住宅都 市民参加を柱として、理想的な住 ここの地域市民は、

横浜市民と 港北ニュータウン建設事業は、

きました。 なって三十余年、農業面や市民生 の不安に対して悩み、憂い続けて 店面での不自由に耐え、 また将来

> ってしまったのです。 空をもう見ることは絶対になくな まれていくような、あの紺べきの ています。空の青、海の青、吸込 の美しい入り海であったと書かれ は、三百年ほど前は、つりがね形

> > 運動は身体の保健につながり、道

に駅まで徒歩で往復し、その歩行

すきが揺れる草原を、なつかしむ

ら鉄道に重点を置くべきであろう 設にあたり、交通計画は自動車か ます。これからのニュータウン建 路の渋滞緩和に役立つものと思い

提唱したいと思います。

たけど、そんな昔の空や海、

り戻す努力なくしては、都市の発 ことができるおとなが、自然を取

を無計画に等しいと思います。

子供たちには、夢にも美しい空

分でないものがあります。都市計 今日までの市や公団の活動には十 公団を信じ信頼したのです。 発方式の各種の負担や重荷によく に励んでいただきたい。 **画の画像に酔っことなく、当局は 啊えて市政の過去にふれず、市や** に日本住宅公団の土地区画整理関 体となって、日々の実践にさら ここの住民が、市民参加のもと 関係住民の大きな協力に対し、

しましても、住民のひとりひとり 私とも、開発対策協議会といた ださい。 夢と希望と拍手を送るひとりで すが、私たちのために、ご健斗く す。日頃の苦心もお祭しいたしま 港北ニュータウン計画に大いに

【港北区新吉田町 伊藤

伸子】

港北ニュータウン は鉄道を中心に

式が相互の理解をさらに深め、三

このような、大事業には困難が

が三十坪から五十坪程度である。 らもますます井戸の底のようにな 照、プライバシーの確保のうえか る。そんな便利すぎる町は、むし ふところに密集し、敷地は大部分 ろ避けたい。適度に遠い方が健康 学校も近くて余り歩かなくて行け 台に建ち並ぶようであるが、山あ に良い。緑がほしい。太陽がほし て困る。 省を抜けるとすぐ自分の家だ。 にある我々の住宅は、通風、 新らしい住宅の多くは、狭い山 楽しい静かに憩える町がほし 噂によると高層鉄筋住宅が高

鉄三号線、四号線、および国鉄通 大公害から身を守るために、 る騒音と排気ガスと交通事故の三 とはいいながら自動車から発生す 勤新幹線の早期実現を期待したい 毕

住民は、原則として通勤するの

です。

思えば、いまの伊勢佐木町周辺

大気汚染による聞くもいやな公害 最も遠いようで身近かな問題が、 す。交通事故、騒音、そのなかで

港北区勝田町 関 重吉] 既存住民に

駅を降りると商店街がある。 温かい配慮を

発展があり得るわけがないと思い も緑も知らないで、健全な心身の

5

かできるものと信じます。 めて真の意味での「住みよい町」 ゆき届いた配慮があってこそ、初

【港北区南山田町

野村

を設定認め

線があり、すでに計画決定されて 路、第三京浜道路、国道二四六号 路は、既設の路線で、東名高速道 新横浜駅・下田線があり、構想お 中山・北山田緑、鴨居・東山田線 元石川線、西神奈川・元石川線、 いる路線で、羽沢・鉄線、日吉・

ら既存の道路を部分的に整備して ている道路は非常に少なく、これ よびその周辺には、現在整備され

港北ニュータウンに関連する道 関連街路事業 山田線の一部吸収の予定)、仮称 ます。 田線、仮称大熊・東山田線があり 第二外郭環状線、仮称川向・東山 厚木線(計画決定段階で鴨居・東 よび計画中の路線で、仮称東京・ 港北ニュータウンの計画区域お

ます。これら港北ニュータウンの 標年次は昭和六十年を予定してい 港北ニュータウン全体の整備の目 農業専用地区の整備事業ですが、 公団施行の土地区画整理事業と、 っている面的整備の主なものは、

> を整備していく予定です。 各々の事業段階を全体の完成目標 十年までと、それぞれの段階に、 して、昭和五十年、五十五年、 に必要になる部分(現在検討中) 削述した道路のうち、その時まで このうち、日吉・元石川線は四

ご説明したいと思います。

事業は種々ありますが、今回はそのうち、街路、

河川、下水について

いくよりは、むしろ前述の関連す

る道路を新設整備していく考えで 港北ニュータウン内で現在行な

整備を行ないます。この事業に伴なって港北ニュータウンに関連する 港北ニュータウンのうち、公団開発地区は土地区画整理事業で基盤

の設置と道路設計を実施する予定 地買収を実施する 予定です。 に在田地区と小机・鳥山地区の用 西神奈川・元石川線は、本年度

です。

施いたしました。本年度は幅杭等

五年度において、現形測量を実

改修事業 早渕川河川

牧約四四位円で、暫定流量毎秒 定的には昭和五十年度までに事業 円で、 で、全体計画事業致は約五十七億 ルで、それより上流は水路として 村大橋の間、十二・五キロメート トルです。このうち、河川として ル、流域面積約三十平方キロメー 合流点の間、一三・三キロメート が進められています。 点より高田橋の間、一・六キロメ を行ないます。なお、鶴見川合流 〇〇立方メートルにより改修事業 方メートルであるが、緊急かつ暫 連事業としては高田橋より関根橋 整備します。港北ニュータウン関 整備するのは鶴見川合流点より中 早渕川は、緑区保木より鶴見川 一般に宅地開発により、雨水の ルは建設省の直轄で暫定工事 計画高水流量每秒三五〇立 として利用できるようにしていま ではなく両側に歩道を設け、さら にその外側に緑地帯を設け散歩道 港北ニュータウンは、菊名排水

> 幹線を通って、港北区太尾町に建 放流します。また、汚水は下水道 大熊川、江川等によって鶴見川に 方式は分流式で、雨水は地区内外

に敷設する管渠を経て、早渕川、

なり次第、開発対策協議会ならび の工事だけでなく、今後具体的に

施設の建設につきましては、 前記

なお、工事用道路および、防災 ートルで計画しており、地元関

に地元関係者と協議してまいりま

(住宅公団港北開発事務所)

係者と協議しております。 まで、約二キロメートルに巾約八

一曲の木から川和町へ通じる道)

防災的に地から河川の早期改修に 着手しました。ここで事業数の財 で下流部に与える影響を考慮し、 そこで逃北ニュータウン建設の中 源確保については都市小河川補助 危険を生ずるといわれています。 作用の減少等が考えられ、洪水の 流量の増加、流出時間の短縮、貯濯 将来の都市形態に適応した下水道 境の整備、公共水域の汚濁防止等 理して、公衆衛生の向上、都市環 備です。湛北ニュータウンの開発 の菊名排水処理区における下水道 りで、区域のほとんどがまた未整 施設整備は、その緒についたばか 処理区域に属していますが、現在 によってもたらされる汚水量を処

は完全稼動になる予定です。 す。その後は、人口の伸びに応じ

て段階的に建設し、昭和六十年に 年末完成を目標にして進めていま 建物等の第一期工事を昭和四十八 び砂池、沈澱池、排水ボンプ場、 年度に用地買収が完了し、現在、

入を計りました。 制度の適用を受け国費、県費の導 早渕川改修では従来の断面構造

定しています。なお、執行にさい きたいとおもいます。 を聞きご意見を十分とり入れて行 しては地元関係者の方々に説明会 までに護岸工事と橋梁の架替を予 度までに用地買収、昭和五十年度 工事の執行計画は昭和四十七年 川へ放流します。 き、ことで高級処理を行ない鶴見 設中の菊名下水処理場まで導び

が、このうち、動脈ともいうべき の工事も行なう予定です。 元石川・新羽幹線を先づ昭和四十 線、川向幹線が計画されています 在田幹線、山田幹線、新吉田幹 水道幹線は、元石川・新羽幹線、 八年度より着工し、逐次他の幹線 港北ニュータウンに関係する下

菊各下水処理場は、昭和四十二

防災基本計画

下水道事業

施設を整備します。 画の概要を示しますと、排水



中

計(維尺千分の一の図面)を作成 協議会とともに検討を重ね基本設 でに作成し、市および、開発対策 れ、住宅公団は、この基本構想に したうえで、細部について協議を もとづいた基本計画案を四月末ま - タウン計画の基本構想が示さ 本年一月、横浜市から港北ニュ

ていきます。 らに関係行政機関との調整を図っ 次案が完成しました。このあと開 計の作業に着手し、十一月に第一 していくことになりました。

会等によって直接地元の方々とと 発対策協議会とともに検討し、さ 続いて関係各部落に対する説明

住宅公団では、さっそく基本設 町、池辺町を経て荏田町の現道 いる個所は、第二地区の既存道路 丸子・茅ケ崎線」から西へ東方

の準備に入ります。 工事用道路

事業計画としてまとめ、認可申請 のち、それぞれの意見を調整し、

らせしたとおりですが、ここ当面は、ほぼ次 のような順序で進めて行く予定ですのでよろ

ては、本紙第一号で、そのあらましを、 団が開発する地区の事業全体の進め方につい

お知

との時期は、おおむね来年の一、

一月ごろと思われます。

とのように、各関係者に説明の

もに検討を進めてまいりますが、

港北ニュータウン区域のうち、日本住宅公

しくご協力をお願いします。

計

画

本格的な造成工事に着手するた

年 和 年 和 昭 46 昭 47 年 月 月 月 月 12 月 月 2 月 月 10 11 1 3 4 土地利用の <u>1</u> 基本設計案1000 対策協議会説明及 事業計画の認 び各部落説明 可申請準備 工事用道路第一期分のため の測量調査補償交渉 工事用道路の基本 設計

日本住宅公司土地区画整理事業 当面のスケジュー

事用道路の建設に一部着工したい にともなう補償などが必要となっ めには、事前に工事用道路、防災 と考えております。現在予定して しきますが、来年の春頃には、工 脱設の建設、およびそれらの工事

T

[写真] 新羽・大熊農業専用地区



眼で農業については、ほとんど無 都市建設あるいは、住宅建設が主 はかることは、汚北ニュータウン して位置づけ、都市農業の確立を ユータウンなどの大規模開発も、 表的な千里ニュータウン、多

寒ニ つものと考えられてきました。 進むにしたがって縮少し、なくな の特徴であり、建設の理念の一つ きました。また農業は都市化が ニュータウンと各づけられる代 入れないもののように考えられ 従来「福市と設村」という対比 れた言葉で表わされているよう 都市と農村は、全く異質のあ 農専地区 かし、農業は都市の中にあっ 第 号新羽、 中から、市として農業の場を確保 みますと、農業は無用なものでな 業地域で、農業を意欲的に続けて ろうか。この地域は、いわゆる機 し、都市農業をつくりだして行く 果しています。 都市にとって農業は無用なものだ く逆に都市にとって重要な役割を 皆さんもおられます。 いる方も、また若い農業経営者の 港北ニュータウンの計画にあた さらに、大きな眼で都市を見て 皆さんとの意見の交流の

ています。 れを農業の基盤に、都市農業の確 ために、農業専用地区の設定を提

察してまいりました。そして、そ 立をはかることが望ましいと考え

いて確認をしておきたいと思いま

につくのは、農地がどんどんスプ ロール的に宅地化して行くことで えてみますと、まづ、いちばん目 っている問題点は何だろうかを考 る状況、そして都市内の農業のも 現在、市内の農業のおかれてい

大熊

第にやりにくくなります。摩擦を れ公告だ」とさわがれ、農業は次 にしたがい、宅地と農地との間に 利用の違いによる摩擦が生じ「や 三つ……と切えてきます。 増える できます。そして、それは一つ、 まとまった農地の中に家が一軒 むづかしい点もあります。 かし、よく周辺の経営をみて

います。 ある有利さを活用しているといえ が市内には幾つもあります。そう なく、充分収益をあげている事例 きな面積で収益をあげている人も はなく、小面積の土地で集約的な ます。土地の面積も必ずしも絶対 みると必ずしも悲観的なものでは 経営で成果をあげる人も、また大 的な必要量が決まっているわけで した事例をみますと、都市の中に

ここでは、昭和四十四年に農専

業です。

本年度は、一部の補完工事と、

菜施設の整備が行なわれます。 灌水施設の整備、さらには共同農

計画が検討されていますが、この

現在、地区の皆ざんの手で換地

業は、市の「港北ニュータウン地 なってきます。なお、これらの車 を一つにまとめるためにどうして また、交換によって分散した耕地 り、作業をやりやすくするために

力を必要とします。 さけるためには、多くの資金や労

巾化の波にさらされることなく統

こうした問題をさけ、農業を都

域内農業対策要綱」による補助事

まつ、第一号として新羽町と大

も農業生産の基盤の整備が必要と

市からの提案を受けて、昭和四

備が行なわれました。

今後の農業経営の近代化をは

農専

地区

能でしょう。 人れ、またお互いに協力し合うな らば、不足する労働力も解決が可 こうした良い面を積極的にとり

は二〇ヘクタールぐらいだと思い まりをもって、配置されることが らかにして、農地と一般宅地が混 けて行くためには、土地利用を明

必要です。その農業集団地の規模 在することなく、ある程度のまと

昭和四十五年度に入って、土地

うに次の様なことを原則としてい

空間の役割をはたし、ある場合に

利さを生かすことができるはずで

温室経営では、冬の暖房が経営

けですので、販売のうえでも、有

また、消費者が目の前にいるわ

とでも、都市生活をする人の緑地 は、それが、そこにあるというこ

こうして、まとまった集団農地

農業経営が合理的に行なわれるよ 生産緑地として機能するとともに して、住民とのまさつをなくし、 の公団施行地区の住宅地化を想定 換地計画にあたっては将来、隣接

農業専用

味です。 は、景観緑地として、また災害時 ょう。こうした農業的な土地利用 計画の意味が農専地区の重要な意 には防災緑地として機能するでし

承知のことですが、農専地区につ

農家の皆さんには、既に充分で

生産の過程が長いなどから非常に 自然の状況に左右され易く、また ません。農業経営は工業と違い、 **業経営が成りにたねば意味があり** 功がまとまって確保されても、農 ということが問題です。生産の 次には、農業所得が一般的に低

げられると思います。

脱設を積極的に利用することがあ

都市農業の特徴の一つに、都市

られているものは「きたない」略 す。清掃工場といっても現在建て 余熱を利用することが考えられま 「光分に配慮されています。 建設されるものですから公害問題 じはありません。当然、都市内に こも必要となってくる清掃工場の 例えば、常機とてどうし

円位になるでしょう。

温水プールや老人ホームの利用も きだと考えられます。住宅の暖房 が、これからは、もっと利用すべ ることはされてきませんでした りその余熱を施設の周辺で利用す に利用することも考えられます。 る熱が生じ、いままでは、あま こうした工場では、半焼却に

に、温室園芸があります。 できれば、生産の高度化、或いは この余熱を生産に利用することが ラストダウンに役立つでしょう。 都市農業の経営の軸となるもの しかし、農業を考えてみた時に なる等です。 をたくことによる公害問題が無く

型別に換地する。 は、緩衝地帯も兼ねて、植木畑 當點

· 大熊農專地区略図

(土地利用計画案)

とする。 区から離れた所に配置する。 だけ中心部に、また公団施行地 施設、畜産の用地は、できる

こうした作業が終了し、農業経 は露地畑とする。 植木畑と、施設用地の中間部

営の場として早く利用できるよう

2 公団施行地区との接する圃場 1 将来の経営を考えて、 ン農業専用

地 ×

都市づくりの中に農業を一体と

てはならないものだろうか。また

都 市

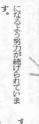
ととって

農業は無用か

欧

3

地区 について



都市施設、あるいは都市活動と結 だして行くこと、もっと積極的に し新らしい農業経営の形をつくり プラインとができるならば、道は 今後、いろいろな角度から検討

もあろうと考えます。 を導入したり、更には都市施設で 造園とも結びつけたり、直売方式 熱を利用するなど、方法はいくつ あり必ず設置される清掃工場の余 拓けると考えます。植木生産と、



清掃工

ないか 場の が利用でき

費は、年間、重油だけで三〇〇千 と一二〇千円位になり、また燃料 ります。これを年間償却費にする ル(三五〇坪)の温室経営の場合 です。例えば、八二五平方メート 費の大きな部分を占めているたけ

なって来ます。こうしたことから か、除かれるかは、大きな違いに 千葉大学の園芸教室に依頼し、 も余熱利用について充分考慮する この分が経営数の中に加えられる 五〇〇千円が暖房費ということで 熱利用について研究しました)。 必要があります。(緑政局では、 また、もしこれを利用できた場 これらを加えると四〇〇千円~

いても積極的に検討していただく 皆ざんも、こうした農業利用につ 市としても研究していますが、 合、その他の効用があります。例

んば、労働力の節減、各々が重油

7

第二は、農業基盤を整備して、

ン計画に関して 港北 ニュータウ 中川地区住民集会

からは市長以下関係局長ほか、日本住宅公団関係者が出席し、活発な 川中学校体育館で開かれ、地元関係者が約六百人集まりました。市側 意見の交換が行なわれました。集会でのおもな質問と回答は次のとお さる十月十七日中川地区連合町内会主催、中川地区住民集会が、中

出し、軽価員を選任し、換地設計 ぞれ選挙によって審議会委員を選

上必要な諸基準を定めます。

これにより、いよいよ地区内

土地所有者と借地権者から、それ

基薬計画のうち、骨格となるよう 内容、時期、決定機関等を明示さ いて、各段階別に、その具体的 港北ニュータウン計画の全観に 本市としては、かねで作業中の

伝は、日本住宅公団の土地区画 ン地域というのは、面積約二千五 述べますと、まず港北ニュータウ ・最初に開発する地区干三百九十 ヘクタールを決めました。その 第一は、開発地区といって、 提出する予定であります。 し、市、および県の意見書を添付 費を記載した事業計画書を作成 し、建設大臣に認可申請を明着に 匹様に減歩の負担を負います。

旦三十ヘクタールです。

田団地、および民間によって開発 業専用地区約四百二十へクタール 尚度の農業が営めるようにする農 いれつつある地区約六十七へクタ 一十四へクタール、その他市営勝 発用事業で開発する地区約壬三百 よ事業は正式に動き出し、住宅公 の認可告示がありますと、いよい この事業計画を認可します。大臣 す。意見がなければ建設大臣が、 意見書を提出する ことができま 場合、意見のあるかたは、知事に んに縦撃していただきます。この 一分なる検討ののち、二週間皆さ

を予定しており、既に新羽・大熊 地区約二十三ヘクタールは、工事 うになります。 団は施行者として事業ができるよ

多く、今後の検討を要する地区で 明できますが、そのほかの地区に る土地区画整理事業については原 時期、決定機関等については、第 化調整区域になっています。 すでに人家の建っているところが ついては検討中であり、現在お話 現在農業専用地区とともに、市街 にいいました住宅公団の施行す そこで具体的内容、事業決定の

ます。もちろん公団も、皆さんと を買収させていただいたのであり 地主となるため皆さんより、土地 まず住宅公団も皆さんと同様、 四整理事業を進めるにあたって、
 住宅公団が施行者として土地区

進めており、本年度中には正式に

本市では基本計画の策定を

決定したいと考えています。

港北ニュータウン計画の概要を

な事項については、基本構想とし

上本年一月末、対策協議会にお示

し、大筋についての検討を終り

申請いたしますと、関係各省の 本事業の目的、設計内容、事業 に先だったり、または此行しなが

「質問」

を完了しています。

次に皆さん方地権者、すなわち

港北ニュータウン地域内にある

丁九へクタールあり、この地区は 第三は、その他の地区で約七百

しできる段階になっていません。 筆ごとの評価と換地の割り込み設 結や使用収益の時期をお知らせず 書には、仮換地の位置、形状、 す。各地権者には「仮換地指定通 発表したいと思っています。 ます。四十八年中には、仮換地を 計に入り、これに約一年間を要し 知書」を送付しますが、この通知 に誘って施行者が決定いたしま できました拠地原案は、衝議会

【質問】

く家屋等の移転協議に入り、順次 ることになります。 でてまいります。 直接仮換地に移っていただく方や 時仮住居に移っていただく方が 続いて、仮換地に移っていただ

遊成工事につきましては、移転

より、 公共施設の引継き等をすることに 処分、区画整理登記、清算事務、 ら述めてまいります。 工事が完了いたしますと、換地 土地区画整理事業は完了い

画の基本となる設計の段階であ め、大臣の認可をとり事業の完成 現時点では、前に述べました 県の意見聴収のため、事業計 一日も早く基本設計をまと

住

を期したいと考えております。 公団

> は、約二十ケ所あり、その種類も 在の規模のまま、営業できます。 られる方については、造成後も理 わたっています。現在営業してお **粤**気部品、板金、木工等多菜種! 現在、公団施行地区内の工場数 [回答]

めて営業できるよう今後検討して 力が得られれば、ニー三ケ所に集 いえません。そこで皆さんのご協 頭が生じたりして好ましい姿とは は、騒音、悪臭その他の公害の間 住宅と工場が混在していること さしている港北ニュータウン内に 行きたいと思っています。(旧) しかし、計画的都市づくりをめ 度を現在検討中であります。 たらが考慮されるものか否か説明

るかどうか説明知いたい。 上場は、造成後も引続き営業でき

「質問」

と思われるが換地にあたって、こ について、マイナス要因が生ずる るのか技術的設計を知りたい。 をどのようになくそうと考えてい らどのように守り、どのように防 は、理想的なまちづくりという意 味から考えて、自動車等の公害か し、近接する住民に対する被害 また、公害を受ける宅地の価値 港北ニュータウン地域内の宅地

聞いたい 【回答】 公害防止の設計技術上の方策を

労をお願いします。

「質問

の換地設計、評価におよばす影響 楽していまか、この方流によ

高速地下鉄道の着工、および空

成年度等その計画について具体的 港北ニュータウン内には、三豆 [回答]

練、四号線の計画がありますが、

(公田)

で工事の質について差をつけるこ と外縁部を比較し、工事上におい しのないよう要望する。 港北ニュータウン地区の中心部 緑の保存に協力を [質問]

存されたい。 緑を守る意味から道路の周囲に 回答 できるだけ屋敷林の樹木を保

は、中心部だから外縁部だからと

土地区画整理地区内において

いう理由によっての工事の質の差

は基本的には考えていません。

公団

ん。で指摘の道路周辺の屋敷杯の が、これで繋が十分とはいえませ す。これを参考にして、公園、緑 樹木の現況調査等も行なっていま 画に先だち、屋敷林や樹林地等の をめざしています。そのため、計 地の配置計画を行なっています 保存について積極的に取り組み、 つとして、緑の多いまちづくり 機北ニュータウン計画の目標の

るだけ、その保存については、 できるだけ保存するよう考えてい 斜面緑地も造成計画を加味して、 保存についてはもちろんのこと ますので、地権者の皆さんもでき H

るような摩擦をさけ、調和をはか た。都市の中で農業をながく継続 計画的確保として、農専地区の設 ることが必要であり、機業用地の 業生産活動との間の公害といわれ て公団施行区域の決定がされまし 楽しまして、それらの問題を含め としての農業専用地区の設定を採 ました。その中で都市農業の基盤 を契綱として皆さん方にお示して 対策についての考え方、助成措置 開発区域を決める以前に市の農業 対策、生活対策につきましては、 して行くためには、都市活動と機

可能であります。 すので、ここで農専地区の設定は まだ相当面積の調整区域がありま 区の区域は決定されてはいますが 定が必要だと考えます。 中川地区においても公団施行地

不足分を金銭で清算する仕事があ

が、実際には、宅地とすべく開発 で、農業を続けることは可能です すし、また開発方法が、土地区は 類が生じてこようと考えられま ふえてくると、またいろいろな問 するわけですし、新しい人居者が してしまうわけではありませんの 整理であり、一度に全部が宅地化 ついては、皆さんの土地でありま 次に、公団施行区域内の農業に

と、また農業技術を生かした植木 策協議会を中心にご相談したいと なく、開発後の土地利用の方法な ますので、具体策については、対 今後の対応策も考える必要があり 造開業など、生活対策の面からの そこで、農業経営というだけで

住宅公団とニュータウン造成計画 入居時期と高速鉄道建設時期につ 連絡の意味から早期に着工したい 三号線については、市中心部との ータウン造成計画、ならびに日本 考えであり、現在、市の港北ニュ

農業対策は

関と調整してまいります。〔市〕

いて、地元の要望も聞き、関係機

ているか。 対策、生活対策をどのように考え 港北ニュータウン地域内の農業 「質問」

港北ニュータウン地域内の農業 【回答】

の工事を行ない、順次、換地が使

いたい 黒要な点について 具体的に説明節 土地区画整理事業の内容、 【質問】

手法として「土地区画整理法」 街地開発法」や「都市再開発法 よって施行される事業でありま と並んで、面的な都市づくりの 土地区画整理事業は「新住宅市 【回答】

の多摩ニュータウンは、前に述べ ました新住宅市街地開発法に基づ 大阪の千里ニュータウン、東京

を選出することとなっています。

ては、十分なる配慮をし、少なく らびに区画街路等との接続につい 広城道路と区域内計画街路、な

ないよう貿易頭いたい。 [回答]

います。 体改良等が行なえる計画となって が起らないよう留意して、将来立 した設計となっており、交通渋席 で趣旨のとおり、十分な配慮を

底するために、都市計画道路と 行者専用路を設ける計画としまし は、できるだけ立体交叉をした歩 特に歩行者に対する安全保護を衛 交通上の危険防止については、

> 等を考慮して定められます。 すが、換地は、従前の位置、 異なった場所になることもありま 用計画との関係から、その位置は は公共施設の新設や変更、土地利 たものを「換地」といい、実際に の面積から減歩の面積を差し引い

環境

公園等を配置し、歩行者専用路は されると思います。 甲からの危険に対して十分に保護 な都市整備かされれば、歩行者は 北ニュータウン地域内は、計画的 肌に至る計画となっています。港 この歩行者専用路沿いに学校 [公世] 雨水排水、汚水排水等の利便施設 償金等の協議をいたします。 猶予期間をもって、その時期や補 要となります。この場合は十分な 皆さんの家屋や庭木等の移転が必 成工事も行なわれます。 に、換地となる土地の大規模な過 関等の公共施設の造成工事ととも 使えるようにするため、道路、 との工事を円滑に進めるため、 換地が生まれ変った土地として 造成工事の進捗とともに、上水、

新らしく書き替えられます。 事の認可を受け、現在の登記簿も 用できるようになります。 定められます。換地処分は、県知 **すと新しい町名、地番、地積等が** さらに整理前後の土地評価の過 地区全体の工事が完了いたしま

の意見を反映させるため、土地所 でありますが、この事業に地権者 有者と借地権者からてれぞれ選挙 により、土地区画整理帯議会委員 以上が土地区画整理事業の大要

事務気をう

中川地区住民集会

ださった意見のうち、勝手なが どを紹介したいと思います。 を設け、皆さんからのご意見だ 感じは、いかがでしたか。 今回は、紙面の都合でお寄せ 香から「みんなのひろば」 「港北ニュータウン」一号の (あて先) 計画局港北ニュータウン 如設布務所

ら一部を削愛させていただきま

さんが参加するお気持をで、 したので、ご了承ください。 見をお寄せください また、この広報紙の編集に皆 港北区第名町八六〇番地

が、土地区間整理事業は、地権者が く金田買収方式によるものです 共同して応分の土地を提供して、

する事業です。

土地区画整理事業を始めると含

即ち減歩によって、まちづくりを

以

衝路事業始まる

を主として考えています。 滑に進めることを目的とします。 結果を事業に反映させ、事業を円 集を行ない、これを分析し、その 自らの問題として、関係資料の収 動によって、ニュータウン建設を

研究する内容は次のような項目

会長一人及び常任委員長四人、そ

1項

協議会は、食一人、副

第二条 【対策協議会要綱抜すい】

年五月一七日決定)

△日吉・元石川線(昭和四四

の他の委員若干人をもって組織す

(1)

土地区画整理事業に関する

る。

会、事業・農業・生活の各専問委

港北ニュータウン建設事業は、

るととになりました。 七年四月一日から研究会を設置す た。そこで過日の会議で昭和四十

この研究会は市民の自主的な活

員の任期は終了することになって が、この三月末をもって現在の委 条)は、二年と規定されています

いますのでお知らせします。

協議会の委員の任期(要綱第四 しての港北ニュータウン開発対策

研究会を設置

AND THE PROPERTY OF THE PROPER

これによって港北ニュータウンを

の基本設計の検討まで行なってき 員会において、用地買収から今月 対策協議会の常任委員会、定例

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1 442

建設事務所新設される

タウン関連街路建設事務所

地)に隣接して設置されました。この事務所は、横浜市の六大事業のうち重 図るうえから、土地利用の骨格を形成する重要な関連都市計画道路の整備を 務所が、既設の計画局港北ニュータウン建設事務所(港北区菊名町八六〇番 緊急に推進するために設置されました。 点施策として進められている港北ニコータウンの建設と、その周辺の整備を 昭和四十六年十一月二十九日付で横浜市港北ニュータウン関連街路建設事



業の促進と早期達成を図るため、 北ニュータウン建設の重要性にか いては、道路局建設部街路課が担 持った建設事務所を設置して、事 施行部門と用地補償部門を一丸に んがみ、従来分担されていた工事 は財政局管財部用地第三課におい 当し、用地の取得、補償等の事務 路事業の事務と、工事の施行につ したプロジェクトチームの性格を て執行していました。しかし、港 従来行なわれてきた都市計画街

事担当主査以下四名、用地補償担 長を含めて八名であり、内訳は工 所が設置されたのです。 このような実施面を強化した事が 当主査以下三名の職員です。 事務所のメンバーは赤星事務所

関連都市計画 道路は六路線

この事業実施に当ってもっとも関 発していかない限り、乱開発の弊 の地域が立地的にみて計画的に開 って実施する事業です。そこで、 害を防止しえないという考えに立 港北ニュータウンの建設は、こ

> ないものです。 最も緊急に施行されなければなら せる重要な基盤をなすものとして 本市北部地域の都市機能を発揮さ 港北ニュータウン地域を含めて、 連の深い都市計画道路の整備は、

として整備する必要があります。 この横の道路体系を形成するもの す。関連都市計画道路へ路線は、 横の道路体系が重要になってきま の道路体系を形成するとすれば、 する第二京浜道路等がいわゆる縦 線(東京・沼津線)と地域内を通過 する東名高速道路、国道二四六号 港北ニュータウンの周辺を通過

柱として、都市活動により生じる 各種の交通需要に十分対処するこ

道路整備につ とができます。

ともろんかんかんかんかんかん 国鉄新幹線、東急田園都市線お上 ならびにその周辺地区居住者の交 北ニュータウン開発地区居住者、 通を確保するため、国鉄横浜線、 関連都市計画道路六路線は、

第二地区)を通る西神奈川・元石 以降も用地買収および工事を進め ますが、引き続き昭和四十七年度 事業で一部用地買収を実施してい です。昭和四十六年度は国庫補助 部と港北ニュータウンを結ぶ道路 川線は、国鉄新横浜駅から第三京 から三十二メートルであり、延長 浜道路を経由して国道ニ四六号線 は約八、六〇〇メートルです。 て行きます。幅員二十五メートル に至る道路であり、横浜市の中核 横浜北部新都市第二地区

も用地質収および工事を進めて行 昭和四十七年度には一部用地買収 業で必要な調査を行なっており、 す。昭和四十五年度から市単独里 から国道二四六号線に達し、東急 は、六角橋・日吉線(中原街道) す。引き続き昭和四十八年度以際 を実施するため準備を進めていま は約八、二〇〇メートルの道路で 絡する幅員二十二メートル、延長 園都市線のたまプラーザ駅とを連 東横線の日吉駅、綱島駅と東急田 第一地区)を通る日吉・元石川線 横浜北部新都市第一地区(公団

い。どんな小さな植物でも土壌な 十分にくみ入れた計画にしてほし 私のような小さなものの要求も

が市と地元の双方から出されまし 場をもうけるべきであるとの意見

港北ニュータウン建設の母体と

は引き続きその職務を行う。

(最近の会職のようす)

横浜北部新都市第二地区を通る

後も新たに委員が選任されるまで

2項 委員は、任期が終了した

さんや学職経験者も積極的に参加 建設に広く市民および地元のみな ものとして、今後のニュータウン

委員の改選につい

残任期間とする。

きます。

△羽沢·鉄線(昭和四四年五

より就任した者の任期は前任者の

再任を妨げない。ただし、欠員に

1項 委員の任期は、二年とし

お知らせ

これらの会議を通して出された

(6) (5)

金融と税制に関する研究

[第四条]

その他

(4)

建築法制と技術に関する研 都市計画の地域指定に関す

3

の関係者のうちから市長が萎縮す

んによる各種団体の代表者その他

る研究

(3) (2)

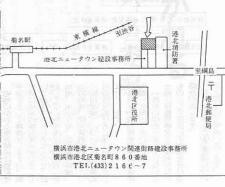
土地利用に関する研究

内の各地権者の中から推せんされ

委員は、港北区及び緑区

た者、並びに常任委員長会の推せ

して、何でもとり上げて研究する



び東急東横線等との連絡を図るた です。 め、次の道路の整備をはかる予定

△西神奈川・元石川線(昭和 四四年五月二〇日決定

局者に申し上げたい、 事の実施に当ってひとこと関係当 施行されると聞いていますが、工

り、多くのひとびとの鑑賞に供し の育成に志して以来四十数年にな の心のよりどころとして、五葉松 切り離せないことはすでに申し上 けっこうだと思うが、かといって と奪われはしないかと危惧してい の育成というたのしみをむざむざ 目分の一生の心の糧としている松 業ができなくなるのではないか 施行を前にして、開発によって農 きたことを飲んでいるものです。 私の人生に求め、若い時から一生 濠端の松に 代表される荘重味を わら、私は日本の美は、皇居のお げるまでもない。農業経営のかた 業ができなくなることを憂える。 この計画により緑が破壊され、農 しかし、ことにニュータウン工事 しいます。そして、緑の人生に生 緑地と農業は私の人生にとって 私は、ニュータウンの計画は、

ま、近所づきあいが疎遠になり、 温かく迎えてくれる人がないま るため、入居者はどこを向いても もともと、この辺は新開地であ 最も尊いものとして取り上げてい ただきたい。 私たちは横浜市民であり外来者で はない。現在いる先住民の権利を

者を得て、住民相互の明るい郷土

ってしまう。一日も早く良い指導 と同様、まとまりのないものにな

会の福祉を住民総参加のもとに開

始してもらうことを願ってやみま 建設に心をこめ、健全なる地域社

【港北区新羽町

大谷

遠からずニュータウンの工事が

先住民の生活と緑 をこわさないで

くしては生きられない。祖先以来

日常生活は扇子にかなめのないの

【緑区川和町 岩沢 金

建設に期待するも 港北ニュータウン

るでしょう。 続くとどうにもならない事態が起 れています。このままで乱開発が を時々通ると日増に家屋が建築さ が、ニュータウンの中心地区行近 事に着手される予定とのことです りが、いよいよ今年の秋頃から工 中民参加の港北ニュータウン造

計画によると緑の公園がたくさ

定です。 線に達し、東急田園都市線の市ケ で必要な調査を行なっています。 昭和四十六年度から市単独の事業 五、八〇〇メートルの道路です。 ルから三十二メートル、延長約 駅とを連絡する幅員二十二メート 尾駅と国鉄横浜線の鴨居駅と小机 浜・上麻生線)から国道二四六号 羽沢・鉄線は、篠原・池辺線(横 査を行ない逐次事業に着手する予 昭和四十七年度以降も引き続き調

山駅と港北ニュータウンを結ぶ幅 を通る中山・北山田線は、国鉄中 横浜北部新都市第一、第二地区 年五月二〇日決定)

△中山・北山田線 (昭和四四 西神奈川・元石川線と日吉・元

います。昭和四十七年度以降も引 二十二メートル、延長約四、五〇 き続き調査を実施し、逐次事業に 昭和四十六年度も調査を実施して 五年度から必要な調査を行ない、 〇メートルの道路です。昭和四十 石川線との接続道路であり、幅員

員十八メートルから二十五メート き続き昭和四十七年度も調査を進 ル、延長約七、〇〇〇メートルの め逐次事業に着手する予定です。 は必要な調査を実施しており、引 重要な道路です。昭和四十六年度 △新横浜駅・下田線(昭和四

六年三月二六日決定) 業に着手する予定です。 長約一、四〇〇メートルで逐次事 ケ崎線)は幅員十八メートル、 鴨居・東山田線(丸子・中山・茅 横浜北部新都市第二地区を通る 年五月一七日決定) △鴨居・東山田線(昭和四四

延

き、関係者の皆さんのご支援とご 事業の重要性を十分で認識いただ なりません。横浜北部地区の道路 網整備に欠くことのできないこの 理解とご協力をいただかなければ じめ、地元住民の皆さんの深いご 業用地にかかる地権者の方々をは 円滑にすすめて行くためには、 以上述べました八路線の事業を 事

0

緑を大切に

を結集している。 日を追って深刻の度を加え、国お よび地方自治体はその対策に努力 都市人口過密化の傾向は、益々

るということですが、一日も早く 活に事欠かない企画がなされてい 最も大きい事業であろう。すでに ンの建設もその一環事業としては 建設も計画され、居住民の日常生 等の教育施設および公共的施設の 営まれている現状である。 ホームには次々と入居者の生活が 勝田団地のように一部新装なった 聞くところによれば、小中高校 横浜市における港北ニュータウ

り、この事業に参加してよかった ウン造りの成果が立派にできあが と喜ばれるよう、横浜市、 宅公団等にお願いします。 所に住んでいた方々ばかりです。 は豊かな自然の環境にめぐまれた ま住んでいる港北、緑両区の住民 んできる予定とのことですが、 どうか我々の期待するニュータ 日本住

この計画の実現を望むしだいで

9

【緑区在田町 井上

利

光

開発地区選定

都市計画区域決定

計画決定・区域の決定

都市計画施設の決定

基本計画の策定

土地·建物等権利調查

施行規程及び事業計画認可

評価員の選任

换 地 設

仮換地原案審議会諮問·決定 仮換地の指定 建築物等の移転・除却

公共施設の新設・変更工事

換地計画の作成

換地計画の知事認可 换地処分(町界·町名·地番変更·清算金決定)

公共施設等の市町村へ引継

施行規程

① 機

② 土地区画整理春議会委員選挙

换地設計基準

公団施行土地区画整理事業の手続

事業計画

登記所へ届出 ③ 権利申告

土地評価

用地質 収

現況測量

街区確定測量

画地確定測量

仮換地変更

建築行為等制限

市報、県公報によってそれぞれと

事業計画の施行区域に各自の土地 の場合の「縦覧」は地権者がとの の目的のため公告されますが、こ

今後「縦覧」の公告が、

官報



かいせつ

日本住宅公団港北開発事務所 区画整理課長 斉藤

ことは申すまでもありません。 都市ができるまでには相当の期間と費用を要する スケジュールが発表されていますが、完成された そこで各地権者(土地所有者、借地権者、その 一号、二号において日本住宅公団の当面

登記簿以外に確認できない、土地や家屋の権利と 他の権利を有する者)は目に見える工事の進行と 林・農地・原野等を含みます。) すなわち、一般にいう宅地はもちろんのこと、山 ことがらについてシリーズで説明いたします。 業務のうちから特に重要な事項やそれに関連する の流れについての要領を別表の順序に従って解説 の関連についての不安感をお持ちだと思いますの (この解説にいう宅地とは、公共用地以外の土地 現在まで太枠の事項が進んでいますが、今後の 次に日本住宅公団が施行者である場合の業務 ている者等が広く含まれます)は る者や建物について借地権をもっ く、道路についての占有権を有す の縦覧を行ないます。これについ

2 土地区画整理審 査をうけます。

関である都市計画地方審議会の審 意見書を提出し、公正な第三者機

縦覧終了後二週間以内に県知事に

ごとに) 施行者の諮問機関とし 区を工区に分けた場合には、工区 れますと、事業ごとに、(施行地 事業認可が大臣によって公告さ

②換地計画の作成、変更、

意見

書の内容審査する場合

ようになっているのか等を知るこ 行にともなって付近の街区はどの のどの筆が含まれるか、事業の施 のか、事業の期間や事業費はどの の公共施設はどう整備改善される 公園、その他

なって行なう場合と異なり、施行

連がないので、権利者の適正な意 者と各地権者との間に直接的な関

ついて等を定めてあります。 の宅地の地積についてや清算金に 項、換地・保留地について、従前 や土地区画整理審議会に関する事 とかできるわけです。 施行規程には、この事業の範囲 を行なう趣旨により設置されま て、民主的、能率的に事業の推進 見をできるだけ事業に反映させ

内に行なわれます。 し、この公告の日から一〇〇日以 審議会の委員の定数は、施行前 委員の選挙は、選挙期日を公告

この事業計画と施行規程につい

権者から選ばれた借地権者委員と、借地選ばれた土地所有者委員と、借地 り選挙することを施行規程によっ の範囲で、当地区は立候補制によ 横によって一〇人から五〇人まで 定めます。

に宅地についての権利だけでな て、意見のある利害関係者(たん て場所と期間を定めて二週間公衆

で施行規程で定めます。 五分の一以内の学識経験委員であよび施行者が選任する委員定数の 委員の任期は五年以内の範囲 権を有します。

挙権を有します。ただし両方の季 有権と借地権を共に有するとき としては、同一人が施行地区に所 (所有者委員、借地權者委員) それぞれ一個の選挙権と被選

第三に、宅地の共有又は共同借

一施行者が審議会の意見を聞かな

(権限) の具体的なことは 設立された審議会の主なる仕事

> 口施行者が審議会の同意を要する 回仮換地指定処分について 事項としては の減価補償金交付額について

て、土地区画整理審議会を置かね

ばなりません。

回増換地または減換地の処分 ○過小宅地または過小借地の基

また審議会委員の選挙権および被 ○評価員を選任する場合 の保留地を定める場合 〇特別換地、飛工**区**換地処分

ります。 地権を持っていることが必要であ 区内の宅地について所有権又は借 選挙権を有するためには、施行地 選権について述べますと、委員の

おれば、未成年者、禁治産者でも ん。また所有権か借地権を有して よく、又法人でも外国人でも選挙 第一に、選挙権は一人一個であ 地積の大小に関係ありませ

第二に、一人一個の原則の例外

3 2

禁治産者、 準禁治産者

権利申告

地区外居住地権者

新都

和田地区全体

三月二十四日(金)午後 三月十四日(火) 三月十日(金) 三月七日(火)

時時 時 時

北

公

新 田 中 学

区画整理登記

なっています。 可公告後施行者に届け出ることと く使用借権)については、事業認 先取特権、 使用貸借契約にもとつ 地權、水小作権、抵当權、質權、 記してない所有権以外の権利(借 いるわけでもありませんので、 行者は従来の権利関係を知悉して 手掛りとして調査をしますが、 宅地にかかる権利関係は登記を

事業計画変更

清算金の徴収・交付

告書」を提出下さい。 未登記の借地権者は一借地権田

土地区画整理事業上の権利がない ては次号にて解説いたします。 別表に記載した④⑤⑤項につい 「権利の申告」をしていないと 行者に連署で届け出ておく必要あ れ、代表者をその内から選任し施 地については一つの権利とみなさ

般に借地権を登記してある方々は 権を有する者」でありますが、 の所有を目的とする地上権及賃借 申告」で詳述いたします)「建物 施行者に地主さんと連署で届出を 宣無と申してよいと考えますので 第四に、借地権者とは(「権利

次に被選挙権(いわゆる委員と

その執行が終るまで又はその 禁と以上の刑に処せられ、

執行を受けることがなくなる

北 101 東

Ш Щ

田 田 Ш

三月 三 日 (金) 午後1時 三月 三 日 (金) 午後1時 三月 二 日 (金) 午後1時

を受けます。 公職との兼務は差支へありま 非常勤の特別地方公務員であ

佐折

三月十四日(火)

青東 末 方 大 棚 タララ 大 棚 タララ 民館 新 本 公 民 館 新 公 民館

油川大学

可界·町名地番整理

建 築 や土地 造

成は

延期又は中

止

全

地

権

者

日日日日

BEEE H

午後二時

公団港北開発事務所

うち、住宅公団開発地区は年内を ない、短期間のうちに建築物の移 成をされますと事業の進行にとも が、このような時期をむかえみ にも事業施行者も無駄な投資をす とが生じ、その結果建築された方 転や除却をしなければならないこ みなさんが住宅等の建築や宅地造 目標に工事に着手する予定です ように、港北ニュータウン地域の ることになり、また、移転等のた 既刊の本紙でもお願いしました ことはできません。なお土地を 手続のほか都市計画法にもとづく ねてお願いします。やむを得ず、 等は延期または中止されるよう重 解いただき、 めに事業も遅れることになりま には、宅地造成等規制法による許 建築許可を受けなければ建築する 建物を建てるときには、建築確認 定規模以上切上や盛土をする場合 そこで、この事業の内容をご理 開発区域内での建築 可もあわせて必要となります。 違反行為となり工事の中止とか移 可で土地造成や建築等をすると、 が、地元の皆さんのご協力をお願 のパトロールの強化を図ります 転除却等の是正処分を受けること になります。 違反行為を防止するため地区内 特にご注意願いたいことは無許

説明会のスケジュールは左のとお 会を実施する手順となりました。 いて、地権者の皆さんに地元説明 基本設計(千分の一図)案につ

ようやく完了しました。幾度とな ました基本設計第一次案の作業が く検討と修正の繰り返しでやっと 昨年の夏以来おまたせしており ゆくことにご協力願いたいと思い 上、認可手続の中で行なわれる意 見聴取等の手続きを円滑に進めて ていただき、事業計画をご理解の

努力をしてきたつもりですが、さ 諸々の制約条件の中で精一杯の

> 港北ニュータウン建設事務所 九一一・三八一一)または、横浜市

でれなら皆さんにご覧いただけ

りです。

りません。 の借地権については、選挙権はあ 要します。申告のない限り未登記

は、家屋の登記と借地の登記は別 ある方で、借地をしている場合に でありますので必ず申告して下さ また家屋の「保存登記」がして

X

選

挙権を持たねばなりません。また なるためには、を有するには、 **香買となる資格を失います。** 選挙当日に次の各項に該当すると

久

Щ

南山田クラブ

山東地 金

北山田町公民館

あれば、刑法その他の罰則の適用 せんが、その職務の執行に不正が また、委員となりますと身分

たので、事業計画の認可申請を前 る。と思われる図面ができ上がっ 中元相川・小黒宿木 保 中上 三月二十 | 日(火)午後七時 三月二十 | 日(火)午後七時 三月二十 | 日(火)午後1時 三月 七 日(火)午後1時 三月 七 日(火)午後1時 一月 十 日(火)午後1時 らに皆さんの建設的なで意見やで 三月十日(金)午後二時三月十日(金)午後二時 三月十四日(火)午後二時 話と四三十二四四一)へ。 小勝中研 山田小学校 出日公民館 田 Щ 木 沢

7

5 ラ 7

プ所

揚

整本設計説明会はじまる うに開くことになりました。この にして、この図面をもとに皆さん に事業計画等の説明会を別表のよ

批判をいただきたいと思います。 の説明会に出席して下さい。 國都市線荏田駅下車徒歩五分)で 任宅公団港北開発事務所(東急田 きない方は、他地区の説明会又は なお、地区説明会の当日出席で

機会に皆さんの質問で意見を出し

公団港北開発事務所(電話 ☆説明会の問合せは、日本住宅

10

港

北ニュータウ

0 \$

当日は、会長、副会長、各地区

氏名は別掲のとおりです。 われました。新しい委員の方々の 委員の方々に会長から委嘱が行な なわれ、各地区から推薦された新 年三月末をもって委員の改選が行

杏は、総会

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設事務所

開発対策協議会総会開かれる

新 委員一八六名委嘱 さ 3

区中川中学校体育館で開催されま 発対策協議会第四回総会が、港北 五月二日、港北ニュータウン間

また前号で紹介しましたが、本

れました。 部改正することがはかられ了承さ の報告に続いて、協議会要綱の きた経路、住宅公団の作業の経過 長以下関係者が出席しました。 の方々、市側から市長をはじめ関 る港北・緑区選出の県・市会議員 係高長ほか、住宅公団からは本部 新旧委員の方々、顧問となってい 会議は、この協議会のあゆんで

市長あいさつ

> くお礼申しあげ 委員の方には厚 この機会に、旧 でざいます。と き、ありがとう にお招きいただ

基本構想をお示しして以来、一年 数か月、この間で熱心なご討議を 方、再任の方、顧問の方には今後 ニュータウン建設計画についての ともよろしくお願いいたします。 ご承知のように、昨年一月港北 委員になられた また、新しく

3

長が行なっていましたが、港北二

ータウン建設は、市民参加を理

委員および顧問の方々の委嘱を市

これは、いままでこの協議会の

があるので、委員および顧問の委

機を会長に改めることにしまし

つくり」をすることに本来の意味 窓の一つとして市民自らが「都市

供を大切にする市政と六大事業の ものです。また社会福祉および子 ウン建設にもかかわりあいのある を掲げました。これらはニュータ 行的に確保する戦い

加を得ましてご理解をいただきま 二千数百名の地元のみなさんの参 月にわたり、地元説明会を行ない ができあがり、去る三、四月の両 頂き、基本設計図(千分の一)客

努力しています。 戦人れを行ないたいということで また年度当初でありますので、 今年度中になんとしても工事の

ります。

との席を借りまして、本市の本年 します。 建設との関連についてお話しいた 度予算の骨子と港北ニュータウン 本年度の予算編成にあたって私

2、ゴミ並びに都市廃棄物との 1、都市環境破壊との戦い

4、水問題との戦い 緩和の戦い 総合対策による道路交通の

5、学校その他の公共用地を先 費を昨年度より二十二億円増額し 等積極的に推進するため関連事業 义化財の発掘
勘査を行ないます。 整整備を実施するとともに、埋蔵 引き続き、機築専用地区の土地基 難していきたい。さらに昨年度に 門一改修及び関連街路の用地買収 そして、下水処理施設の建設

約三十八億円を計上しました。 ご協力をお願いいたします。



経

常任委

後の検討課題となっている。 承された。なお清掃工場について 掃工場等特殊施設の検討を行なっ は、位置及び余熱利用について合 た結果、火葬場を除いては概ね了 条の検討および墓地・火葬場、清 行地区の基本設計図(千分の一) 想に基づいて作成した住宅公団施 昨年一月、市が提案した基本構

「東電高圧線昇圧計画関

されたが、ニュータウン計画との

東電から港北線の昇圧計画が出

なった。 (旧西神奈川・元石川線)の道

[送水管布設関係]

です。

でに行なうことで協議が成立し 昭和四十六年度から四十八年度ま 存可能なものを除き、記録保存を このうち、破壊されたもの、保

[違法建築関係]

[埋蔵文化財関係]

団施行開発地区内は、二四九カ所 数は五四九カ所あり、このうち公

会を設置することに意見の一致を 〔研究会の設置〕

予算は一千四百七十億円です。こ 九十億円です。このうち一般会計 れは昨年度より二十・ハパーセン 増で二百五十二億円の増加とな 本年度予算の総額は約四千三百

の土地区画整理事業の基本計画の 河川改修等について本市の計画と して農業専用地区、下水、道路 策定を進め、あわせて関連事業と り申しますと昨年度は、住宅公前 これは港北ニュータウンの面か

つけたいと思います。 業の認可を得て工事の着手にこぎ 学業を実施してきました。 本年度は、公団土地区画整理事

中心に、生活対策などの事業を実 またセンター地区の開発調査を などの問題が解決していくわけで しょう、この中で換地とか清算金 来土地区画整理審議会も開かれま 体的な説明会もありましょう、将

き、立派な都市づくり、農業専用 とと思いますが、関係者全員が この機会にみなさんのなお一層の 地区づくりを進めていきたいので 致協力してこの事業に参加いただ みなさん方には大変で苦労のと

[基本計画関係]

る用地は東電で手当てすることに 識が成立した。なお、これに要す 路敷内へ収容することについて協 調整上、大部分を新横浜・元石川

ない地区内の測量、地質調査の要 配水池まで送水管布設計画にとも 広城水道企業団が西長沢

港北ニュータウン地域内の遺跡

住民協力の ニュータウンを

計画に盛り込むべく幾度も検討 相手に、また東京電力や市当島 金能をかたむけて、地元代表の に終った。この間、私達は釜町 以来すでに五年。去る五月二 ニュータウン対策協議会が発足 と修正をくり返してまいりまし に対して、地域住民の声を基本 員として、時には住宅公田を つい昨日のように感じられた 第四回の総会も盛大のうち

ト)建設の規制。

あるために種々の条件の中で精 まざまな意見もあります。 種多様な条件下であるためにさ たが、地種者の皆さんには、多 杯の努力と工夫をいたしまし しかし、土地区画整理事業で

思いの方向に進んで行ったよう

ったかもしれない。しかし、そ だ、そのこと自体は自然で良か

たのは、無駄の有用と考えてい とりということばをあえて使っ このゆとりのある都市計画、ゆ るかが、大きな課題といえよう。 て、近代都市といかに調和させ この自然を人間の英知によっ 蔵野を思わせる雑木林の点在、 い。起伏のおだやかな丘陵、

の仕事をやろうか、何になろう

はありませんか。終りに住宅公 体となって協力して行なおうで ために、地元住民の皆さんが く、この大事業を円滑に進める 人であることを忘れることな 今後住まわれる方々も市民の れりつくせりの感じがあるが、 策としては機専地区の設定等到 が整備されて換地され、農業対 地及び山林が住宅地として環境 きましたが、その代償として農 買収に積極的に協力していただ 方では小住宅の人々の不安と

早期完成のために思い切った施

三の集合住宅の規制、これは

し、研究会も設置されるとのと

したい。私達もこれからの新し となのでこの活動に大いに期待 ンは組織もしっかりしている

い都市の中で都市にのまれると

制が無かったのかと残念に思わ の資料となるものぐらいはお互

幸なことに私達のニュータウ

に話合ったり、何等かの指導体 とか、事業を考えるうえで、そ にしてもこうゆう仕事はどうか かということは、自分で決める 力してきたのであるが、将来何 れだけの犠牲と期待を込めて協

策を願ってやみません。 【港北ニュータウン開発対策

自分達は今後どうなるのかという 事業となりますと、困難な問題や 努力して参りたいと思います。 ン建設事業の実現に向って着実に 不安にかられることもありましょ ところで、このような大規模な 以上のように、港北ニュータウ

います。 等の質問が最も多かったと聞いて 元説明会でも減歩、清算金、換地 基本設計図(千分の一)案の地

るようにいたします。 の疑問に誠意をもって相談に努め 思います。市、公団ともみなさん で継返しご討議いただくことだと いづれまた事業実施のための具 一番大事なことは納得の行くま

しかし、地主の方々には土地

うか、ゆとりのある都市計画で きちっとしたものでよいでしょ ればならない処置と、私は考え から考えても当然行なわれなけ 難題と思います。 一、二の問題 あってほしいと願います。 が、無駄のない(遊びのない) 休養を求める住居と、その周辺 事のうえでのこと、心と身体の 的社会といえますが、それは仕 ただきたい。現代は機能的合理

が当局ではすでに承知されてい いまもこの原稿を書いている 以上愚楽を提言いたしました

ていきたいと思う。

【後北区的山田町

となく、都田と共に発展し生き

00000000000000000000

公団開発地区内の違法建築に対

者の生活に関する諸問題について し、市は積極的に対処していくこ を強力にするようにとの要請に対 調査研究を必要とするので、 する取締りについては、行政指導 港北ニュータウン建設と、地権 舜

協議会常任委員長

ニュータウン 光雄】

調和二、ゆとりのある都市計 件を提示したい。一、自然との ニュータウン建設に三つの多 建設へひとこと

都市と共に

タウン予定地の自然は素晴し 分検討されたことと思う。ニュ ると思いますが、一の自然との 調和は、すでに計画当局でも充 次元の違う問題が含まれてい 三、集合住宅(高層アパー れることもなく、それぞれ思い だ。生活対策もまったく話合わ の商店街も非常に活気に溢れて をしているとは思えない。どこ が新しい都市の中で充分な活動 の所を色々見ると、もとの住民 る。すでに完成した所や造成中 いるが、ほとんど新しい住民 ン作りが各地で行なわれてい 最近大きな団地やニュータウ 生きたい

この自然を大切にしたいもので 時野鳥のさえずりが聞えます。

【緑区川和町 南雲 昭次

うことになっています。 区画整理事業による基盤整備を行 とてその「部、一千三首二十四 ヘクタールを日本住宅公団が土地 三十ヘクタールのうち、第一段階 機北ニュータウン地域二千五百

かんがみ、この地域では住宅開発 び進みつつある乱開発のすう勢に の人々の将来と有効な土地利用及 でもこの事実を念頭に聞き、 んどでした。開発計画立案の段階 村の調和した開発をすることを批 を設定することにより、初市と腰 続けることができる農業専用地区 と同時に農業者が将来とも農業を この計画により、地域の住民の 地拔 ら十分な準備も必要です。そこで は、生涯のうちの一大転換ですか

ぐなじめるかどうかという不安を もっている方も多いと思います。 なかには急激に変化する環境にす

横浜市や関係の機関は、このよう

が多く農業に依存する人々がほど この地域は、昔から山林や田畑 業するためにはどういう資格や条 う方向へ進んだらよいか、また前 たてなくてはなりません。しかし めたらよいか研究してきましたが そこでこのような不安をとりのぞ れることもあると思います。転業 件が必要か不明な点も多く心配さ しい環境に入るについてもどうい とのような経験のない人々は、新 転向しようとする人の意志により 度から具体的に進めることになり いよいよ工事着工のせまった本年 策はどうあるべきか、またどう進 方策が各方面から望まれました。 な希望に満ちたものとするための き、将来の生活設計が明るく豊か 生活対策は、ま生活の方向を 横浜市では、今迄にこの生活対

ます。 具体案を作成していきたいと思い タウン建設研究会等と協議のうえ 家を主体として実施する計画 画整理事業施行地区に関係する概 なお、本事業の実施にあたって 対象は、日本住宅公団の土地区

な人々のためのアドバイザーの投 割を果そうとしているわけです。

大早 熊渕 川川

河

改修

固

☆生活対策のしるべ配 王な項目は次のとおりです。 生活対策事業として考えられる

港北ニュータウンは、横浜市北西部の主と

あります。

概果の果換工事に着手する予定で

地取得の完了した部分の築堤及び

☆講演会の開催 ただく。 えなど専門家のお話しをしてい 転業等を希望される方々に心臓 将来の方策を考えるうえで参り にする手引書を配布する。

あります。

があり、そのためには、綿密な計画が必要で 河川、公園等の公共施設を順次整備する必要 のであり、従ってこれに関連する道路、下水 して未開発の丘陵地帯を大規模に開発するも

☆相談所の開設 る人が皆さんのご相談に応じま 活設計について知識と経験のあ コンサルタントその他将来の牛 移動相談所を設け巡回。専門の

開発対策協議会・港北ニュー

が、河川として整備する区間は、 ロメートル、流域面積約三十平方 キロメートルの河川であります 本線の合流点まで延長十三・三千 早週川は、緑区保木から鶴見川

11-111-111-111-111-111-111-11 路として整備する予定になってお り上流部及び支川については、水 間九・五キロメートルで、それよ

昭和四十七年度においては、用

渕川の改修 ります。 関連する河川として、早渕川及び大熊川の一 北ニュータウン地域のうち、公団開発地区に 時間の短縮等が予想されるので、本市では港 貯溜作用が減少して流出量の増加、また流出

特に河川は、宅地開発にともなって、雨水の

実施する子定であります。

河川を重点的に整備することになりました。

早

中村大橋から鶴見川台流点までの を得ております。 り、相当部分について交渉の成立 間について用地交渉を実施してお 事業費四十四億円をもって昭和五 で延長約七キロメートルの区間で 連事業では、高田橋より関根橋ま すでに高田橋より矢崎橋までの区 十年度までに改修することとし、 このうち、港北ニュータウン関

地面より二~三メートル掘り下げ 線街路については、原則として宅 配慮をしているか 予防について、設計上なんらかの [答] 幅員十二メートル以上の幹

トで道路は全部舗装できるか。 [答] 全部舗装いたします。 (間) 平均減歩率三十五パーセン

うになっているのか、また費用の [間] 早渕川の改修計画はどのよ

整備はどうなるのか。 までの市街化調整区域内の水路の [間] 公団施行地区境から早渕川 [答] 公団施行地区については、

うになっているのか。また、費用 近の右岸二十六メートルについて が続けられていますが、合流点は は、工事を完了しております。 されており、現在用地買収の交渉 の負担はあるのか。 ・四キロメートルについて幅約 十七~十五メートルで改修が予定 [答] 鶴見川合流点~西原橋間

を予定しております。なお費用の りは国、県、市が負担します。 部は区画整理事業で負担し、砂 改修完了時期は、昭和五十年度

設けるのか。

(4)

るよう、住区でとに設計しており

用地と隣接している場合、日照問

[間] 低密住宅川地が公団の住宅

風が起るのではないか。

(答) 公団の集合住宅用地につい

が最大六百メートルの範囲に収ま

て小学校一校を計画し、通学距離

(答) 人口約八千~一万人に対し

地のなかで保存する。 規況斜面緑地の一部を集合住宅用

基準で決めたのか。 [間] 小学校の位置はどのような

> 円できるだけ緑道沿いに配置して 教育施設等) にアンパランスが生

じないようにする。

関等を計画しており、それぞれの

(6) 供給処理問題

回題が起らないよう指導いたしま しは、低密住宅用地との間に日照

[間] 上水道・ガスは平均三十五 ーセント減歩のなかで、どの程

[間] 清掃工場の位置については いきたいと考えています。 区の指定を含めて、今後検討して 舞つことを想定しているか。

ついては、用地測量、境界の立分 い等を行ない、引続き用地交渉を また、矢崎橋より上流の文間に の改修

までに完成させるよう計画してお 年度より事業に着手し、五十年度 四キロメートルであります。これ 川本線の台流点までの延長約二・ を事業費約十四億円をもって改修 ることとし、すでに昭和四十五 大熊川は、緑区東方町から鶴見 大熊川

いいたします。 画決定をしておりますが、今後と 定でありますので、よろしくお願 ら用地側量、用地買収を進める予 も地元の皆さんと充分協議しなが 月九日都市計画法に基づく都市計 なお、本河川は昭和四十七年三

である。 かんり かんり かんり かんり かんり かんり 業の負担となります。 場合、費用の一部は、区画整理事 原則として市が整備します。この 地区境から早渕川までの間は、

を設けます。

[8] 没強姦地の計画はあるか。

(1)公団開発地区内においては、全

[答] 主として次の二点を重点と

いるのか。

体的に平均した人口になるように して配置を決めております。

することによって将来の諸施設(

どうか。 [問] 雨水の調整池は造る子定か

(5)

学校教育問題

去することになります。 すが、関連河川の改修が予定され ていますので、改修が終われば撤 [答] 工事中は防災ダムを設けま

公園緑地問題

國、地区公園、近隣公園、児菓公園、児菓公園、 (著) 公園雑地としては、中央 [間] 公園は自然公開か、施設は

む費用は個人負担となります。 各人の宅地に新規に水道を引き込 理事業で布設しますが、道路から 度できるか。 [巻] 前面の道路までは、区画整

その位置については、用途地域地 建つことを想定しておりますが、 [答] 以有地にもマンション等が [間] 民有地にもマンション等が = 9 ゥ ン 地域図 2

れます。 式となり、区画整理事業で整備さ 汚水と雨水とを別系統で流す分流 **《中村大橋** (組合) 削租機 横浜北部新都市第一地区 (公団第一地区) 公園の性格に対応する必要な施設 9. 横浜北部新都市第二 公団第二地区 和人 どのような考え方で位置を決めて その他地区

港北

12

質疑応答要

月にかけて地元説明会を開催しま

ことで、ご了承ください。

負担はあるのか。

[答] 高田橋-関根橋間約七キロ

答えする形にかえさせていただく で質問については、

この紙面でお 滅歩、換地、清算金等の一般的な の内容について、市や住宅公団あ から、主として土地区画整理事業

(3)

河川問題

基

木

を得ましたので、去る三月から四 この案も、ほぼ対策協議会の了承 よび市内部ほかの意見をもとに、

さらに修正した二次案を作成し、 終え、これについて対策協議会お

し質問や要望が出されていますが

の一)案を作成することになりま

なものを次に掲げます。

おります。

べく緩やかにする等の設計をして を極力少なくし、かつ勾配もなる るよう設計するとともに、交差点

なお、地元説明会後、一部の方 地元説明会での質問と回答の主

住宅公団は、昨秋原案の作成を

に検討するため基本設計図(千分

て検討を重ねた結果、さらに詳細 協議会に事業対策小委員会を設け 分の一)案を検討するため、対策

て作成した基本設計図(二千五百 ュータウン基本構想案にもとずい

めて熱心な意見や質問に接するこ

脱明会には、約二千四百名の地

されたで意見などは、整理のうえ とができました。みなさんから出 権者のみなさんが参加され、きわ

概討をしていくことになります。

昨年一月、市が提案した港北ニ

の方に通るよう是非努力して欲し 鉄道を基本構想とおり、川和地区 [間] 東京方面に予定されている

鉄道問題

可能なように用地を確保してあり

設 量の増加に伴なって、立体交差が 計 設計されていますが、将来、交通 ます。この設計図では平面交差で 関 係

> 三メートルで改修が予定されてお メートルについて幅約五十一二十

れています。改修断面は三百年確 ています。 ルの降雨量に耐え得る断面となっ 窓で約一時間当り五十ミリメート り、現在用地質収の交渉が続けら

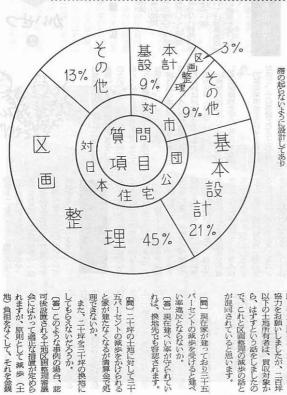
改修時期は、昭和四十八年度ま

て市。公団、対策協議会とで協議

(8)

その他

施行 地区 住 宅公 寸



ウンまで」と答甲されました。 号線の延伸として「港北ニュータ 後検討いたします。 おりませんが、ご要望について今 設時期等についてはまだ確定して 東京圏小委員会において、都営六 体いつ頃が予定されているか。 [答] 本年三月、都市交通審議会 具体的なルート、事業主体、建 また、この鉄道の建設時期は大 設計してありますが、区画整理事

道路問題

ついては、検討中であります。 い。なお、市営高速鉄道四号線に 間に合わせるよう努力いたした 団開発地区以外の用地買収の関係 期はいつ頃が予定されるか。

ントとはどういうことか。

[間] 平均減歩率の三十五パーセ

[答] 三十五パーセントというこ

(2)

がニュータウンを通るとのことだ が施行区域からはずせないか。 要だと考えられている。 定であるが、将来の交通量から必 [答] 事業主体も、建設時期も未 [問] 第二外環、東京·厚木道路

下るものもあります。

るものから、三十五パーセントを 減歩率は三十五パーセントを越え

例えば現況宅地とその他の土地と 目の違いによって異なるものか。 で差かあるのか、 [問] 減歩は土地の大きさや、地

[問] 設計では、道路は平面交差

によって減歩に差を生じるわけで ま減歩率に反映するものではなく 従前地と、その換地との評価の差 [答] 土地の規模や地目がそのま

【答】将来の交通量を推計し、渋 体処理になっているか。 渋滞は起らないか。 ているか。将来の交通量に対して となっているか、立体交差となっ

また、歩行者専用道路は全部立

[間] 横浜市営高速鉄道の建設時 う指導いたします。 ついては、立体処理をしておくよ 業においても、特に必要な個所に [問] 幹線街路の騒音、公害等の 旭 X Ш

[問] 大熊川の改修計画はどのよ

が負担します。

街路とは立体交差が可能なように

なっています。



玔 W 係

す。 [間] 減歩は実測によるものか、

もあるが、公団住宅の入居時期に

[答] 市営高速鉄道三号線は、公

(1)

減歩問題

頂きます。 分配付した上で、減歩を負担して それとも公簿によるものか。 地に対して実測による縄伸びを接 [答] 地積訂正を行っていない土 ただし、地積訂正したものにつ

いては一致分しません。 [間] 土地の減歩の代りにお金で

であり、個々の土地については、

従前地と換地との評価の差により

計もそれぞれ三十五パーセント) とは本事業地区全体の平均減歩臨

(民有地の合計も、公団用地の合

によって支払うことは認められま 支払うことはできないか。 [答] 原則として減歩を金銭のみ

う話を聞いたがどうか。 免除され、清算金で済ませるとい [答] そのようなことはありませ [間] 二百坪以下の土地は減歩が

要すると思われます。 つ頃が予定されるか。 (間) 数カ所に土地を持っている [答] 換地の設計には約二年間を [間] 仮換地の指定時期は大体い

れ審議会で検討して頂くこととな 希望される方もありますが、いず に集約換地(または合併換地)を [答] いろいろな意見もあり、逆

(3) 補償問題 [答] 説明いたします。 明されるのか。

すると予想されるものは全体の何 割位いか。 [答] 現存の家のうち大体八割ぐ [問] 現存の家屋のうち移転を要

らいの移転が予想されます。

担するのか。

〔問〕 移転に要する費用は誰が負

以上の土地所有者に対して買収に か混同されていると思います。 で、これと区画整理の減歩の話と ら、はずすという話をしましたの 以下の土地所有者は、買収対象が 協力をお願いしましたが、二百坪 ん。公団の用地買収の際に二百坪 れば、換地先でも容認されます。 い率違反とならないか。 パーセントの減歩を受けると建べ [答] 現在建べい率が守られてい [間] 現在家が建っており三十五 す。 [間] 仮換地の指定通知の前に説

ります。 が、まとめられては困るが

畑十円、宅地十円であります。 二円、田三円、普遍畑五円、野幸 のか。 一平方メートル一カ月当り、山林 [答] 昭和四十七年分については

(2)

るものもあるのか。

す。

物が移転する場合の補償はどうな

ます、

場合の貸付けが取り決められてい 補償金による一時返済と、再業の 融公庫の場合には、公団との間に [答] 銀行等を交えて処理するよ

するのか

[答] 土地区画整理法第七十八条 [間] 遊区建築についても補償は [間] 工場・商店等の営業用の建

[間] 墓地の集約換地は考える

で検討いたしたい。 意見もありましたので、その方向 集めた方がよいのではないかとの [答] 個人の墓地は寺院の周辺に

体化していきますが、移転をお踊 については、工事計画に従って具 を選定いたします。また移転時期 を考慮して、適当と思われる場所 が準備する場合は、通勤・通学等 いするときは移転時期の半年位前 から協議するようにします。 [答] 仮住いのための住居を公団

することができます。 換地先で工場の経営ができるか。 【答】現在の規模以内ならば経営 [間] 住居地域に換地された場合

[間] 土地使用料は決まっている 基準法第九条の規定により移転 第一項若しくは第三項又は建築 が、第七十六条第四項若しくは 第五項、都市計画法第八十一条 し、若しくは除却した建築物等 合を受けたものが自から移転 又は除却を命ぜられているもの た建築物等又は同条第二項の照

と聞いているが、遠くへ飛ばされ [答] 換地は、できるだけ遠く [問] 換地は現位置換地を行なう

は聞いてもらえるか。 審議会に諮って公平に扱われま (間) 換地について、個人の希望 [答] 各人の希望がある場合は

あります。

人の補償はどうなるのか。

のか。また移転の時期はいつ頃 [間] 仮住居の場所はどこになる

損失を受けたものに対して、通 下次項において同じ。)は、その

行者が移転し、若しくは除却し 2 前条第一項の規定により施 ばならない。

常生ずべき損失を補償しなけれ ら充分応じかねる実情にあります (5) その他

ません。 上の換地を交付することもいたし によって代えるようなことはいた しません。また、現在所有面積以

ます

理事業の事業費によってまかない

該当するのか。

MANAGER MANAGER

[間] 公団の集合住宅予定地は

換地問題

のか。

[答] 庭木類や物置・塀・車庫・

料のどれに該当するのか。

[間] 植木の移転跡地は土地使由

[答] 畑に準じます。

木等についても補償してもらえる

[間] 移転家屋のまわりにある庭

行ないます。

なお竹杯の補償は別途竹林補償を

[答] 使用料は山林に準じます。 [間] 竹杯の土地使用料はどれに

換地されないよう設計をいたしま

する場合は、補償を行ないます。 庭園施設等についても、移転を要

移転を行なって頂きます。

[答] 通例として、所有者の方に

うに考えていまず、なお、住宅並

が行なうのか。

[問] 家屋、工作物等の移転は誰

建物が移転する場合の処置は、

[間] 銀行等の融資を受けている

も、営業休・廃止の補償の制度が [答] 営業用建物の移転について

りするために通常必要な礼金等の 家具等の連搬費等を補償します。 [間] アパートの移転に伴う間借

[答] 同等程度のアパートを賃借

が適用されます。 第七十八条(移転等に伴う損失 は当該都道府県又は市町村。以 しぐは除却したことに因り他人 は市長村長である場合において 築物等を移転し、若しくは除却 に損失を与えた場合又は同条第 施行者が建築物等を移転し、若 補償)前条第一項の規定により においては国、都道府県知事又 (施行者が建設大臣である場合 えた場合においては、施行者 受け、若しくは他人に損失を与 したことに因りその者が損失を 一項の照会を受けた者が自ら建

防災計画を立案して、市・県・及 しいるのか。 [問] 防災対策はどのように考え

よう考えています。 び地元と協議し万全の対策をとる

とのことであるが、なぜか。 【答】過去において地積訂正をし [間] 地積訂正を行なっては困る

は除却した場合におけるその移 りこれらの建築物を移転し、又 ないものとし、前条第一項によ じた損失を補償することを要し しては、移転又は除却により生 とれらの建築物等の所有者に対 は、前項の規定にかかわらず、 である場合においては、施行者

る。 収することができるものとす 転又は除却に要した費用は、こ れらの建築物等の所有者から徴 (以下省略)

(4) 工事関係

[門] 工事工区割及び着工順序は

は、今年末頃までに作成する予定 どうなっているか。 [答] 工事施工のための全体計画

作ったり防災ダムを築造する工事 成工事の準備として工事用道路を いうちは工事にかからないのか。 を協議により着手します。 [間] 千分の一設計図が決まらな [答] 事業促進のために本格的造

れるか。 [問] 造成は家が建つよう整地さ

られるように整地します。 [答] 造成はそのままで家が建て

[答] 地区の現況を充分調査し、

隣接地の境界立合には作業量上か を接分配付いたします。 ていない土地については、縄伸び 全地域に散在する公団先買地の

13

ので、ご理解願いたい。

(7)

住宅問題

だ煮つまっていません。 中でありますが、現在のところま

に考えなければならない。市内部 はどのように考えているか。 [間] 市街化調整区域について市 【答】全市的な問題であり、慎重

で現在検討している。

証明の借地権が宅地の一部で

日本住宅公団港北開発事務所 区画整理課長

斉

藤

弘

日本住宅公団の意見を聴いて、処 されますと、知事は施行者である 理されます。)…通称区画整理法第 とします。(知事に申請書が提出 の行為について知事の許可を必要 爬行の障害となるおそれがある左 すと事業の終了までの間、事業の 学業の大臣認可、告示が行われま ればなりませんが、土地区画整理 により、県知事の許可を受けなけ

(住宅公団の土地)

建築行為等の

ては、都市計画法の定めるところ 地にかかる建築物の建築等につい

(区

現在においても施行区域内の土

公団施行土地区画整理の減歩の使われ方

画

道路·公園 (公共減歩)

工事費分(保留地減歩)

(区画

整理後)

>数員 徳江善衛 横溝 実 ▽副委員長 青木公雄 ▽委員長

志村作次郎 寺島喜作 井上

夫 大矢安夫 井上長治

福田

(保留地)

>委員 椿幹二 松沢順一 ▽副委員長 内斯孫左衛門

>委員

飯塚武男 古野被雄

栗原靖

>國委員長 唐戸息三 ▽委員長

工藤義二 大矢智道

神原又弘

鈴木孝輔

涼原豊二 長沢満作

岩輪長吉 渡辺省吾

岸

友治

生活対策委員

神原実

青木三郎

▽委員長

石澳寅吉

農業対策委員

農業対策委員

整

般地主の土地)

理

前

(道路:水路等)

(道路水路等)

(道路公園·水路等

(道路·公園·水路等)

決書等を添えて届け出て下さい。 書、地代領収書、権利存在確定判 を証する書類として例えば契約 署が整わない場合には、その権利 ています。また宅地の所有者の連 する見取図を添付することとなっ ある場合は、その位置を明らかし ち地主と連署し、署名した者の印 借地権の存する宅地や所有者即

申告」は、認可後公告される土地 日を公告した日から二十日目まで 面積を定め、換地処分においては 権利を得るためだけでなく、仮機 **芝理いたします。その甲告書式に 荷算金の対象権利となるために必** 地指定に際し借地権の存する位置 区画整理審談会委員選挙にかかる 公団に用意してあります。 いては定められていますが、住 公団の場合は、認可後、選挙期 この申告書を提出するときには 「権利の申告」特に「借地権の

目 代理が選出され運営規則に従って 運営されます。密議会の大きな役 まりますと、会には会長及び会長 めには、まず整理前後の土地各筆 「仮換地と保留地を定める」た

ればなりません。 による建築主事の確認を受けなけ 3 土地区画整理審議会の委員が定 なお建築については建築基準法 移動の容易でない物件の設 置若しくはたい積 評価員の選任

おいて、その基礎となる土地及び 合 土地について存する借地権等の価 口減価補償金を交付する場合に

持っています。 価について、意見を述べる権限を 建築物の価額を評価する場合の評 白いわゆる立体換地する場合の 実務として前に述べました「換

うに縦横の道路網が設計施工され した設計図においておわかりのよ

るためには「界」を記入したコン ます。また、施行地区界を表示す 又はトラバー杭というものであり を行うための基礎杭で、三角点杭 々に打たれている本杭は現況測量 を測量し図化いたします。現在方 の地区内外にわたって、文字通り 合は次の三種に大別されます。 って当地区の区画整理に伴なう場 に行った説明会において、ご説明 角の木杭を現地に打ってありま 地形、土地利用状態、道路水路等 現況を測量し、家屋、工作物等や 測量作業もそれぞれの目的によ 口街区確定測量 ート杭及び九センチメートル 上事看手以前

しくは保留地を定めようとする場

→換地計画において清算金、若 その仕事(権限)は、 かいせつ

2



測

権利申告統

2 1

新築、改築若しくは増築 建築物、その他の工作物の 土地の形質の変更

その勤務は非常動であります。

同じく施行者の諮問機関であり

評価員の本質は、審議会委員と

七十六条の許可申請

以上、審議会の同意を得て選任い

価について経験を有する方を三人 のためには、土地又は建築物の評 基準」によって設計をします。そ の評価を定め、次いで「換地設計

たします。

委員名簿(敬称略)

織茂正市

繳茂繁男 鈴木光栄

常任委員

唐戸利春 唐戸康雄 安藤定雄 **吉野舊代治** 田中長栄

>委員長

中山恒三郎

谷知 晃

数一個当り価額」。「所有権に対す 算出された「土地評価指数」。「指 審滅することになります。 る他の権利との割合」等について 地設計」に先立って、 整理前後の 「土地評価算定基準」の制定や、

図上において換地設計を行ない各 色しますので特に存置にご協力下 ために必要な杭であります。日で よって精度の高い換地設計に着手 と判別できるようにベンキ等で着 できるわけです。 さい。この街区確定測量の完了に 述べました三角点杭やトラバー杭 口曲地經定測量——

人又は各権利の仮換地の位置、面 街区確定 区(プロック)の面積を確定する す。道路に囲まれた土地、即ち街 及び交叉する道路の中心線の交点 るのですが、これらの道路の中心 をセンター杭及び交点杭といいま を現地に杭で表示します。これら

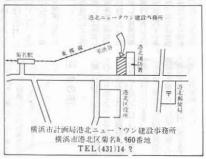
量です。 これを現地に表示するため行う測 街区ごとの造成工事が終りますと 積(間口・奥行)を定めますが、

くそれぞれ杭の目的が異なること をご理解下さい。 水路にかかるのだということでな 打たれたから、その土地が道路、 事業完了まで続行されます。 前述いたしましたように木杭が 川水路工事を行うための測量が

入列しましたが、他に道路工事、

以上換地に関係する測量種類を

事務所案内図 日本住宅公団港北開発事務所 横浜市級区建田町2205番地 TEL(911)3811



37

5. 2 嘱) (47. 委

泗井高和

田界 阿部看男

三好米男 三石重思

馬場正

内野慶太郎

野カカ 沢智勢子 前村仲蔵 石原 嶋村尚美

山

内

地

X

栗原昌治 小泉里治

関

▽副委員長 青木公雄 >委員 徳江耕一 ▽委員班 常任委員 松過三

> **関重**古 大久保正治 鈴木貞助 長沢定吉

小山馨 小島喜治

岩崎正雄 安藤為次 関

織治

事業対策委員

▽面委員長 森 正治

雄 秋山正治 長瀬 実 宮田

山 登 金子富蔵 山本容宜 与一 尾出清一 中丸勝義 西

▽委員 岩沢金作

金子重治 座開政報

出

杏 大久保鉄

▽副委員長 串田輝彦

>委員長 斎藤忠夫

西山惠蔵 山本昇司

恋炎

>委員長 吉田時雄

志村国雄 井上一夫 井上利光 面 徳江似二 内野孫左衛門 青木孝一 小島 工藤義三 大矢智道 鈴木友吉 ▽委員長 鈴木 清

▽委員 ▽副委員長 市川藤吉 男 南雲郷次 唐戸藤太郎 唐雄 川田正親 森 登 佐藤正 林蔵 吉谷 巌 一 三科鉄治 北村正晴 吉野 栗原清助 大久保幸二 皆川亮 深川政夫 佐藤鉄雄 戸重光 唐戸磯次 宮台十三 稲葉介宏 中島次四郎 高橋良雄 甲賀清治 吉斯酸一 飯田一 ▽委員 峯木喜代蔵 小山茂

事業対策委員

徳江義治

▽副委員長 秋元喜作 ▽委員 米山政男 金子米太 ▽委員長 笈川 潔 茂 渡辺邦士 米山幸太郎 渡郎 西山政夫 吉田輝夫 坂倉 辺郷一 農業対策委員

▽委員長 宮川金次

生活対策委員

藏清水勘治 加磨幸作 鈴木義一 座間秋男

▽委員 ▽圓委員長 ▽委員長 小島 清 八城豊次 金子房清 生活対策委員 萩生田二郎 笈川亮二 宮田和法 西山与一山本等 猿渡福右衛門 岸寿雄

郎 井辺嘉平 常任委員 日井保次

>安 員

徳江耕一

寺島林蔵

▷要 員 小泉平蔵

関根勝載

都

田

地

X

▽委員長 井上利光 ▽副委員長 鈴木友吉

▽委員長

大久保久夫

生活対策委員

吉原武男 三留清司 中山美代 ▽副委員長 相沢常治 治 城田昭次 齊摩知明 その他の委員 内藤博道 望月孝義 藤浦

▽委員 栗原孝雄 飯田嘉 ▽副委員長 大嶋止三郎 ◇温委員長 ▽委員長 金子 中 天體館武美 常任委員 工藤義直 志村富雄 井上栄 111 田丸政治 地 保 X ▽委員長 山本光雄

田

地

X

▽委員 信田幹部 菅沿喜代 ▽副委員長 信田隆治

凝然一 雷蘭 的生 造 小泉一男 鈴木豊 鳥村宏

平野正二 阿部兼太郎

忠

佐野重雄

事業対策委員

常任委員 新

◇顧問 ▽会長

▷福会長

▽委員 ▽副委員長 村田豊作 金子富蔵 笈川 潔 秋元喜作 新一 中丸豊次郎 小鳥 猿渡福右衛門 米山沢治 事業対策委員 落

>委員 ▽副委員長 信田平吉 斎座清司 >委員長 菅沼砮代逝 果原春之 座間岑生 島村真司 農業対策委員 岩沢泰治 加藤 内田顔蔵 阿

高橋一力

活対策のすすめかた

都市づくりの段階に応じた対策を

の時点では場所によって農業ので 段階で造成工事が進みます。ここ

多摩ニュータウン住区サービス

地区画整理事業が始まつうとする

第一段階は、日本住宅公団の土

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所

ことをたてまえに、市や関係機関 分自身の問題として真剣に考える 全的には
 地権者のみなさんが、
 自 ました。その結果、生活対策は基 対策をどう進めるべきかを調査し 指北ニュータウン建設に伴う生活 横浜市では、昭和四十三年度に められます。 す。交通機関もある程度充実し、 され新しい町が浮びあがってきま 者を迎えて各種の施設も順次整備 横浜市の中心街との関連も一層強 はぼ形づくられ、また多数の入居 第四段階は、計画された建設工

北ニュータウンが隣接地域との相 街づくりが進められてきます。 それ以後、一応の完成をみた港

事をほとんど終了するところまで どがあります。

な対応が必要となります。 が完成したこととなります。 の副都心として機能する街づくり 互依存関係を保ちつつ、横浜北部 以上の各段階について次のよう

者は事業について充分理解を深め 団や関係機関が果す役割として、 る必要があります。そこで市・公 広報活動や各種の相談に応ずるな 準備段階では、地種者など関係

う利用するかなどを考え、今後の により環境も急速に変化するため 生活対策上特に重要な時期です。 た、この時期は、造成工事の開始 かを考えていただく時期です。ま 生活基盤をどのように作りあげる が、土地の売却代金や所有地をと 範囲で区回終理の補償があります す。地権者は事業の影響を受ける 響を受ける農家が発生してきま 第一段階においては、工事の影

す。

が開始されることでしょう。ま 業も必要になってきます。住宅公 えられる時期で、民間住宅の建設 団の店舗併用住宅も建ち始め営業 対応して一部小売店舗やサービス 事就労や資金連用による収入が考 も始められます。また人口定着に

売却仁金を安全確実に運用すると は、これからの生活に備えて土地 意をととめていただきたいこと ともに所有地を手雕さないことで

第三段階では、造成工事中の工

た、ニュータウンにふさわしいセ 元成し、各種の小売菜やサービス 収り組む時期でもあります。 ンターの実現のために、組織的に 第三段階は、住宅建設の過半が

が立地する一般的環境がようやく

軌道に乗ることが予想されます。 整ってくる頃で、経営も本格的に

なるわけです。 体となり街づくりを進める時期と 段階には新しい来住者と、昔から 地域に住んでいた人々が完全に 改、商業活動の増大にみあったサ 業務もようやく本格化し、商業施 --ビス業も増加してきます。この 第四段階は、地域的なサービス りあげるかという意志決定は、も っと早い機会になされなくてはな

談に応じます。

相談内容 転業・就職について

の相談、ニュータウ

ン計画についての相

る生活再建等に関する諸問題の相

関係者の方々がかかえておられ

応じた対策が必要であるというこ み方にあわせ、それぞれの段階に とを示したものにほかなりませ 以上は要するに、街づくりの進

タウン広報紙の発行や地元説明会 当面この考え方に従い市はニュー やがて第一段階に移行しますが 現在は、まだ準備段階にあり、

ています。 事務所へも毎日数人の方が来訪し ての相談のため、市や住宅公団の を行ってきましたが、事業につい

> ただくため実施する。 に対する関心をより一層深めてい

实施時期 昭和四十七年十月

〔講演会の開設〕

地権者の方々に将来の生活設計

の今後の生活基盤をどのように作 す。そうなると前記の第一段階で ためには施行者が換地方針を定め くりの中に折りこむべく、将来の の生活対策を区画整理による街づ る前に充分検討する必要がありま 討を進めようとしています。その 用途地域及び土地利用について検 ータウン建設研究会では、将来 一方、このたび発足した悪北二

相談所の開設

業経験者 コンサルタント・伝

滿師

だくため横浜市では昭和四十七年 針で生活設計をするか決めていた りません。 いづれにしても、どのような方

相談員

コンサルタント、市

公団職員、対策協委

実施時期 昭和四十七年十月~

十一月、十回

談、その他

本年度の事業予定

しました。

度の生活対策事業を次の通り計画

港北ニュータウン建設研究会

研究活動始まる

どうするかなどを悩んなで考える

基本設計図の検討など都市計画を

毛公団の用地質収に努力し、また 別発対策協議会を中心に、日本住 間、第一段階から第四段階までの

まず、事業の進み具合を準備期

五つに区分します。

地備期間は、世北ニュータウン

らすれば当然のことです。 街づくりの進み方に対応するよう るべきだ、との結論を得ました。

に生活手段を考えるということか

事業の進捗にあわせ段階的に進め は側面的にアドバイスしながら

段階です。

ウン建設研究会」が八月二十日に 研究機関として、「港北ニュータ の生活再建に関する諸問題につい て地元、市、住宅公団等との共同 港北ニュータウン建設と地権者

この研究会での調査研究の結果

ため、幹事会を設けて具体的事項 ら選出された委員で構成していま の研究を行なうことになりまし すが、調査研究業務を円滑にする 地元・市・住宅公団・北農協等か 研究会は、常任研究員として、

にしました。 任研究員のなかから構成すること 研究会の役割りや調査研究する 幹事会は、研究項目によって常

表す項は、削りに担けましたが

げることにしました。 三初、次の事項を幹事会でとりあ これは、生活対策の一環として ・換地後の土地利用について」

んだ広域商圏の中心となっている

置し、さらに周辺の地域を取りて 蔵野山と二鷹市とをあわせた人口

約三十万人の副々都心の中心に位

半数が完成し、入居がみられるま

第二段階は、住宅が計画の約過

での段階とします。道路の整備も

基つく道路建設は目標の約半分が 達成されるのが理想です。

た段階とします。ここでは計画に 設が完了した住宅への入居が終っ 迎える時期から始まります。ひき 事がほぼ完了し、最初の入居者を れていなければなりません。 る前提として仮換地指定が行なわ ほとんどいません。住宅を建設す 成のものが多く、新規の来住者は の任宅建設も一部進みますが未完 共施設の整備された附近から公団 きなくなる場所もでてきます。公

続き住宅建設工事が進められ、建

第二段階は、初めの住宅建設工

委員会で協議してけなうことにな は、対策協議会に報告され、具体 ります。 的な実施領については、生活対策

吉祥寺を視察

れました。会議のあと田席した研 ウン建設研究会が発足し、今後の 究員全員で東京都武蔵野市吉祥寺 研究の進め方等について話しあわ を見学しました。 さる八月二十日に提北ニュータ

に似ていること、また中心部をは 中心センターに隣接する中央公園 あり、これが港北ニュータウンの ながら街づくりというものの実感 様子をつぶさに見て、世北ニュー タウンの中心センターを夢に描き 同で市職員の案内で再開発事業の を強めていたようでした。 町の中心部に接し井ノ頭公園が

-キロメートルの場所にあり、武

古祥寺は、東京の都心から約1

第一にとりあげることになりまし 都市的利用として、貸家やマンシ 土地区画整理後の土地についての コン等の不動産経営の調査研究を の形成及び機能符について調査す 似した性格の町としてその中心部 ことなどから東京周辺の都市では るため現地を視察するのが目的で 将来の汚北ニュータウンに最も類

員の説明に対し、研究員からは都 の会議室で行なわれた武蔵野市職 あるいは極利の調整等の問題につ 部再明道に対する権利者の考え方 市化の進む過程で農家はどう対応 していったが、ま進行中の中心 見学に先だち現地の再開発ビル

その後の現地見学は、参加者

いて話れな構成が行なわれまし

ひろば

建設事務所内に設けましたので気 ウンひろば」を逃北ニュータウン の概況、資料を備えた「ニュータ ただくため、都市計画や土地区画 さんの交流の場として利用してい 整理に関する参考図書・主要都市 研究会の調査研究と地元のみな

来のニュータウンを強く印象づけ ンションが出現することなど、将 られたようでした。

タウンは数段良いのはいうまでも モットーに計画された機北ニュー 緑の保存された安全な街づくりを 類似点は、たくさんありますが

名、横浜市が六名、日本住宅公団 す。参加者は、地元研究員が十五 ンの実現を切実に感じた次第で れて、今後一日も早いニュータウ の排気ガスをまのあたりにみせら が、途中の交通ラッシュ、自動車 タウンを通過し帰着しました

が四名、北渡協が二名でした。 ニュータウン

ありません。 ています 委員会においてきめることになっ すれると直ちに良好な住宅地やマ タウン開発対策協議会生活対策 なお、細目については港北ニュ 帰路は、甲州街道から多摩ニュ

15

軽るにで利用ください。

実にその半数以上が、港北ニュー 財)があるといわれていますが、

晩期が今から約二八〇〇年ぐらい ら九〇〇〇年近くもの昔とされ、 う五つに分けて、その時期をきめ

ています。早期初頭は、大体今か 期・前期・中期・後期・晩期とい

昔とされます。このように、縄文

ログニア さい間に耳びい回いて

ちかい考古学上の遺跡(埋蔵文化

横浜市には約一、〇〇〇カ所に

埋藏文化財

るのです。港北ニュータウン地域 タウン区域において確認されてい

都市計 画 の変更について

都市計画道路及び

土地区画整理事業区域

中山・北山田線

準備を進めています。 る都市計画道路を変更及び追加す 区)の変更と、現在決定されてい る土地区画整理事業区域(第二地 横浜市では、住宅公団の施行す これは、港北ニュータウン計画 外も変更することにしました。 個所が生ずる場合、最少限に区域 しても区画整理区域外に影響する にしました。それにともないどう 画整理区域内において行なうこと ()一部変更路線

の一環として、現在地元の方々と

日吉・元石川線

编入地区约0.0

記台いをしながら進めている 件

の設計が、現在決定している都 公団施行の土地区画整理事業区

位置及び法部分の変更を予定して 存するため一部位置の変更と、あ 竹・スギ・ヒノキなど)地形を保 わせて国道一百四十六号線付近の 植生(クヌギ・コナラ・モウソウ 心区)で、現存する集落・家敷林 土地区画整理事業区域内(第

います。 心区)で現存する植生(クヌギ・ 土地区城整理事業区城内 (第) 新横浜·元石川線

個所を予定しています。

一編入区域

一地区)の変更については次の三

1、土地区画整理事業区域(第

退路及び区域を変更しようとする 元の方々にお示しているように、 いため、これを修正して、現在地 日計画道路及び区域にあっていな

主な経過地……港北区茅ケ崎町、 ニ十八メートル(四~六車線) 〇〇メートル 幅員……二十二~ 港北区北山田町 延長……約三 牛久保町、南山田町

地区及び第二地区)から将来発生 土地区画整理事業区城内(第一 大熊・東山田線(仮称)

山田線は西側)、新横浜・元石川 なり、港北ニュータウンの中心セ センターを、より広域的なセンタ ターに添う路線として本路線の新 線と日吉・元石川線を結び、セン ンターの東側を(前記の中山・北 線を中心センターの西側に添わせ ーとして利用できるように、本路 るように位置の変更を予定してい 前記の中山・北山田線と一体と 東方・北山田線(仮称) 仁追加路線

·綠区東方町 終点…

なる予定です。

追加については、原則として区

るため、一部位置の変更を予定し

地区)の住宅地設計との調和を計

土地区画整理事業区域内 (第)

多く、港北ニュータウン地域内に

横浜市内には、原始・古代人の

も数多くの遺跡が 所在していま 住居跡・貝塚・古墳などの遺跡が

残さないほど存在しているといえ

遺跡が連綿と、歴史年表に空白を

ての各時代・各期の特色を告げる

(およそ一三〇〇年位替) にかけ

2、都市計画道路の一部変更及

L 除 外 区 域

的塔北区新羽町一部、面積約 約〇・〇一へクタール 十五へクタール

横浜・上麻生線

一・八ヘクタール

(1)港北区新羽町の一部、 の緑区川和町の一部、

直鋪

所の幅員八メートル分を拡幅する 東京電力の特別高圧線設置予定個 保存し、住宅設計との調和を計る コナラ・クロマツなど)と地形を

にめ一部位置を変更し、あわせて

の概要は次のとおりとなる予定で 規決定を予定しています、本路線 港北ニュータウンの中心となる

第三京浜道路に沿って、新横浜・ 元石川線と日吉・元石川線を結ぶ する交通を円滑に処理するため、

13 14 246 S

4

繩文時代後期・

港北区新羽町、新吉田町 トル(四車線)、主な経過地 港北区東山田町 延長…… 〇〇メートル 幅員……二〇メー この件の問い合せ先は 起京……緑区天旗町、終京 --約-七

> ②横浜市計画局計画部都市計画課 養地語養地縣 (電話)六四一一四四一 四四一(内總二五六十七) (電話) 六四

す。本路線の概要は次のとおりと 路線の新規決定を予定していま

◎横浜市計画局港北ニュータウン

タウンの

埋蔵文化財

すめています。

今回は、この埋蔵文化財につい

ため、埋蔵文化財の記録調査をす

この貴重な歴史を後世に伝える

(=)

縄文時代の遺跡

遺物

主事に解説をしていただくことに て、横浜市教育委員会の三宅指導

日本でははじめて土器がつくられ

縄文式土器も、古い方から、早 使用されるようになったのです。 時代という石器時代にいたって、 くちに縄文時代といいます。縄文

縄文式士器を用いた時代をひと

いたしました。

大棚町の縄文中期の集落地



る現象なのです。

沖積地を形成しつつあったときと し、海岸線の後退につれて新しい 現在の状態に近い程度にまで低る いわれます。鶴見川もかなりの地 この時期は海水面が、ようやく

と、かめ、つぼというように土器 その約四分の一が、この時期のも がこの縄文時代のものなのですが の種類も多くなってきます。ニュ しまっておく容器としてのものな ータウン区域の全遺跡の半数以上

変更及び追加 予定区間

同予定地区 --- ニュータウン地域系

住宅公団開発地区界

3 繩文中期

町の遺跡 写真(中)は、発掘調 が一番多くあります。港北区大棚 下)のような石斧、石鏃(石のや た多数の土器に混って、写真(右 下)のような豪華な紋様で飾られ **址が発掘されています。写真(左** 査中ですが、写真のような大集落 タウン区城内でもこの時期の遺跡 象とされたものではあるまいかと も出土します。また、宗教的な対 じり)、石槍などの狩猟の 道具 にわたるものなのですが、ニュー 考えられる。石棒なども出土しま しても、その間は何百年のながき ひとくちに、縄文中期といいま 石皿や磨石などの日常の什器 四十メートルに近い台地でありま

も、予備調査により、この時期の

東西五・二〇メートル、南北 調査の得た範囲におきまして

つながる柚木谷戸奥にある標高約 院台と呼ばれる、早週川の中流に のであります。そこは、通称華蔵 住居址、集落址の一部も確認した ータウン区域」内、におきまして ですが。さいわいにして、「ニュ 既が謎を生みつづけるところなの れてきます。そしてその理由は、 ではなかろうかという想像も生ま あるいは威亡によって起されたの 察し、人口の減少は、住民の移動 は人口の減少に比例した結果と推

いえます。

符されるところの大きな遺跡だと ましたので、これからの調査に期 ぐらいが、重複しあって確認され 面をもつものかと考えられ、四軒 四・二〇メートルの隅丸方形の平

多い少ないということが、縄文時 なかったり、時期によって遺跡の 中でも、分布の中心が一定してい す。南関東という限られた地域の 面になりますと、この時期に属す のです。これに対して、千葉県方 じるしく少ないのです。広く神奈 れているのにくらべまして、いち がおびただしい程に数多く発見さ す場所は、それ以前の時期の遺跡 代の各別を辿じてしばしばみられ る遺跡は依然として多いようで 川県下をみわたしましても少ない 縄文時代後期・晩期の土器を出

線二五五七)

縄文中期の石斧

の機会に紹介いたします。 なお弥生時代の遺跡・遺物は次 つきましては完捆しませんでした して、遺物も大変多く、住居址に たたき石など相当数が出土したり 打製石弊をはじめ、石皿・磨石・ ます。石器は、石鏃が最も多く、 す。まためずらしい土製品とし も美しく研磨されたりしていま 文といわれる紋様がみられ、表面 ますと多数の土器片が、いずれも す。荏田第四遺跡を例にあげてみ 精選された粘土で焼かれ、磨消機 丹途りの耳飾りが出土してい

をもって、遺跡数の減少としてと

れをおさえたとき、遺跡数の減少 られ、一つの歴史的事実としてこ 属する遺跡の発見例が少ないこと

しょう。今のところ、この時期に 関係も注視しなければいけないで 積地をつくっていたのでありまし

ょう。このような自然の変化との

化にとんだこの地域が、遠い祖先 カ所があります。 ち住宅公団開発地区内には二四九 や低位の台地と谷とがおりなす変 五四九カ所の遺跡があり、このう これは、樹枝状に、高位の台地

1

繩文早期

て、ご説明いたします。 がら、主な遺跡を例にあげたりし

つきに、古い順に年代を追いな

いたことを物語っているわけで にとって住みよい環境を形成して 埋藏文化財分布

る文様を特色とする土器で、ひと

縄文時代の早期初頭の土器は、

の時代別概観

おいて、日本における最古の土器

であるといわれるものです。 で、今日われわれが知るかざりに くちに撚糸文土器と称せられるの 然糸を軸に巻いて回転押捺してあ

これまでの調査の成果の上に立

台地にある東方第七遺跡などが代 谷を状んで南に張出している舌状 横浜北農協の流通センターの北に ケ崎第二遺跡。通称「川和富士」 表的なものとしてあげられます。 地の主脈上にある川和第二遺跡。 (標高七九・九メートル)の立つ台 メートル)の立つところにある茅 通称「茅ケ崎富士」(標高七三・二 ニュータウン区域においても、

してみますと、縄文文化の起源を

な問題が提起された古墳時代末 の調査により、歴史上幾多の大切 いる)ものから、昨今高松塚古墳 年から六〇〇〇年前と考えられて 早期といわれる(およそ九〇〇〇 追求する上で最も重要な縄文時代 について、時代別・時期別に概観 って、ニュータウン区城内の遺跡

> く、この土器の使用者たちは、ま 出土する遺物の量もあまり多くな ました。いつれも規模は小さく、 であろうかと思われます。 物採集をベースとした生活の結果 少ない石器や集石などが確認され たまだ移動性に富んでおり、自然 まばらな住居跡、炉穴、土拡、数 規格性に乏ぼしく、柱穴の位置の

器片は発掘されていますが、完形 ながらニュータウン区域では、土 どあることがあげられます。残念 の一つとして器形が底部のとがっ 品はいまのところとらえていませ ているもの(尖底土器)がほとん ても種々あるわけですが、共通占 縄文時代早期の土器と申しまし

もの昔は、当時の海が、大棚町付 ら二〇キロ以上もこえたいちじる 近まで入りこんでいたものかと思 われ、後年のニュータウン区域の ことは、今からおよそ五〇〇〇年 あります。現在の鶴見川の河口か 産の貝からなる貝塚があるという しく奥まったところの場所に海水 以上はいずれも海水産の貝類で

sessesses

リ、ハイガイが圧倒的に多く、キ リゴ、オキシジミ、マガキがつぎ 十九メートル、東西約十七メー 淡島神社裏貝塚などがあります。 破、これにつづく新羽貝塚、また 町一〇五二~一〇五五番地付近に 介します。同具塚は港北区茅ケ崎 査された茅ケ崎貝塚についてご紹 ととでは昭和四十五年に、試掘調 サリ、ニナなども石干みられまし に多く、サルボウ、カガミ貝、ア ルぐらいでした。貝層は、ハマグ あります。貝散布の範囲は南北約

肉、あるいは日用の大切なものを す。住居の形も、

な浮隆紋もみられるようになりま 生活ということになりますと、煮 くられてきます。炉を中心とした ようですが、炉が家屋のなかにつ ず、炉穴は外に別に掘られていた り、早期の家屋内には炉がみられ わけです。紋様も発達し、みごと な底(平底)ばかりがつくられる 色をもつ土器片が出土しました。 こなっていませんが、同時期の特 ら、茅ケ崎貝塚はまだ本調査をお だきするための土器、果実や獣の 大きな柱がたてられるようにな 方形の竪穴のなかに、四、五本の 年代を要して変化がおこなわれた 二、〇〇〇年から三、〇〇〇年の ようになります。土器の器形も、 がり底(尖底)なのに対し、平ら これらの土器は、縄文早期がとん 観を復原できましょう。残念なが 地域環境について、おおまかに最 台形あるいは長





繩文前期

2

10

古代祖先の夢路が宿る遺跡の遠景 物性の食料。こうした食料資源の 類や魚類、あるいは背後の森林に 多様性に特色づけられた自然こそ 入江に棲息するカキ、ハマグリ、 期に属する、海水産の貝を主体と とが裏付けるかのように、この時 もっと海岸線が谷の奥深くにまで 塚」ということがすぐ述べられま ったと考えられます。 义化の繁栄をもたらした基盤であ 鶴見川流域における縄文時代前期 すむイノシシやシカ、ゆたかな植 ハイガイ、サルボウなど無数の目 は二〇数カ所確認されています。 した「貝塚」が、鶴見川の流域に 町付近までは確実に海であったと す。鶴見川の谷では、港北区新羽 人りこんでいたのだといわれま す。よく大音は、現在とちがって 埋蔵文化財の遺跡といえば「貝

むものとして、南山田町の南堀貝 貝塚、茅ケ崎町の茅ケ崎貝塚、境 塚、西ノ谷貝塚、新吉田町の北川 を例示してみますと、早渕川に望 ニュータウン区域内の主なもの

うかと思われます。 は著しいものがあり、このような し、供給するかということであろ きない生活用水をいかにして確保 題の一つは一日も欠かすことので 社会情勢にともなう最も大きな課 県内における人口の都市集中化 送水管布設工事の

鶴見川本流域では折本町の折本貝 された、用水供給事業を経営する 崎市および横須賀市によって設立 なうために神奈川県・横浜市・川 とによる資本の重複投資をさけ、 体が個々に水源開発を実施するこ ことを目的として、既存の公共団 水の有効利用、合理的な給水を行 は、このような県内水需要を補う 当神奈川県内広域水道 企業 団 区池辺町)まで浄水を送るための 浜市水道局港北配水池(横浜市線 水場(川崎市多摩区菅生)より横 は現在施工中であります西長沢浄

夏の一部給水および昭和五十一年 の水源とも言うべき県西部を流れ ルの送水管を布設しますが、これ 区域内に内径二八〇〇ミリメート を進めています。その一環としま 始めとし県内各地に本格的な工事 の全量給水を目途に小田原市内を 給水すべく、昭和四十四年度より る酒匂川の開発を行い県内各市に 特別地方公共団体です。県内最後 して港北ニュータウンに関連する 創設事業に着手し、昭和四十八年 付道路予定地内延長約六五〇〇メ 及び横浜市水道局の港北配水池取 簡単に述べます。 山田線、横浜・上麻生線予定地内 道路、日吉・元石川線、中山・北 ートルです。

造成された後の地表面下約十五メ で行います。土被りは計画道路が トルの馬蹄型)で行いトンネル質 四・〇メートル、横約三・九メー 鋼管を引込み、順次接続する工法 通後内径二八〇〇ミリメートルの 二、工法はトンネル工法(縦約 における工事の概要につきまして 工事です。以下ニュータウン地域

のため十五ケ所の工事用竪坑を設

四、残土の搬出及び機材の搬入

神奈川県内広域水道

企業団

より約十五ケ月間です。

一、工事を行う場所は都市計画 めます。 ィールを行い、これらの維持に努 置します。

責任者

亀山主査

いては、適宜標識、誘導員を配置 ステッカーをつけ、責任の所在を 明らかにします。 ようにし、フロントガラスに企の ートで覆い、道路上に落土しない 路線を通行し、運搬車の荷台はシ 七、工事用道路の安全対策につ 六、残土運搬については、指定

> す。ただし井戸水の枯渇などの緊 は、企業団、関係当局ならびに関 団が責任をもって善処します。 係者と協議、適切な措置を講じま 八六番地先に駐在事務所を設け、 急を要するものについては、 八、工事施工中に生じた問題 九、企業団は港北区中川町一八



縄文中期の土器

近ならびに港北配水池附近は現在 三、工事期間は昭和四十七年夏 ル以上としますが、早渕川附

要

払い施工します。又定期的にパト し、防塵、補修には細心の注意を 北土木事務所、警察と充 分 協 議 五、工事用道路については、港 なお、事務所の責任者と電話番号 本工事の全般の監督を行います。 は次のとおりです。

割を一層で理解願うと同時に、本 元の方々のご協力を、お願いいた 工事が一日も早く完成するよう地 **賃様に紹介し、当企業団の担う役** メートル送水管布設工事の概要を び当地における内径二八〇〇ミリ 以上、当企業団の事業概要およ 電話番号 九一二一〇六四二

する等細心の注意を払います。

4頁にあります。

水道企業団の事務所の案内図は

します。

まず、従前の土地各筆について

いよ換地を定めてゆくわけですが の土地評価がおわりますと、いよ

従前の宅地の位置、地積、土質、 この場合さきにも述べたように、

等の工事を行ない、順次、換地処

かいせつ

8

日本住宅公団港北開発事務所 区画整理課長 斉 藤

弘

見を聞くことになっています。

機學別計

水利等が照応するように定めると

いうことになります。 それぞれに対して損地を定めると いいかえれば事業計画にもとづい て、区画整理を行なう以前の土地 この場合原則として、換地は従 換地を設計するということは、

分に関する事項や、行政上または み作業を行ないます。 裁判上に関する事項等が照応して いることのほかに、権利または処 利、利用状況、環境等に照応して 前の宅地の位置、地積、土質、水 行する区域を整理後の宅地に割込 配囲(画地)や借地権、抵当権の います。具体的には、所有権別の なければならないことになって

帳、図面、現況の確認、並びに先 まつ従前の各筆の土地を評価する に行なわれます。 に述べました権利申告書等をもと 所の図書、国、県及び市所管の台 換地を設計するにあたっては、 この設計のための資料は、登記

を定め、これによって算出された 法の基礎となる「土地評価基準」 行なってゆくために、評価算定方 土地の評価がよいということにな で表わず方式で、指数が高いほど このようにして、各筆の評価を 以前であっても、換地計画におい いう措置です。 ような場合に行なわれるのが、仮 である場合が多いわけです。この て定められる事項を予測して、工 換地の指定及び使用収益の停止と 事を開始することが、より現実的

後もこれに対する比較数値を個数

りの指数を千個として、区画整理 爬行前の最高地一平方メートル当

れることが予想されます。

等について協議がもたれた。 なう送水管布設に関し、港北ニュ

特に、工事にともなう残土の搬

機材の搬入のための工事用道

日本 株 州一 生 田 株

- タウン地域に関連する工事計画

飯泉港北区長が就任いたしまし

神奈川県内広城水道企業団が行

そこで、換地計画が決定される

必要があります。これは区画整理

うした一連の作業により、土地の る換地処分を目標として、従前の 区画形質の変更や公共施設の新設 ために行なわれる措置であり、こ 権を指定した仮換地に移動させる という措置は、最終的に行なわれ 宅地に存していた使用または収益

為整理後に定められる位置・形状 法を示す「換地設計基準」を定め その位置及び収扱いについての方 て統一した設計を行ないます。当 とになっていますが、具体的には によって評価に高低があり、従っ

定いたします。 機(コンピューター)を用いて算 て減歩率に差を生じます。 これらの計算については、電算

仮換地指定

ます。しかし換地計画を定めると 分(後述)に入るのが原則であり にともなう工事を行ない、換地処 づいて土地の区画形質の変更な方 の進め方としては、「換地計画 必要とするもので、それを待って その決定までにはかなりの期間を いう作業は、相当煩雑なうえに、 地区全体としての事業の進捗が遅 上事を行なうことになりますと、 (後述)を決定し、その計画に基 換地の設計が終りますと、事業

よう要請した。 企業団に対し、十分な対策をとる 路、運搬経路の安全対策について

仮換地の指定や使用収益の停止

議会の同意を得て選任した評価員

の意見を聞くことになっていま 評価については、土地区画整理審

> ては二頁に掲載してあります。 (工事の概要、安全対策等につ 「生活対策につい 3

事務所案内図

のための具体的事項は、対策協議 りきめることになる。 会生活対策委員会に協議して、 計画案を提示し了承された。実施 昭和四七年度の生活対策事業の

「違法建築等につ

分への形を整えてゆくということ 合には、土地区画整理審議会の意 施行者は、仮換地を指定する場

になります。

されるわけです。 用、または収益権は仮換地に移行 たは収益できることになります。 は従前の宅地と同様に使用し、 ます)から、その仮換地について 効力が発生する日(施行者が定め つまり、従前の宅地に存した使 仮換地が指定されますと、その

しかし、工事の事情によっては

日を定めて使用し、または収益す 場合も生じますが、この場合はそ の旨を通知したうえで、そのこと る権利を停止しなければならない とになります。 によって生ずる損失を補償するで

辺距離等を記入した指定図を同封 換地指定通知書」に、仮換地の周 して、配達証明で郵送いたしま する換地の内容が明示された「仮 権利者でとに、従前の土地に対応 仮換地が決定いたしますと、各

および違法建築に対する措置につ いて報告が行なわれた。 建築局から、地区内の違法宅造

された。 強い是正措置を講じたいむね表明 ると共に悪質な違反に対しては、

知前港北区長は、横浜市の人事異 より、港北、緑両区長協議の結果 動にともない、去る八月三日をも って総務局理事に転任しました。 して会の連営に尽力されてきた谷 新会長には、対策協議会要綱に

違反事項に対して是正指導をす

〔会長の異動〕

昨年六月から本協議会の会長と

「送水管布設につ

いて

放しません。殷家もやめません

っている訳にはいかないである といって自分だけの域に閉じこも がそのらち外にあって「土地も手 化をしているときに、私たちけ る開発の波に洗われて、大きく変

開発と都市化が避けることので

手で無秩序に宅造された乱開発地 かなければならない。民間業者の 相当意欲的なところを見せている 設計によれば、緑の保存について 区を見るたびに特にこの概を課く きないものであるとすれば、どう 300 してもこれに前向きに対処してい ところで、ニュータウンの基本

いわれている。大樹、自然林をそ のまま生かした「緑の町」を実現 足されるのか危ぶまざるを得な が、これが実際には、どの程度満 「緑は人類の宝である」とも

緑の町」の実現へ

らない。父祖代々から機家を継い っていた周辺の地区が、押し寄せ ない。しかし、都築郡〇〇村とい 持ち家業を築てようとは思ってい できた者は、今でも土地に受着を ちも腹をすえてかからなければな いよ現実段階に入ってきた。私た 港北ニュータウン事業も、いよ その一つである。 歴、能力によって、市の施設や機 に失職する層の転業斡旋に誠意と 実績を示して欲しい。その人の経 ニュータウン建設によって必然的 関に優先就職させてくれることも

緑区在田町 井上一夫

公害のない

うだが昭和四二年に港北ニュータ 過去にして考えると、短かいよ ニュータンウを

う。農地の課税、換地、補償、そ 今後に問題が残されていると思 う段階にいたった模様であるが、 部の工事に着手できるだろうとい よって解決に進み、本年度中に と考えられた諸問題が、年月をか すでに五年余、当初とても不可能 ウン開発対策協議会が発足して、 農家にとっては過去は別として、 けての協議会、説明会の繰返しに

の他数々。 さて、ここで以上に関連して建

口農村地帯の真中の都市づくりな 設に三つのことをお願いしたい。 一何事も納得のいく線で実行して

あたってこの点の細かな計画が用 したいものである。事業の開始に させ、ぜひ全国のモデルタウンに 思されることを強く望む。 将来の生活転換にあたっては、 て欲しい。

たします。

新横浜駅と 連けいを

いうが、できあがれば、結局は旧 跨りとされる新都市が誕生しなく りでなく、多くの市民に愛され、 気がしてならない。そうならない がってしまうのではないかという 東京ベットタウンの一つになりさ てはならない。 ためには、ニュータウン住民ばか 市の住民には、何の係わりもない 港北にニュータウンを建設中と

は一層増すだろう。

用する多くの市民が乗り降りして のかということである。新横浜は ウンが新横浜駅前から始まらない する不満の一つは、なぜニュータ にとって、ニュータウン計画に対 いるのに、現状は不便だし、楽し 横浜の玄関であり「こだま」を利

ニュータウンへと続いたら、 い、美しい駅前の町がない。 新横浜駅前から、緑の街路樹が 横浜

白緑を失なわない自然と調和した ので公害を及ばさない建設であっ

が、関係者が一体となって協力し 沿った農業づくりの完成を念願い 立派な都市づくりと併せて都市に 以上、最三を提示いたしました

緑区東方町 泵

港北のオールドタウンに住む者 いかっ

ない環境に暮している者にとって カやハエがいて、文化的とは言え 近いところに住んでいても、いま るし、菊名という港北区の中心に 欲しい。港北に住んで二十年にな く、全市民のものとして発展して ウンが住民のためだけのものでな たに汚い、くさい下水に悩まされ 要するに私の希望は、ニュータ

都市づくりであって欲しい。

製油

深くなるだろう。 とそ、ニュータウン建設の意義も 明るいニュータウンの中にできて 村は、さびしい町はずれでなく、 ある。安心して晩年を送れる老人

ということでニュータウンの価値 横浜を愛する者の永眠の地もある あるというのは緑も多くなるし、 と、緑にかとまれた市営の墓地が い。外見上は緑地だが、中に入る 残す計画ときくが、この緑地の中 に、緑陰墓地を作っていただきた もう一つは、緑地をできるだけ

> ことが必要と思います。 宅入居者をいまから限定しておく

り、ニュータウンは、横浜市民の ュータウンを訪れる人も多くな ウンに住まなくても、折にふれこ 心のふるさとになるのではあるま それに、驀地があればニュータ

グコースをつけ、できれば広い緑 めに環境のよい、港北ニュータウ 所もない。近距離で帰るもののた ないと、お弁当を喰べるような場 スは、「こどもの国」近くになら ン内を流れる早週川にサイクリン 現在の鶴見川サイクリングコー

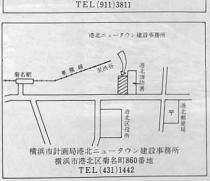
港北区下田町 村井 学

ウン建設に対する、ご意見やご提 政オピニオンの方に港北ニュータ の都合により、一部を省略いたし 案をお寄せいただきましたが紙面 今回は、港北区、緑区在住の市

ましたのでで了承ください。

日本住宅公団港北開発事務所 横浜市緑区荏田町2205番地 TEL (911)3811

原内広域する企業活造北駐兵事務 横原市改正区中川町1896著車 丁EL (912) 0 6 4 2



のイメージアップにもなるだろ

用アパートメントである。文化的 老人ホームではない、有料の老人 こかに、老人村を作って欲しい。 を老人に、というのが私の願いで で美しいニュータウンに住む喜び て飲しいことがある。タウンのど 次に現在の計画の中にぜひ加え

> てくださいと申したいのである。 山市の住民にも、その恩恵を分け 設が決まった以上、作られるなら

市政オピニオン) 池北区篠原北 高橋 したい気持だが、ニュータウン建 くださいと声を大きくしてお願い 正質に申して、ニュータウンより

入居者の範囲を 限定せよ

ことでしょうか、完成後の公団住 ん。これは市民と相談のうえでの 居者について何も書かれていませ の広報資料を熟読しましたが、入 港北ニュータウンに関する種々

のこと、特に工場災害等で悪環境 にも是非実行してください。 の住民をこれ以上増やさないため 人居できるようにしたい。横浜市 のなかに居住している人々を優先 「高校建設予定をもっとふやすよ まず第一条件は、横浜市居住者

グコースを 足は探刻であります。公立高校に るよう高校をふやしてください。 破外からも多数の生徒が通学でき 「早渕川改修のさい、サイクリン 一ュータウン建設にあたって、区 一分の一程度といわれています。 人学できる生徒は、中学卒業生の 現在ニュータウン周辺の高校不

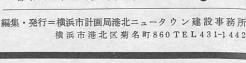
地も確保して欲しい。

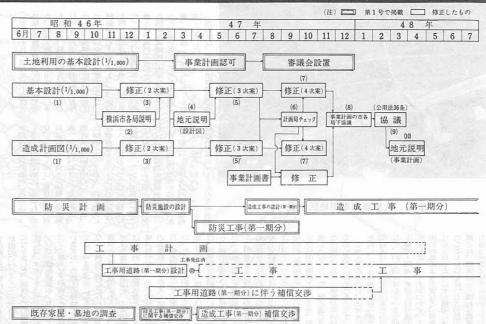
(市政オピニオン)

「係から」

オールドタウンの開発を先にして

昭和47年12月 (季刊)





取)をするのが通例ですが、港北 る地方公共団体に対する意見聴 る意見聴取(公団法第三六条によ 明会をもち、同時に横浜市に対す の)としてまとめた上で、地元脱 理法第六条に定められているも にもとづき事業計画(土地区画整 しました。 今までの慣例では、この設計図

(表参照)基本設計として、四五 先ず、事業計画認可関係では、 画 の

認

権利者の方々から多くの貴重なご で約三十回に及ぶ説明会を開き、 ら、設計図の段階で、本年三月、 くりを基本理念としていることか 四月の二カ月をかけて、各地区第 意見をいただきました。

第二次案を四七年二月までに完了 た意見にもとづく修正を行ない、 公団は、横浜市各局に対して、設 年十月に第一次案の作成を完了、

計図の説明を行ない、各局から出

する設計図としては修正しておく がたたなくなったため、今回申請 計画申請までに決定される見通し 東京・厚木道路(仮称)が、事業 事業計画の作成に着手する予定で したが、第二次案で予定していた 公団では、このご意見を含めて

必要が生じ、第三次修正案を作成

昭和四六年八月「港北ニュータ 公団開発 抽

X

事業計画の作業経過と

事業計画としてまとめる作業を十

月中旬までには公団としての事業

以上のような経過により、十一

討する部分が残っています。

(五百分の一設計図)の段階で検

計画案がまとまり、現在、横浜市

月中旬までに完了しました。

実際の段階で、変更個所が多く

第四次修正案(最終案)を作成し 計図、事業計画書について行ない 正があり、公団ではこの修正を設

起ったときは、その時期々々で的 のらせ、大変ご迷惑をお掛けして り、権利者のみなさんに不安をつ 作業経過との間に相当のずれが起 ウン」ニュース第一号でお知らせ たします。スケジュールにずれが いることについて、重々おわびい しましたスケジュールと、実際の

確な情報を流し、作業の実態をよ べきであったと思います。 事業に協力していただけるようす り早く知っていただき、不安なく

うに変わったかについてお知らせ 一号と実際の作業経過とがどのよ 港北ニュータウン」ニュース第 おそきに失した感はありますが

いたします

ニュータウンは市民参加のまちつ 刖 月に作成完了しました。

ての変更がより少ないようにとの 的に行なわれました。その結果、 げたチェックが八月、 計画図により、よりその精度を一 たが、公団の第三次修正及び造成 立体的なチェックをおこないまし 立場から、一次案の段階でも多少 とのないよう、かつ実施にあたっ ータウンとして将米、悔を残すこ 的なことのみにとどまらず、ニュ における道路等の処理など、平面 学校用地などの公益用地、地区界 百数十個所について、部分的な修 、九月に発行

ました。 その修正案は四七年七月に完了し せざるを得ませんでした。そして 用地の確定等の作業を行ない、事 利関係の再調査、整理前後の公共 もとづき、造成計画図の作成、権 てまとめるため、第三次修正案に を参考にしながら、事業計画とし 業計画書(第一次案)を四七年八 さらに、説明会における意見等 でなく、現在の資料 の事業計画に比べてより時間をか

計図)でチェック可能な範囲で、

画の認可を申請いたします。 い、回答を得て建設大臣に事業計

しかも、公共・公益施設(道路・

業計画の各地区説明会を大体来年

その間に、各権利者に対する事

た。しかし、この検討もまだ充分 けた検討、チェックがなざれまし

県に対して同様な意見聴取を行な

更に、横浜市の意見聴取の後、

(千分の一設

及ぼし、ひいては、事業の遅延に

市はこれに対する意見回答を来年 て、市各局説明を行なっており、 に対する意見聴取の事前説明とし

春頃には出す予定として おりま

なることも少なくないので、従来 生ずることは、各権利者に迷惑を

は、道路や公園などの公共用地、 また一方、横浜市計画局として

公園・学校等)のチェックであり 宅地等については今後の実施設計 #

まだ協力いただけないところもあ 使用承諾をお願いしておりますが できるよう努力しております。 地元権利者の協力を得て、土地の するための準備として第二地区の 行して、本格的な造成工事に着手 上事用仮設道路工事に着手すべく 方 しかし、できるだけ早く着工 着工の運びに至っておりませ 事業計画の認可手続と並

事計画等についても、来年春に予 して、事業実施のための概略の工 さらに、これ等事業計画と並行 しです。 当面のスケジュール予定のあらま 以上が、現在までの作業経過と

りますよう、よろしくお願いいた せん。今後とも絶大の協力を賜わ くしては円滑な進捗は到底望めま からも、各権利者の多大の協力な っては、区画整理事業という性格 の日時を襲していることについ 船

定している地元説明会で、ご説明

A 公団開発地区 (第一地区) 京浜 、団開発地区 C 新邓大熊農學地区

事務気をう

の都台で休ませていただきまし た。次回より続けて掲載いたす予 画整理課長担当)は、今回は紙面 住宅公団港北開発事務所・斉藤区 土地区画整理のかいせつ(日本

用 仮 春頃に予定しています。

できるよう努力しております。 道

関との調整においても、慎重、 ということで、それぞれの関係機 たのですが、何分面積、規模にお び(9、(1)という手順で処理してい てまとめ、それからただちに(8)及 しながら、今後の事業実施にあた て重ねておわびいたします。しか 密に処理する必要を生じ、予定以 あり、かつよりよいものを目指す いて、類をみない区画整理事業で (3)修正(二次案)を事業計画とし 繰返すようですが、通常は表の

は、その伐採時期に季節的な制約 が、とりわけ用伐木がある場合に 者の承諾を得なければなりません び地上物件の撤去について、所有 工事予定地内の民有地の使用およ 整理事業の造成工事に先立って、

材木については、工事の進捗に支 初行なう工事予定地の民地上の用

解を得ることができました。 について出席した関係者全員の了 しました。その結果、調査の趣旨 する説明会」を後記のとおり開催 があるので「立木調査の実施に関 る立木調査を早期に実施する必要 障がないよう補償交渉の前提とな

(交渉成立次第、伐採をお願

関係者数

七六名 図面C

○補償交渉開始

十一月下旬~一月中旬

[在田町]

関係者数

三四名

図面B

〇用材木の毎木調査の実施

(所有者に立会を依頼する)

第二地区立木調查対象地

三力所十一月上・中旬(終了)

[牛久保町・中川町・南山田町] 第一地区立木調查対象地

関係者数 二三名 図面A

あります。

者に先行伐採をお願いする必要が う早目に補償交渉を開始し、所有 があるため、適期をのがさないよ

日本住宅公団が行なう土地区画

立木の伐採のため

查

施

とおりです。

〇地元説明会

要請します。

旬頃に説明会を開催する 予定で ては、来年一月下旬または二月上

立木調査の実施場所、関係者数

なお、山林以外の所有者に対し

今後の調査等の実施士定は次の

を文書によってお伝えし、協力を 関係者には、立木調査実施の趣旨

なお説明会に出席できなかった

いする)

は、市民に新鮮な野菜の供給地と

意と市や横浜北農協をはじめとす 作)を設立、以来、参加農家の熱

る関係指導機関の密接な連携をも

った指導が実り、土地基盤整備下

方、この農業専用地区の存在

る緑地空間を補う生産緑地として

これら機業専用地区の設定、整備 的機能をもつものであります。 公益的な意義をも主張しうる都市 して、また、都市に不足しつつあ

完了しました。

当地区は、北側に市営勝田団地

事、総面積二十・六へクタールが

本理念の一つである、都市農業の け着々と進められつつあります。 の設定・整備は、開発地区に先が 確立を目述とした、農業専用地区 港北ニュータウン建設計画の基 網」ならびに「助成要網」を制定 北ニュータウン地域内機業対策要 に関し市では昭和四十三年に「港

じゅ

たが、この農業専用地区の構想は 既に、本紙第二号にも掲載しまし

むます。

ので、現在の進展状況をここに紹 し、事業化を進めてまいりました

十月三十日、港北ニュータウン 東側は第二京浜道路、西側はニュ

が受け、あるいは出す公害問題 よる農地の点在化をはじめ、農業 急酸な都市開発、スプロール化に

りをもった農業区域の確保、さら 農家が主体となり、集団的に広が 悪化に対応するため、熱意のある にかかわらず打密せる農業条件の 欲の阻害等々、好むと好まざると 農業環境の悪化にともなう生産意

十一月、農業専用地区と開発地区

る、新羽大熊農業専用地区のしゅ

ん工式が、飛鳥田市長出席のもと

地域内の機業専用地区第一号であ

備、農業近代化施設の整備等を総

精鋭機家七十一戸によって、新羽 との土地の交換分台をすませた、 に行なわれました。昭和四十五年

大熊土地改良区 (理事長 秋元喜

首的に行なおうとするものです。 には生産条件である土地基盤の整

線道的、幅六メートルの支線道路 丘陵地であったが、事業費一億万 り、工事着上前は、現在の第三京 となっており、幅八メートルの幹 て、いまでは、全体がゆるい勾配 かけた土地基盤整備争業によっ 千六百三十万円(全額市補助)を 本入りこむといった地形の複雑な は標高差十メートルの谷戸田が二 北傾斜になっており、特に北側に 熊町境の道路を中心に、南傾斜、 橋」から西へぬける、新羽町と大 浜道路上を横ぎの壁檐「富土見 ータウンの開発地区に囲まれてお (平均五パーセント以内) の畑地 は、農業施設整備事業により市か 目(露地野菜等)を配置する、と いった三点を原則として行なわれ ました。また、地区のほぼ中央に の規模拡大にそなえて流動的な作 植木類の配置、③中間部には将来 は住宅地との緩衝地帯となりうる 営農形態別の集団化、②外周部に 家個々の経営意向にもとづき、の な現地換地主義にとらわれず、農 ては、今まで各所にみられたよう いますが、当地区の換地にあたっ ツシの苗木などが青々と作られて ンソウの露地野菜や、ツバキ・ツ 区には、ネギ・キャベツ・ホウレ になりました。現在、この機専地

定時的に循環させ、その際、同時 の水気耕栽培とは、土は使わず、 で他に先がけ始めたものです。 た技術で、五戸の農家が共同経営 流し込むといった、最近確立され に空気中の酸素を混入させ、根に プラスチックのベッドに肥培液を しゅん工式の当日、出席者百名

大熊農業専用地区全景

露され、最後に「不慣れな農家で たこともしばしば」と苦労話が披 にして与心ともにその極限に達し 中の台風による不安など、身を粉 作業もまったく手がつかず、工事 なく、四十四年度から今まで問題 用地区が一朝一夕に出来たのでは る確信をもった。今後共より良い も皆で一致団結ずれば必らず出来 を前に、秋元埋事長から「農業専 -解決・問題 -解決と自分達の機 いい。

ています。 によって整然と区画整理がなされ

なわれており、とかく天候によっ できるといった、高度の整備も行 クラーによって、いつでもかん水 でも、コックをひねればスプリシ かん水施設も整備され、どの圃場 訂画的に行なうことができるよう で左右された機作業もこれからは また、基盤整備の一環として、 なされました。 [新羽大熊農業専用地区の経過]

昭和四十四件

の土地の交換分合による農地の

い」と力強いあいさつがありまし 農専が出来るよう努力して行きた

え方は横浜市が全国に、いや世界 方、すなわち、都市農業という考 と機業とを調和させるという考え 言葉を定着させ、農業専用地区を 後世もし私の市政が評価されると の他に先駆けてつくったもので、 したら、それば、都市機業という つづいて飛鳥田市長から「都市 四十五年十一月二日、関係機家

う。これば、関係機家一人一人の 設定したことが最大のものとなろ を申し上げたい。」とのあいさつが **熱意と努力にほかならない。皆様** 一人一人の熱意に深く感謝とお礼

○港北ニュータウン計画と機業専 昭和四十二年

〇地区の設定、及び営農意向、実 用地区について地元説明及び討

)公団開発地区と機業専用地区内 態調査の実施

〇かん水施設整備工事

〇土地基盤整備工事(補完工事) 〇ポートレンチャー(深耕用溝掘 の実施 池辺農専 地

)新羽大熊土地改良区設立 (昭和

古 ラー)の整備

X

南東側に位置し、東側は県道丸子 茅ケ崎線に一部接し、北は東方町

○土地基盤整備のための測量、実 施設計の樹立

昭和四十六年 〇土地基盤整備工事(本工事)の 数七十一戸、理事長秋元喜作)

本年度から工事開始

百八十名) がいよいよ本年度から 市、北農協等との間で協議が重ね られてきた、池辺度専地区(面積 工事が開始されることになった。 約六十ヘクタール、関係地権者約 昭和四十五年より、地元農家、 当地区は、公団開発第二地区の

市内でも有数の田園的色彩を保っ いる。このように池辺機専地区は 古くから選落の信仰の場となって は、通称「池辺富土」と呼ばれ、 また、この地区の一番高いところ 両側へかけて、斜面畑が広がる、 は水田があり、この水田を中心に の丘陵地で、地区のほぼ中央部に に囲まれた、標高差二十メートル

手が、ほぼ今年中には認可にな

現在、県において審査中であり

令見通しで、発起人会では<u>工事</u>に

〇大型ビニールハウス及び水気耕 百二十三平方メートル) 栽培施設の建設(五棟、三千四 機)三台の導入

たところであり、農業経営に対す

の経営農家が主体をしめます。

〇しゅん工、昭和四十七年十月三 〇土地基盤整備工事(補完工事) ○換地計画及び確定測量の実施 〇畑地かんがい施設 (スプリンク の実施

る熱意も高く一般露地野菜や植木

都田第一土地改良区 近く認可の見込み

本年七月県知事あて、土地改良区 計画書をもとに修正を加えつつ、 五年度に作成された土地基盤整備 元木文維)が構成され、昭和四十 改良区設立準備委員会が、名称を 元農家構成による、池辺殷専土地 て、設立発起人会(代表他切断 てれまで協議をすすめてきた、地 がらたに都田第一土地 出良区とし 昭和四十五年十二月二十五日、 事費は約一億円程度を見込んでい 指側、約 干ヘクタールで、工 めて西側全域と、一部池辺富士の なう第一工区は、地区ハ水田を含 予定しています。本年度工事を行 も全で完了するには、二~三年を 工区、第一工区に分け、期間的に

整備計画などについても協議が行 の経営計画や、農業近代化施設の の後には、意欲的な都市農業が展 はわれることとなっており、数年 また、工事開始と併せて、将来

の設立認可申請を提出していま

聞されることでしょう。 ン地域における農業専用地区の設 以上のように、港北ニュータウ

と忙殺されています。 先立ち、残る問題の処理や準備に

計画によると、地区生体で約六

通しであります。 次第、つぎつぎに事業化される見 ら地区以外にも、地元協議の整い 定は、着々と進みつつあり、これ

人間優先の 歩行者道を

ル)が建ちならび、この中では水 らの補助を得て、大型ビニールハ 気耕栽培が行なわれています。こ 工事も同時期にやってほしいもの である。 である。道路工場にあわせて、下 無駄のないようやってほしいもの やり直しがおきないように、また 路の整備は、周到な計画のもとに 港北ニュータワンに関連する道 上水、電気、電話、ガス等の

ウス五棟(約三千四百平方メート

路には、一番よいものを辿ってほ 関相互の連絡を、充分図ってもら である。整備された道路を再び掘 人間優先とし、歩行者のための道 りおこすことのないよう、関係機 このニュータウンは、あくまで

の世話人の代表が何回か「施工地

区内の私有墓地をどう整理するか

ほしいと思っ。 る場所や施設もたくさん計画して 園や子供が安全に遊ぶことのでき 〔緑区鴨店町 浅見富士子〕 市政オピニオン

たい。

が、異なるためか工事がパラパラ これらば、とかく管轄する機関

また、できっだけ多くの自然公 ても切れない関係にあるのであ り、寺と極家、寺と墓地とは切り という希望はかりであった。つま 求められた。そして、その出され 」という問題で召集され、意見を 菩提寺の墓地内に埋葬されたい」 た意見のほとんどが「私有墓地に

る。ことばを変えれば信仰の問題

なのである。信仰とは心の問題で

回とは、過去・現在・未来であ 集台墓地が可能なのである。とこ キリスト教徒は驀地に対する感覚 あまりしていない。したがって、 主体を置き死者に対しての配慮は キリスト教は生きている者たちに 的な違いに由来していると思う。 それは、外国と日本の宗教の性格 ぜ日本にできないのであろうか。

申し分がないと思います。

を考えたうえで作成してあるので

ろが仏教は輸回を大事にする。輸 は被白である。だから広大な一大

私有墓地は 菩提寺へ

であることから、現在地区を第一 十ヘクタールとかなり大きな地区

ニュータウンにつぎのことを望み 私は寺の住職の立場から、港北

にニュータウン地区内の寺院とそ に点在している数百の私 有 墓 地 (内墓)整埋の問題である。さき それはニュータウン開発地区内

がある。あのような公営墓地がな ンとかいう公営のすばらしい墓地 パークとかアメリカのアーリント る。確かに外国にはメモリアル・ なかったことを市当局も認めてい かし、それが必ずしもよい結果で 地区に大移動したそうである。し った墓地と寺院を行政の力で市外 ある。戦後、名古屋市は市内にあ あり、非常にデリケートなもので

切に守りたいという強い願望が血 日本人は元来親子兄弟の遺骨を大 ちの永遠の安住の地であり、自分 も帰って行く所なのである。また こが先祖伝来の骨肉を分けた者た てみれば、価手金なのである。そ らしい墓地であっても所有者にし る。我々の生命は生と死の間を氷 考えからずれば例えどんなみずば 遠にくり返していると説く、この は、同一に行なうようにし、また います。 ようなことがないよう、最初から 数年後に行なわれています。この され、埋戻され同じ場所が、また は、道路が年間を通じて掘り返え 電柱等も道路に立てず埋没式にし 設備を造るのがよろしいろうと思 充分大きく、ゆとりを持った施設 上水道や下水道、ガス等の施設 ただ一つ、既成市街地において

と思う。 の点を十分に配應され、血の通っ た行政指導を強く要望いたしたい 計画的な工事を [緑区大熊町 鈴木田越竜]

の中に脈打っているのである。こ また、この地域の歴史とふるさ

場所などに生かしていただきた 渕川については、市民のいこいの たら種々の点で利益が多かろうと

それに、タウン中央を流れる早

港北ニュータウン計画は、将来 できるだけ後世に伝えたいもので とをしいばせるためにも、昔から 造ったらよろしいろつと思いま 樹を活かし、森林公園的なものを の神社、寺院などは、いまの姿を す。このようなところを中心に大

[港北区篠原西 高山ふみ子] 市政オピニオン

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建



基本理念にもとづき、関係者は根 もありましたが、「市民参加」の 間話し合ってきました。その間に は、いろいろと意見や見解の相違 等について過去六年におよぶ長い り方及びその建設費用の負担問題 構想地域内外の公共公益施設のあ 区の予定位置、都市づくりの基本 区画整理地区の範囲、農業専用地

計 本 阃 (案) 計 画 (案) 施 程 規

追って実施する予定であります。 となる事業計画書案及び施行規程 れて修正しました設計図案と区画 い、で意見や市の各局の意見を入 みなさんに昨年で説明しましたさ 案が完成しましたので、その概要 整理事業を進めていく上での基本 た。同時に住宅公団においても、 をお知らせ致します。 なお、これについての説明会は

北ニュータウン全体の都市づくり 施行地区設計図案(縮尺千分の 気づよく話し合ってきました。 土地区画整理地区のみならず、港 しましたが、このたび住宅公団の 一)も出来て、みなさんにご説明 その結果、昨年春には住宅公団

昭和四十年に横浜市都市づくり

住宅公団の間で、用地買収につ

「乱開発の防止」「都市農業の確 そして、計画の基礎理念として

の基本と、それを達成するに要す

る事業費の概算を含めた港北ニュ

ータウン基本計画案が完成しまし

畑·
畓

九四三

ウ、完成目標年度

宅地・その他 山林·原野

100

事業とそれに伴う基幹施設整備

公団開発地区の土地区画整理

合計

三五三 二八七

口前提条件

事業の目的

ア、計画地域の位置

イ、計画人口

横浜市港北区、緑区の一部

三十万人

画しました。

タウン建設事業のねらいは、前述 の「住宅都市」建設の一環として ことを目的としています。 ることにより、終極的には「国際 市」として、その各々の建設事業 します。 とを目的とするとともに、あわせ 誰でも住みたくなる地域にすると 計画が調和のとれた姿で実施され て乱開発を防止することを目的と 計画的即発を行なうととにより、 文化管理都市」として、完成する この目標のなかで、 港北ニュー 「住宅都市」「工業都市」「港灣都 横浜市の都市づくりの構想は、

カン です。(単位ヘクタール) 学校二校、高等学校一校、港北配 水池等があります。 ます。 南部の一部は大熊川に流入してい 排水は、その大部分が早渕川に 土地利用としては、次のとおり 主な建造物は、小学校六校、

中

開

港

北

=

2

Ī

9

ゥ

ン地

城

(2,530ha)

用地区を決定しました。 び経営の確立をめざすため農業専 計画し、意欲のある農業の育成及 2 前提条件

> 公団開発地区外 公団開始地区内 約十二万人

約八万人

表―(1のとおりです。

崎線(巾員六~九メートル)が南 北に地域内を通っています。 東西に、主要地方道丸子中山茅ケ 横浜線(巾員六~七メートル)が 都市線があり、道路は、県道生田 道新幹線、横浜線、東横線、田園 通輸送としては、地域周辺に東海 が谷戸部分に分布しています。交 人口は約四万五千人であり、集落 百三十ヘクタールで地域内の既存 メートルに位置し、面積約二千五 市の中心部より北北西約十二キロ 港北ニュータウン地域は、

手 画 面 積 及 U 開 発 第 1 地 区(547ha) 公 団 開 発 地 区 (1,316ha) 土地区画整理事業 第 地 (X(769ha) 市街化区域 勝 田 団 地(14ha)

発 地 (67ha) 北山田地区(38ha) IX-(1,383ha) 200 校 等(15ha) 田 地 区(163ha) 大 熊 地 区(20ha) 農業専用地区-(230ha) 土地改良事業 新羽·大熊地区(23ha)

久保地区(24ha)

市街化調整区域

X.

概要を参照して下さい。 佐一町、荏町です。

いるので、市街地整備の計画には の地区については既に開発されて 和高校等の三地区である。これら 備されている地区があります。 開発され、または市街地として整 山営勝田団地、北山田地区、川 港北ニュータウン地域内で既に

> 社会福祉施改、医尿施設、公益施 の施設でありまず行政管理施設、

人も利用できゃよつにしました。 北区、緑区寺横浜北印に居住する ータワン内の市民はもとより、港

りえます。

一、計画の範四は、国県市関係

都市施設整備は前記の事業の進 おきます。都市づくりのための エ、計画面積及び開発手法 排に併せて順次整備するよう計 事業及び展業専用地区整備事業 昭和六十年度に完成目標を (917ha) (1,147ha) 他 地 (917ha) ます。区域としては、港北区勝田 町大棚町、牛久保町、中川町、す ン地域境、南側境はその他地区 川崎市、西側境は港北ニュータウ 東側境は第三京浜道路、北側境は り西南約二十四キロメートルで、 池辺町、東万町、折木町、大熊町 新语田町、新沼町、緑四八田町、 沿い地区)に、それぞれ接してい 等、北側境はその他地区(早週川 地区四側境は東急の区画整坦区域 メートル、東京都心より西南約二 は、横浜駅より北北四約十一キロ みれが丘です。第二地区の位置 区の東山田町、北山田町、南山田 三京浜道路等、南側境は都田農専 十六キロメートルで、東側境は第 しています。区域としては、港北 (早朔川沿い地区) にそれぞれ接 詳細については、事業計画(案) 大棚町、南山田町、茅ケ崎町

三、 既開発地区

7 0

区の将来のあり万について今後検 可能性等も考慮に入れて、この地 かつ、また農業専用地区の設定の 場・倉庫等)を考える区域として、 した施設(日常サービス業・駐車 ます。この場合、日常生活に関連

約十三キロメートル、東京都心上 地区の位置は、横浜駅より北北西 地区囲整埋事業といいます。第一 かれています。 4 ア、貴重な農耕地を生産緑地と 一、農樂専用地区 農業専用地区とその他地区に分 市街化調整地区

*

ウ、農業経営の確立を図るため ます。(表一5参照) 農地の基盤整備と集団化、 業の確立を図ります。 かつ、強化育成します。 して位置づけ、計画的に保全し

分の間は現状以上の乱開発を防止 市街化を抑制する区域であり、当 化調整区域で、都市計画法上は、 現在、この地区の大部分が市街

郭環状線(仮称)、東京厚木 線 レベルの施設として、東京第2分 しかし、この地区には将来、広域 (仮称)が連る可能性が大であり

口、その他地区 いは農業施設の整備等を指導し イ、都市と調和した姿の都市農 、ある

公団開発地 区外施政数

1(1)

2

2

1(5)

(1)

1(8)

4 (10)

伽

(区投所、保健所、建築出張所、 福祉事務所、水道営業所、消防署等)

その他普通郵便局、税務署、警察署等

(清掃工場敷地内に設置)

/成人病センター、老人病センター、 検診センター等 その他専門医診療所、一般医診療所

精薄及び肢体不自由児)

電気、ガス、電々、商業業務等

公団開発地 区内施設数

17

8

1

65

3 1(1)

7(1)

するため開発保留地区としていま

粉级枪

市民文化センター 追区 セン ケー 河 書 部 文 化 財 保 存地

絕合树能

学 校校場 - 校校場 - 校校 講 学 学 校

() の数字は既設数

1 889

小中集給高美

討します。

ĦR. 331)

行政管理施設

21

21

Jt.

医療施設

25 的数数数量的

at

21

合 21 (注)

その他の施設

公益施設

社会教育施設

都市施 画

設

整備計

画」の中で検討していきます。

対象型の施設を計画し、港北ニュ

おりです。なお、施設助所数につ 性を含めて何討していきます。 として将米、行政区冉編成の可能

主要施設については表―40のと

いては、将米枚討の結果変更もあ

口、地域密着型の施設及び広域

設、その他の施設とし、商業業務

日徴北ニュータウン地域を中心

施設について
は別途
「センター計

2 0 他

各種計画について 概略をのべま す。ここでとりあげる各種の計画 6 3~5までに触れられていない

含めないものとします。なお、三

地区の概要は、表―(2)のとおりで

同構」「埋蔵文化財」 の項目は以下のとおりです。 「センター計画」「住宅供給計画 「地域冷暖」」「CATV」 「環境保全対策」「転業対策」 共

適性については、緑の体系の確立 の導入、各種都市施設の整備、快 利便性については、人量輸送機関 上下水道の完備、医療施設の整備 の確立を図り、保健性については を基本計画の中に積極的に取り入 安全性、保健性、利便性、快適性 し、保全するために必要として、 ついては、歩車道分離、緑の体系 れるよう留意しました。安全性に 土地利川の純化(川途地域地区制 良好で充実した生活環境を形成 中心となり、地元・公団と一体と 形成する」等を勘案しつつ現在員 件を活用し、横浜副都心との軸を なって開発する」「交通輸送の条

体的内容について検討中です。

今後の本市の住宅政策の柱となり ますと、本計画による住宅供給は ほか、地域内の民間供給をも考え 部分をなずことと考えます。その

分けられます。本市における住宅 よる供給と公的機関による供給に 住宅供給には大別して、民間に

される地域内住民の生活対策とし 営、センター地区経営への参加等 ては、不動産経営、名種の商業経 従来の生活基盤の転化を余儀なく があり、現在検討中であります。 ロセンター計画

「センター地区の開発は横浜市が 六年度で約一万三千六百戸となっ 度で約八千七白五十戸、昭和四十 機関による供給は、昭和四十五年 供給計画としては、現在年間約十 万人に近い人口増加に対して公的 住宅建設尸数は約十二万戸であり 考えられますが、本計画による公 状であります。今後もこの傾向を 今後の市政の公的住宅建設の主要 までに約三万戸が見込まれており 的機関の供給量は、昭和六十年度 人口増に対応する不足分の大部分 ており、昭和二十六年よりの公的 民間供給にたよっているのが現 、きく変えることは困難であると

能及び副都心として兼ね備えなけ 都心において不足している都市機 成しうるかどうかの一つのポイン トであります。そのため「横浜副 ウン地域が横浜の副都心として形 ればならない施設等を誘致する」 センター計画は、機北ニュータ

快適な生活環境づくりと大気汚 回地域冷暖房

染の防止から、地域冷暖房の活用

22

表一(4)

備をし、都市のなかの農業の場を の一定地区を農地としての基盤整 市の調和をはかるため、地域の中 ことを原則として計画を進め、 な農業地帯であることと農業と都 つ、この地域が本市における良好 見を求めながら計画を決めて行く 構想を市民に示し、市民自身の意 から市民に示すのではなく、市の 従来のように計画を天下り的に市 この目的を達成するためには

3

最大限に保存する都市づくり、 つくり、を「四つの基本構想」と い水準のサービスが得られる都市 くり、回安全な都市づくり、四高 「ふるさと」をしのばせる都市づ 計画方針として、一縁の環境を

して計画しました。

図のます。

備を図ります。 り込んだ緑の多い公園として整 の主眼となるもので、樹林をと 主要施設の概要については、

> 団 地 経 當

土地区画整理(組合)

船 宅 浩

19: 丽

線(22 m ~ 23 m) 線(22 m 線(18 m ~ 28 m) 線(25 m ~ 32 m) 線(20 m ~ 28 m) 線(22 m ~ 28 m) 線(22 m ~ 40 m)

(1か所) (5か所) (13か所)既設1 (64か所)既設13

表―3のとおりです。

公園については、緑の体系

画についてのべますと、 道路・河川・下水道、公園の各計 市街地整備の骨格ともなります ア、道路については都市計画道 一基幹施設整備計画

川改修を行ないます。

環境の整備、公衆衛生の向上を により汚水雨水を処理し、都市 エ、下水道については、分流式

開 発 手

〇公団開発地区土地区画整理事

ると同時に、センターの育成と 横浜市中心部との連絡を図りま

保育所1

表一(2)

北部新都市第一地区土地区画整理 事業、横浜北部新都市第二地区士 分れており、事業の名称は、横浜

す。

響をあたえないよう考慮して河 増加が見込まれ、下流部に悪影 地の造成に伴ない、雨水流出の ウ、河川については、公団開発

主要都市施設

法

市街化整備地区

営島建鉄道と、一本の予定線に

タウン

より、通動迪学者の利使性を図

公団別発地区は、二つの地区に

地区 名

市営勝田団地

北山田地区

川和高校等

名

麻石山石山山・横 上元北元東北中新

石川田田 水下水 新 尾 水水 新 尾 水水 ボ 水 水 ボ ボ 水 北 下 水

環境が整備保全されるものであり 等により実現)等によって、生活

生川田川田田左

横日中新大東丸宮

施設名

道

185

31

鉄

道 21

河

31

水

道

計

公 総地近児緑 合区隣童 公公公公公

31

地北ニュータウン建設により、

口転業対策

元在山市雨港緑 F

小学校 1 郵便局 1

高等学校 1

表一(3)

は最

地城外

1,530(m 3,400 2,540 3,700

4,240 15.610(m

未定

1,750(m 1,600

3,340(#

2,030(m

350 480 76,000(nl 64,000(nl

2.860(m

面積

14ha

38ha

15ha

表

延長生

3.130(m) 4.380 4.430 5.510 2.650 3.160 1.010 200

24,470(m)

7,050(m 5,150 未定

12,200(m) 5.140(m) 760

5,900(m

6,000(m 3,310 2,960

6,340

18.610(m

194,000(m) 258,000 314,400 122,300 129,500

1,018,200(m

地域内

イ、鉄道については、二本の市 接続し、利便性を図ります。 とより、地区外の主要道路まで 公団開発地区内の区画街路はも 路八本の整備をするとともに、

および整備の方 土地利用の内容

利 用

地区

20.0

7.1

0.6

27.7

13.2

5.7

39.9

58.8

9.6

3.9

13.5

100.0

タール当り百七十人を予定してい

21

第 地

613

5

2,270

300

3,069

4,409

591

418

1,009

7,688

で、人口密度は、それぞれ一ヘク

-

21.5

8.0 1,000

29.5

13.5

3.9

40.0 5,253

57.4

7.7

5.4

13.1

100.0

全

2,745

40

3,785

1,760

612

7,625

1,114

631

1,745

13,155

および緑地、計七万五千五百平方 千二百~二千五百平方メートル)六万七百平方メートル(一ケ所約

〇パーセント)を区画整理事業で 平方メートル(地区面積の約八・ メートル、合計六十一万一千九百

設置します。

総台公園は、自然の地形と樹林

たっての人口は、第一地区約九万

との土地利用計画をたてるにあ

三十人、第三地区約十二万八千人

(1)表のとおりとなります。 りまとめた土地利用計画は、 設計図に修正等を加えたものをと

(2)

体

20.9

7.6

0.3

28.8

13.4

4.6

39.9

100.0

合%

昨年の三月、四月の説明会での

土地利用計画

東方・北山田線(巾員ニナニー 元石川線(巾員ニ十二メートル) ナニーニーハメートル)、日吉・

項

道

公

水

住 宅

宅

用地

施設用地

合

トル(一ケ所約二万~七万平方メ

(=)

排水

に排除する分流式とします。

排除万式は、汚水と雨水を別々

す。

施行規程に記載すべき内容につ

園 緑

集合住宅用地

分譲宅地用地

有

21

教育施設用地

商業その他用地

21

31

公共用地

二路線(中山・北山田線(巾員)

都市計画道路として、第一地区

± 地

路 1,093

地

路

第

387

35

1,515

720

312

2,184

3,216

523

213

736

5,467

十八メートル)」延長六千百六十

が望まれるので、今後の桝討課題 内CATV(有線TV共同聴視

されています。主要幹線道路にこ 発地区内では、下水道、上水道、 CATVの導入について今後の模 等の形成及びその具体策について れらが埋設される可能性が大であ 電気、ガス、電々等の幹線が計画 討課題とします。 出共同演 港北ニュータウン、特に公団開 港北ニュータウン地域において 将来地域社会、地域文化教育 は造成工事に先立ち発掘調査を行

で(特にセンター地区)、今後横 りその建設が必要と考えられるの れました。 団開発地区外三百か所)が発見さ 地域内の遺跡数は約五百十九か所 調査において、港北ニュータウン 浜市埋蔵文化財調査委員会」予備 ない記録保存をします。 (公団開発地区二百十九か所、公 なお、学術的、社会的に重要で 昭和四十五年に行なわれた「横

> 等に現況保存します。 7 資金計画

する埋蔵文化財は、開発計画と調 浜市と各企業体が共同して検討し 八埋蔵文化財保存対策

を行ない、不可能なものについて 和をとりつつ出来るだけ現況保存

ためには、これに要する事業費に ついて検討を行なう必要がありま 事業質算定にあたっては、本計 前記までの計画を実現していく

「農業専用地区整備事業」とこれ 団施行士地区画整理再業」及び 面事業実施の明確な「日本住宅公 が多く算定し難いため、今回は当 いですが、現時点では不確定要素 画の全てを算定することが望まし 宜な時点に修正があります。 は含んでいません。

保存を必要とする遺跡については 計画及び造成計画等から各種公園 港北ニュータウン計画の土地利用 ます。 業費について試算しました。 路、河川、上下水道等)の整備事 に対応した甚幹施設(都市計画道 その内状はつぎのとおりであり

口 事業費 一、日本住宅公団土地区回整理 農業専用地区整備事業費 基幹施設整備事業費 約一千億円 約三百七十億円

する必要がありますため、今後適 合的な計画との誤整をつねに留意 注二、本計画は、国県市等の総 注一、この試算額には時点修正 約一十億円

事業計 画 要

ナニメートル)、中山・北山田線 浜・元石川線(巾員十二・五~二 母二十メートル)」延長一万三子 十二メートル)、東方・北山田線 横浜・上麻生線(巾員ニ十二~三 メートル)、大熊・東山田線(巾 丸子・中山・茅ケ崎線(巾員十八 (市員十八~二十八メートル) (由員ニナニーニーハメートル)

各地区の説明会で、ご説明する予

くは、四月頃に予定しております その概要をお知らせします。詳し 計画(字)がまとまりましたので 団で開発する地区についての事業

- タウン地域のうち、日本住宅公

横浜市で計画している港北ニュ

ります。 メートル、第二地区八路線「新横 六百九十メートルが計画されてお

八千平方メートル)、第二地区三 (計一万七千平方メートル)

定して、第一地区三万所(計一万 十メートルとなります。 五~十五メートルとし、その延長 る歩行者専川道路は、利用の度合 ます。また、歩行者の利便に供す 千六百四十メートル、第二地区十 し、その延長は、第一地区九万三 じて、巾員四~二十二メートルと 自動車交通のサービスの度合に応 ートル、第二地区三万二千三百四 一万三千三百八十メートルとなり この外に、将来の駅前広場を予 都市計画道路以外の区画街路は 第一地区二万七千九百五十メ 景観等を考慮して、巾員一・

樹および街路灯を設ける予定にし

者専用道路には、原則として街路 および巾員六メートル以上の歩行

ております。

なお、主要な歩行者専用道路が

57.9 8.5 4.8 13.3

> は、極力立体交差としています。 幹線街路と交差する部分について

公園・緑地の種別としては、総 □ 公園・緑地

ケ所、計二十八万千七百平方メー 区では、総合公園一ケ所、計十九 の約七・一パーセント)、第二地 六千三百平方メートル(地区面積 四千平方メートル、合計三十八万 方メートル)および緑地、計五万 千二百平方メートル~二千五百平 ル)児童公園二十七ケ所、計五万 方メートル〜五万六千平方メート 百平方メートル(一ケ所約二万平 は、近隣公園九ケ所計二十八万七 慮して配置しており、第一地区で 誘致距離、現況地形、樹林等を考 公園および緑地とし、それぞれ、 にいう地区公園を含む。)、児童 合公園、近隣公園(市の基本計画 万四千平方メートル、近隣公園九 一千六百平方メートル(一ケ所約

戯施設等を設けたニュータウンの

コンクリート舗装を原則とし、か 路面排水、舗装は、アスファルト つ、巾員十八メートル以上の街路 以上の区画街路、歩行者専用道 整備内容としては、側溝による 広場は、区画整理事業で整備 用 X 整 業 計 画 農 業 専 地 備 事 10 留 X 城 , 区 池辺町、東方町、 折本町地内 北側と西側は公団開発 地区に接し、東側はその他地区に接し、東側に第3京浜道路がある。 第3京浜道路に沿って港北インターから約700 mの位置にあり西側の区域境は折本町の町境で東の方向には大熊川が流れている。 緑 区 大熊町地内

の広場を計画しております。

......

することとなります。

表一(5) 称 īfri 稍 1 ts 施 設 名 野菜ハウス 花温室 家畜ぶん土地還元施設 家畜共同施設 田 都 地 X 163ha 野菜ハウス 花温室 大 熊 地 区 20ha 野菜ハウス 花温室 家畜ふん土地還元施設 東側は第3京浜道路に接し、西側 は公団開発地区に接している。 港北区 新羽町地内 緑 区 大熊町地内 新羽·大熊地区 23ha 野菜ハウス 花温室 家畜ふん土地還元施設 港地区 牛久保町地内 牛久保地区

北側は川崎市境で、西側は中川町 と牛久保町境の尾根道路があり、 南側、東側は公団開発地区に囲ま れている

活算期間となります。 六年度から昭和六十年度まで)は ただし、後半の五ケ年(昭和五十 十年度末までを予定しています。 本事業は、認可の日から昭和六

4 事業費

雨水排水施設は、

業費は、次のとおり予定されま 第一地区約四百六十一億八千五 以上の事業に要する区画整理事

施行規程 概要

の認可を受けた事業計画に基づい 臣の認可を受けることが必要で 体的な運営方法等を定めたものが て進められてゆくわけですが、具 これも事業計画と同様、建設大 土地区画整理事業は、建設大臣 は次のようなものです。

遊戯施設等を、緑地は、遊歩路を 戯施設等を、児童公園は、植栽、 す。近隣公願は、植栽、広場、遊 中央公園的なものとして整備しま を設置すると共に、運動広場、遊

主体とした植栽等の 整備 をしま

「施行規程」です。

二地区においては、早渕川、大熊は、早渕川、一部は有馬川に、第 は、早渕川、一部は有馬川に、第 敷に埋設する管築および開築(水 主として道路

れていますが、その実質的な概要 いては、土地区画整理法に定めら 一、土地区画整理審議会に関す

積の決定に関する事項 四、換地及び保留地に関する事 三、換地の基準となる従前の地 二、土地の評価に関する事項

す。

3 事業施行期間

べてゆきます。 一、審議会に関する事項

会(三十名のうち六名は施行者が 要であるといえます。 について施行者に対して意見を述 仮換地の指定といった重要な内容 す)は、換地計画に関する事項や 学談経験委員として選任いたしま た代表者をもって構成される審議 べる機関で、その役割は大へん重 地区毎に、選挙により選出され

を得て選任された経験豊富な評価 価を行なう際には、審議会の同意 二、評価に関する事項 施行者が施行前後の土地等の評

となる従前の土地の地積(基準地 積)を決定しておく必要がありま な評価を行なうことになっていま 員(七名)の意見を聞いて、公正 一定の日を基準として換地の基礎 三、換地の基準となる地積に関 換地を定めるにあっては、ある っています。 皆さんの意見を反映するために、

唇气 三千万円、合計約九百九十八億 第二地区約五百三十六億

ぞれの事業主体で別途整備されま しますが、建物については、それ は、区画整理事業で計画的に確保 予定しております。これ等の用地

る土地については、この地積をも てこの日までに地積訂正されてい 認可公告の日と定めて、原則とし って、またそれ以外の土地につい との「一定の日」を事業計画の

ています。 留地の処分方法等について規定し 的な原則及び公団の換地並びに保 これは、換地交付に関する一般 四、換地、保留地に関する事項

じた場合は清算金を交付したり、 すが、その場合は金額に応じて五 徴収したりすることになるわけで 価額と換地評価額との間に差が生 五、清算に関する事項 換地が定まった段階で、権利評

可を受けるに先立って、権利者の の実施について重要な内容を盛り ができることになっています。 年以内の分割により清算すること 込んだ施行規程は、建設大臣の認 このように、土地区画整理事業

川及び鶴見川に排水します。 汚水排水施設は、第一地区約九

120

(2)-(2)表

尾幹線を経て緑下水処理場へ導き て逃北下水処理場へ、一部は市ケ 新羽幹線および新羽ポンプ場を経 の山田幹線、荏田幹線、元石川・ 等に埋設する汚水管より、地区外 計画処理人口とし、地区内の道路 万人、第二地区約十二万八千人を

第一地区に既設東山田小学校を含む

市出張所、消防署出張所、郵便局等

保育所、公民館、診療所、配水池等

る給水管で、 池)から地区内道路等に埋設され 久保配水池、第二地区、港北配水 市営水道の配水池(第一地区、牛 四上水道 地区内に、新・地設される横浜 地区盆域に給水され

地区

151

116

120

523

21

"

" 49

11 736

" 143

213

面

積 数量

第 二地区

14 約 18千

14

7

3 " 108

1 11

7 138

積

īlī

11

173

133

11

12

62

// 591

344

// 418

//1,009

"

"

第

11

3

6

備されます。 (六) 公益的施設用地 それぞれの事業主体によって整 田 ガス・電気および電話

> 訳 数量

用 地 13

用 地 6

学校用地

施設用地

施設用地

計

その他公益的施設用地

計

地

川地としては、(2)―(2)表のとおり

内

數

育

設 特

用

地

行政商業施設用地

商

千五百万円となります。

稚 岡 用

殊

学 校用地

教育施設、行政、商業施設等の

以下順を追って、その概略を述 五、清算に関する事項

積を定めることになります。 ては「縄伸び」を按分して基準地

地権者の方々に、将来の生活設

的に決まり、地元のみなさんの希 いただくため実施する。一が具体 計に対する関心をより一層深めて 業予定のうち、<講演会の開催> らせしました横浜市の生活対策事

参加者の熱心な傾聴のうちに、お

道、転業のことなどを択一式でお た。このアンケートでは、将来の めに、アンケートをお願いしまし 談所の開設のための資料とするた 対策事業として予定している、相

え」と嬉して講演しました。講演

経験して」と題して講演をおこな

きとして挫折しがちな気持になり

でやっていた職への継愁から、と

重要であることがわかりました。

転業の困難さは、自分がいまま

つづいて、石田講師が「転業を

神保講師は、「商店開業の心構

る講演に入りました。

いて、計一回、八十四名で地元の 民館、夜には北農協中川支所にお 支所、十八日は、昼間茅ケ崎町公 り、講演会が実施されました。 た。この決定に従い、この昭和四 望により、山内・中川地区におい

対策委員会において、「港北ニュ

- タウン」ニュース第五号でお知

十八年一月十一、十八両日にわた

一月十一日は、昼間北農協山内

ニュータウン開発対策協議会生活

て開催することになっておりまし

を経験された石田猛氏の二名でし 業診断士の神保昇氏、かつて転業 こなわれました。講師は、中小企

で、今後の事業の進展に合わせて

生活対策を考え、ともに歩みたい

認可もとれる見通しでありますの は、公団土地区画整理事業の事業 ーズに進むよう側面から協力して

に、場所を決めるのがよいようで

ました。私の場合、今の職業(水

人は不動産経営などの事業を始め は、大部分勤めに出、中年以上の

行くつもりでいます。今年後半に

当日は、講演に先だって、生活

と思っています。事業への協力と

ともにお願いします。」

この後、神保・石田両講師によ

て、転業に臨んでほしいと思いま

のがよいでしょう。積極性をもっ を考慮し、それから場所を決める ったもの、将米性のあるものなど す。それは、まず自分の性格にあ す。まず始めに業種を決め、のち かすことによって成功するもので やって下さい。一般的に、経営は てた計画にしたがって、たゆまず るものではありません。自分で立 勝ちとるもので、他から与えられ の内容はつぎのとおりです。

及び自分の性格に合っているもの の確実性、いままでの仕事の性感 道工事関係)を選んだのは、利益

将米性のあるもの、この三点を考

自分自身に打ち勝つこと、人間関

開催される

はみなさんの生活転換がよりスム

人と金と物との関係を合理的に動

めることにしました。当時若い人 らいまして、このお金で事業を始 立て事業のために転業を余儀なく

されました。そのとき補償金をも

「私は、市の中区

本牧地

先の埋

うな講演会の主旨説明がされまし ひきつづき、横浜市よりつぎのよ

「転業は、結局自分自身の力で

いました。その内容はつぎのとお

答えしていただきました。それに

た。「生活対策は、自分から考え

実行するのが原則であります。市

昭和四十七年十一月二日、港北

日本住宅公団港北開発事務所 区画整理課長 斉

(3)

仮換地指定 (総)

く上でのさまざまの過程において 事業の進捗を左右する重要な事項 土地区画整埋事業を実施してゆ 「仮換地の指定」の通知で

地」となる性格のものです。

なった家屋等の移転工事(曳家、 にはこれに基づいて、各種造成工 画地が明確なものとなり、基本的 事が行なわれることになります。 解体移築等)が積極的に進めら れ、区画整理事業の完成へ向っ また、工事の必要上移転対象と 大きく進み出すことになりま

明しておきますと、「仮換地」と かという疑問が残ります。 地」はいつの時点に定められるの るのに対して、それでは「本換 いうものは、換地処分、即ち、区 う用語がしばしば用いられてい ここでその件に関して簡単に説 さて、これまでに「仮換地」と

この通知によって、各地権者の て「従前の土地」(区画整理前の るわけで、その期間中「換地」の 述べました換地計画とが混同され することになります。 前提となる土地を一仮換地」と称 土地)に対する「換地」が確定す 1 換地計画と、ニュース第5号で いいかえれば、換地処分によっ 鼩 釶

韻 画

処分の前提行為であります。 るようですが、換地計画とは、区 事業計画に基づいて 画整理事業の終束時期に行う換地 法制上の順序としましては、

換地処分

換地計画の知事認可 仮換地指定

が生じない限り、これが「本機 間に、原則として公共公益的な順 画整理事業が完了する時期までの 因によって、事業内容や設計変更 弘 として定める事項は、 換地図=網尺千二百分の一以上) する土地の明細等 地の組合わせ、予定町名、地番) でありますので、それまでに評 四保留地その他の特別の定を (権利種別による清算金額) 三 各筆 各權利別 清算金 明細 → 換地設計 (整理前の土地図) となりますが、換地計画の内容 各筆換地明細(従前地と機

能に近いので、全国的通例として らの内容事項を定めることは不可 りません。 換地の実測の確定をしなければな いる土地の権利者、合筆、また仮 はもちろんのこと、常に移動して の諮問、町界、町名、地番の整理 価員の意見、土地区画整理審議会 実態としては、換地設計にこれ

仮換地指定 換地設計

移転・造成工事・仮換地使用収益

よ完了期をひかえた換地処分直前 この換地計画は、事業もいよい という順序で進めていきます。 賃借権・地上権・抵当権等が換地 の土地の所有権はもちろんのこと 地」としての効力を発揮し、従前 について記載されています。

換地計画

個の権利者に代わり、一括しての この公告後、直ちに施行者は個

が、区画整理審議会員としての最 ものについては、修正のうえ再縦 することができます。提出された 終的な任務となります。 覧が行なわれます。この際の審議 議会に踏られ、必要と認められた 意見書の内容審査は、区画整理審 かかる地域の一切の登記に停止さ 成を申請します。この登記事務が 送付し、新しい登記簿・公図の作 全部完了するまでは、この事業に

1及び2の図書を所轄登記所に

れます。

쏊 釶 処 纷

項であるところの の内、各権利者ごとに関係する事 した換地計画の縦覧に供した図書 行政処分であります。ので述べま 項を、各権利者に通知するという た換地計画によって定められた事 換地処分とは、県知事の認可し

口、清算金明細書 合は借地分) 換地周辺距離、面積(借地の場

て仮揆地は、「本換地」、即ち、 知事が公告することによって始め た後、県知事にその旨を通知し、 証明により完了したことを確認し 従前の土地」に代わるべき「宅 施行者は、換地処分通知が配達 額(借地の場合は借地権部分) に清算金徴収、または、交付金 新町名・地番・地目・面積並び

に移行されます。 良いのになあ、と思いました。と 渋滞しております。このように、 うでしょう、今ではちょいちょい なに狭くて良いのかなあ、せめて とで、出来あがった呼点で、あん えば、首都高速道路でもいえるこ 一階建てにして今の二倍にすれば

せっかく計画したのなら、後世に

る場合は、施行者に意見書を提出 間をもうけ、この計画に意見のあ に、関係権利者の二週間の縦覧期

画を 将来性を考えた ニュータウン計

の中の変化に対応していくか、と の先までの見通しがなく、どう世 というと、その計画がどのように いう見通しがないからです。たと 世の中が発展して行くかという先 しまうことが多いのです。なぜか しない事ばかりで、がっかりして いざ仕上ってみるとあまりばっと はなかなか良くできていますが、 計画を、今迄五十年余この目で見 て来ましたが、表面のうたい文句 私は、日本におけるいろいろの るでしょう。

ころがあります。 な環境の悪化には耐えられないと んできた日本人の心からは、急激 との美しい日本の土地に永年住

然破壊、人間疎外等にみるように ません。ゴミ戦争、交通戦争、自 であれはよいというものではあり 真に文化的生活とは、ただ便利

思います。 思いきったことをして頂きたいと 「なるほど」と思われるように、

東京都大田区東糀谷 早期実現と新し 針具 博幸

ものが、基本計画に満たされてい の要望として、排除しようとする 悪化からくる諸々の条件を、当然 計画な乱開発による環境と精神的 と願う港北ニュータウンには、無 すべての人が住んで生活したい の誕生を願う いコミュニティ

います。

おります。そのために、住宅街の ねくことを、今だれもが熟知して 自分達の町から、環境の悪化をま 自分の家から、自分の近所から、 必要以上の便利というわがままが

協力するときにきていると思って 調和等を希望することは多いもの と集約利用、農業の発展と住宅の 緑を残し、各種専用道路を作り、 つある大きな代償を勝ち得るため 連帯の中で、だれもが失なわれつ パーキングセンターの緑化の努力 に、便利に甘えることなく、努力 です。しかしながら、これからは

緑と土地と太陽を残し、公共施

ぬよう、住みよい新しい住宅都市 ないように、同計画の遅れをとら 環境の町を造る。」このような計 設を整備し、公害・災害のない秩 権者すべてに公正平等であり、行 政問題等の決定にスムーズを欠か 囲思想を守って下さい。 また、地 序ある、 全体に調和のとれた生活

やってきました。そこで、みなさ ないのだ、と自分にいいきかせて の感が強いのです。そのために、 特に、われわれのように好むと好 業して、十年ぐらいになりますが そのあと市・知人などに相談する のだ、ということを基本に考え、 をえなかったものにとっては、そ のがよいと思います。いままで転 仕事に飽きてしまうことがありま んが転業するときは、自分がやる まざるとにかかわらず転業せざる したが、自分以外に頼れるものは 日 日 日 日 日 日 日 日

ること、この三点が、仕事の上で 係の重要性を知ること、信頼を得 と思います。あくまで、やるのは があると思っております 自分自分であることを心する必要 極性に半分以上のウェイトがある

ましたが、その間参加者のみなさ いました。 んは、最後まで熱心に聞き入って 両講師の講演は、約三時間あり 間性豊かなコミュニティが誕生す において、この環境を保持し、 のモデルとして早期実現を強く願

や魚とともに住 みたい

おこう、雀がくるかな、ツグミや

小鳥の声が 聞え るよう にしたい オナガが来るかもしれない。終日 か。で仮の貨べ残りを庭に出して をいっぱい植えて、花園にする の新緑の芽吹き、サツキやツツジ は駄目かな。キャラはいいぞ、あ くなり過ぎてこんなせまい土地で 武蔵野の風物詩だ。しかし、 木がいいかな、ケヤキがいいな、 コイかマスでも飼ってみたい。夢

田に土地を八手した。その土地は いるい 公害はますますひどくなってきて 公害と言われているうちにも、車 小川となってせせらぎを聞かせ、 そんな公害を逃れる目的で、荏

そっと覗きこめば、どじょうや小 がない清水かこんこんと湧きいで 直ぐかみ手に、夏でも枯れたこと 蟹が石の下から顔を出す。水際に

算金の徴収・交付事務が、続いて ることを信じます。関係各位のご りに、みんなで協力し各人の責任 望します。一方、真の文化的町造 苦労に期待し、感謝申しあげま

はふくらむ、木も植えよう。何の

し、保留地は施行者の所有となり

公園・緑地・広場等)は、それぞ

また、公共用地(道路・河川・

換地処分によって確定された清

れ公共団体(県または市)に帰属

行なわれます。

東京都日黒区八雲 白子 行夫

木々の中で、鳥

交通戦争と言われ、また排気ガス 曇った空、騒音、いやな臭い、

に造り上げることを。 木々の中に沈んだ、小鳥も、魚も い。難壇式の画一的な町でなく、 なるだろうか。私はお願いした 成が始まれば、泉も小鳥も駄目に ンに指定された。ダンプが入り造 緒に楽しく住めるニュータウン 今度その土地が港北ニュータウ

川崎市中原区 鈴木 清



は芹があり、後ろの山ではワラビ

ここに家を建て、庭に池を作り

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1 442

	地	元 [現	4		Q.) [周	4	A .	inni.		程	中			Л	中	III	町	クル	ラ	ブ					(金)	午後2時午後7時
																						"			6	月	6	日	(水)	午後2時
			北	山	田	公	民	館	-	н	01		(月)	午後2時	新新	古		田羽	新	田		þ	学	校	5	月	30	日	(水)	午後7時
北	Щ	田	46	щ		11	K	да				日(日(午後2時	新	7		羽	新	田		þ	学	校	6	月	15	日	(金)	午後7時
		11年2月1				,,						日 (午後7時	[10.00	En I	Л	和	1	公	民	館	5	月	18	Ħ	(金)	午後2時
	11						1.91								Л			和				"			5	月	21	Ħ	(月)	午後7時
		35	南	山	田		ラ	ブ				日 (午後2時	佐	江		戸	佐	江		F	<u> </u>	Arts	-	月	0	_	(+L)	午後2時
南	山	田				"						日 (午後7時	在	\(\frac{1}{4}\)			Pr.	- LI	,		会	館	5	Э	9	П	(水)	十仮 2 時
100						"			6	月	8	日 ((金)	午後2時	池	18		辺	土	地	改	良事	務	所	5	月	11	H	(金)	午後2時
			東	山	田	公	民	館	5	月	25	日 ((金)	午後2時	Tun Tun			72				11	1		5	月	16	H	(水)	午後7時
de		m	山	田		小	学	校	5	月	25	日 ((金)	午後7時	東			方	東	方	5	7	ラ	プ	5	月	28	日	(月)	午後7時
東	Щ	田	東	山	田	公	民	館	6	月	15	日 ((金)	午後2時	2116.9	19.	7)													ar de les
			Щ	田	ĺ	小	学	校	6	月	15	日 ((金)	午後7時	折			本	折	本		公	民	館	6	月	6	日	(水)	午後7時
大		棚	大	棚	町	7	ラ	ブ	5	月	28	日 ((月)	午後2時	大			熊	青	少	4	ŧ	Ø	家	6	月	8	日	(金)	午後7時
	VI	出版															3		柚	木	自	治	会	館	5	月	7	日	(月)	午後2時
茅	ケ	崎	茅	ケ	崎	公	民	館				日 (午後2時	荏			田	渋	沢	自	治	会	館	5	月	9	Ħ	(水)	午後2時
	-					"			6	月	8	日 ((金)	午後7時			n.	4	研		- 1	逐		所	5	月	14	日	(月)	午後2時
勝	55 AV	田	勝	田	23	ク	ラ	ブ	6	月	13	日 ((水)	午後2時		地	権	者	港	北	開	発す	F 務	所	5	月	20	日	(日)	午後2時
2.0	是古		小	Щ	田	公	民	館	5	月	7	日 ((8)	午後2時	全	地	作组	自	港	北	開	発 事	務	所	6	月	3	Ħ	(日)	午後2時
		7 3		子	入		民民	館		月		日(午後7時				1-1	緑	1	公	슢	5	堂	F	B	10	н	(日)	午後2時
+	久	保		100		"						日(午後2時	地区	. Al.	粉 粒	善者	港	北		The Co	会	堂					(日)	午後2時
		2 W.	地			蔵		堂				日(午後2時	1 2	- >1	711	1	港	北北	6-		会	堂					(日)	午後2時

(1) 港北ニュータウン開発費千五約四十億円です。 百四十二億円です。

約千二百五十億円、合計約三千九 約八百二十五億円、公営企業会計 計約千八百八十六億円、特別会計 年度予算が決まりました。一般会 港北ニュータウン関連予算は、 この三月に横浜市の昭和四十八 豆、十三万円 対策協議会、開発審議会、建設研

(2) 土地基盤整備費等農業振興費 (4) 橋りょう架換費ニ億三千百八 ュース作成、記録映画作成、セン ター地区開発調査等の費用です。 究会等の連営資と、生活対策、ニ

線整備のための費用です。 新横浜・元石川線、日吉・元石川 ニュータウン地区外取付街路の

四十八年度

港北ニュ 及び関連予算決まる 1 タウ ン開発費

に計上されたもので、具体的には 基本計画調整及び地元対策のため 港北ニュータウン建設のための (3) 取付街路整備費九億二千百万 地区の整備ための費用です。 主として、池辺地区の農業専用 億至千万円

五千万円 五千万円 (5) 関連下水処理施設建設費十五 ンプ場を建設するための費用で 億三千万円 か四橋の架換費用です。 港北・緑下水処理場及び新羽ボ 早渕川河川改修に伴う新川橋ほ

八万円

(7) 文化財発掘調查費一億円 予算は、前年度に比べ約一億八千 て発掘調査を実施するための費用 内の文化財四十四遺跡を対象とし これらの港北ニュータウン関連 これは、港北ニュータウン地域

S.47.3・4 月の地元説明会風景

本計画(案)及び事業計画(案)

たように、港北ニュータウンの基 ニュース第七号でお知らせしまし とのたび「港北ニュータウン」 た。この説明会は、五月七日(月) 明会を開催する日程が決まりまし た。これらの案の概要について説 施行規程(案)がまとまりまし

約二カ月にわたり合計三十九回行 なわれることになりました。

を初日とし、七月一日(日)まで

務所 (電話)四二一一四四 ◎横浜市港北ニュータウン建設事 ⑥日本住宅公団港北開発事務所

今後の土地区画整理事業を円滑

説明会についてのお問合せは (電話)九二一二六一

ない方は、他地区の説明会、また 象とした説明会に出席して下さ は、全地権者、地区外地権者を対 にも最寄りの会場にお出かけ下さ に積極的に参加していただくため なお、最寄りの会場に出席でき

地元説明会日程決よる

最寄りの会場にご出席ください

に進めるため、また『街づくり』

港北ニュータウン

二百万円の増加となっています

三の注意にもかかわらず、いまだ 協力をお願いいたしましたが、再 上取りが断を絶ちませんので、 上口 察に通報するなど、戦圧な態度で 風みます。

なお、い智地についても、

取りゴミ捨ての ールを強化

らせ」によって、土取り禁止のご

先に「日本住宅公団からのお知」今後住宅公団の土地において土取 りを発見した場合は、ただちに警

もやめてください。 りは、地権者全員の損失やみなさ んの迷惑になりますので、ぜひと

厳重な態度で対処することにしま 絶ちませんので今後は土取り同様 しているところですが、なお跡を ゴミ指でについても再三お願い

> 建設省京浜工事事務所、地元から 絡会は横浜市の関係機関、国から の総会が開催されました。この連 港北営業所会議室で、第一回目の

局は区役所と決められました。

「港北区鶴見」一改修促進連絡会 昭和四十八年四月六日、水道島

橋より下流、早瀬川の高田橋から

席することについても収納ととも

(新古田町 名、新羽町 名) 出

に承認されました。

建設省直轄管理区間(本川亀ノ子 介付

流点など

の

改修について

町内会からは、会談に代表を四名

鶴

見川改修

へ前

進

関係機関と団体相互の連絡、調整

ますので、みなさんのご協力をお て、これらの発見と摘発に努力し 公面では、パトロールを強化 団体で構成されております。 中川地区の常任委員会など二十五 ウン開発対策協議会新田地区及び 新田地区連合町会、池北ニュータ 連絡会の仕事は、鶴見川のうち

、弥生時代の概観

とくちに弥生時代とよびます。 たのですが、その土器型式と同じ 化は弥生時代へと発展します。そ ような土器が使用された時代をび 生町から発見されました土器に、 も
そも
弥生
時代
といい
ますのは、 が生式土器という名称がつけられ 明治十七年、今の東京都文京区弥 弥生時代は狩猟、漁労の生活を 縄文時代に続いて、わが国の文

生時代は、用いられました弥生式 期と考えられています。さらに弥 もっぱらとした縄文時代に続き、 年頃から紀元三百年頃にわたる時 直墳に代表される 市墳時代に先行 昨今、衆目を集めた奈良の高松塚 9る時代です。

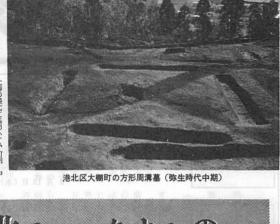
それは紀元前三百 た水原の近く、河川流域の低湿地 わち、人口は水田稲作農耕に適し こと、などがあげられます。すな 度の大陸文化の影響を受けている 来の外にも、いろいろと進んだ高 と交渉をもち、福作や金属器の渡 三に、日本が朝鮮ないし中国大陸 鉄器をふくめた初期金属器文化と 使用の開始期にあたり、青銅器、 と。第二に、日本における金属器 しての性格をあらわしているこ 第一に、日本における稲作農耕の しての様相を示していること、第 開始期にあたり、初期農耕文化と 長万形の割板をもった区画で、あ 水田址の例は、約五百坪の大きな

弥生時代の特色を要約しますと 遺跡があげられます。登呂遺跡の

進歩の度合いが論ぜられていま 期・後期に分けて、文化の特徴・ 土器の様式に基づいて、前期・中

の時代の遺跡といいますと、全国 時代の遺跡が集中しています。こ 川や早渕川の両岸の台地上に弥生 タウン地域内でも、鶴見川、谷本 営むようになります。
逃北ニュー 松山市の占照遺跡や静岡県の登呂 ニュースで報ぜられている四国は 的には、ただ今盛んに調食され、 に臨む台地の縁や台地上に集落を

た。農耕具は木製のものが多く、



ュータウンの 埋蔵文化財

正

れらは、はじめは実用に供された ている銅鐸などがありますが、こ 方を中心とした各地から発見され ら発見されている剣類や、近畿地 北九州を中心とする西日本各地か 鉄器にかわりました。青銅器は、 これも後期に入ると段々うすれて 時代中期までは盛んに石鎌や唐製 とされたわけですが、狩猟・漁労

のでしょうが、次第に実用になら

農産物は蓄積され、有力な者が多 生活を営むようになります。また れにともない人々はより強い集団 ための共同組織が必要になり、そ

港北区大棚町の方形周溝墓内出土の合口甕棺(弥生時

農耕生活金属器使用 の始めとしての弥生時代



ぜ道や用水路もつくられていまし 鉄製機耕具も普及し、開田工事も 容易になったと思われます。農耕

絡会発足する 鶴見川改修促

ました。この中で、新川地区連合 あと契綱についてその成功に入り 絡会設立の主旨説明、経過報告の あります。会長は世北区長、事務 及び河川改修の促進を図ることに 当日の会議では、港北区長の連 める要望書の作成、そのほか水防 年七、八月の国の予算制成則まで 点という建設省京浜工事事務所長 区からの要望として関係者間の連 の話のあと、再び議事に入り、今 に鶴見川改修関係予算の川湖を求 ひき続いて鶴見川の現況と問題

絡を密に図ることなどが採択され

月に鶴見川改修問頃協議会を発足 設省京浜工事事務所は、昨年十二 制を整えました。 り改修を円滑に推進するために体 させ、関係機関相互の連げいを図 てきました。これを受けて市と建 横浜市や建設省に鶴見川改修を一 る関係地区の代表は、昨年暮から 出た場合予想される被害を心配す の宅地開発が進み、ひとたび水が よる降水時の水量の増加と下流で いでありましたが、上流の開発に なお、連絡会にはこの鶴見川改 も早く促進するよう原情を続け 鶴見川改修は、長い間地元の節

態が示されていたことでしょう。 機耕の普及度の低さと未発達な状 る面で縄文時代の影響が強く残り の遺跡は多くありません。あらの ん。関東地方をみても、この時代 (1)弥生時代中期 しかし、中期も後半になります

時代へと社会は発展していきま やがて大和政権の確立をみる古墳 配する者と支配される者とができ 貧富の差から階級の発生へと、支 くの富をたくわえるようになり、

ない巨大なものに変化され、シン

ボル化され、支配者の権威を示す

の石弁もつくられたわけですが、 の活動も依然としてなされ、弥生 生活は、この時代の基本的なもの

二、弥生時代の遺跡 ·遺物

開墾や産既工事などの機耕生産の 大きな変化を生じました。つまり 代は社会生活の点で、いろいると 発見されていないようです。 青銅器は残念ながら関東地方では 用具とされたようで、この時代の

以上のような特色をもつ弥生時

中心に、弥生時代中期、後期にわ の遺跡と隣接地域の代表的遺跡を き、百年~二百年遅れて、ようや ン地域内では発見されていませ 今までのところ、港北ニュータウ けて、その文化を考察してみま 城内に発見されている約九十ケ所 とをふまえて港北ニュータウン地 始されることになります。このこ 東地方にはみられず、中期から関 たがって弥生時代前期の文化は関 く新しい文化が伝わりました。し 地方は、依然として縄文時代が続 北九州に弥生文化が開花し、関東 をもとに紀元前三百年頃、まず、 中期前半の遺跡は、残念ながら 大陸から選来した程作・金属器

茅ケ崎の遺跡(境田貝塚)、新吉 どがあります。早渕川右岸では、 田の遺跡(新吉田宮ノ原遺跡)な 近の折本の遺跡(西原遺跡)新吉 左岸では、佐江戸の遺跡(宮原・ 多く発見されています。鶴見川の ン地域内でも、これらの集落が数 ていたもようが、港北ニュータウ 一つの群をなして集落が営なまれ ようになります。これらの住居が 清水場遺跡)、通称「不動原」に位 **吹する池辺の遺跡、折本小学校付**

ます。四本の柱穴と炉をもつのが 中期の土器は、縄文時代の影響が たことも告げています。弥生時代 発見されており、港北ニュータウ 早渕川、大熊川などによってつく と、鶴見川、谷本川やその支流の ル以上の大形な住居址も出現する 的なようですが、中には十メート 基本形態で、大きさは、長軸が五 丸方形へと変化する傾向がみられ られた沖積地や支谷の湿地帯を眼 一六メートルぐらいのものが一般 についてみますと、楕円形から関 おり、地域差も顕著です。住居址 **前にした台地上に遺跡が、点々と** その器形や文様などに強く残って ノ地域内にも稲作農業が始められ 集落を囲んで、台地や縁と断面と 謙とて、佐古、遊、 ることがあげられます。このよう いては、いまだ全面的な調査がな 断があります。これらの遺跡につ 大棚、中川町にまたがっている**遺** 田の遺跡などがあり、左岸では、

と、この時期の集落の特色として

すう。これまでの成果からみます いその全観が明らかにされまし

T形の溝(V字溝)が

が

かり

してい

程途上というところなので、おい えたわけではありません、目下調 されたわけではなく、部分的な関

によるもので集落の全体をとら

に集落を囲んでいました。 の時期の住居址はなく、あきらか めぐっていて、しかも溝外にはこ が台地の南西側で一部とだえる 全長五百メートルにおよびV字溝 幅ニメートル、深さニメートル、 朝光寺原遺跡は、この時期の遺跡 地に、別光寺原遺跡があります。 解接地域には、谷本川に向した台 (集落の出入口?)以外は完全に してとくに有名なものでして、 ら崎、折本、中川町の遺跡があり

(横浜市教育委員会、指導主事) (つづきますじ)



生活設計

の指針のために

相 談 所

三一四月にかけて生活対策地元相 うとする主に農家の方々のため、 建設事業を機会に生活再建され上 横浜市では、港北ニュータウン

ひき続き本格工事に入る予定で 業は、年内建設大臣の認可を受け

> 研 究

会

ユ

1 1

夕 夕

ウ

視

察する

ュ

ウン

の方々の相談に応じようと開設し うということなのです。 きる条件を工事中に作ってしまお 學が終ったあと、直ちに転業ので とのような手順をふまえて地元 れ、大阪府の千里ニュータウン、 浜市、住宅公団の城員合わせて十 察調査がおこなわれました。これ 七名が参加し、A、B両班に別か には地元の常任研究員を始め、横 港北ニュータウン建設研究会の視

四月十一日から十二日にかけて

の問題などです。 いて、⑥園芸店の将来性、⑥税金 相談には、コンサルタント、市 ◎工事中の就労、◎拠地につ

協議会の役員の方々にも入ってい 住宅公団、農協の職員のほか対策

で、それほど人勢の方にきてはい 相談所開設は、今回が最初なの

と思います。

ただき、来訪者のご質問をお受け

しました。場所によっては懇談会 形式で進められたところもありま

の構成もできるだけ地元の要請に 続して開設し、相談内容や相談員 ただけませんでしたが、今後も様 答えられるよう工夫してゆきたい

ピング街を見学し、各店舗の営業 その後、中央センター内のショッ 発な質疑応答が交わされました。 の状態をつぶさに観察しました。 や管理連営上の問題点について活 B班は京都市の職員と伴に洛西

方法につき質問が出され、討議が ら茂北ニュータウンの竹林の保存 講義を受ける中で、地元研究員か 田博士から竹林の保護育成につき た地権者の生活再建の具体例につ 言説明を受けました。その後、上

れており、生産品の即売、市民菜 また同センターは市民に開放さ

前述の視察地の場合と比較して、 ニュータウンの開発においては、 ような印象を深くしました。港北 これら今回の視察を通じて次の でした。 することが今回の祝祭調査の目的

港北ニュータウンにおいては、

の立地動向および賃料、センター を持ちました。その中で、貨店舗 千里ニュータウンの城員、ある民 間のコンサルタントの城員と会合 ータウンの中央センターを訪ずれ まず第一日目にA班は千里ニュ

ということ、またニュータウンの

の組織形態など、センターの計画

見学しました。 名古屋市の農業センターを訪問し いての説明を受け、センター内を 閲芸などを含める都市的農業につ ハウス栽培、水耕栽培などの果樹

には多くの市民が来関し、一年に 能を果していました。 レクリエーションの場としての機 都市的族業の育成とならび市民の 園の開設などの施策もあり、休日 十三万人にも述するとのことで、

なされました。

第一百目には、A、B内班とも

います。

竹の研究で有名な京都産業大学の という希望もあり、横浜市では、 林をなんとか保存し、活用したい 殿を得ることを目的に、七月二十 視察、それにもとづく助言及び示 上田教授を、港北ニュータウンの - 二十三日にかけて招待しまし

ニュータウンを訪れ、現況の竹林 基本的条件の相違があります。す 開発法)をとり、大阪府・京都市 では全面買収方式(新住宅市街地 なわち、千里、洛西ニュータウン

港北ニュータウン建設事業は、 竹

林、公団任宅地とこの竹杯が重複 計画している設計図で公園、屋敷 ます。この緑の保存に関し、ニュ するものが約二十ヘクタールで二 八ヘクタールの竹林があり、現在 緑の境境を最大限に保存する都市 ータウンの公団施行地区に約八十 つくりを基本構想の一つとしてい

などの提案をしました。

を 視 察 す る 上 田 教 授

と懇談なもち、港北ニュータウン の竹林を視然しました。 談し、さらに建設研究会の研究員 この地区の栽培 方法は根伏式 上田教授は、市の関係職員と面

在しております。 通にあたってむずかしい問題が存 者が存在しており、相互の意志既 係権利者、横浜市、 しかし、今後三者の協力体制を タウン 視 公園に植えて、竹の町として港北 ニュータウンの特色を出すこと、 するためによいこと、竹を街路や 茎による繁殖のため、地盤を強化 た。さらに竹の特性として、地下 提案を上田収接はしていきまし 自体ものずらしいので、川か県で 経営の補助かしたらどうかという いわゆる自黒式といい、その方法

先進的モデルを創造して行く可能 等について、従来には見られない 轍、形態、換地液の土地利用形態 強化していく中に、センターの組 性が秘められていると考えられま

タウンは区画整理方式をとり、

竹

27

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設 事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1442

映所を開設しました。 日本住宅公団の土地区画整理事

があります。というのは、造成下 その方針に沿った準備をする必要 生活設計の指針をたて、工事の間 沙の始まるごろまでには、将来の 耕作できなくなります。 す。造成工事が進められていると そこで造成工事のための補償交

事項としましては、◎商店等の開 たのがこの相談所です。 来訪者は四十四名で、主な相談

屋市の農業センターを訪問しまし

することにより、教訓を得ようと

ウン、農業センターの実状を調査 先例としての千里、洛西ニュータ となっています。このことから、 中央センターの計画は今後の課題 換地後の土地利用をいかにするか

京都市の洛西ニュータウン、名古

設置されている市長の語問機関で 計画を搭載することを目的として ノ建設の骨格となるべき基本的な 市長の諮問機関という意味は審 この審議会は、西北ニュータウ

例)で設置がきめられています。 学識経験者(十名)、関係行政機 港北ニュータウン開発が減分案 委員会の構成メンバーは、現在

認める者(十三名)、の台計二十関の職員(六名)、市長が必要と と、ニュータウン地域の現地視路 ました。第一同は、一百七日に 団開発地区事業計画(案)の説明 開催され、ここでは、日本住宅公 定、部会構成委員の決定、今後の 審議の進め方符について審議され

昭和48年7月11日

(所属団体等)

画案について実質的な検討、審議 し、各部会長の指名と基本計画 (客) に関する質疑を行ないまし 今後は、各部会を開き、基本計 第一回 は七月十一日に 即催

199

横浜国立大学教授

横浜国立大学教授

神奈川新聞社顧問

横浜国立大学教授

早稲田大学教授

帝京大学教授

日本大学教授

横浜商工会議所会頭

建設省都市局技術参事官

農林省農業総合研究所長

首都圈整備委員会事務局 計画第一部長

神奈川県企画調査部長

横浜市議会議長

横浜市議会副議長

神奈川県農業総合研究所長

横浜市議会第1委員会委員長

横浜市議会第1委員会副委員長

横浜市議会第1委員会副委員長

横浜市議会第4委員会副委員長

横浜市議会第4委員会副委員長

機械のでは、一条のでは、 一条では、一条のでは、 一条のでは、 一をのでは、 一をのでは、

横浜市議会第4委員会委員長

運輸省大臣官房参事官

横浜市立大学助教授

横浜北農業協同組合組合長

来人口ニー万人が住むことになる を得たいと考えております。 夏頃までには潛蔵を終了し、答由 理想的な新市街地建設のための基 に入る予定です。そして、今年の 市長は、この谷田を参考に、将

沢

崎

横浜市港北ニュータウン開発審議会委員名簿

名 (専門分野)

(農

(建

、性所地理) 井 遠 夫 (都市計画) 本 幹 (公衆衛生) 山 光 雄 (地城計画(造園)) 家

久

(都市計画)

幸 (経済地理) ・夫

築)

論)明 (言論) 頼 明 (土地法制)

博

彼

Œ

英

武

威

之

脩

保

雄

恒三郎

隆 蕃

千賀雄

なります。 本計画を最終的に決定することに

入

成

框

松

Щ

横

本

4 野

佐 藤

渡 辺 兵 力

Ш 東 良 文

神 戸

JII Œ

石

JII 俣 勝

松

草 野

给 木 長

掛

門 司

松

企 子

14 水 光

中 th

林

崎

村

Ш 通 和

沢 俅 =

大曾 根

四十三年三月三十日公布、横浜市

、副会長の選出、部会設置案の決

区 分 氏

学

識

経

驗

者

(10人)

関係行政関機の職員

6人 F H 泰 助

市

長

75

必

要

あ

る

٤ 認

85

3 者

(13人)

概要掲載)の諮問がなされ、会長 港北ニュータウン基本計画(案) 委員、市、公団関係者が集まり、 れました。ここでは、市長はじめ 八年四月十七日に第一回が開催さ

(ニュータウンニュース第七号に

との審議会は、市の条例(昭和

断のよりどころにするための機関 的、学術的な意見を集約して、判 あたって、参考として広く各分野 まで市長ですが、意思決定するに

よりの参加をお強いし、その専門

職される事柄の意志決定者はあく

九名で構成されています。

今までの審議経過は、昭和四十

開

発

審

タウ

を中心とした緑地保存の方法、ま いました。しかしこに北ニュー という単一の開発主体があたって 竹

林

と緑の

保存

博士ニニュー

タールの竹杯が保存可能となって 十三パーセント。この約二十ヘク

地元のみなさんの中にもこの竹

/// 111. //// **///** 7

質疑応答要

いて説明してほしい。 して、市・公団の仕事の分担につ

[問] 港北ニユータウン建設に関

設事業の中の一つの事業です。 公団の事業は港北ニュータウン建 基

本

計

係

取付けはどうするのか。

[問] 幹線沿いの宅地と道路との

を防止するため行なわれる横浜 市と日本住宅公団の協議

も減歩はゆるいと想像できます。

九十一号)にもとづき宅地造成 等規制法(昭和三十六年法律百 に関する工事等についての災害

ー三メートルぐらいさげる予定で

[答] 幹線道路は宅地から平均

[答] ニュータウン建設は市の事

[問] 港北ニユータウンの用途地

ます基本計画(案)の概要を見て ュータウンニュース第七号にあり か全額負担し、共同の施設には八 ニュータウンの一大特色である機 要な機能を整備します。又、この 上水、川川、学校ながらして必 につれて市は地下鉄、関連道路、 住宅公団が建設大臣の特許を受け 開発区域の土地基盤整備は、日本 百三十ヘクタールの半分にあたる 業です。ニュータウン地域二千五 者が用地区の土地基盤整備は、市 になっています。基盤整備が進む 土地区画整理事業で整備すること なお、詳細については、逃北二 パーセントの補助をします。 域指定の方針についてききたい。

車の出人、高圧受電、大量の給排 にあることが一番行利です。その ているのか。 あわせて指定性えする万針です。 用地域指定していますが、事業認 水施設が必要なので幹線道路沿い では取りあえず全城第一種住居専 り後感当な時期に土地利用計画に (巻) 韓一地については、韓 [間] 清掃工場の計画はどうなつ

めてから設計に入りますが、設計 には約一年位かかります。

想定した用途地域指定をすると十 問題がでるので、新川途地域指定 地区画整理の整理前の土地評価に [答] 現時点で将来の土地利用を

のか。 [間]個々の減歩率はいつわかる

ならないとわかりません。事業計 を設け、換地設計の基本方針を定 画の記可後できるだけ早く番級会 計をし、仮探地を指定する段階に [答] 各単ごとの減歩率は換地設

路側から宅地を利用しなくてもよ の一部にあてられます。 す。その場合、原則として幹線道 共施設川地と保留地にあてられま につかわれるのか。 置してあります。 いように、異がわに区画街路を配 [答] 減歩は消路、公園などの公 [間] 三十五パーセント減歩は何 保留地は、土地区画整理事業費 その他 50件 本

画 (8.7%) L事計画 関 係 111件 移 転 19.3 %) 質問項目 補 償 事 係 탳 件 数 計 576件) 山 159件 関 (276%) 133件 施行規程関係 (23.1 %) 123件 (21.3)%

間上どうしても休業を必要とする できるよう努力しますが、工事計 まう。直接移転にしてほしい。 事中休業すると取引先が離れてし 検討していきます。 地元警察や関係者で委員会を設け ときは休業補償がでます。 [答] で含るだけ休業しなくても [間] 工場を経営しているが、工

工場など特殊な施設の換地先は

本紙第8号でお知らせした横浜市の港北ニュータウン基本計画(案)、 日本住宅公団施行の土地区画整理事業の事業計画書(案)及び施行規程 (案)、補償、工事画計等についての考え方の説明会は7月1日で終了し ました。

今回の説明会では、計画の内容を一層多くの皆さんに深く理解してい ただくため昨年より9回もふやし、合計39回開催し、約2,100人が来場 されましたが、長時間にわたり熱心な質疑が交されました。今回、各会 場においてなされた質疑応答は500件以上にも及びましたが共通する内 容が多く、また、これらのものすべてを列挙することは困難ですので、 地権者のみなさんに最も関係の深い、代表的なものを次に掲載しました。

なお、ニュータウンニュース第4号において掲載した質疑応答と同様なものも多数ありましたが、重複をさけるため省略しました。第4号を 参照して下さい。

横浜市の基本計画(案)は、本年3月市議会に説明した後、4月にはこ の基本計画(案)を審議するため市の条例で設置されている横浜市港北ニ タウン開発審議会 (市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職 対策協議会各地区常任委員長等29名で組織されています。) に諮問 していますが、夏頃までには答申を受けた上で出来るだけ早い時期に決 定したいと考えております。

また、日本住宅公団施行の土地区画整理事業は、本年3月に日本住宅 公団法36条の規定に基づく横浜市との協議が終了し、現在神奈川県との 協議が続けられています。県との協議が済むと住宅公団は直ちに建設大 臣に認可申請し大臣はその事業計画書を2週間縦覧します。 ここで問題 がなければ認可となり、土地区画整理事業が発足します。

一方、大臣の事業計画認可にひき続き工事に着手するためには、造成 工事が原因となる、がけくずれ、洪水などの災害から住民を守るために できた宅地造成等規制法の規定に基づいて、市は住宅公団の工事計画を 災害防止の立場から検討する必要があり、現在関係者の間で調整が進め られています。

以上、一連の手続の他に地元の地権者のみなさんの協力(工事のため の土地使用承諾書)を得た後に工事着手という順序になります。

> 認可後順ぐに齎工できるのか。 [答] 事業計画の認可は、年内を [間] 事業認可はいつ頃か。 業 al また [間] 小宅地の滅歩はどうなるの

と言えます。従って、換地先が同 じ条件であれば、山林、農地より 整理造成会の底を経た上で定める 下水などができており評価が高い なっている場所は、電気、水道、 ことではありますが、現在宅地 ません。土地評価委員と土地区間 土地のベ小によって差をつけられ [巻] 原則として、減歩について

い工事に着于します。 利者の土地使用承諾が得られしだ 住宅公団の宅造協議が成立し、権 予定しております。認可後、市・

(注) 宅造協議とは、宅地造成

とします。 のか。 認可の公告のあった日の公簿地積 設計をするための基準地積は事業 ない質施行規程で定めます。換地 ますが、訂正したものには按分し に対しては、縄のびを接分配付し [問] 小さい宅地は立体換地をし [答] 地積訂正をしていない土面

どうなっているのか。 する委員会を設け検討してきた結 (答) 住宅公団で災害対策を検討 [問] 工事中の降雨・水害対策は

タをもとに設計しますので、台風 います。ダムは過去の雨量のデー ことは考えられません。 がきてもまず現状以上に出水する 大量の水が流れないよう計画して 影 丰 Al-補 價 闄

最終的には医師会等の関係機関の 考えを聞いた上で決定したいと考 置を決めたいと考えておりますが [答] センター計画と関連して位 総合病院はどこにできるの

れるので心配はありません。 については十分な防護手段が取ら めた場所に計画しています。公害 を考慮して一部農業専用地区を含

いう希望のある人についてはどう

[問] 農業専用地区に入りたいと

えます。

れば新たに改定も考えられます。 で面積が二十ヘクタール位まとま そこの土地と交換する方法も可能 です。また、市街化調整区域の中 地区を設定しようとしているので [答] 池辺町、東方町で農業専用

考えているのか。 が、これで換地計画に民意を反映 [間] 審議会委員が少ないと思う

種によって法律で定められていま のもので、委員数は施行地区の面 全体の公平な立場を維持するため べるというのではなく、区画整理 できるか。 [答] 密設会は、個人の意見を述

[答] 仮揆地を指定する場合に施 反映する方法はあるか。 [間] 地権者の意見を換地設計に

自由か。

そのように努力しますが、清算金 になる場合もあるか。 う施行規程でうたってあります。 換地設計をするのが理想的なので ることになっております。 が発生した場合分割払いできるよ [答] 清算金がゼロになるような 問〕払い切れないような清算金

行 想 程 関 係

てしまうといううわさがあるがど

[答] 立体換地は考えておりませ

県知事の認可を受けることとなっ ており、その前に関係人に縦覧す た、最終的に換地計画は、神奈川 を持ちたいと考えております。

28

果、地区内にダムを造り、一度に (答)自由です。

[間] 縄のびの取扱いはどうなる 八条参照 (注) 土地区画整理法施行令上

行者は、土地区画整理審議会に賭 って意見を聞くこととされていま 係権利者に供覧し、説明する機会 すが合とましては、さらに関

[間] 事業施行中の土地の売買は

係 移

てききたい。 [問] 工事中の防じん対策につい

いきませんが、できるだけ迷惑の [答] 皆無にするというわけには

かからないように措置します。

どう考えているか。 入るというが、風紀対策について [問] 工事中一万人もの労務者が

すが、建設会社の労務管理が近代 [答] 工事は民間会社が施行しま

全く違います。具体策については 化しているので昔のいメージとは

港北二

主 元 明 な 地 説 会 0 経

名	N.	称	年月日	回	数	出席者	説 明 内 容	備考
第	1	次	42. 9. 7 10. 7	13	回	632名	ニュータウン計画の主旨説明	第1回対策協総会 (41.6.17)
第	2	次	43. 9.16 12.11	42	П	1,653名	1. 経過報告 2. 宅開要編 3. 用買(40%)、減歩(35~40%) 4. 土地価格の基本的考え方、ブロック別指数	第2回対策協総会 (43.2.7)
第	3	次	44. 1.17 2. 1	24	回	1,040名	名寄簿 (内諸書) を配布	
第	4	次	44. 3. 3 1 5. 8	40	回	1,354名	1. 第2回名寄簿配布 2. 具体的契約手続等について	第3回対策協総会 (45.2.23) 第4回対策協総会 (46.5.2) 設計図作成
第 人 基本	5 段明	次 计地)	47. 3. 3	30	回	2,416名	公団開発地区 1,000 分の 1 図の説明	
/基2	6 計记	次等)	48. 5. 7	40		2,081名	1. 市の基本計画 4. 工事計画 2. 公団事業計画 5. 補 償 3. 公団施行規程	

が集まって相談するようにした あるので、ご要望もあわせ関係者 環境問題や用途地域とのからみも

時期はいつか。 [問] 補償交渉開始と建物移転の

は養工予定時から宅地の場合はお およて六ケ月前に補償に関する説 を一年前、山林農地等の場合は にお願いします。また、補償交渉 [巻]物件移転は上事将上前まで の施行に伴う損失補債基準」にも 本住宅公団の「土地区画整理事業 債係即要綱」を受けて規定した目 た「公共川地の取得に伴う損失補 (答)的和三十七年開談決定され

供を行ないます。 公団で発者のあっせんや倉庫の提 います。しかし、事情によっては て個人個人で行なっことになって

つているのか。 [問] 補償費算定の基準はどうな

対処するつもりです。 の特例の適川がありますが、時期 等によって不公平が生じないよう せん。また、補償費には、課税上 目的とおり文川すれば課税されま [答] 移転料については、補償の せん。 とづき時価によって様定します。 なお、納神的な補償は行ないま

[間]補償費は課税対象になる

方は現在検討中です。方針が定ま と思っていますが、具体的な扱い れば。術成会に踏りたいと思いま することも考えなければならない

[答] 先行的に造成する所に換地

またされているが、早く家をつく りたい人のための配慮はできない [間] 住居を建てたいのに建築を





他 地元説明会で熱心に聞き 入る権利者のみなさん。

[問] 希望すれば説明会を開催し (1)

また解体した木材の保管場所の配

[問] 移転作業は誰がするのか、

慮はどうなつているのか。

の保管は原則として補償性によっ

てくれるのか。

[答] 家屋の移転や解体した材料

明会を開始します。

で行なっています。また、公団施 建設事務所(港北区第名町八百五 います。また、今後補償について 山田駅下車五分)で相談に応じて 田町二千二百五番地、田園都市線 住宅公団祂北開発事務所(緑区荏 行の土地区画整理事業については 十番地、東橫線索名駅下車七分) 談は、山計画局港北ニュータウン [答] 港北ニュータウン全般の相

ついて ンの交通政策に 港北ニュータウ

港北ニュータウン基本計画家

われていまして、都市とは物質 す。現在は、都市の時代ともい す。誠に結構なことで御座居ま なる様な場所にする事を目的と 市を建設して、誰でも住みたく するのだということでありま に依りますと事業目的に住宅都 う街づくりがありまして、これ とり入れた四日市、七日市とい 中心とした門前町マーケットを づくりに、城下町、神社仏閣を う。およそ我日本では従来都市 れることも当然 でありましょ 造に交通の問題も大きく考えら

のが出来上も、そこに住む一世 恩恵を受けることであります。 はこれら発達した文明の利便の 上にたった都市化社会というも 文明が最高に考えられて、その この様な新しい人間都市の創

浜市役所迄を直線距離十二・六 ってはなりません。

キロとします。これに対して自

て、ここを基点として現在の横 りに中川町一一〇七番地先とし ウンは、その様な古いものであ ていました。 係で曲りくねって全でが徒歩マ が、この道路は車略その他の関 は馬で交通することが主となっ をつなぐのに道路がありました 港北ニュータウンの中心をか 今回計画されているニュータ

走行に比し、COは三十一倍、 など発進停止を納返すと、定速 く、NOX(窒素酸化物)は速 素)は六十キロで最も排出が少 炭素) は四十から六十キロで最 安全公害研究所が実験し発表し 度が上る程排出が多く、渋滞時 定速走行した場合CO(一酸化 たものに依りますと、自動車が 防ぐものでありまして、この事 す光化学スモッグの公通公吉を トップで走っています。この事 はよほどの車がない限りノース も排圧が少なく、HC(炭化水 に関しては我日本の運輸省交通 が現在日本で問題になっていま メリカで行っています自動車路

夢っことになります。現在 走りますと、上、芬三〇秒で到 動車路を計画し時連六〇キロで HCは四~五倍、NOXは停止

を考え物質文明にとかくないが づくりを考えたいものでありま しるにされる心のあたたまる街 事を考えて、人の住む街づくり 光化学スモッグの心配をなくす を考え、CO、HC、NOX等 の交通公害を少なくするために クウンの交通政策にあたりませ 排気ガスは少なくなると報じて 回数が多い程排出も多く、六十 **連走行するノーストップ計画** し、これに使用する自動車から 都心との時間的距離を少なく います。この様なことでニュー ギロ走行で停止回数が少ない程 川崎市中原区



の説明会も予定しています。

选北郵便品 横浜市計画局港北ニュータウン建設 横浜市港北区菊名町860番地 TEL(431)1442 ータウン建設事務所

> 生活等に直接影響するものです。 質疑応答は、権利者のみなさんの を中心に編集しました。これらの

今回は、地元説明会の質疑応答

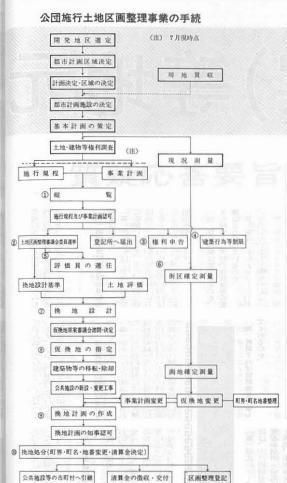
事務気をう

これら以外にもいろいるとお知

事の変更と併せお知らせいたしま 市、公団、豊勝等の関係機関の人 変更が若干ありますので、次けで と思われますが、どうぞお気軽に りになりたいこともたくさんある 上記の事務所にお出で下さい。 なお、対策協議会の構成委員の

安倍 省香

前回までの「土地区画整理のか



entilinetillinet



る中川青年部組合員

る洋光台地区の代表五名、その他 理事業の反換地指定までいってい

が少ないなど公共、公益的施設が

三十五パーセントで完成できるの 少ないが、港北ニュータウンはそ 台の更地の問題、洋光台では緑地 を開きました。反省会では、洋光 所に帰り、四時四十分より反省会

れに較べると多いので平均減歩率

生活対策、営農意志がありながら

後、南堤協磯子支所において昼食

について説明を受けました。視察

をとりました。

午段からは、すでに土地区画整

そのため農業の後継者がそれほど ものは年よりが多く、結局農業経 いませんで、農業に従事している にサラリーマン化していました。 会議室でもたれました。 ついて報告、話合いがおこなわれ **開農協の職員と呼談会が磯子支所** この地域は開発以前から地理的 座談会ではつぎのようなことに

区にもちかえり、検討することを

などが出されました。最後に、 営農が継続できるかどうかの心配 かとの心配、造成中及び造成後の

地設計及び用途地域について各地

南農協磯子支所で地元の人の話しに聞きい

仮換地の指定後、仮換地の形状 第78条 移転に伴う補償

常生ずべき損失を補償しなければ の損失を受けたものに対して、通 る植物、垣根などを伐採したり、 ない必要のある場合は、障害とな 能却できるが、その場合には、そ る土地に立人り、さらにやむを得 一姿がある場合に、他人の占有す

のため、または実際に事業を施行 するために削量、または調査する

失を補償しなければならない。

けた者に対して、通常生ずべき損

みなさんもすでにご存じのとお 以上のような条文に基づいて補

いて次のような主旨の各条を設け 常生ずる損失についての補償につ で、「補償」についてご説明した ます。今回からは各論ということ き等の理解が得られたことと思い ついてのひととおりの手法、手続 いせつ」で、土地区画整理事業に 第73条 土地の立入等に伴う損 土地区画整理法においては、通 土地区画整理事業の施行の準備 転や除却によってその建築物等の 補價 ない。 ずべき損失を補償しなければなら に損失を与えた場合は、施行者は 転したり、除却した場台、この移 法に基づいて、施行者が直接建築 た場合、そのことに因り損失を受 有者およびその土地について地上 また建築物等の所有者が自分で移 物等を移転したり、除却したとき し、収益することができなくなっ 的に従前地、または仮換地を使用 ができる権利を有する者が、合法 宅地を使用しまたは収益すること 権、永小作権、賃借権その他の、 損失を受けた者に対して、通常生 所有者、もしくは占有者など他人 従前の宅地、並びに仮換地の所 第10条 仮換地の指定等に伴う

ています。

いと思います。

たしますので、慣補とはどういう きたいと思います。 整理事業の施行にご協力をいただ のかご理解をいただき、土地区間 もので、どのように行なわれるも 補償についてのあらましを説明い そこで、今回より数回にわたり

1) を移転 (注-2) または除却 事業の施行に伴い建築物等(注 土地区画整埋における補償とは

生ずる経済的(注-4)な損失に (注一3)することによって通常 ます。

をする必要が生じた場合 口建築物等の移転または除却

施行や、仮祭地指定に伴い支障に 事業施行のために必要な工事の

た。

職員など計三十一名が参加しまし 部組合員、慶協、公団、横浜市の

勉強会ということで、港北ニュー

タウン建設事業のための基本設計

青年部の今年度事業の第一回目の

この視察は、北農協中川支所の

の視察が行なわれ、地元の壮青年

距離等によって定められた移転工 ちで皆さんの最も関心の深いと考 最も重要なことは、換地計画と建 えられる建築物等の移転または除 あるといわれております。このう 築物等の移転または除却の工事で のもとに立張な、新しい街に仕立 ることとなりましたが、当公団と るため土地区画整理事業を施行す て上げたいと考えております。 の地域を土地区画整理という手法 金力をあげてこれに収り組み、こ しては、これまでの経験を生かし に供給し、健全な新市街地をつく 宅地造成により良好な宅地を大量 この土地区画整理事業において

当公団においては、大規模な

対して、適正に補うことでありま

なる建築物等を移転したり除却し

立。

なければならないときには補償し

土地を使用する必要が生じ

猫 鼝 \Diamond 方 法

却が円滑に行なわれるためには公 みません。

補償はどのよ うなと時行な われるか

補償は次のような場合に日本住

正かつ妥当な補償が行なわれると

とが必要であります。

調査を行なう場合に、みなさんの 生た場合 気団が行ないます。 事業施行の準備に必要な測量や 土地の立人りに伴い損失が

0000000

0000000000000

等に損失を与えたときには補償し 土地に立ち入って立行木、燈作物

辅

鎻

鸖

洋光台、港南台土地区画整理事業 農協壮青年部主催による横浜市の 五月二十九日、北農協中川支所 中川支所農協壮青年部

南

台·洋

を視

損失であって、主観的なものは含 を現状のままで拠地先等へ曳き去 困難なものをどりこわし、とり除 または开戸、池等移転することが とをいいます。 くことをいいます。 造、鉄筋コンクリート造等の建物 木、機作物、動産等をいいます。 (注一3) 土点、コンクリート (注-2)建物または一作物等 (年一) 建、工物、兴 (在-4) 客観的にみた場合の または、解体して再現するこ 地(従前地または仮換地の土地を ている方または借地権、借家権、 ただくときには補償します。 小作権等の権利を有する方(以下 万は、土地および建物等を所有し いいます。)を一時使用させてい (=) なお、上記の捕債の対象となる 「権利者」といいます)です。 事業施行のためにみなさんの土

捕猟額寡定の

算定します。 補償金は原則として次の時期に

価格によって算定するものとしま 権利者との協議が成立したときの それぞれの補償金の額は、当該 補償金は、みなさんと補償の契

いは次のとおりです。 補償金および土地使用料の支払 支払い 補遺金および 土地使用料の

後に支払います。 二分の一を支払います。残額につ いては、移転または除却工事完了 約が成立

2回の後払いとします。

金融機関の口座に振り込む等の方

の支払いは、原則として請求書受

000000 法によって支払います。

営をしていこうとする若いものが

なお、補償金および土地使用料

さんに行なっていただきます。 もってこれにかえることがありま

却は、法律に基づき施行者が直接 施行する場合を除き権利者のみな なお、建築物等の移転および除

調査から補償金の支払までの順序

り補償金の全部または一部のかわ りに代行工事または施設の貸与を て行ないます。ただし、必要によ 補償は、原則として金銭をもの 補償の方法は次のとおりです。

1.	建築物等の調査(権利者の立合いをお願いします。)
2.	捕債金の算定
1	V
3.	補償金(移転除却の期限等を含みます。)についての話合い
(協	議)
4.	協議の成立(契約書または承諾書に署名捺印をしていただきます。)
-	
5.	補償金の1/2支払い (請求書受領後14日以内とします。)
ľ	中国 人名巴西斯斯 日本學 到過 在衛衛門
6.	移転または除却工事の完了
Ĭ.	
7.	完了の確認(当公団が行ないます。)
Ť	

ことを中心に視察、調在がおこな う自覚から計画されたもので、主 は自分たちが主役になるのだとい する見込みであり、一方で造成後 行なわれ、今年中にも事業に着手 0000000 (案) 事業計画 (案) 等の説明も 造成後の生活設計の研究をする

た。現地についてからは、日本住 を出発したパスは、横浜中心部を われました。 内によって、洋光台、港南台の土 宅公団港附開発事務所の職員の客 地区画格理事業の区域をバスで視 通過して、目的地へと向いまし 九時四十分、北農協中川支所前

際し、事業の概要・進捗状況など 扱いについては、結果的に減歩窓 発によって拍車がかけられた形に 少ないのが実情でした。それが開

の中においても、農業を継続して りもたれました。 活品な話合いが約二時間半にわた を下げたこと、洋光台では更地が ました。洋光台での過小宅地の取 なりました。そのためか八割ぐら 経営をする意志があること、など かなりみられますが、やがて貸家 においては、地元の組合員の相談 ンになりました。そのような情勢 いが会社に勤めるなど、ザラリーマ にあたるため転業対策率を設置し いる人たちもいます。南農協本所 座談会の終了後、北農協中川支

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建 設 事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1442

ニュータウン建設を自らの問題と

き、様々な土地利用の形態を検討 きました。その研究の中で、住宅

たことです。

の研究を進める上で指摘されてき

また、研究会においても今後

しかし、これらの土地利用を三

経営、農業的土地利用などにつ

住 4 よ

1 街 づ 住

4 民

b 0

力 は

で

各々の研究方針が打ち出されまし 回部会別研究会が開かれ、そして

横浜市港北ニュータウン建設研究会部会

第 一 部 会 第 一 部 会 第	宮 大土 川植谷 林 """""""""""""""""""""""""""""""""""	第	農業的	一 (三 部 幹 事 小松原 // // // // // // // // // // // // //
部の名とは、おります。	川植谷林近藤 ""	144	農業的	
	C.1 124014	四	土地利用	農協 {大曽 根屋 "" 大曽 根屋 "" 公団 (植牛山佐 "" 公団 (本年)
等指導要公	(川 手 "	部会	について	小松原
部綱いて会築する	(林 "	第	屋敷林の	地元 徳
第三部	宗 知 " 場{大曽根 "	五部	屋敷林の保存について	機協 {大 曾根
活対策に公会	石丸 "	会		市 (小松原 // 近藤 // 佐藤(幸) // 隈 本 //

設 处 研 究

会

る必要がおこって来ました。 ら、更に具体的な問題点を整理す 場です。建設研究会は、昨年の四

の意向、横浜市の行政方針、住宅 ュータウン計画と調和させて、現

公団の区画整理の方針との関連が 実化させるためには、関係権利者



員からの要望として出されまし 開発対策協議会において、地元委 七月二十六日の港北ニュータウン このことは、去る六月二十五日

とになり、八月二十四日から三十

日にかけて、すべての部会の第一 元幹事が座長となり決めて行くこ た。具体的な研究項目は、今後地 のとおり配置することになりまし れらの各部会ごとに、各幹事を表 ることになりました。そして、こ な研究課題でとに各部会をもうけ おいて検討の結果、表に示すよう 月二十日の二度にわたる研究会に

の土地利用について」を研究して

研究会発足以来「土地区画整理後 研究を進めてきました。 そして、 設け、幹事会が中心となって調査 的事項を研究するために幹事会を T七年八月三十日に発足し、具体 客観的で自由な観点からの発言の 成され、どの立場にも片寄らず、 と農協・市・住宅公団の職員で構 です。このメンバーは権利者代表 して考えるために組織された機関 権利者の自主的な活動によって、 港北ニュータウン建設研究会は

策(組織づくり)について検討す れに直接参加する地元住民の対応 さらに、工事期間中の業種と、こ 対策の具体的な方向づけを検討し 午後に開かれました。 え方、とりわけ工事期間中の生活 ここでは、生活対策の基本的考 第三部会は、翌日の二十五日の

第四部会は八月三十日午前に開

かなり長期間のもの、過渡的 りました。 ついての検討をすすめること 貸与、観光農業の種類、経営 業協定や公共団体、住民への な規模、分布状態、利用期間 の形態(個人・集団・法人) のに二分されるとともに、 と農業の集団化をはかるため 周囲との環境等についての

の案を作成すること、現在の 後の進め方としては、設計図 論の中で、この屋敷林保存区 **畑点を整理、検討することに** で考えられる税制上、管理上 **歴敷林保存個所の確認から始** 換地を想定した屋敷林保存 横浜市計画局港北ニユータウン

拿

ュータウン建設を円滑に推進する 問題に迅速に対処していただき の意思疎通を緊密に図り、我々の れます。そこで、市と我々住民と の問題の生じてくることが予想さ

として港北区菊名町に置かれてい ウン建設のため、市の現地事務所 について(要望) 標記の事務所は、港北ニュータ

建設事務所の地域内への移転設置

地の利用方法や、しばらくの間換 き、当分の間空閑地として残る土 宅地として建物を建てる場合を除 地された土地で農業を続ける場合 が完了した時点において、すぐに この部会は、土地区画整理事業

討するものです。 設として土地利用する場合等宅地 あるいは、スポーツ・レジャー施 以外の土地の利用方法について検 したがって、これらの土地利用

介いたします。 に対して回答がありましたので紹 な要望書が提出され、その要望書 名で、横浜市長あてにつぎのよう 横浜市長 対策協議会各地区の常任委員長

飛鳥田一雄殿 策協議会 港北ニュータウン開発対 山内地区常任委員長 松

して、早く地域内に移転設置して うな組織と機構をもった事務所と ため、それに充分に対応し得るよ いただきたく要望します。 この要望書に対し

め、数々の問題を迅速に対処でき

城内多数住民との連携を 一層 強

入規模建設事業実施にあたり、

地

るよう事務所を選北ニュータウジ

地域内へ移転設置するようとのご

和田地区常任委員長 新田地区常任委員長 中川地区常任委員長

中山恒三郎 山本 光椎

横浜市長より、つ ぎのような回答が

要望に接しました。

もとより市といたしましても、

地域内への移転設置について さきに陳情のありましたことに 港北ニユータウン建設事務所の ありました。 で

う取進めたいと存じておりますの

取あえずで回答甲しあげま

早期にご要望におこたえできるよ

より検討しておりますので、更に この事務所の地域内移転をかねて を感じております。 談などにゆくについて非常な不便 域から遠く隔り、日頃関係者が相

整理事業は年内に建設大臣の認可 一方、日本住宅公団の土地区画 きましては常日頃で配慮をいただ つき、次のとおりお答えいたしま 意厚くお礼申しあげます。 港北ニュータウン建設事業につ

ウン建設事務所は昭和四十三年に さて、本市計画局港北ニュータ

大規模造成工事開始とともに様々 を得て着工する段階にきており、

発揮させていただいております。 のご支援によりその使命を充分に 港北区菊名町に開設以来、皆さん この度は、港北ニュータウンの

提案があり、了承されました。 いう二つの方向から検討するとの 第二部会は、日照等指導要綱と 研究方針として、①まず、市が

そのため、去る七月十二日、八と、計画人口二十二万人に見合う は、アパート・マンションなどの に開かれました。この部会の目的 二十二万人との調整をはかる、と がって考える、②つぎに計画人口 考えている土地利用の原則にした ことにあります。 **殖点を調整する計画案を検討する** ような土地利用との間における間 不動産経営による土地利用計画

第一部会は、八月二十四日午前

るとの指摘がありました。

ていました。 考え方が大多数の幹事の賛同を得 ものを追求した方がよい、という

ONO TOTAL DISCONDING TO

なお、この調査の対象は港北二

対策協より要望書出される

特北ニュータウン事務所は

地域内に移転を

同じ日の午後に開かれました。 建築基準条例についての研究会で

なりました。ここで議論される事 この方向に沿って検討することに いのではないかとの提案があり、 整理していくか、今後の課題にな となりますので、この問題をどう 項は、換地計画の際に評価の対象 ときに環境上のトラブルも起きな アパートやマンションを建設する うな土地利用計画を立て、住民相 らかじめ良好な環境を保持するよ 例を機械的に適用しなくても、あ 市の日照等指導要綱や建築基準条 **与に建築協定などを結んでおけば** 訂画開発でありますから、現在の この部会では、ニュータウンは 建設研究会では、これからの研

業を進めるうえの参考資料に役立 浜市および住宅公団に報告し、事 ててもらうつもりです。 究会の課題に用いるとともに、横 せんが、この調査結果を今後の研

金額等に結ぶつくものではありま 結果は、直ちに個人個人の換地の るために「住宅・土地利用等に関 取り扱い、または家屋移転の補償 たいと考えています。その調査の する意向調査」の実施を近々にし めに、実態および意向等を把握す 究作業に必要な基礎資料を得るた る事項 区域内の権利者です。 公団が施行する土地区画整理事業 ○墓地に関する事項 〇工業(家内工業を含む)に関す ○換地後の土地利用に関する事項 〇住宅に関する事項)畜産業に関する車項 調査項目はつぎのとおりです。

ますので、で協力をお願いいたし で調査を実施したいと考えており 以上のような目的・対象・項目

住宅 する意 向調 土地利用等に関 究 查 숲 を実施 か 5 お 願

(1

ュータウン地域のうち、日本住宅

31

ni

训

に

わ

か

5

な

UN

 \mathcal{O}

か・

おこたえします

な

ぜ

(|占|

Þ

0

から

認

いつ、だれが、どこに、どの位の

るのではないかと思い、

横浜市及び日本住宅公団で

は、五月から七月にかけて地元説明会を開催したの

今回は紙面の上で、

土地区画整理

ではありますが

同じような気持を抱いている方が少なからずおられ

ようか。

下のような投書をいただきました。これらの内容と

東山田町に住んでおられる覚張さんより以

現在、

実施のために事業計画で定められ

セントの減歩があり、八十パーセ たが、具体的な事はやはりわかり 公団による説明会が一回ありまし 現在に至りその間、四十七年春に ント位の移転があるといわれまし その説明によると、 三十五六 即でによると、市、谷、臣 るそうですが、その市民代表の選 代表による委員会の様なものがあ

Z,

代表を送ったおぼえ

しもはっきりわかり

成することを目的としています。 されることにより、終極的には

この目標のなかで、港北ニュー

「国際文化管理都市」として、完

清

換地計画とは、区画整理事業の 換地設計 このような手順をふんだのち、

一万では 野野田町

えでないことをご理解下さい。

ぬようかくしておく、といった考 けで、できるだけ地権者に公表せ ように明確なご返事ができないわ 済むまでは、覚衷さんので意見の

と)その内容に ならない。

面で表わしたもの、 計画についてはそれに適合するこ 計画として定められているものの (道路や公園等で都市 には、施行地区を図 設計の概要と 1

縦覧しなければならないと定めら 画および施行規程を二週間公衆に この事業計

る様説明をしてまいりましたので り理解していただき、ご協力を得 階を追って土地区画整理事業をよ いると必要です。したがって、段 く、さらに今後細部の作業がいる

は、建設大臣が法律に基づる

活環境整備をはかり、さらに、横 が市民参加のもとで、 会は、港北ニュータウン建設事業 港北ニュータウン開発対策協議 合理的な生

からなり、 委員の数は約百八十名に及んでい

つきましては、 各地区毎に選出された 私が逃北ニュータウン計画を初 投 書>

をしてきました。 及ぶ地元説明会を開催し、 うな事業では異例に、 問題について話しあってきました。 ニュータウン開発対策協議会という機関と、 ら市民参加のもとに積極的に住民の組織である港北

四十七、

八年に約七十回にも

そして、このよ

種々の

事業について各種の説明

す。港北ニュータウン建設事業では、

さらに当初か

理審議会の設置です。これは施行者が独断に走るこ 市民参加をうたっています。すなわち、 の手法である新住宅市街地開発法と違い、

土地区画整

とまずいとか、大臣の許可がおり くとも事業を進める上で公表する おられるのですが、どの程度理解 は良くわかっています」といって はありませんので皆さん方の気持 団は土地区画整理事業は初めてで 側の説明に毎度出てくる様に「公 民の利益にはなりませんし、公団 のを作っても、それはまったく市 ための形ばかりの委員会の様なも の街作りのうたい文句の形をとる はまったくありません。市民参加

こうてもともともともともともともともともともともともともと

しているかわかりませんが、少な

うきません。

換地にしても、

その中に

権利者の意見を聞くことを義務づけていま

ただきたいと思います。

土地区画整理法は、他の多くのニュータウン開発

ない部分が事業の流れの中であることを理解してい 事業の流れを中心にお答えしたいと思います。そし

事業の性質上どうしても、

わかる部分とわから

に土地を求める時、四十六年春でめて耳にしたのは、現在の東山田

ありましたが、そのニュータウシ しは何一つ知る事が出来なかった 計画がそもそも何であるかについ

> るのか」と問えば「この図は基本 との返事でした。 それならば「この地図の変更もあ 計画図で変更する事はまずない

私にはどうしても理解出来ませ 更すら出来ないものであるならば 分の一地図の説明会後に多少の変 ん。なぜならば、 この様な市や公団側の考え方は 叩き台である千 百百百日 換地計画 建物移転と補償

事業計画と認可

(清算金)

事業計画が調和のとれた姿で実施 適都市」として、その各々の建設 「住宅都也」、「工業和市」「港 横浜市の都市づくりの構想は、

ことを原則として計画を進め、

りましたので、自分の計画を進め

加する事が出来るのでしょうか。 れでは一般市民はどの様な形で参 の街作りといっておきながら、そ

が出れは家は建てられる事がわか 出来ませんでした。でも建築確認 的な説明は荷一つとして聞く事は のです。区役所はもちろん、第名

のニュータウン事務所ですら具体

それは決定図でしょう。市民参加

めてあります。 で必要なことがらを決める事で、 業を進めてゆくうえで最も基本的 土地区画整理法には次のように定 事業計画とは、 土地区画整理事

関する計画を適正に定めなければ ため必要な公共施設および宅地に 四郎全な市街化を造成する 白環境の整備改善を図る 一交通の安全を確保する 口災害の発生を防止する

申請があったときは、 とになっております。建設大臣は 建設大臣に申請し認可を受けると 住宅公団施行の場合、横浜市およ も定めることとなっております。 の施行期間、 び神奈川県の意見を聞いたうえで との事業計画については、日本 資金計画等について

計図からなっており、また、事業 設計の概要で設計説明書および設 の配置や宅地の整備に関する まいりましたあらましだけでな のは当然のことと思います。しか 利者のみなさんは、 土地区画整理事業(約千三百十六 とすべてを知りたいと考えられる を説明してまいりましたが、各権 し土地区画整理事業は今迄述べて ヘクタール) について、あらまし 今すぐ細いこ

おりますが、今後とも都市計画か 公団が返事をした」と指摘されて なお、 「計画図の変更はまづない、と 覚集さんのご意見のなか

らみて台理的な案が提案され、 改良するつもりでおります。 延長に影響しないものであれば、 れが減歩率の増大や、事業期間の

Œ

ます。 らましをお答えすることといたし ろうかと思われますので、それぞ れに分けて現在の段階におけるあ 港北ニュータウン計画と土 ほ次の五項目にな

覚索さんの投書の要旨を整理し 抵北ニュータウン開発対策 しています。 見を求めながら計画を決めて行く とを目的とするとともに、あわせ 誰でも住みたくなる地域にするこ タウン建設事業のねらいは、 構想を市民に示し、 から市民に示すのではなく、市の 従来のように計画を天下り的に市 計画的開発を行なうことにより、 て乱開発を防止することを目的と この目的を達成するためには、 「住宅都市」 建設の一環として 市民自身の意 煎

1 れております。 昭和四十四年 よる として、

(目的及び設置)

浜市港北ニュー を設置する。

(組

にあたる。

ルを日本住宅公団施行による土地 な農業地帯であることと農業と都 画整理を施行する区域としては、 をしようとするものです。この区 快適な住みよい環境のまちづくり 施設(雨水・汚水)等を整備した 区画整理事業(土地区画整理法に 専用地区を決定しました。 び経営の確立をめざすため、 計画し、意欲のある農業の育成及 備をし、都市のなかの農業の場を このうち約千三百十六ヘクター 一定地区を農地としての基盤整 との地域が本市における良好 調和をはかるため、 道路·公園·排水 地域の中 農業

横浜市港北ニュータウン開発対策協議会要綱

(国的及び政策) 第1条 市民参加のもとに乱開発を共同防衛するとともに、都市農 業を確立する理念をもって建設する合理的な生活環境を整備した 港北ニュータウン建設事業の円滑かつ効率的な推進並びに横浜市 及び日本住宅公団と関係住民との密接な連絡調整を図るため、横

を放底する。 (協議事項) 第2条 協議会は前条の目的達成のため次の事項を協議する。 (1) 開発計画及び事業実施に対する意見の具申に関すること。 (2) 地元との連絡調整に関すること。 (3) その他開発促進に関連する必要な事項。

70% 協議会は会長1人、副会長1人及び常任委員長4人、その 他の委員若干人をもつて組織する。 2 会長及び副会長は、港北区長及び緑区長が相互で協議してこれ

タウン開発対策協議会(以下「協議会」という。)

減歩されたら家も建たなくなり、 のにどうしたら良いかなど思いも 金の返済に追われている者が、金 ません。知らされてもいません。 りながら何一つとしてわかってい あると考えているのではないでし 額も返済方法も期間もわからない この様に、私共は自分の事であ 曳家にしても、 現在の借 せん。 悪くてもがまんします。 港北区東山田町 覚 張 達

清算金を払うにしても、

が上るのだけは絶対にいやです。 夫

ないうちは知らさない方が安全で 分の土地が値上りしなくてもけつ り、土地が値上りしたために税金 に減歩されたり、移転させられた 必要はないのですし、気もありま こうです、私は不動産を売買する てもかまいません、道が狭くても します。街もそんなに発展しなく 私は考えます。不便でもがまん 土地区画整事業をやるため 現在の自

ない者が、どの様にして街作りに 様がないのではないでしょうか。 「市民犠牲の街作り」としかいい

参加出来るでしょうか、これでは 「市民参加の街作り」ではなく この様に何一つ具体的にわから

からずにいます。

の生活はどうしたら良いのかもわ 期間で行なわれるのか、又その間

常任委員長は山ノ内、中川、新田及び都田の各地区ごとに常任

無は安員長は山ヶ内、平川、新田及び帰田の各地区ことに常任委員の互選により定める。 委員は、港北区及び緑区内の各地権者の中から推せんされた者 並びに常任委員長会の推せんによる各種団体の代表者その他の関 係者のうちから会長が委嘱する。 4

係者のうちから会長が委嘱する。 (委員の任期) 第 4 条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。 ただし、欠員により競任した者の任期は、前任者の残任期間と する。 2 委員は、任期が終了した後も新たに委員が選任されるまでは引 続きその職務を行う。 (常任委員長会) 第 5 条 協議会に常任委員長会を置く。 2 常任委員長会は、常任委員長をもつて組織する。 3 常任委員長会は、協議会の重要事項について市長及び会長に意 目を見申することができる。

見を具申することができる。 (常任委員会)

第6条 協議会に常任委員会を置く。 2 常任委員会は、委員のうちから会長が委嘱する者をもつて組織 2 常任委員会は、委員のうちから会長が委嘱する者をもつて組織 する。 3 常任委員会は、協議会の運営及び次条に定める専門委員会の調

整等を行う。 (専門委員会) 第7条 協議会に専門委員会を置く。 2 専門委員会は次のとおりとし、委員のうちから会長が委嘱する 者をもつて組織する。 3 事業対策委員会は、用地買収及び物件補償並びに事業の計画及 び実施に伴う必要な事項を審議する。 4 農業対策委員会は、農業地域の検討及び農業経営の検討並びに 農地の交換分合の調整その他農業振興に関する必要な事項を審議 する。

2 顧問は港北区及び緑区選出の県市会議員を会長が委嘱する。 (会長等の職務)

(会長等の職務) 第9条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、 その職務を代

型する。 常任委員長は、地区を代表し、会長を補佐するとともに、本協 3

(会

第10条 協議会の会議は必要に応じ随時会長が招集する。 2 会議け、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 (要綱の改正)

・ 111条 この要綱の改正は、総会において出席委員の過半数以上の 賛成により決する。 第11条

告) (報 第12条 協議会の会議の結果に基づく意見は、会長が市長に報告す

の。 (関係者の意見等の聴取) 第13条 協議会は必要のあるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。 協議会は、議事運営上や要があるときは、研究会を開催し、学識経験者等の意見を聴くことができる。 (書記)

(書 第14条

ac.)
4条 協議会に書記若干名を置く。 書記は、市職員のうちから市長が任命する。 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。
務) (庶

第15条 協議会の庶務は、計画局港北ニュータウン建設事務所にお 処理する。

すばかりでした。

とさっぱり知らされず、不安が増

土地がさらに狭くなり、 どこに、と具体的な事になる

港北ニュータウン地域内都市計画道路

(公団) (公団) (公団) (公団) 比部新都市第一地 -(22)

といいます)を測量計算(確定測 に囲まれた各街区(通常プロック 以上の作業によって、換地の大

のような順序で決めなければなり 手できません。この換地設計は次 事業計画の認可接でなければ、着

どこで減歩はどの位ですというと 土地の各権利者に、換地の位置は ととなり、これを土地区画整理審 議会に語り、意見を聞くこととな 体の様子が図面のうえでわかると 以上の手続きを経て、地区内の と、清算金は徴収か、零か、交付 画整理事業の収束段階にならない れが清算金です。したがって、区 場合の不均衡を是正するため、金 バス停、駅等への遠近、整理前の が、実際には各街区の形・学校、 ので、清算金が生じないわけです 銭の徴収、交付を行ないます。こ 衡が生する場合ができます。この 土地の形状等により、多少の不均 お互いの間に不均衡が生じてない

なったといわれ、さっそく公団の

事務所に行き説明していただいた

議会の同意を得て)

評価委員選任(土地区画整理家

地区自整理審議会委員選挙

が出来、五月から説明出来る様に

毘話を入れた時、千分の一の地図 それが、今年四月末頃に公団に

歩、換地の問題になるときまっ のですが、そこでも具体的な減

「説明会に於いても何か叩き台

理前の土地及び整理後の土地)

とが説明できるようになるわけで

このような、作業と手続きが

ないということなのです。

土地評価(換地設計のために敷

か分らないので、現在は説明でき の説明でご理解いただけると思い 物も相当あるということも、今迄 が決ってから移転していただく建 らない建物等は、計画図でお分り めに移転していただかなければな 道路工事や公園等の公共用地のた いただけたと思いますが、仮換地

定まりますと、これらに支障とな このように造成計画や仮換地が

図を基に話を進める」のであり、 がなければ話しも出来ないから地

とになります。

建物等の移転についてですが、

転のための仮工場等について個々 関係で休業できない場合等は、移 建物が移転する場合、取引先等の ことになります。 金銭をもって補償させていただく に相談いたしたいと考えておりま なお、工場等を経営されている

MANAGEMENT STATES OF STATE

港

北

=

ュ

1

久

ウ

0

関

連

街

路

0 進

捗

状

況

新

横浜元石川線·

日吉元石川線

計算のため必要)をさせて頂くこ し、建物等の調査(移転、補償金 いただき、移転についての説明を り移転していただく建物等の所有 占有者等の権利者に集まって

経済的な損失に対し、原則として 建物等の調査、営業関係の調査を 犯分させていただき

、通常生する なお、補償金につきましては

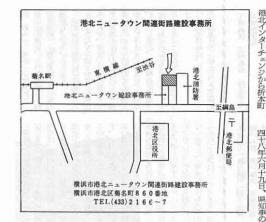
以上、日本住宅公団が施行する 日本住宅公団港北開発事務所 横浜市緑区荏田町2205番地 TEL(911)3811

港北ニュータウン建設事務所 横浜市計画局港北 タウン建設事務所 計画局港北ニュータウン建設 横浜市港北区菊名町860番地 TEL(431)1442

〇緑区存田町 四十六、七年度「用擔反、 新構浜元石川線

港北ニュータウン関連都市計画道路

横 浜・上麻生線 新横浜·元石川線 . 3 • 32 2 . 3 山,北山田線 方·北山田線 内·新横浜線 丸子・中山・茅ケ崎線 • 東山田線 吉・元石川線



合せは、下記の事務所まで連絡し 脳巌会の会議の中でありました。 るので、対策を求める要望が対策 崎線も勝田交差点を中心に混雑す るように、また、丸子、中山、茅ケ しいので、早く計画路線を整備す なお、関連街路についてのお間 既設の横浜上麻生線の混雑が著

丸子・中山・茅ヶ崎線 混 雑 等 地元より

〇禄区天熊町、折本町、川南町 債を完了し、四十八年度に工事を 行ないます。

の事業認可を受けました。 型収を完了しました。 第三京浜 第三京浜港北インターチェンジ 四十八年一月二十七日、 県知事 〇緑区荏田町、港北区牛久保町

〇小机、鳥山土地改良区内 予定で、現在準備中です。 実施します。 補償については、四十八年度から 四十八年度用地買収を実施する

のニュータウン境までの用地買い

まれていませんが、なるべく早く 整備に着手できるよう努力したい と思います。 第七次道路整備五ケ年計画に含

者と設計協議を開始します。 で、設計がまとまり次第地元関係 〇港北区東山田町、高田町 測量調査が完了し、現在設計中

補償については四十八年度から実 事業認可を受けました。用地買収

33

とは別に、事業のあらましを知っ るたびに町別に説明会を開いて来 たわけです。 て頂くための基本的なものができ

るものです。

選された者、各種団体の代表者等 に関係住民によって組織されてい その委員は、地権者の中から推

委員の名簿は四頁に掲載しまし 要綱は一直に、開発対策協議会 見及も考えられるわけですが、腐

意味していますとともに、鉄器の ことは、稲作農耕の定着・発展を

港北区大棚町出土の弥生式土器 (中期)

に大規模な集落がみられるという

いずれにしても、これらのよう

(つつき)

さらに、これらの溝を掘った土

いては、従来から知られているも せん。また、この時期の葬制につ の鉄器が発見されているにすぎま 一本の遺跡の住居址から用途不明 にくいもので、現在、わずかに 的早い鉄製品は、なかなか発見 性の強い土壌中に、腐触性の比

のとしては、土坛墓(小穴を掘っ

態ルニュータウンの 埋蔵文化財

正

りられているというものでして、 は中央に人骨を納める土山がい

階級の発生= 「方形周溝 墓 は 関 東地方でも弥生時代中期か

> る物がつぎつぎに伴出発見されま 豊」は、その調査の途上多くの Uれたものがありますが、前記の

師で調査されています「方形関

・葉県(南総中遺跡)で最近発見

その中に埋葬する)がまれにみら ということまでは考えられないと かも、それらの墓の副葬品からみ れているにすぎませんでした。し 棺墓(二個の甕形土器を棺にして する見方が一般的でした。ところ て、特定の人物(支配者)のもの て埋葬する)が一般的で、合口舞 わたくしたちが現在発掘調査 百長者(支配者)の墓として、弥 すなわち、従来「方形周溝墓」は 戚文化財調査の一大成果として特 かる 土器は、 弥生式時代中期(宮 半に充分値する偉業といえます した。そしてそれらの遺物の中に 台期)のものでして、このこと 港北ニュータウンにおける埋

うと考えられていたのですが、こ の度の調査による発見は、いまま ともない階級が発生した事である 農耕生活が発展し、生産の向上に 発生にはいたらず、後期に至って 開始の時期であり、いまだ階級の 方の弥 生時代中期は、農耕生活の えられていました。つまり関東地 てから波及したものであろうと孝 関東地万には、遅れて後期に入っ 生時代中期に近畿地方に発生し、

力の集中を可能にしたことも物語 この時期の弥生式士器は、近畿

地方に発生した順目文十器の波及

量」といいますのは、簡単に説明 時代後期の墓と考えられていた 中の遺跡において、今までは弥生 の四方に万形にめぐらされ、その も続々と発見され、その数はさら 後のものです。この例としては の規模は、一辺が約十メートル 「方形周溝墓」が十七基の多く ますと、四本の溝が、東西南北 ふえそうなのです。「方形周溝

化も薄れて次第に統一的が上器形 が発達し、後半に入るとその地方 の影響を脱しつつ、地方化の傾向 つまり、弥生時代中期の縄文時代 をもって位置づけられています。

港北区中川中学校蔵の 弥生式土器 (後期)

ます。佐江戸の遺跡、折本の遺 落内の統率的人物の住居を偲ばせ はもはや一般的傾向をたどり、 ん。中期に出現した大形の住居址 中期のものと大差は認められませ きます。内部構造については、

めるようになります。 器は、文様がパラエティーに富み 又も多くなり、著しく地方色を弱 とともに、文様は逆に後退し、無 器台が出現し、器形も多様化する ます。後期後半にいたって高杯、 3地形土器には脚が付くようになり

から方形に変化し、より定形化し この時期の住居址は、隅丸方形

態を示すようになります。壺形土

跡、新吉田の遺跡(中里遺跡)、 遺跡などがあげられます。 宮原遺跡)大棚の遺跡、牛久保の 東山田の遺跡、大熊の遺跡(大熊 後期全般の集落は、中期にみら

形周溝墓」が一般化し、この時期 後期の葬制は、先に述べた「方

みられるようになってきます。港

みられず、また、大きい集落と小 形成するようになったと思われま せて、地域的な小さな「クニ」を の有力な者が、他の集落を服属さ がみえてきます。つまり、その中 落相互の均衡が破られてくる傾向 さい集落の区別ができはじめ、集 れたようなV字溝を有する形態は

なりますと、関東地方にも古墳が 内では、新吉田宮ノ原遺跡、 大な古墳が出現する時代に入りま 至る頃、近畿地方では、すでに壮 東地方における弥圧時代の後期に 立を意味することになります。関 調査が進められるにつれ、さらに なります。港北ニュータウン地域 す。そして、やがて紀元四世紀に 者の墓であるならば、階級性の確 多くの遺跡において発見されてく す。「方形周溝墓」が集落の支配 るのであろうことが期待されま 尸の遺跡があげられますが、今後 佐

の集落にはほとんど伴なうように 町に稲荷前古墳が、市ケ尾町には 北ニュータウン地域も隣接の大場 く思います。 ましては、また後日説明いたした ものです。古墳時代のことにつき けての時期のものとみられている 朝光寺原古墳がありますが、これ らは紀元五世紀前半から中頃にか

《おわび・訂正》

での考えを変えねばならないこと がらとして注目に値するわけで 弥生時代後期

た大規模な土木工事に必要な労働 ものであったと考えられます。ま 面積の拡大と生産の向上は著しい されます。このことにより、水田 断の水田と大差のないものと推定 ですが、先に述べた静岡県登呂遺 みたものにほかなりません。港北 みあいのうちに農耕生活が発展を かがえます。これは鉄器の普及に が営なまれるようになる傾向がう のぞむ奥まった台地上にも、集落 河川の両岸のみでなく、小支谷に 発見がなされていないことは残念 になり、農業技術の進歩とのから こもないますます開墾工事が容易 ーュータウン地域内で、

水田址の 弥圧時代後期の遺跡になると、

> ▽顧問 ▽副会長 ▽会 長

> 阿部春男 飯泉安一 豊田飯郎

嶋村尚美 前村仲蔵 石原

委員名簿(敬称略)

工廢義直 志村富雄 井上栄一

織茂正市 織茂繁男

鈴木光栄

常任委員

唐戸利春 唐戸康雄 安藤定雄

吉野喜代治

田中長栄 地

飯田助丸

三好米男

港北区中川町の住居址(弥生時代中期)

▽委 員

徳江善衛 横溝 実

夫 大矢安夫 井上長治

林蔵 吉谷 巌

志村作次郎 寺島喜作

井上 福

▽委員長 徳江義治

男 南雲郷次 唐戸藤太郎 唐 雄 川田正親 森 登 佐藤正

西山惠蔵 山本昇司 渡辺正次

深川政夫 佐藤鉄雄 吉野誠 戸重光 唐戸磯次 宮台十三

栗原清助 大久保幸二 皆川亮

▽委員長 笈川 潔

農業対策委員

三科鉄治 北村正晴 吉野

事業対策委員

>副委員長 青木公雄

火災にあった住居址・集落が発見 す。中川町の遺跡についても。茅

ケ崎町の遺跡についても、同様に にあっているものが多いようで 住居址・集落は、なぜにか、火災 が偲ばれます。また、この時期の な土木工事をするだけの労働力が

相集された、当時の社会のようす ずれにしても、これだけの大き して防禦施設としての役わりをも

せていたようにみられました。

1267

内野孫左衛門 青木孝一 小島 志村国雄 井上一夫 井上利光

> ▽副委員長 市川藤吉 ▽委員長

鈴木清

▽委員長 ▽副委員長 鈴木友吉 ▷委員 椿 幹二 松沢順 ▽副委員長 内野孫左衛門 神原実青木三郎 工藤義三 大矢智道 生活対策委員 井上利光 寺島林蔵 神原又弘

▽委員長 大久保久夫 生活対策委員 関根勝藏

田

地

区

>委員長 石渡寅吉 農業対策委員 ▽委員長 ▽副委員長 唐戸良三 農業対策委員 吉野敏雄

▽委員 飯塚武男 岩崎長吉 渡辺省吾 鈴木孝輔 漆原豊二 長沢清作 岸 栗原靖 友治

▽委員 萩生田二郎 ▽副委員長 猿渡福右衛門 ▽委員長 小島 清 八城豊次 笈川売三 宮田和法 金子房清 生活対策委員 西山与一山本孝 岸寿雄

▽副委員長 秋元喜作 ▽委 員 米山政男 金子米太 茂 渡辺邦士 米山幸太郎 渡郎 西山政夫 吉田輝夫 坂倉 ▽委員長 宮川金次 ▽副委員長 相沢常治 生活対策委員

▽委員 和田芳信 吉原武男 三留清司 中山美代 保 内藤博道 望月孝義 治 城田昭次 斎藤知明 藤浦 常任委員 その他の 委 大谷武男

▽副委員長 ▽副委員長 >委員 栗原孝雄 鈴木真助 長沢定吉 関 金三 · **委員長** 金子 保 関重 古 大久保正治 栗原昌治 小泉里治 天間館武美 常任委員 Щ 大嶋止三郎 田丸政治 地 小山警 小島喜光 X ▽副委員長 村田豊作 ▽委員長

常任委員

山本光雄

事業対策委員

田

X

馬場正 酒井喜和

勝野忠義三谷重忠

、沢智勢子 鸭

▽委員 高橋良雄 甲賀清治 稲葉介宏 中島次四郎 飯田 岩崎正雄 安藤為次 関 篤治 ▽副委員長 森 正治 ▽委員長 吉田時雄 ▽委員 吉田時雄 ▽委員 峯木喜代蔵 小山茂 山 登 金子富蔵 山本喜宜 雄 秋山正治 長瀬 実 宮田 金子富蔵 笈川 潔 秋元喜作 新一 中丸豊次郎 猿渡福右衛門 米山沢治 笈川 事業対策委員 小島清 森正治

▽副委員長 青木公雄

▽委員長 松沢健三

常任委員 Щ

内 内野魔太郎

地

X

▽委員

徳江耕一 徳江善

事業対策委員

上藤義三 大矢智道 鈴木友吉

>委員 ▽副委員長 串田輝彦 ▽委員長 座間秋男 加藤幸作 鈴木義一 蔵 清水勘治 中山啓 岩沢金作 斎藤忠夫 大久保鉄 座間政雄 金子重治

>安員 ▽副委員長 信田平吉 ▽委員長 栗原春之 斎藤清司 座間岑生 島村真司 農業対策委員 菅沼喜代造 岩沢泰治 加藤 高橋一力 阿リ

▽副委員長 ▽委員長 中山恒三郎 郎佐野重雄 平野正二 阿部兼太郎 造 小泉一男 鈴木豊 島村宏 近藤健二 信田幹郎 菅沼喜代 信田隆治 重田清助 角田庄七 中央

しあげます。 ここに訂正するとともにおわび申 第四回は四十七年の誤りでした。 協総会は四十二年であり、同じく 明会の経過で、備考の第一回対策 第9号の3ページの主な地元説

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設 事務所

几

名

から

縦

浜市埋事になり、新たに小岩井総 この異動で、計画局の森局長は横 クラスの人事異動がありました。

横浜市で十月十七日、局、部長

に

務取扱)が計画局長に就任しまし 務局專任主幹(防災技術部長、事

理事業は、施行規程及び事業計画

日本住宅公団施行の土地区画整

部長は、都市開発局内陸開発部長

所長も変わり、企画誤整局副主幹

港北ニュータウン建設部の林

の縦覧が十月十四日から二週間に

計

画 局

長就任にあたって

ってしまうということがおきてお

横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1442

等

変

わ

る

動

お、建設課長には、十一月十四日 幹が就任しました。同日には、 に計画局副主幹であった田代副主 ータウン建設部建設課の近藤課長 建設治長に就任しました。な また、その後任には港北ニュ に、その後任に計画局の高井副主

かき

北ニュータワン建設事務所の三部 幹が就任しました。

今だからこと甲上げますが、

長が福岡支所工事課長に転任にな 住宅公団では、植中事業計画型

り、新たに支倉課長が就任しまし

もに、他人様の権利も尊重しなけ

す。ここで、改めて今までご協力 の一歩手前の縦覧までこざつけま した努力の結果として、事業認可 計画に従い本格的工事に入りま した。事業認可が得られれば工事

この重大な転機に、森前局長か

す。 共に事業の一日も早い完成に向っ て努力していきたいと思っていま 設に関係する権利者のみなさんと ないように、港北ニュータウン砂 ら引続きましたが、前局長に負け

るさと」 め関係各方面の絶大なご支援によ を タッチをいたしましたので、よろ 階になることと存じます。 て、恐らく新春には工事着手の段 導により、縦覧までこぎつきまし いませんでした。幸い皆様のご指 どうしてもサービス面におきまし しくお願いします。 て全く不十分の限りで申訳けでざ この機会に小岩井局長にパトン

私同様、何事もご遠慮なくとし

縦覧者総括表

1	B	付	第一地区	第二地区	合計
100	10月 14	日(日)	181	100	281
AMILE C	15	(月)	33	27	60
107	16	(火)	26	34	60
	17	(水)	34	40	74
i	18	(木)	42	22	64
1	19	(金)	45	29	74
90.0	20	(土)	71	44	115
10/07	21	(日)	209	133	342
Š	22	(月)	40	45	85
8	23	(火)	32	53	85
	24	(水)	73	49	122
	25	(木)	45	48	93
	26	(金)	68	65	133
	27	(土)	108	118	226
	合	計	1,007	807	1,814

め、採択の場合には、住宅公団に 号、第九号を参照して下さい。 年五月~七月におこなわれた地元 はその旨、意見書提出者に通知し 修正するよう命じ、不採択の場合 れらの意見書の採択、不採択を決 及びその後二週間以内に提出され は、ニュータウン・ニュース第四 なお、このときの質疑応答の要旨 い、お答えしたものばかりです。 す。これらの質問については、今 さんの質問にお答えしました。そ 横浜市の職員が関係権利者のみな りです。また、そのときは、公団 審議会に諮られ、建設大臣は、と た意見書をまとめ、都市計画地方 説明会あるいは昨年の説明会のさ の主なものは表一2のとおりで に縦覧に来た人数は表―1のとお 期間中、住宅公団港北開発事務所 わたっておこなわれました。その これからの日程は、縦覧期間中

> の六大事業は、こうした背景の中 きました。現在進められている市 公共投資の遅れが日増に際立って

日本住宅公団、横浜市と三者共同 る土地区画整理事業は、関係住民 いるほか、日本住宅公団の施行す

毎年十万人近い人口増加がみられ

づき池辺腰専の工事が進められて

業専用地区がしゅん工し、ひきつ

この事業も、昨年新羽・大熊

横浜市では、昭和三十年代から

横浜市計画局長 小岩井直和

い住民を迎え、共に町づくりを准

敬意を表したいと思います。 いただいた関係住民のみなさんに

私という色気のなさも加えまして た。役人という立場からも、また 愉快におつき合いさせて頂きまし 少々の舌労もありましたが、大変 私は、終始関係者の皆様を信頼し え、三年間を過して参りました。 ほんとうに円満に遂行したいと考 い聞かせて、この大事な事業を、 か。私は、このことを自からに言 ればならないということでしょう 間は自分の権利は自から守るとと

うではありませんか。 めていくという特色を育てていた 現在地区内にお住いの方々が新し りますが、港北ニュータウンでは

で、将来の本市の骨格を作るべく

ます。これらの事務が終了後本事 いえるでしょう。 の防止、都市農業の確立をめざし 出発しました。 計画の基本理念の先取りであると 事業は、市民参加により、乱開発 都市計画法にうたわれている都市 計画されました。それは、まさに とのうち搭北ニュータウン建設

> させて頂いてから満三年になりま タウン建設事業推進におつき合い

> ました。ひとえに感謝に堪えませ り、大変愉快な仕事をさして頂き

願りみますと、私が港北ニュー

きいか

した。この間、地元の皆さんはじ

土

取

Ŋ

==

捨

て

で

は、新住民が旧住民にとってかわ 他のニュータウン建設において

薬は、事業認可となります

縦覧期間中の質問事項の主なもの

問

現況保存家屋周辺の街路幅員及び計画高(住宅との関係)について

設計上家屋移転に属すか、現況保存に属すかについて

(開通時期、駅の位置) について

店舗、幼稚園、アパート経営等の可能性について

換地設計段階で個人の希望を取入れてくれるか

内

容

質

換地設計のできる時期について

小規模宅地所有者の減歩について 測量増の割合及び按分方法について

工場等の補償について

工事着手時期及び工事完了時期について

荏田団地 (地区外) 隣接地の設計について

住民参加の街づくりのありかたについて

一工事工区あたりの工事期間について

工事期間中の住いについて

住宅の新築及び改築について





のことで市・公団に苦情が絶え ず非常に困まっております。 大変迷惑をこうむっており、そ 置で層辺の土地所有者や住民は 一取り等を中止するようお願い 公団では、機会あるごとに、

表一2

項

計 画 関 係

補 償 関係

4 I

5 7 0 他

地 檢

> 事 関

関 係

目

(3)

(2)

(1)

(2)

(1)

(2)

(1)

(2)

係

られたり、さらには黒土を搬出 わからなくし、作物に泥をかけ ですが、道路をこわし、境界を するブルドーザーやダンプの略 所有地の無断使用(耕作以外)



わ b 0 方は 困 ま 0 て C ま す

ルを強化して努力しております し、また、昨年度よりパトロー なお、ゴミの不法投棄、公団 みなさんのご協力をお願い 一層の効果を上げるために

取り残土埋立てが、跡を絶ちま

て中止をお願いしております土

みなさんには、再三にわたっ

ま ゴ

を採土するだけですめばよいの

士取りについて言えば、黒土

します。 t か

(電話)四三十一四四二 (電話)九二十三八二

②横浜市計画局港北ニュータウ ン建設事務所

を発見した場合は左記の事務所 〇日本住宅公団港北開発事務所 までご連絡下さい。

いますことを心からお祈り致しま どしお申しつけ下さって、ほんと によき「ふるさと」をお造り下さ

横浜市理事 道 夫 森

先の土地に従前とおり再築する方

現在の建物を一時解体して移転



かいせつ 2

〇工作物補償(独立工作物(注 補償の種類は次のとおりです

までの工法により、移転すること が行なわれるか、次に説明しま 除却するときは、どのような補償 が著しく困難であると認められる とき行なう土法です。 プロック造等の建物で、(1から3) 建物および工作物を移転または 土造、石造、れんが造、コンク ト造、鉄筋コンクリート造、 除却工法

よび移植により一般的に考えられ 補償します。 いる庭木類の価格を合わせた額を これを伐採していただき、これに る柘損を補償します。 け、養生、運搬等に必要な費用お 変な費用と通常取り引きされて イ、移植が不可能な庭木類は、

○一、建物補償(工作物を含みま

明します。

償について要点を説

次にそれぞれの補

のについては、その用材木が伐採 格を差し引いた額を補償します。 わせた額から、その立木の売買価 前価額と今から伐採適期までの間 適期になったときのその用材木の 材木で売買できると認められるも 伐採収入の前価額(注ー2)を合 ア、伐採適期になっていない用

地に曳き移す工法です。

建物を現状のままで移転先の土

別されます。

曳家工法

ますが、大体次の四つの工法に大

建物の移転工法はいろいろあり

年間の金利を差し引いたもの)と 年後に予想される売却収入から十 (注-2) 前価格(例えば、十

第四号を参照して下さい。

ために是非使いたいが、移転先の

建物のある土地を造成工事等の (3) 中断移転工法

土地はまだ使用できない状態にあ

〇立竹木補償(庭木類、用材木、 道、排水管等の付帯施設をいいま 産、井戸、門、塀等をいいます。 ○営薬補償(休業、営薬規模縮少 〇その他通常受ける損失補償)土地使用に伴う補償 〇畜産等に対する補償 注一2 電気、ガス、電話、水 注-1 納壁、車庫、小屋、畜 1、付幣工作物(在一名)) どおり再築する方法です。 とき保管材と補足材を使って従前 移転先の土地が使用可能となった 〇 工作物補償

〇祭祀料 ○驀地移転補償 〇雕職者補償

ア、移植の必要な庭木類につき 立竹木補償 ましては、掘起し、植付け、風よ 建物補償に進じて行ないます。

額を差し引くことがあります。 があると認められる場合は、この (2) 用材木(注—1)の伐採補 なお、伐採による発生材に価格

を考えて、最も適切と認められる の形状、構造、用途その他の条件 ことが必要となったときは、建物

建物を移転させたり、除却する

工法で、移転または除却するため

に必要な費用を補償します。

(注-1)松、桧、杉等をいい

益の前価額を基準として補償しま ウ、未収穫樹(幼令樹)で移植

ひとまず別の場所に保管しておき とした費用の補償。(公団の用意す 物の移転に通常必要な期間を限度 内動産といいます。屋外に集積し 事務用什器等の普通引越荷物を屋 ガス、水道、電話等のつけかえ工 材等を屋外動産といいます。 てある木材、砂利、鋼材、器具機 事をするために必要な費用の補 するために必要な費用の補償。 (5) 仮住居が必要な場合は、建 (3) (注)居住用家时、店頭商品 屋内外の動産(注)を移転 電気、テレビ、アンテナ、

(9) 借家人 (間借人を含みま

〇立毛補償

収穫樹、立行)

の例でいうと、十年間に入ってく 在の価額を差引いた額。 のとしてそれまでの間の金利を差 る間伐等による収入が現在あるも 牧採適期までの収入の前価格 (前 し引いたもの)との合計額から現 annun annun

の都合により伐採に適した時期等 て、それぞれの額を補償します。 は、伐採費用の増加した部分また を自由に選ぶことができないとき な費用を加えた額を補償します。 いた額に伐採除却をするのに必要 に間伐等により得た収入を差し引 金利を加えた合計額から現在まで 造林するため必要とした費用に、 ては、植付け時から現在まで育成 できないと認められるものについ は処分収入が減少する部分につい ウ、伐採適期の用材木で工事等

格を差し引いた額を補償します。

要な費用とその収穫樹の取引価格 または残余効用年数に対する純収 については、伐採および除却に必 減収額を補償します。 要な費用および移植に伴う収穫の 掘起し、運搬、植付け等移植に必 ア、収穫樹を移植する場合には イ、収穫樹で移植できないもの

は、ニュータウンニュース

イ、幼令樹で用材木として売買

協力をお願いいたします。 測量を実施いたしますの にかけて街区確定のための 月末から四十九年七月頃 、第二地区とも、本年十 街区確定測量について 地区内のみなさんのご 日本住宅公団では、

は、除却するために必要な費用の 補償。ただし、除却の場合は、従 肌と近似の機能を有する建物の新 建物そのものを移転また 多状等の諸雑費の補償。 には、この補償はありません。 の仮住い用の住宅に入居した場合 (6) 移転するために必要な、挨

00000000000000000000

ひ修繕費相当額を差し引いた額を **当額から移転期間中の管理費およ** 補うため移転期間に見合う質料相 ができなくなりますので、これを 移転期間中は、賃料をもらうこと ている方がその建物を移転すると **■保管科等の必要な費用の補償** 建物の全部または一部を賃貸し 家賃減収に対する補償。

その移転または除却するために必

等その他工作物がある場合には、

小屋、塀、車庫、庭園施設

要な費用の補償。

です。 その建物と同程度の建物を借りる 質借りすることができない場合は ために要する費用を補償するもの 止むを得ず引きつづきその建物を 借りするものと考えられますが、 す)に対する補償。 借家人は移転する建物を再び曾

でに肥地管理等に必要とした費用 できないものについては、現在ま 補償します。 にそれに対する金利を加えた額を

をいいます。)と伐採に必要な費用 額(純収益を標準利率で除した額 年間平均の純収益を資本選元した ます。 する場合は、庭木類の補償に進じ との台計額から伐採後の竹林の価 ア、黒竹 イ、竹林 竹の子林を伐採する場合には、 ほてい竹等の観賞用立竹を移植 (4) 安禮



補償するものです。 解体材を保管するために倉

区の一番高いところ 北は東方町に囲まれ 日本住宅公団開発第二 農専)を計画し、着々 と呼ばれているところ は、通称「池辺富士」 ルの丘陵地で、この地 た、標高差二十メート ・茅ケ崎に一部接し、 東側は県道丸子・中山 地区の南側に位置し、 知らせしましたように は、本紙第六号でもお の池辺農業専用地区 ます。(上の写真)こ と工事が進められてい

り、地元農家、横浜市 区に分け、完成までに 区を第一工区、第二工 規模が大きいため、地 た。面積約六十ヘクタ 議が重ねられてきまし ました。昭和四十年よ なわれ、工事に着手し 年の四月七日土地基盤 二〜三年ぐらいの工期 八十名で、このように ・北農協等との間で協 整備工事の起工式が行 ・ル・関係地権者約百 この農専地区で、今

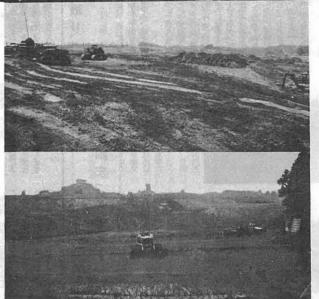
ウン地域内では第一号 の農専は港北ニュータ に先立ち、新羽・大館 団の土地区画整理事業 をめざし、日本住宅公 る「都市農業の確立」 設事業の基本理念であ タールです。 農業専用地区を昭和四 で総面積二〇・六ヘク 十七年十月三十日にし ん工させました。こ 港北ニュータウン建

が必要であることが見 込まれています。





池 辺 農 専 地 区



港ルニークグダ開発

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設 事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1 442

横浜市港北ニュ タウン開発審議会の経過

			昭和48年12月5日計画局港北ニュータウン建設部
年月日	会 議 名	主な議事	審議の内容
(1)48• 4 • 17	審議会(第1回)	○港北ニュー タウン基本 計画(案)の 諮問○同説明	○会長、副会長の互選会長 市会議長 町田善太郎 副会長 同副議長 大久保英太郎 ○部会設置 (3部会)及び同委員の 決定
(2)48• 5 •17	審議会(第2回)	○公団開発地 区事業計画 (案)の港北ニュ地域 の現地視察	
(3)48• 7 •11	審議会(第3回)	○基本計画 (楽)の後について部分 いて部分 ○首名 14名	○各部会長に次の諸氏が指名された。第1部会長長次表員第2部会長長横山委委員第3部会長長横山等委員市会開係第3部会所的市議会における方見の委員の交代旧議長 展 田元師保副市 田議長 展 田元師保田市 田田縣民 東 田元師 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
(4)48 • 8 • 28	第1部会 (第1回) (新加力建立 (新かの本本 のがある (新かの本本 のがある 関する事項)	○基本計画 (案)に対す る意見の整 理検討	○起草参員を選出し、委員会で答申 素楽の原案を策定することに決定 ○起草参員 入沢部会長、下田委員、 川保委員、松沢委員

年月日	会議名	主な議事	審議の内容
(5)48 • 9 • 4	第3部会 (第1回) (市民生都市に 必要整備を関す と変を (京年を (京年を (京年を (京年を (京年を (京年を (京年を (京年	○(4)に同じ	〇答申素案の原案を事務局 で 作成 し、これを次回の部会で検討する ことに決定
(6)48•9•6	第2部会 (第1回) (緑と生活環 境の整備に関 する事項)	○(4)に同じ	○上記(5)に同じ ○横浜北農協の組合長交代にともな う委員の交替 旧 新 岩田委員 大曽根委員
(7)48• 9 •21	第 3 部 会 (第 2 回)	○基本計画 (案)の答申 素案の検討	○事務局原案を検討した結果おおむ お了承され、答申案確定について は部会長一任となった。 の部会長一任の結果、最終的に答申 案確定のため部会長会議を開催 し、全体調整することも了承された。
(8)48 • 9 • 27	第 1 部 会起草委員会	○答申素案策 定のための 検討	○答申素案の原案が了承された。
(9)48 • 10 • 9	第2部会 (第2回)	〇(7)に同じ	○上記(8)の原案を検討した結果、(7) に同じ
(10)48 • 10 • 13	第2部会 (第2回)	○(7)に同じ	○(7)に同じ
(11)48•10•30	部会長会議	○答申書策定 のための総 合的調整	○答申書(案)策定
(12)48 • 12 • 5	審議会(答申総会)	○市長に対し て答申	7:59: 1:51

UNI ASIA THROUGH



74-ヨコハマ 卓球はアジアを結ぶ 市民の力で 大会を成功させよう?

TABLE TENNIS



過日、日本住宅公団港北開発事務 であります。この事業計画図面が

生している時であるので、建設事 合、住民とのトラブルが各地で発 ある建設事業計画を施行される場 分に求められるよう要望します 他、換地計画(清算金)。建物移転 数あることと思われます。その あてに意見書を提出する方方も多 す。その他利害関係者は、県知事 させられる方々があると思われま 削られたり、あるいは建物を移転 所で縦覧されましたが、小宅地が 求められ円満に建設事業を遂行さ 薬施行者は、充分に住民の意見を われます。依って市民の意見を充 し補償等々多数の問題があると思 最近、国・地方公共団体等が、

との港北ニュータウン事業計画 と思います。後になってから、 によい幹線道路浴いにする位いだ 聞いている範囲では清掃車の出入 であるとか自動車の騒音である公 民に公表した方が良いではないか ったのですが、もう建設場所も市 の問題が出てくるのは当然の事だ 害である。そとで、ゴミの処理場 ついて出てくるのが、第一にゴミ と思います。これまでの説明会で

12月5日市長に答申する港北ニュータウン開発審議会

512日月

日、港北ニュータウン基本計画、 た。(答甲書全文は二ページに掲 (案) につき、市長に答申しまし ータウン開発審議会は、士二月五 市長の諮問機関である港北ニュ

> 渉と並行して、四十七年度に中里 成立をみております。一方川地交 協力によりまして相当部分の交班 渉を実施し、地元のみなさんのだ

橋、北川橋、待下橋、大崎橋の架

に聞いてから工事 住民の意見は十分

されるので、横浜市長及び神奈川

県知事の意見を聞いたうえで建設

います。現に、東京都が最もの例

であると思います。ゴミの山を抱 な工事が出きるのではないかと思

大臣に申請し、認可を受けること

深く

耳

認可がおりましたから工事をすれ しいものです。いくら建設省の関

害ということについては充分に検 ばいいのだ、でなしに基本的に公 係者が、ただ二週間の縦覧をして い様に先を見て工事を着手してほ 実である。この様な事態にならな えて忙しい毎日であることは、事

討したうえで、市民に協力を願っ

果を答申書にまとめました。 日に第一回審議会を開き、以後上 照して下さい。) とおりです。(同審議会については ニュータウンニュース第九号を参 回にわたり検討を重ね、その結 今後、市長は、答印を受けて港 同審議会の開催経過は、上表の 同審議会は、四十八年四月十七 から第三京浜国道までの区間に古 替工事を行なうと同時に、高田橋 基の樋門等を設置いたしました。

く現在鋭意施工中であります。 見計らい、十一月より着工し、四 十九年度の出水期までに完成すべ 五億円で、降雨量の少ない時期を の第三京浜国道附近までの約千百 メートル間の改修工事を工事費約 概築については、御霊楯、待橋 四十八年度は、高田橋より上流

発を防止することとを目的として ながら計画を決めて行く事が必要 に市民に示し、市民の意見を求め 網が示すように、市の構想を充分 北ニュータウン開発対策協議会開 に、従来のように計画を大下り的 の建設事業の目的を達成するため 計画されたものと思われます。こ ない地域にすることと併せて乱闘 として、緑のある住みよい公害の 横浜市の都市つくりの構想の一環 に市から市民に示すのでなく、港 着手に 港北ニュータウン建設事業は、 ができ、建設大臣に認可され、 域になる事を切望しております。 大なることでご苦労様です。 市長及び神奈川県知事の責任は重 く緑のある住みよい公害のない地 感謝いたします。 になっております。依って、横浜 市民の要望にそった立派な計画

る予定です。

北ニュータウン基本計画を決定す

と公害 港北ニュータウン

> ましたが、ゴミ等は現代の悩みの 車の騒音、排気ガスと先にも述べ

理解を願います。 公害であるので、工事関係者もご 海老原謙太郎

てほしいのです

道路にしても、良くなれば自動

とでございます。が、現在は住宅 のだという構想は、誠に結構など 市を建設して誰でもが住みたくな よりますと、事業目的には住宅都 難の時代であるので一人でも多く る様な場所にする事を目的とする 港北ニュータウン基本計画案に

ずでなしに、充分に研究した上で

諺のように、後の後悔先にたた

第二、病院・幼稚園・小・中学校 でいる所からは減歩を削除してほ 第一、三十五パーセントの減歩に いものです。 たくなる様な都市建設をしてほし 住み良い都市づくりをして頂き、 ついては、現在宅地となって住ん 警察・郵便局施設の建設を早急に ンのキャッチフレーズ通りの住み い。強く希望します 人でも多くの人々がニュータウ (希望)

住める都市建設をして頂く事が第

であると思います。

まず、人口増加につれて生活に

るいるおとりますものですが、 してほしい。工事が始まると、 港北区東山田町

崎橋より上流鍛治橋までの川地側 量を進め、今年度中に交渉に入る 度に引続いて行なうと同時に、矢

て高田橋から矢崎橋までの川地奈 終了すべく現在執行中です。 十二年度より昭和五十年度までに 橋までの延長約七キロメートルで 河川改修区間は、高田橋より関根

昭和四十七年度までは、主とし

十年度までに完成予定です。四十 億円をもって、四十五年度より五 四キロメートルで、事業費約十四 川本線の台流点までの延長約二・ 大熊川は、緑区東方町から鶴見 ろしくお願いいたします。

事業費四十四億円をもって昭和四

早渕川の港北ニュータウン関連

京浜国道から矢崎橋間を四十七年 ます。又、用地については、第三 境田橋の三橋架替を予定しており 早渕川·大熊川河川改修 予定であります。

事業を進めてまいりますので、よ 元のみなさんと十分協議しながら 入る準備をしており、今後とも地

高 囲 橋付近改修工事に着手

については、日本住宅公団が施行 レームを付けられるよりか、

側量を終らせ近時中に用地交渉に す。上流の折本町についても用地 り下流の護岸工事を一部施行し、 度は用地買収の他に、新大熊橋よ 見川合流点より大熊町にかけて用 橋梁一橋の架替を予定しておりま 地交渉を進めてきましたが、今年 五年度より四十七年度までは、鶴

37

酒 和雄

開発審議会答申全文 横浜市港北ニュ ま え が \$ ータウ

画が実施されるように望みたい。 のような基本理念に立ってこの計 の答甲にあたって、本審議会は次 ます第一に、本計画の基礎理念 港北ニュータウン基本計画(案)

として相互の関連を意識しつつす くりの骨格である六大事業の一環 た、本事業は横浜市将来の都市づ り」を大目標として掲げ、事業完 である「乱開発の防止」「都市農 りと果たす必要がある。したがっ に、他の地域に対して先導的役割 民の生活水準向上に役立つととも すめ、これが完成の時には横浜市 持し推進しなければならない。ま 了に至るまで、この精神を常に緊 業の確立」「市民参加の都市づく て、本事業実施にあたっては、常 に周辺地域との関連をも考慮しな らない。 なわち る

ることを認識すべきである。 想」にのっとり、かつ「横浜市総 台計画」の基幹的事業の一つであ ければならない。 しかし、本計画は当初から市民 また、からの「横浜市基本横

重に両者間の調整をはかるべきで いて検討されてきたことから、慎 すでに長期にわたって各項目につ 多加により進められてきたこと、

第二に、本事業は全国的にも

体となって、多をの困難を克服し 想されるので、公共投資の増大を は、おおいに注目すべきところで のことは高く評価されなければな ばかり、田・県・市・施行者が一 のもとでは、財政的への影響も予 あるが、現行における行財政制度 らない。したがって本事業の達成 例をみない都市と農業との調和の しの大事業を成し送げるよう努力 上に立った新しい試みであり、こ

することを期待するものである。

の開発利益は、まず市民に還元さ

の一助として、公団住宅への入居 を横浜市民に優先させる必要があ れなければならない。 たとえば、市民の住宅不足解消

て掲げてある四つの基本構想、 1、緑の環境を最大限に保存す 第四に、本計画の基本方針とし

を常に意識しつつ進めなければな れるような都市づくり。 る都市づくり。 都市づくり。 4、高い水準のサービスが得ら 3、安全な都市づくり。 2、"ふるさと "をしのばせる

上記の基本構想を相互に関連づ (1) 利用

うにすべきである。 健康で快適な市民生活を営めるよ けることにより、すべての住民が その際、老人や子供あるいは心

計画、事業にむすびつかなければ ある市民参加の思想は、すべての 度を特に望むものである。 身に障害のある人々への十分な配 第五に、本計画の最大の目的で

の事業は、本基本計画(案)にした

すべきである。

がって推進されるべきであるが、

将来おこりうる社会、経済事情等

民が一体となって本事業を進める ここに住む新しい住民をも含めた ことは、当然のことながら、将来 ならない。 横浜市、日本住宅公団、地元住

るとおりである。

いて 基本的都 市構造につ

人口計画と土地

万人は、総合的土地利用からみて 適正であると思われるが、このう 公団開発地区の計画人口ニナニ

横浜市民全体の相互理解の上に立 真の市民参加の都市づくりといえ った都市づくりを進めることとそ

めるべきである。

なお、土地区画整理事業の施行

コミュニティーの形成を進めるこ とが必要と思われる。 に参加し、自主的な連営をはかり 施設の計画について住民が積極的 以上のような観点から、今後と たとえば、本地域における都市

の変動のさいには、大局的判断に たった弾力的な運営がのぞまし 問題については、計画的な都市づ くりという根点からの配慮が必要 人口配分及び建築計画等具体的な うよう定められるべきである。 が反映され、かつ計画人口に見合 前段の方針を踏まえた地区別の

が具体的には、次に各項目で述べ 以上、執本的な考え方を述べた

の間空閑地として残る場合も予想 のち、民有地の相当部分は、当分 なお、土地区画整理事業終了の

画(たとえば、生産的緑地、レジ ャー、スポーツ・センター、貨機

分については、横浜市、日本住宅 公団、地元の三者で十分協議し定 ち公団所有地と民有地との人口配 るべきである。

なわれないように計画されるとと いので、これについても十分配慮 もに住民の生活再建にも関係が深 いるすべての住民の居住性がそこ にあたっては、現在ことに住んで

定にあたっては、十分地元の意見 また、今後定める地域地区の指 域レベルの見地からも、十分な配 慮をすべきである。 こうした視点から次の諸点につ

である。

交通輸送体系は、都市の骨格を (2) 交通輸送計画

に安全で、便利な平均した交通輸 点事項として整催すべきである。 送サービスをはかるとともに、広 が、事業実施にあたっては、最重 について整備方針を掲げている (案) においても、道路・鉄道等 形成するものであり、本基本計画 この場合、ニュータウン地域内

この場合、暫定的な土地利用計

らに放置することなく活用をはか **園等)を策定し、空閑地をいたず**

ア、道路整備計画

案しつつ、対処すべきである。

いて、特に配慮を望みたい。

絡を保ち、また公団開稿地区の骨

おむね了承するが、今後の具体的 回道路の整備計画については、

お 建設にあたっては諸般の情勢を助 すなわち、横浜市の中心部と連

地域道路としての八木の都市計

良が必要と思われる。 イ、鉄道整備計画

必須条件である。 号線については、交通輸送手段の にる。したがって市営高速鉄道三 入居は、それ以前に始まることに 目標としているが、新しい住民の **健保をはかるために、早期開通が** 昭和五十五年を造成工事の完成

交通体系の一環として組み入れ、 畑にすべきである。 検討路線については、本地域の

また、本地城内の将来の交通機

吉·元石川線、新横浜·元石川線 べきである。 なお、計画区域外であるが、日

格ともなるべき路線(新横浜・元

箇所については、将来交差点の改 が国道二百四十六号線に接続する

考慮し、積極的な導入の姿勢を明 地区全体への平均したサービスを

びに横浜・上麻生線の着工を急ぐ 石川線、日吉・元石川線)及びこ れに接続する宮内・新横浜線、並

関として、新しいシステムについ ても、今後検討することが望まし

(3)

は改修促進を国に積極的に働きか 流である鶴見川についても横浜市 けるべきである。 画については了解するが、その本 ち、早渕川、大熊川の早期改修計 公団開発地区の事業実施に先立

(4) 上水道整備計画

足の問題に直面することは必至で 目標としている本計画は当然水不 限界に達するため、昭和六十年を かるべきである。 道供給計画の一環として調整をは あり、これに対処するため、上水 重の急増により数年後には供給が 人口の増加と一人当りの水使用

的再利用も今後検討すべきであ 雅用水に供する、いわゆる中水道 えば地区内の下水を還元処理し、 なお、水不足対策として、たと

(5) その他地区

河川整備計画

域であり、当血市街化が抑制され 万面の中心となることを目指して 港北ニュータウンは、本市北部

の事業を勘案した整備方針を早急 望としては、三十万人の全体計画 益施設の充実をはかるなど、諸般 ば、教育または、研究等の公共公 人口に見合った土地利用、たとえ いることから、この地区の将来展 に確立すべきである。

ついて、特に配慮する必要があ その際、既存集落の生活環境に

なお、早渕川沿いの地区につい

ると同時に、開始の進展に合わせ た土地利用方針を立てるべきであ 開発第一、第二地区の連結をはか 地区に影響ある場所なので、公団 の、交通体系あるいはセンター

市民の利使に供すべきである。 専用道路等の土地利用をはかり、 用として、公園、遊歩道、自転車 (1、早渕川の河川沿いの土地利

)31031031031031031031031031031

緑と生活環境の について 整備

緑豊かな自然環境は必要なもので (1) 快適な市民生活を送るうえで、 都市の緑化

向で努力すべきである。 は一歩進めて積極的に創りだす方 のである。本計画においても事業 難場所等として欠くべからざるも る限り、緑の保存に努め、さらに 実施上の諸制約のなかでも、でき 憩いの場であり、あるいは緊急避 特に、都市生活において市民の

Z の、たとえば、公共公益施設に 以上の事由から次の諸点につい 特に配慮すべきである。

べきものである。したがって、そ ざる努力の結晶として選成される であり、その多くは市民のたゆま 第三に、本事業は横浜市の事業 今後十分に組織的な検討を行なう いて、市・公団・地元等において めるべきである。こうした点につ めの先導的役割りを果たすよう努 努力し、住民自身の緑づくりのた 及ぼしてでも、緑を創りだすよう おいては、多少機能血等に影響を

う配應すべきである。 わせて教育的効果も発揮できるよ 屋敷林、竹林、あるいは、自然林 業専用地区の生産緑地とともに、 の保存及びその対策をはかり、あ (イ、本地区に予定されている勝

にはできる限り、池、渓流等の施 るべきものであり、とくに、公園 得るものである。 常の市民生活にうるおいを与え 設を設置すべきである。これが日 マトリックスの構想は、評価され また災害時の水の供給源ともなり 団緑地等を体系づけたグリーン、 (ウ、基本計画 (案) における公

(2) 都市農業

都市と農業の調和をはかることに いったことにとどめず、積極的に 荒廃を防止し、緑地を保存すると のあり方は、乱開発による農地の 現在及び将来における都市農業

所 2

よって、市民すべてがよりよい自 然環境、生活環境を享受しうる方 向を目指すべきである。 港北ニュータウン建設計画にお また、恒久的に存続させるため

ある。 都市機業の確立を目指して、機業 る以上、上記の精神をもとに次の 専用地区の設定、整備を進めてい 諸点について、特に配慮すべきで いても、基礎理念の一つとして、

よいコミュニケーション確立の場 て、現在の住民と新住民とのより となるよう計画されるべきであ (1)、農業専用地区の存在は、都 の、農業専用地区の運営を通じ

ら、市民全体がその育成、存続に うものであるとともに、横浜市民 市に不足しつつある緑地空間を補 った公益的な意義を有することか に新鮮な野菜類等を供給するとい 息を用いるべきである。

分な話し合いを行ない、その意向 のより深い理解が得られるよう十 等の計画立案にあたっては、農民 (ウ、農業専用地区の設定、整備

に、農産物の計画的な生産、出荷 あるいは、安定した流通機構につ 営指導をすべきである。

よりよい住環境を目指して、歩 道路

実施にあたっては、舗装について ら考えて当を得たものといえるが しては、まず、公衆輸送機関が有 に唱えられているが、住民の足と 意向を尊重すべきである。 略とし、管理については、 市民の利使性、快適性、安全性か 行者専用道路を計画することは、 も意を用い自然の趣きに合った道 また、最近ハイコロシーが盛ん 佳色の

それらを連結するものとして歩行 効に利用されることが原則であり 者専用道路が整備されるべきであ

が配慮されたうえで十分な対策が 立てられるべきである。 自転車利用に関しては、これら

いて十分検討し、きめこまかな経 (3) 步行者専用道路

けいを保ちながら計画すべきであ

る各種の資料は、整理のうえ、継

一資料館(仮称)を建設し、陳初

(イ、清掃工場の建設については

ワ、埋蔵文化財の発掘調査によ

する等保存に努力すべきである。

(イ、茅ケ崎城址等については、

和するようくふうし、近代的施設 都市の美観並びに周囲の環境と調 **感して計画すべきである。**

を確立すべきである。 商業業務地区への企業的指導体制 ともに、今後地区内に設定される 職業指導、あっせん等を進めると

(3)

工事にかかわる 諸問題と市民生

にたって、歩行者専用道路との連

内に計画するときは全市的な視野

る

限り保存について努力すべきであ

ある。そのさい中枢ともなりうる

総合病院については、公団開発第

・第二地区及び周辺の利川を考

暖かい配慮と就労希望者に対する が、とりわけ事業により農業が練

けられなくなる地元機民に対し、

なお、自転者専川道路を本地域

0202020202020202020202020

施行上の諸制約のなかでもできる

四

及び自転車専用 (4) 文化財

のために保存活川すべきである。 は、国民的財産として、公共公益 せるため、埋蔵文化田等について をしのばせる都市づくりを実現さ 諸点について、特に配慮し、事業 き歴史を後世に残し "ふるさと" こうした観点から、次に述べる 港北ニュータウン地域の良き古

都市施設 の整備又び

市民生活について

(1) 都市施設の整備

て、市民生活により利便さと豊か

の整備については、本地域はもと ドタウンにしないため、都市施設 より、横浜市北部方面の中心とし 港北ニュータウンを単なるベッ 全体的システム化をはかるべきで 諸点について留意されたい。

いて努力すべきである。 俗、文化等の資料収集、保存につ 調査し、残せるよう努力すべきで 関係の資料があるが、専削に十分 べきである。 整備のうえ、保存策を十分に講ず 四、郷土史を編さんし、郷土風 (ウ、木地域には、多くの金石文 である。 住民と十分協議のうえ行なうべき 討すべきである。 民により利便さをもたらすよう検 て墓地確保の方法を検討すべきで をともなった工場とすべきであ (ウ、新しい住民の利用もちゅし なお、建設にあたっては、 その際、余熱利用についても住

ある。

意見も広くとり入れるようにすべ 計画の立案にあたっては、住民の 円、副都心とすべきセンターの

る。こうした観点から特に、次の さをもたらすよう配慮すべきであ の、医療、保健施設については 画の柱である市民参加を念頭にお (2) 生活対策 事業の推進にあたっては、本計

るであるう諸問題については、工 造成工事にともなって、発生す 活

. 事着手前に十分控討し、地域住民 がある。 により、低地帯への浸水がおこら ある。特に近成工事を行なうこと ないよう万全の措置を講ずる必要 に極力被害のないようにすべきで

いて進めることはもちろんである 分配慮するとともに、工事に遅滞 は、細心の注意をはらい、交通安 のないよう実施されるよう努力す 用生活に支障をきたさないよう十 強化をはかるなど、地域住民の日 全対策をはじめ、既存道路の整備 次に工事中の道路交通について

この地区は、現在市街化調整区

研

会

発行=横浜市計画局港北ニュ ータウン建設事務所 TEL431-1442 北区菊名町860

視察する

は、現在五部会に分れ、研究作業 日「生活対策」の研究視察のため ニュース第九号参照)二月六、七 を進めていますが、(ニュータウン 百一十ヘクタール、計画人口十九 泉北ニュータウン(計画面積千五 港北ニュータウン建設研究会で

各幹事が参加しました。 る)を訪れました。この研究調査 吉田各幹事及び農協、市、公団の には地元から宮川、徳江、鈴木、 発手法 ―新住宅市街地開発法によ 万人、開発主体——大阪府企業局、開

を訪れました。このセンターは、 第一日目は、泉北開発センター

種施設の取得、管理、及び処分、

よりニュータウンを一望しまし 宅、考古資料館を見学し、展望台 パーセント程完成している同ニュ 業務としています。その後、七十 あるいはこれらの受託などを主な - タウン内を視察し髙層、低層住

<u>ہ</u> 池

泉北開発センターで説 明を受ける建設研究会

宅地の造成又は住宅の建設及び各

場が行なわれ、今年の五月で二年 昭和四十七年五月二日中川中学

業に住民の声を反映させてきまし 検討を続け、ニュータウン建設事 計画の検討、住宅公団の設計図の

る土地区画整理事業の本格工事に

着手できる見込みですので、新し

改選時期迫

3

の タ 泉ウ 北

た。「「なだらかな丘陵、青空と白

で作られた道路、公園等の維持管 第二日目は、用質後地元の有志

工事着手に伴い不可能になりまし す。前述のように、地元の希望者 育成並びに近國工事、その他環境 と一緒になって働き、賃金なども ます。会社連営にあたっては、役 なりましたが、それらはすべて旧 始めた会社が現在では八十名にも が設立されました。当初十一名で たので、再就職の道として同公社 は苗木の栽培をしていましたが、 整備に関する事業などをしていま 公園緑地等の維持管理、植木等の 状況などを聞きました。同会社は 理会社の設立経過から現在の経営 員の役割が難かしく、また従業員 地元権利者によって構成されてい 一般従業員よりも低くして、さら

前の近休土地を利用したもので 栽培を委託してきました。この土 て大阪府では地元権利者に苗木の 活対策については、その一環とし い」という感想がありました。生 地は用賞後三~四年間、工事着手

校で行なわれた総会で新委員の委

ければならないため実績を積みあ のことでした。対外的には、新住 の民間会社と全く対等に競争しな 法の適用を受けたとはいえ、一般 に和を大切にして運営していると 及ぶ地元説明会の運営や市の基本 を経過することになります。 この間、協議会では、数十回に

の松林」の中のまちはずばらし い雲をつつすため池、濃いみどり

綱(ニュータウンニュース第十号

並びに常任委員会の推せんによる 各地権者の中から推せんされた者 す。委員は「港北区及び緑区内の 年の五月が改選の時期にあたりま する旨定められていますので、今 参照)には、委員の任期は一年と

予定されています。 となりましょう。 い委員の役割は非常に重要なもの

なお、五月頃に協議会の総会が

協議会の組織、運営を定めた要

ること拠地があることなどで区内 が土地区画整理区域に含まれた 整理により利点があることを話し

当しません。

る期間中において、休業していて

が、他にあり、そこで従事できる に従事出来るとき。 とき

かいせつ

3

よび従業員に対する休業手当相当

課等の固定的な経費(注ー2)お

資館(注―1)に対する公租、公 も支出しなければならない営業用

除外されているとき。

ます。

び除却に伴い商品、仕掛品等の場 相償します。 砂転に伴い通常考えられる損失を 失および店舗移転広告費、その他 ウ、営業用の建物等の移転およ

早急な土地使用に伴い余儀なく農

めますが、工事計画の変更による に土地使用の交渉を行なうよう緊 物の路荒しが生じないように早目

償します。

田、営業補償

出しているときは、その費用を補

の基本料金等

三、従業員のための法定福利費

事業稅、自動車稅等

一、固定資産稅、都市計画稅、

二、電気、ガス、水道、電話祭

ために必要な耕うん等の費用を支 合は、すでに農作物を作付けする

お借りする場合は、着工時に農作

造成工事のため水田、野菜畑を 四、立毛補償

た額となります。

考をいいます。

(2)

営業用の土地・建物・機械設備 (注一3)等を補償します。

1

(2)、播種前に土地を使用する場

作物の踏荒しが生じるときは、次

営業用の建物等の移転および除

雇主の負担となる額 失業保険料等の社会保険料のうち 等、健康保険料、厚生年金保険料

高業の種類等を考慮して算定しま

(1)、各種農作物の収穫時の粗収

を捕うための補償です 却に伴い通常生ずる営業上の損失

(1)、休業補償

等のうち雇主の負担となる都等

四、従業員のための厚生施設

以上が該当します。

(担一3)

(2)、仮営業所設置の補償

することが必要と認められるとき 却に伴い、仮営業所で営業を継續 (注)の補償は、次のとおりで **営業用の建物等の移転および除**

(注) 一、銀行、郵便局等公益

す。ただし、契約成立のときすで

補償します。

額の百分の八十の額を標準としま

労働基準法による平均賃金相当

る期間中の収益減または所得減を び除却に伴なって休業を必要とす

ある場合は、その価格を差し引い に売買することができる農作物が 成経費を差し引いた額を補償しま られた場合に必要と認められる音 入見込額から補償契約の成立後に により立毛補償を行ないます。

び除却に伴なって休業を必要とす

なお、以下の場合は、補償に該

イ、営業用の建物等の移転およ

かりに収穫時までに耕作がつづけ

ア、営業用の建物等の移転およ

◎同一経営者に属する営業所

◎営業所の休止と関係なく外業 ◎従業員が一時かぎりの臨時で

雇用されているとき。 多労働評価額として必要経費から ◎家族従業員で、その賃金と自

なお、この場合は、休業期間、 営業所および移転先へ移転するに び除却に伴い商品、仕掛品等を仮 度のものを対象とします。 て仮営業を営むための必要最小限 ウ、営業用の建物等の移転およ なお、前記の費用は、原則とし

店舗移転広告費、その他移転に伴 損失を補償します。 なお、前記移転に伴って必要な

ます。 い、通常考えられる損失を補償し

させることが社会的にみて妥当で ない場合。 性の強い企業で、営業活動を休止

めとりあえず仮移転をしていただ 二、緊急に工事等を実施するた

借するために必要な費用を補償し 減または所得減を補償します。 ア、仮営業所であるための収益 イ、仮営業所を設置しまたは曾

失うことによって通常考えられる び除却に伴い、一時的に得意先を あたっての損失を補償します。 エ、営業用の建物等の移転およ コンサルタント、農協・市・公団 の職員により、各種の相談にあず び開設し、対策協生活対策委員、 かる予定です。 した。好評でしたので、本年も再

三月十八日(月) 北農協中川支所 の会場へおいで下さい。 日時は次のとおりです。お近く

たが、これに掲載できなかったこ るべ第一集は、一昨年発行しまし

「土地区画整理のはなし」など。

港北ニュータウン生活対策のし

他の開発地区における生活再建

ベ」第二集を発行

ていました。

た。質問と市長の説明の概要は欠 のとおり。 市長との懇談が市長公舎で行なわ れ、出席した委員から説明があっ

が、全国買収である新住法と区画 整埋との比較で、計画に参加でき 金で代替地を買ったところ、そこ した。また、役員の一人が土地は 変な努力を続けているとのことで けていかなければならないので大

告 事 項

月十八日、協議会委員代表と

業計画に対する意見書が一月の都 (1)、住宅公団の施行規程及び事

ュータウン文化財問題協議会を

協議会は、開発側の主張と保存

模討するため教育委員会で港北ニ 二、埋蔵文化財について

埋蔵文化財C七、C八の扱いを

、委員代表と市長との懇 談について

センター経営をどう考えている 孤島にはどうしてもしたくない。 (4、地元民の生活対策としての

るので十分話し合いながら進めた が、あったほうがよりベターであ 工事ができないというのではない て、市長一本路線がないと絶対に ニュータウンに及ぼす影響につい 付近)の事業が中止しているが、 もらうほうがいいと判断した。 (2)、新横浜、元石川線(荏田町

わせるように開通させたい。陸の 市長ーニュータウン事業に間に合 (3)、地下鉄三号線の見通し。

か。市長ーセンター地区予定地に計審にかけられなかった理由は何 たうえで、三月の都計審にかけて ついて広く関係方面の意見を聞い いる。そのため遺跡の取り扱いに べきであるという声がよせられて 八)が発見され、全国から保存す 貴重な埋蔵文化財遺跡(C七、C

に努力する。

市長一国と連絡をとり、改修促進

(5、鶴見川改修問題について。

までの予算を計上している。 市長ーセンターの運営を準備する

対策協の代表六名が決定した。 たのち結論を市長に報告する。 を主張する側の意見を聞き検討し 設立する旨の報告が行なわれた。

なお、協議会の意見を表明する

一、昭和四十八年度生活対 策事業について

そ

0

他

対策委員会を開催したい旨の提案 いての説明があり、二月中に生活 及び生活対策相談所開設計画につ 生活対策のしるべ第二集の作成

があり了承した。

地 元 お 相 知 5 談 せ 所 開 設

ン生活対策のしる 一港北ニュータウ 二七日(水) 茅ケ崎公民館 云日(火) 東山田公民館 新田支所 都田支所 成しました。 時間は午前十時から午後三時ま 二九日(金) 柚の木自治会館 二八日(木) 北山田公民館

んの相談についてお答えいたしま

所は、昨年実施し、地元のみなさ

二十旦(水)

"

十九日(火)

港北ニュータウン生活対策相談

とがらについて第二集に載せ、 転業を経験して」 内容は次のとおりです。 作

各種団体の代表者その他の関係者

開発対策協議会委員

0

のうちから会長が委嘱する」とさ れており、従来は各地区で協議し を受け、会長が委嘱してきまし て決定した委員候補の名簿の提出 今年は、日本住宅公団の施行す

れ三十名です。

北三十名です。(施行規程第九条第一地区、第二地区ともそれぞ)

一〇〇日以内

て、宅地所有者の数、借地権者の 公告」をいたします。これによっ

数が確定しますので、それぞれの

共用地や、学校、配水池等の公益 業計画上、計画道路、公園等の公 工事の施工範囲に含まれる場合。 設道路、防災ダム等の工事や整地

事に伴う移転がない場合でも、仮 ないと判断しかねます。なお、工 (2)、その建物のある土地が、事

委員の定数

土地区画 一整理審議会の

に規定)との三十名の五分の一以

の認可」を待っているところで 臣による「施行規程及び事業計画 画の縦覧」までで現在は、建設大 知のとおり「施行規程及び事業計 現在までに終了したのは皆様で存 ともいえる地権者の関心の深い 業計画の認可が公告になると区画 き順序」が図示されていますが、 行する「土地区画整理事業の手続 整理事業の業務のうち最初の仕事 「土地区画整理審議会委員の選 そこで今回は、施行規程及び事 本紙3号、9号に住宅公団が施 の土地所有者と、借地権者(地区 り選んでいただく委員の数は第一 たします。したがって、選挙によ れぞれ選挙していただきます。 する者)の数の割合に応じて、そ 内の土地について建物所有の目的 四名となります。 について経験を有する者を選任い 験委員として、土地区画整理事業 内の六名を施行者の公団が学識経 で設定した地上権及び賃借権を有 地区、第二地区ともそれぞれ二十

この二十四名をそれぞれ地区内

なければならない事項

(1)、換地計画を作成、変更しよ

挙」に関することを説明します、 四整理事業でとに置くと、法(土 区画整理法)に定められていま 土地区画整理響議会の設置目的 土地区画整理審議会は、土地区

権利申告の受付

特に未登記の借地権者(建物の

利のためにも大切なことです。 権の存する部分の指定を受ける権

も受理いたします。

「権利申告」の書式については

述べた「権利申告」の期間を考慮

施行者は、事業認可公告後先に 選挙期日の公告

して、「選挙期日の公告」をしま

す。この公告をしますと、公告の

選出の方法としては、港北地区

い、仮換地を指定するとき。

区、第二地区の二つの事業として が当港、北地区の場合は、第一地 は工区でとに置くことができます それぞれに土地区画整理審談会を 置くことになっています。)

問機関です。 者の附属機関として設けられる諮 るもので、士地区画整理事業施行 ようにとの趣旨をもって設置され も能率的な事業の推進がなされる 区映させて、公平、妥当な、しか 権者の万々の適正な意見を事業に 分を行なう場合に、できるだけ地 がないため、今後地権者の皆様に の皆様方との間に直接的な関連性 決定、仮換地の指定」と云った処 最も利害関係の深い「換地計画の 整理事業施行者の公団と各地権者 工地区画整理事業と違って、区画

員の三者により構成されます。 員、借地権者委員、学識経験者委

土地区画整理審議会委員の選

審議会の構成は、土地所有者委

申

補 の住所氏名

施行規程及び事業計画の認可告示

いただくことになっています。

0

任

定 決

これは、個人施行、組合施行の

(施行地区を工区に分けた場合

事業認可公告後施行者に届け出て とづく使用借権)については、施 権、先取特権、使用貸借契約にも 行者は知ることができませんので 登記されてない所有権以外の権利 を調査することで知り得ますが、 (借地權、永小作権、抵当権、質 宅地の権利関係は、土地登記簿

得るために必要なことです。 挙権 (つまり委員になるため) を 届け出て下さい。これは、審議会 委員選挙についての選挙権、被選 れた日から二十日目までの期間に 書」により選挙期日の公告がなさ 権を有する者)は「借地権甲告 所有を目的とする地上権及び賃借 また、仮換地指定に際して借地

> ばお渡しいたします。 意してありますので申し出があれ 定められていますが、施行者が用

の縦覧開始公告の日』まで何時で 図に記入してあります "権利申告 受付停止。期間以外は『換地計画 なお、「権利申告」は選挙手順

> の選挙をしなければなりません。 日から一〇〇日以内に審議会委員

で「選挙人名簿」を作成します。

される者)の数も公告します。

x0x0x0x0x0x0x0x0x

920202020202020202020202020

者へ入場券を送付しますので、投

挙人名簿に記載されている各権利

(委員が欠員となったときに補充

した日から二十日をすぎた日現在

施行者は「選挙期日の公告」を 選挙人名簿の縦覧

公 告 宅地について土地登記簿に登記さ 地権者は、縦覧された選挙人名簿 れた所有者及び借地権者と「借地 とかできます。 もって施行者に異議を申し出ると ときは、名簿縦覧期間中に文書を に記載の漏れ又は誤りを発見した 二週間公衆の縦覧に供します。 「選挙人名簿の縦覧」を公告して 地権者です。名簿が出来ますと、 権申告」により届け出のあった借 施行地区内の宅地所有者又は借 対象となる者は、施行地区内の

名簿の縦覧について所定の事務 選挙人名簿確定の公告

が終りますと「選挙人名簿確定の

当

設置目的・選挙手続の流れ の場合、立候補削となっておりま すので立候補者の中から選んでい ければならない事項 二、施行者が審議会の同意を得な 基準を決めるとき。 口、減価補償金の交付額を決め い、過小宅地の換地不交付を決 四、過小宅地または過小借地の (イ、評価員を選任するとき。

めるとき。 するとき め地積の大きい宅地に対し減換地 白、過小宅地の増換地をするた

おりです。

ただきます。

決定しますと、会長及び会長代理 対、立体換地をすると言。 審議会の運営は、審議会委員が い、保留地を定めるとき。 ()、特別換地をするとき。

きく次のように分けられます。 る事がらである」といえますが大

、施行者が審議会の意見を聞か

「仮拠地と保留地の決定にかかわ

審議会の主な仕事(権限)は、

がありますと法令により公務に従 との兼秘は差支えありません。 を互選により選出していただき、 審議会委員は非常勤ですので公職 運営規則に従って運営されます。 しかし、職務の執行に関し不正

うとするとき。

係者から出された意見書を審査す

四、換地計画について、利害関

少的。 とき。

述べる権限をもっています。 権利(借地権等)の価額並びに建 ぞれ土地及び土地について存する 築物の価額の評価について意見を (4)、立体換地をするときにそれ 員の任期は五年です。 の罰則が適用されます。審議会委 事する職員とみなされ刑法その他

を有する万」を審議会の同意を得 の諮問機関であり、施行者は「土 地又は建築物の評価について経験 その主な仕事(権限)は次のと し評価員に選任します。

(1)、換地計画で清算金を決める

(2)、換地計画で保留地を決める

評価員は、審議会と同じ施行者

(3)、減価補償金を交付すると

述べていただきます。

審議会委員と同様です。 土地区画整理審議会委員の選挙

進められることになります。 手順のあらましは別図示のとおり なうことになるわけですが、その りますと、審議会委員の選挙を行 建設大臣の事業認可の公告があ

もとづいて行なわれるものです。 (土地区画整理法及び同施行令に

十四名のうち所有者委員、借地権

員と、借地権者から選ぶ借地権者 委員の数をそれぞれ公告します あわせて、それぞれの予備委員 選挙すべき委員の数の公告 宅地の所有者から選ぶ所有者素 え、投票による場合には、確定選

になります。 者委員の数をいう。)を定めること 会委員の数(選挙していただく) 権利者の数に比例するように審議

選が決定しますので、投票を行な わない目の公告をします。 立候補者の数が委員の定数をこ 入場券の送付

の評価について評価員の意見を聞 かなければならないと定められて また、施行者はかならずこれら

程第十七条)評価員も非常勤で 法令による罰則の適用については とも、七れぞれ七名です。(施行相 評価員の定数は第一、第二地区

選挙のときはその該当の選挙の選

挙といった、いづれか一方だけの

ただし、借地権者委員だけの選

挙立会人のみとなります。

記入したもの

の中から選任します。 れぞれ選挙権を持っておられる方

が、投票が次の事項に該当すると

を聞いて投票の効力を決定します 社会の下に行ない、 立会人の意見

きは無効となります。

者から一名、借地権者から一名そ

選挙立会人として、宅地の所有 選挙立会人の選任

開票は、選挙場で選挙立会人の 開票、当選決定

曰、禁治壁者、準禁治壁者 ロ、禁治壁者、準禁治壁者 を受けることがなくなるまでの者 その執行が終るまで又はその執行 立候補受付を終了しますと、届 立候補者の住所、氏名の公告

氏名を書いてないもの

比、同種の権利を持つ候補者の 投票の点検が終りますと、候補

"能できないもの (N)

候補者のだれを書いたのか

数をこえないときは、無投票で当 名を公告します。 け出のあった立候補者の住所、氏 なお、立候補者の数が委員の定

者が投票する場合には資格証明、 ません。また、法人の場合は代表 いても選挙当日、所有権又は借地 権のなくなっている方は投票でき

人名簿確定の公告」の日の翌日か

立候補届の受付期間は、「選挙

ただきます。

票日にはこの入場券を持参してい

立候補屆受付

の割合」等について審議し意見を 指数」。「所有権に対する他の権利 これにより算定された「土地評価 整理前、後の「土地評価基準」や 実務的には「換地設計」のため とが必要です。 て)を施行者に出していただくこ 間中に立候補届か立候補 推 鷹 届 又は借地権者であること、届出期 簿に記載されている宅地の所有者 立候補者の立候補承諾書を添え 立候補する人は、確定選挙人名

者)であり、かつ確定選挙人名簿 と同じ権利者(所有者又は借地権 に記載されていなければなりませ また、立候補推薦人は立候補者

公告

選挙場、投票時間、開票の日時

事を記入したもの

田、候補者の氏名を自書しない
 四、候補者の氏名のほか、他の 選挙場、投票時間、開票日時の

補者の氏名を記入したもの

白、投票用紙に、二名以上の侵 口、候補者以外のものの氏名を H、所定の用紙を用いないもの

当すると委員となる資格を失いま なお、選挙当日は次の事項に該

> 挙権を持つ権利者へ通知します。 については公告すると同時に、選

もの

引き換えで投票用紙を渡しますの 小には関係ありません。例外とし ければなりません。 てください。投票は必ず本人でな でこの投票用紙に記入して投票し 選挙権は一人一個で、地積の大 選挙の日には、受付で入場券と

ことになります。 と借地権の両方を持っておられる て、同一人が施行地区内に所有権 ときは、それぞれの選挙権を持つ なお、選挙人名簿に記載されて

します。

当選人の公告

で得票数の多い順に当選人を決定 程で定めた数以上の得票を得た者 者でとに得票数を計算し、施行規

選人には当選した旨を通知いたし 所及び氏名を公告します。また当 当選人が決定しますと、その住

三八一一)へ問合せて下さい。 不明の点については、日本住宅公 議会委員選挙のあらましですが、 団港北開発事務所(電話九一一一 以上述べたのが土地区画整理審

代理人の場合は資格証明と委任状

を提示していただきます。

共有者又は共同借地権者の場合



移

転

はど

0

うに す る 0

施設用地に予定されていたり、押 によって他所に変る場合。 要否がわかりますか。 せ押せ換地のために、仮換地指定 問一十分の一の造成図で移転の

場合に起こりますか。

に起ります。

(1)、その建物のある土地が、仮 答 大別すると次の二つの場合 問建物の移転は、どのような

移転の要否がおおよそ判りますが 厳密には工事の実施設計が確立し 答 造成図からは、工事に伴う ことがあります。 要がありませんか、 い部分)の部分の建物は移転の必

は必要としません。しかし、

移転をお願いする場合がありま 模な工事や仮換地指定に伴って、

団がやつてくれますか。 家、解体移築等があると聞いてい を算定します。また、移転工事 な移転工法を認定のうえ、補償金 況調査し、移転先等を考えて妥当 は、事業施行者である公団が、現 れますか。また、移転工事は、 ますが、その選択は所有者に任さ 答建物の移転工法について 公

0202020202020202020202

Onconcononconconconco

か

った千分の一図の色分けした造成 図のうち、緑色(土の切盛をしな 換地指定に伴う移転をお願いする 問前回地元説明会で説明があ

区域なので、ほとんど建物の移転 答地形の現況を変えない予定

補償金をお支払いします。

問建物の移転方法には、曳

らうのが原則で、公団は所有者に は、所有者自身の手で実施しても

は、代表者選任通知書を提出して

いただかないと投票できません。

横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1442

方審議会開催さる 圃

事 日 本住宅公団土 画 71 対する意見書の 地 X 画 整理 意見出 事 業の 施行規 程及び

び環境保存についての意見を付け 厳し、過少宅地の問題、文化財及 及び事業計画に対する意見書を第 行の土地区画整理事業の施行規程 画地方審議会は、日本住宅公団施 て県知事に答甲しました。 三月二十九日、神奈川県都市計

宅公団の土地区画整理事業は、昨 積的に半分以上を占める、日本住 中の秋には施行規程及び事業計画 港北ニュータウン建設のうち面

引き続き三月十八日から二十九日

た。

生活対策地元相談所を、昨年に

にかけて計七回開設いたしまし

工事期間中は、農地は実質上使

た。それに伴い十月に縦覧がおこ なわれ、そのとき意見書が神奈川 の認可申請を建設大臣にしまし 地 県知事に提出されました。今回、 県都計審に付議されたものは、そ のとき提出されたものです。 元相談

都計審の意見を付した意見書(み なさんから提出されたもの)を建 これからの日程は、県知事は、

> 書を検討し、そのうえで認可しま 大臣は、みなさんが提出した意見 設大臣に送付し、四月十二日建設

県都審の意見はつぎのとおりで

慮をすること。 し、事業実施にあたって慎重な配 は、意見書の趣旨を十分にしん酌 二、文化財等については現状及 一、過少宅地の問題について

C |

七遺跡

は現状保存すること。

はらうこと。 議会の意見を考慮し、その保存に び海北ニュータウン文化財問題協 ついては慎重、かつ最大の努力を

考えていただいてまいりました

いては事業実施にあたり充分留意 三、樹木の保存等環境保全につ

> に提出されました。 が、三月十三日、その報告が市長

この遺跡は、弥生時代中期に属

者昨 年を大幅 所開 E 日 来 3 所

期、転業の方策、補償などです。 工事計画、造成計画、事業実施時 十七名で、主な質問事項としては 考え開設いたしました。会場は、 それらの生活対策のために、みな 土地区画整理事業終了後は、生活 くてはならなくなります。また、 すと、否応なく生活対策を考えな 用不可能になり、工事が始まりま 議会委員、農協職員、コンサルタ 支所、公民館があてられ、相談員 港北ニュータウン地域内の機協名 れますが、その一助となれば、と さんてれぞれ考えているかと思わ には港北ニュータウン開発対策協 環境はいちじるしく変わります。 した。開催期間中の来所者は延 ント、市、公団の職員があたりま この相談所開設の中で、土地区 相談所開設期間中二度も雪が降

特に、減歩と清算金の問題、ある る方がいることがわかりました。 画弊

理

業

に

対

して

影解

されて

い いは、市街地の道路建設などで行 も増して極め細かい事業を予定し 月度の生活対策事業として以前に の思いからだと思われます。横浜 ったにもかかわらず、昨年を大幅 ています。 市では、このことを受けて四十九 ならないという権利者のみなさん に工事に入る前から考えなければ ものと感じられてきたこと、さら れは、生活対策に対し、身近かな に上回る来所者がありました。こ

くお礼申し上げます。 で多忙のところお伝い下さり、厚 ータウン開発対策協議会委員には なお、紙面を通じて、港北ニュ

明してまいりましたが、今後なお

も地元説明今、ニュースなどで説 す。これらについては、いままで 業の仕方の強いなどがあげられま

われている全国買収と区画整理事

通じて理解していただくよう努め 層ニュータウンニュースなどを

分で決めなければだめだ。第一に 人が、「生活対策は、最終的には自 話し合いの中で、田園都市沿線で 自分自身の問題なのだ。」と発言し すでに東急の区画整理を経験した 会館では懸談会形式でおこなわれ 相談所開設の最終日の柚木自治

んです。 伝いできることは、権利者のみな るな情報を提供できることです。 主体はあくまでも権利者のみなさ さんが意志決定に際してのいろい ていました。 生活対策において、本市がお手

されたものです。

り、ひきつづき第四回(三月七 C-8並びに協議会設置趣旨の設 港北ニュータウン計画、C-7、 日)第五回 (三月九日) 慎重に審 事業の説明を受けたのち審議に入 存を主張する側及び地元代表とし して報告書を提出しました。 議した結果、三月十三日市長に対 て開発対策協議会からそれぞれ五 明があり、第二回は、二月九日保 一月二十五日、日本住宅公団より 人の陳述がありました。第三回は 第一回は、一月三十日当局より 報告書の内容は

の四章より成っています。結論部 跡との関係について 二、港北ニュータウン計画の経 四、遺跡の取り扱いについて 三、港北ニュータウン計画と遺

一、埋蔵文化財について

市計画局港北ニュータウン建設事

現在、港北区菊名町にある横浜

十番地に移転することになりまし 務所は、今年度中に勝田町七百六

日本住宅公団施行の土地区画整

分である第四章については、次の

てみなさんと接する機会が増える なりますとますます以前にも増し 待つばかりとなりました。認可と 理事業は、あと建設大臣の認可を

移転する予定です。

に位置づけたら妥当であるか、広 す。こういう現状の中で、この遺 ウン計画は、当初から地元、市、 あります。一方、当港北ニュータ ていただくため、当協議会は設置 く各方面の専門家の方々にも考え 跡をニュータウン事業の中にいか な生活上の問題となりつつありま 地元にとって事業の遅れは、重大 計画に合せて生活設計をしてきた 力して作りあげたものです。その 公団一体となって数年にわたり協 解明する手がかりになるもの」で する、全国的にみても価値が高く 「わが国における古代社会の姿を

3、保存される遺跡の費用負担

をはかること。

5 イ、都市計画道路(東方ー北山 ア、C-7遺跡は現状保存する

存されるよう努力すること。

間の建築計画は取り止めること。 存をすること。 田線)の東側C―8遺跡部分は、 機墜築造等により最大限の現状保 エ、C-7遺跡の南斜面の保存 ウ、C-7遺跡とC-8遺跡の

勝頭原為本度非然移 夕 建設事務所

う」一白も早く事務所を完成し、 数々の問題に迅速に対処できるよ 伴なって生ずる様々の問題につい ました。生活対策あるいは工事に なさんと「連携を一層深く強め、 たいと考えています。関係者のみ もあり、勝田町に移ることになり わけですが、菊名では遠すぎる概 て、お気軽に相談に来ていただき

文 化 財 胋 題 協 議

三月十三日、 市 長 12 報 告

議会に、その取り扱い方について て港北ニュータウン文化財問題協 墓) C-8 (環凝集落跡) につい 埋藏文化財C-7 (方形周溝 旨表明しました。 し、全団的にその答甲を尊重する なお、横浜市は、この報告に対

財産であることにかんがみ、基本

については、文化財が国民的共有

的には国において行われるべぎで

4、遺跡の取り扱い について

> 体、学術団体等も国への働きかけ 日本住宅公団および、関係市民団 あり、横浜市をはじめ、神奈川県

を強力に行うこと。

針で取り扱われることが妥当であ 7、C-8遺跡は、次のような方 ウン計画を進めるにあたり、Cー 以上の観点から、港北ニュータ

かつ充分な調査を実施し、記録を

保存し、広く市民に公開すると

壊される部分については、科学的

業化にともなって、やむを得ず破

(4)、港北ニュータウン計画の事

従って、遺跡の完全保存が行われ 進められてきた経緯から、計画の 民参加」のもとに長期にわたって るが、その条件のもとに最大限保 得ないことは、まことに遺憾であ 延は、困難であると認められる。 鷹の変更や長期にわたる事業の遅 市計画道路、鉄道などの平面的位 基本となるセンター地区および都 (1) 港北ニュータウン計画が「市

> 考慮すること。また、計画の具体 ることも考え、充分な保存方法を については広く市民にも利用され と。また、遺跡の保存される部分

5

特に次の事項を含んだ配慮を行う 化の段階で、遺跡保存についても

もので、遺跡の周辺地域もできる はじめて遺跡保存の意義が生れる ぞれが単独なものではなく、また 周辺の自然景観等と一体となって (2)、С-7、С-8遺跡はそれ

地の寺院周辺への換地

不賛成

その他

合同部会開催する

12日

3月

るものとして、用途地域別と建築

だとして、人口をコントロールす (案) は述べています。 現在、大

ぞれ検討結果 (中間報告の(案)) 月十二日、合同部会を開催しそれ ュータウンの視察などを経て、三 究・検討してまいりましたが、十 を設置いたしました。各部会で研 ましたように、八月、5つの部会 ニュース第十号でお知らせいたし 数回りわたり部会の開催、泉北二 建設研究会では、ニュータウン 三、土地利用形態と人口推計 (2) 二十一、計画人口 三一一、土地利用形態と人口

四、新用途地域と人口推計 (1)、民有地の土地利用形態別 三一二、面積と人口推計 公団用地の土地利用形館 面積と人口推計 別面積と人口推計

微調整し、4月中に常任研究会に

今後は、この中間報告(案)を

おり、その後に開発対策協議会に

報告する予定です。

中間報告(案)はつぎのような

利用計画につい

人口計画と土地

を提出しました。

推計の原単位につい 持ったものとしての"計画的なま ち造り一が「担保されるための基 となっています。 良好な環境と便利な都市機能を 五、問題点 四二三、用途地域別人口推計 四一二、用途地域と土地利用四一一、用途地域別面積 と計画人口

> うにはいきません。建築協定は、 事業計画にしたがって将来変更す

る予定ですが、建築協定はそのよ 説明会でもご説明しましたように 用途地域については、いままでも 協定があることをあげています。

本的な条件としては計画的に開発 適で住み易い環境を保有するため の宅地の一区画当りの面積に関す り、人口問題を解決するには、 ょう。そして、そのことが、「快 る協定と等も結ぶことが必要でし 「地元の人々の協力が必要」であ 人口協定(民有地を分譲する時

の問題である」と人口問題の重要 いかに難かしいことかを中間報告 性を先づおさえ、さらに、それが される区域に入る人口と土地利用の基本的な条件であり」、今後の 問題点である、と報告(案)は指

ついて 建築基準条例に 日照等指導要綱

2

築基準法、建築基準条例、日照等 のレポートで算定した人口が「建 かについて検討」したものです。 タディ(注一具体的な例について 指導要綱等を適用した場合、果し 積の敷地に何戸、何人収容出来る 検討すること)を行ない、一定面 て妥当であるかどうかについて… 部会の「人口計画と土地利用」 その構成は 本部会の中間報告(案)は、第 ・個々の建物についてケースス

この部会の中間報告(条)は、

3

一、工事期間中の生活対策の方

二、前提条件 一、まえがき ニーニ、敷地の形状方位の分 ニーニ、法規制のチェック ニー一、住宅型式の分類

より成り立っています。 なお、同上のことからもお判り 四、あとがき 三、ケーススタディ 三一二、ケーススタディ資料 三一一、ケーススタディ結果 (一覧表)

川の原則にしたがって考える、②

当初の研究方針であるの土地利

1

整をはかる、にしたがい中間報告 つぎに計画人口二十二万人との調

(案)が作成されました。その構

二、前提条件

二一、面積

一、まえがき

は合同して、研究・検討されまし がありますので、この報告(案) 二部会は、第一部会と密接な関係 いただけたかと思われますが、第

> 的施設利用に結びつくとは考えら れず……相当期間空間地として残 存されることが、十分予測され

うち、農業利用を検討課題として なった。」(中間報告(案)より) としての活用をも含めて検討を行 の資産的価値を付加せず、単に使 の場だけに限定せず、自然環境の 続志向農家の対応と共に農的生産 遊休地の防止に置き、漸定農業継 用目的のみをとらえ、最終目標を 公団施行区域内については、土地 ン及び緊急事態発生時の避難空間 維持、都市住民のレクリエーショ 本部会としては、空間地利用の

程で、すべての土地が直ちに建築 00000000000000000000 一、換地後の空間地(農的)利 一一、集台換地による機的

二、農的土地利用の製件 一二、一般拠地による利用

の土地利用形態を計画的に指導、 核を確立する必要から生まれたも す。ニュータウン区域内に、緑の 規制」することを目的としていま 並びに公団施行区域内民有空間地 より成り立っています。 ータウン地域内における農業地域 緑のセンター構想とは、「ニュ 三、緑のセンター構想

うことを検討するために設置され 緑道を計画していますが、もっと ています。 線を保存する方法はないか、とい ンは緑を確保するため各種公開・ く都市において、港北ニュータウ 本部会は、緑の少なくなってい

図で屋敷林を探し、保存方法を検 るため研究作業は、実さいの設計 話し合わなければなりません。 討するという方法をとっていま を決めるには、そこの持主の方と す。実さいに保存をするかどうか このようなことを目的としてい

進」との関係においても、今後の のひとつである「宅地の利用増 の方の了解も必要です。 発表する前までには、そこの持主 めることができません。さらに、 の部会のようにはレポートにまと 本部会は、区画整理事業の目的

ので、報告(案)では、主に「核」

の果す機能等について説明されて

ましたアンケートの集計も済みま

重要な検討事項となっています。

第4部会では、さきに実施され

のは、日照条件である、というこ たことは、人口計画に対して、種 で、最も厳しい制約条件となるも 々の法規、要綱の示す条件のうち 現在までの段階で明らかになっ 一、泉北ニュータウンの事例 二一三、店舗の優先分譲 二一一、泉北興業 ニーニ、苗木の栽培委託 ーー二、仕事参加の方策

中間報告(案)では、「工事によ

このことを明らかにするために

ていく方針です。

なお、換地を般的に利用する場

より円滑にする方法を検討してい

したので、今後は、このアンケー

トをもとにして、個々に具体化し

ための解決試案の検討ということ ふさわしい機能と外観を維持する ータウンが、真にニュータウンに 結局、第一、第二部会は、ニュ 二、地元会社の設立構想 三一二、当面の運営と業務 三一三、地元組織からみたセ 三一一、地元組織の設立案

> の対策の仕方の検討が加えられて の意識、転業対策などの面から どのようにするのか」そのため下 り発生する事業を請け負う場合に

が前提されて、始めて換地の農的 くまで、農家の経営意志の強固さ わち農家の問題がありました。 なりましたことは、その主体すな 合、報告(案)検討過程で問題に

利用は継続され、発展するわけで

泉北ニュータウンについては、

のを前提条件に、第4部会の報告 す。このような農家の存在そのも

(寒)はあります。

學の種類、工事の請負責格、地元

あ

より成り立っています。 第一章では「地元民が工事によ ンター組織のあり方

ニュータウン(大阪府)における います。」第二、三章では「泉北 務提供する場合の方策を検討して り発生する事業を請負ったり、労 に、地元会社の構想を提案してい 転業対策の事例を紹介するととも

> いては第十三号を参照して下さ をしました。(その時の模様につ める意味で、二月六、七日に視察 に、建設研究会で、実さいに確か 三号でお知らせいたしましたよう すでにニュータウンニュース第十

ついて

屋敷材の保存に

地元会社の設定構想については

活対策について 工事期間中の生

202020202020202020202020 工事そのものを土台にして転業を 余儀なくされる人々は、区画整理 理事業においては、いろいろな種 ぜなら、工事を進める上で転業を 人の上にかかるからです。区画整 なく、区域内に仕事をもっている 区域内に仕事の場をもたない人で る人々を対象にした部会です。な 気の工事がおこなわれます。その 本部会は、主に農業を営んでい 課題となっています。 要求され、今後さらに検討すべき しているため、慎重であることが 具体的な会社の中味については、 活対策の関連、③集団による転業 ②工事によって発生する仕事と生 の恒久的な生活対策への指向性、 十数年後あるいは数十年後も展望 すものとして位置づけています。 、の対応、という三つの条件を満

について 農業的土地利用 ―一、仕事の種類と性格

4

後の民有地が、都市機能を完備し たニュータウン完成までの進行過 公団施行区域内における換地 3 7 2 9 て中間報告(案)は作成されてい 第4部会は、以上の方針に即し

かいせつ

墓地の移転補償は次のとおりで **出、臺地移転補償**

葬代、骨つぼ代、木棺代、運搬等 しおよび埋戻しに必要な費用と火 (1)、土葬の場合は、遺体の掘起

42

田、営栗補償(つづき)

を補償します。

4

支援報答に必要な費用を維度しま

このような特殊性からして、他

5

住宅土地利用等に関する意向調査集計表

地区			端 利 者		先行	造成地への	移転	先行造成地への新傑	換地	也後の農的	利用		業地区へ	の換地希	望
別	町別区分	A 発送数	回答数	B/A 回収率	希望する	希望しない	不明	希望する	有	無	不明	(工物以)	無(数在)	その他	不明
	東山田町	480	326	68%	168	132	21	2 3	13	129	179	6	6	6	5
	A H H P	, , ,			52%	41%	7%	2.5	4%	-	56₹	26第	26%	26%	224
305	北山田町	229	149	65%	75	59	14	0.0	42	46	60	1	2	2	4
24.3	北四四甲	227	147	0.5 %	51%	40%	97	2 0	28%	31%	41%	11%	22%	22%	45
	南山田町				63	29	11		11	37	55	2	2	1	
	m M M N	194	106	55%	61%	28%	11%	9	11%	364	53%	33%	33%	17%	179
	# # /P IPT				45.	45	11	10	31	3 3	37	1	2	0	. 0
地	牛久保町	212	106	50%	45%	45%	10%	10	31%	33%	36%	33%	67%	0%	0
	中川町				85	7.5	12	10	21	68	83	1	2	1	4
X		280	172	62%	49%	44%	7%	10	12%	40%	48%	1 2.5%	25%	1 2.5%	5.0
	小 計	1395	859	61%	436	340	69	72	118	313	414	11	14	10	14
B 10	/Jv =1	1373	039	0 1 70	5 2%	40%	8%	12	14%	37%	49%	22%	29%	20%	29
	勝 田 町	0.0	7.5	7 1 11	11	4.	6		6	10	5	0	0	0	0
	144 III HJ	98	3 5	36%	52%	19%	29%	7	29%	48%	23%	0%	0%	0%	0
	大 棚 町	5 3	16	31%	2	3	5		3	4	3	0	1	1	0
	X (m) -13	3.0		3 1 70	20%	30%	50%	1	30%	40%	30%	0%	50%	50%	0
	茅ヶ崎町	171	109	64%	63	39	5	1 3	30	33	42	3	3	1	0
	オープ・両・叫	1/1	109	0 4 %	60%	37%	3%		29%	31%	40%	43%	43%	14%	n
第					8	8	5		5	6	10	0	0	1	0
	新吉田町	121	29	24%	38%	38%	24%	2	24%	29%	47%	0%	0%	100%	0
	क्रंट उस छन	107	0.0	4.00	4	8	3		4	8	3	0	1	1	0
	新羽町	107	20	19%	27%	53%	204	1	27%	53%	20%	0%	50%	50%	0
		A 26	-11.12	23.15.1	13	10	0	THE LANG.	1	1.3	9	0	0	0	0
=	大 熊 町	5 5	23	4 2 %	57%	43%	0%	1	4%	57%	39%	0%	0%	0%	0
	折本町	4.0			2	0	0		1	0	1	0	0	0	0
	折本町	49	2	4%	100%	0%	0%	0	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0
	THE PARTY OF STREET				11	8	1	- H-15-13-13-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-	5	4	11	2	0	0	2
Let.	東方町	7 2	2 3	32%	55%	40%	5%	3	25%	20%	55%	50%	0%	0%	50
地	34 77 Dr		10-		6	0	4		0	3	7	0	0	0	0
	池辺町	1 3 2	17	13%	604	0%	40%	3	0%	30%	70%	0%	0%	0%	0
	III Se De			- 10 st	12	14	3		8	10	11	. 0	1	0	0
	川和町	123	3 3	27%	42%	48%	10%	3	28%	34%	38%	0%	100%	0%	0'
X		1 8	# 37 St		8	13	2		0	12	11	0	0	0	0
	佐江戸町	94	25	27%	35%	57%	8 35	4	0.95	52%	48%	0%	0#	0%	0.0
	# 17 10-	1			60	45	17	1 8 1 L 2	26	39	5.7	1	3	1	2
1	在 田 町	244	1 3 3	55%	49%	37%	14%	14	21%	32%	47%	14%	43%	14%	299
0.00				3 9 10			_		89	142	170	6	9	5	4
- 4	小 計	1319	465	35%	200	152	4.9	5 2	22%	36%	42%	25%	38%	20%	17
		365			50%	38%	12%		207	455	584	17	23	15	
地区内	一点,一种	2714	1324	49%	636	492	118	124	17%	37%	46%	23%	32%	21%	18
Fields.		2 5 1	1		51%	39%	10%		211	523	381	25%	3 2 %	21%	249
地区外	計	2.208	1.037	469	/	/	/		19%	47%	34%	/	/	/	/
	3 1 8 1 4 9 5	-		-	/		-		17%	4/*	34%	/	/		_
不明	計	/	16	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/
	Δ 51		# N X	TO BE	636	492	118	/	418	978	965	17	23	15	18
	合 計	4.922	2. 3 7 7	48%	51%	39%	10%	124	18%	41%	41%	23%	32%	21%	244

事業認可に伴う手続一覧

A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	認可時点	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	L
審議会関係		STATE OF THE PARTY	選挙期日の公告 20日	選挙人名簿縦覧. 週	選挙人名簿 〇	選挙期日 〇十	第一回審議会 ◎	
		受付		100日間		受付		
権利申告(法85条)	0	委員の選挙権確定 のため (法63条)	0+	受付停止	1			
zh位公头 Ar	0		神奈川県外	事の許可		Na is		
建築行為等 の制限 (法76条)		# 10 8	(施行者の	意見添付)			8.0	

業、料亭、待合等をいいます。 資産について通常考えられる損失 仕掛品等の売却損またはその他の 針に適合しない場合。 営業所等の換地先が、その許可方 より営業場所が限定される業種で ア、営業用の機械、器具、商品 例えば、公衆裕場、自動車運送

認められる期間を限度として本人 従業員に対する補償で、従業員が ので、通常再就職するのに必要と 期間は所得を得ることができない 却により廃棄または営業の規模を 縮少した場台において雕職される の請求により従前の賃金に相当す 離職されてから再就職するまでの

等の小祠についても驀地に準じて

なお、稲荷社、石碑、馬頭観音

初ばします。

営業用の建物等の移転または除 公、聯聯者無償

薬せざるを得ないと認められ場合

び除却に伴い法令の削約(注)に

(4)、営業用の建物等の移転およ

よる等やむを得ない事情により廃

の損失を補償します。

く低下すると認められるときはて

の補償は、次のとおりです。

(注)法令に基づく許可方針に

の保管については、移転期間にみ します。 あった補償をします。

の必要な場合は、墓石および遺骨 料、接待費等をいいます。)を補償 (統経料、 供物料、 生花料、 香華 移植等に必要な費用を補償しま (8)、改葬にあたって、中断移転 の、改葬にあたっては、祭祀料

化による損失を補償します。 額(注)ならびに商品、仕掛品等 却に伴い営業規模の縮少のある場 の資産および従業員等の過剰遊休 および従業員の解雇予告手当相当 合の補償は、次のとおりです。 定する手当 ア、営業用の固定資産の売却損 イ、規模縮少により収益が著し (注) 労働基準法第二十条の規

きされる慣習があるものについて の権利等が資産とは独立して取引 中の休業手当相当額を補償しま るときは、必要と認められる期間 て雇用する必要があると認められ オ、免許を受けた営業等の営業

は、近傍または同種の営業権等の 取引価格を基準として補償しま 額を補償します。 エ、転業のため従業員を継続し します。 のものについては解体、運搬、掘 付け等に必要な費用を、コンクリ (6)、驀地にある樹木については

据付け等移設に必要な費用を補償 石、柵等については、解体、運搬 程度のものを設置するのに必要な 費用をそれぞれ補償します。 しに必要な費用と現在のものと同 (5)、驀地にある玉垣、石垣、敷 ート造のものについては取りこわ

補償しま。 門中に見合う従来の収益相当額を イ、転業に必要と認められる期を補償します。 ウ、従業員の解層予告手当相当

(3、営業規模稲少の補償(つづき)

営業用の建物等の移転および除

す。連根等に必要な費用を補償しま ついて解体、運搬、据付け等に必 要な費用を補償します。 (3)、墓石については、材積に基 (4、 古ートについては、石造

の利用増進」の二つにあるといえ ので、その目的は、大きく分けて 区画整理法によって行なわれるも

正に配置された道路または広場に

宅地の利用増進については、適

が、それはほんとう で確保すると聞いた

> 計の概要に従って、適止に道路・ 宝公団)は、事業計画に定めた設 地区画整理事業の施行者(日本住

> > より減ったものとなります。これ

を通常「誠歩」と呼んでおりま 減歩には、公共減歩と保留地越

> 指定することができる、という規 の差額に相当する金額をこれない

だにより定められる保留地相当分 そこで、間の学校用地について

範囲で一定の土地を保留地として

指定された換地は、整理前の面積

問 学校用地を減歩

おこたえします

補 償

てどう

か

減

歩

0

意

味

减

埗

に

伴

3

答土地区画整理事業は、土地

分だけ整理後の公共施設は増える 公園・広場等の公共施設の配置を

歩の二つがあります。公共減歩は

のことです。

定めています。したがって、その

こととなっています。

の施設が整備された活住するのに とであるといえます。そこで、土 良好な環境をもつ市街地を辿るこ

> の区画を整え、形質を変更して整 宅地が最良の利用効果(建築用地

> > ため、土地区画整理事業の施行後 理事業の場合には、法律に定める 本住宅公団が施げする土地区画整 保留地減歩は、公共団体または日 にあてられるためのものですが、 先ほど説明しました公共施設用地

> > > 4、例えば、学情地の客になっ

います。)を決めます。このように 理後の土地(これを「換地」とい として)を発揮し得るよう各宅地 するようにすることで、地区内の 各々の宅地が整然と区面されて面

の総額をこえる場合において、そ 画整理事業の施行前の宅地の価額 の宅地の価額の総割がその土地区 しころにより、事業費用にあてる

北公田の所行地の一部を学以川地

査費、組土誌編さん及び民俗資料

込画整理事業においては、日本住 しも破歩電に変わりません。 川地と減歩は直接関係ありませ はありません。したかって、学校

いい、こうろうの主地

緑地等の整備改善をいい、これら ほ、語・盆・塩・河・ ます。ここで公共施設の整備改善 「公共施設の整備改善」と「宅地



委員数の範囲内で選定願いたい。 なお、各地区の新委員数は、現

設研究会と協議会の関係等に考慮 今後の農業対策委員会の役割、建 また、新委員選定にあたっては

ば生活再建は不可能になる。 足非保存してほしい。 事業開始がこれ以上延期されれ 地元の主張(5名) 学術上資重な価値をもつもので 遺跡保存を要望する団体の主張 (5団体)

について

増進すると考えられ各個人の財産

す。将来、これらの学校川地を神 り居住者の利便に供されます。 段受けて施設を建設することによ じてそれらの施設を設ける国・神 同の福祉のための施設川地等は、 医療施設川地、その他居住者の共 す。学校川地、宮公庁施設用地、 奈川県あるいは横浜市が日本住宅 に充てることによって確保されま 祭川県・横浜市等において用地を はすべて整理後において必要に応 公団より以受けることになりま 般に公益的施設用地といいま したがって、公益的施設用地

えるのですか。 いては補償してもら 実施による減歩につ 問土地区画整理の

成歩によって確保するということ

ですが、学校用地は公共應政用地

に含まれておりませんので、公共

限り損失の補償はございません。 業の説明においてふれたとおり公 区内の宅地の総価額が減少しない 宅地は、事業の施行により施行地 それは、さきほどの区画整理事 答 土地区回整理廃行地区内の

の上選定願いたい。 二、報告事項 →、委員代表と顧問団の懇談に

四十九年二月二十二日開催

前回の定例会の決定に基づき順 回、委員代表と市長との懇談に

った。(市)

各地区で新委員を選出し、名簿を 切れになるので、4月中旬までに

現在の対策協委員は5月で任前

問団に申し入れていた意識会は、

、委員改選につい

ついて

令食あてに提出願いたい。

あった。(会長) 舎貴賓室で行なわれるとの報告が 3月4日(月)午後2時から山下

が行なわれたが、文化財発掘調査 肥料

無給の

見通し

について

説明

泉北ニュータウンを生活再建の方 三、その他 の概要について製告が行なわれ 策を得る立場から視察したが、そ た。(研究会) 一、文化財発掘に伴う肥料問題 二月初旬に研究会幹事が大阪の

ら会議の概要について報告があっ

会に出席し、意見表明した委員が

さる2月9日に行なわれた協議 口、文化財問題協議会における

歴見表明について

状態と文化財発掘調査について、 れました。

共施設の整備改善により施行地区 することになった。 かかわらず利用価値は、従前より 内の各宅地(換地)は、減歩にも 緑政局、教育委員会、農物で協議 個所へ施肥する分の配慮について -00-300-300-300-300-300-

意見の表明がありました。その主

る。(市) 宅公団の意見を聞き実質審議に入 り三月初旬に結論が出る予定であ なお、協議会では二十五日に住

対

策

協

ついて (木)市庁で懇談する旨報告があ 定例会委員と市長が三月七日

うことを決定。 けるよう再度念を押す形で話し合 及び事業計画を早期に都計審にか 項目のうち、住宅公団の施行規程 今回は、一月十八日に懇談した

計審の問題にしばり事業認可の早

協議の結果、当日のテーマは都

切促進をお願いすることになっ

四、建設研究会中間報告

(無談の内容については4ペー

ジを参照)

るからであります。 権は十分保障されているとみられ 四十九年度

及 北 ZK 関 連 ュ 予 算 及 ウ 決 2 まる 開 発 費

-ュータウン新事務所建設予算計上

ュース作成費、ニュータウン記録 連予算の本年度分としては、四十 映画作成費、センター地区開発調 生活。博建対策費、ニュータウンニ 九億三千七日七十九万余円です。 この内訳は、事業計画調整費、 (1)、 選北ニュータウン 開 発 費 港北ニュータウン開発費及び関 予算も計上されています。 す。その他、遊北区勝田町にニュ 建設研究連営資並びに事務費で 保存事業費、パンフレット作成費 区) 農業経営計画·指導事 務費 地区) 施設整備事業費(池辺地 開発審議会、開発対策協議会及び 2、土地基盤整備事業費(他辺 ータウンの新事務所を建設します

五十八十二万余円

行ないます。 3、 港北ニュータウン地域外関

めの子算です。 六億四十四自三十万円 運街路整備質 (4)、早週川及び大熊川河川改修 新横武元石川線ほか一路線のた

数及び関連予算は、前年度に比べ

とれらの後北ニュータウン開発

几億四十四十八万余円の増加とな

っています。

に伴う婚りょう架揆費

用地区設定に伴う土地基盤整備を 提北ニュータウン地域の機業専

文化財保護のための調査発掘費 億円 (7)、 港北ニュータウン地域内の 及び新羽ホンプ場建設の予算で 図る目的で、港北・緑下水処理場 一十九億五十万円 处理施設建設資 広く港北区・緑区の市民の便を (5)、早渕川·大熊川河川改修費 (6、港北ニュータウン関連下水 新川橋ほか4橋の架換費です。

44

議会委員代 表

顧 問 可 入ると土地は、半年ぐらい使えな なんら受けてこなかった。調査に と懇 談

くなるのが普通で、自然と収入減

上は畑と同視され、なんら考慮さ

想談は約一時間にわたりおこなわ 希望により行なわれたものです。 協力を得るために委員のたっての ること、などから改めて顧問団の かかっていると一部で言われてい 疎通を図ること、また、特に三円 会の少ない顧問団に加会して意志 れている)と委員代表の懇談が行 いる県・市会議員によって構成さ 団(進北区、緑区から選出されて ニュータウン開発対策協議会顧問 かが、ニュータウン事業の浮沈に の都計審に意見書がかかるかどう との申し入れが行われました。 側面から協力をお願いいたしたい われ、委員代表から住宅公団の土 型区画整理事業の促進について、 この懇談会は、日頃接触する機 二月四日市庁舎貴賓室で、港北 のが、ニュータウン事業に協力し も期待に応えてほしい。 業に協力してきた権利者のために いたい。いままでニュータウン事 ためにも、顧問の方々に協力を顧 事業認可を得ることである。その 安を解消する方法は、一日も早く させる要素はある。このような不 いる。このこと自体に不安を感じ 安を感じている。すでに、当初の 遅れるのではないかと地元では不 かならいる。この上、事業認可が そのため建築を控えているものが 代金で家の改築を予定しているも 買収で土地を売ったが、その土地 十四年を中心におこなわれたニュ 由からして人変漫感している。四 計画からいっても一年余り遅れて ータウン地域内の土地の四割先行

破壊につながる。

今年の三月までの過去三年間の

それは、とりもなおさず文化財の 黒土を売るものは増えるだろう。 事業認可がおくれたら、ますます 壊と結びついている。これ以上、 そのことが結局、埋蔵文化財の破 黒土を売ることを余儀なくされ、 れなかった。生活に困ったものは になり、しかも、その土地も税制

は、つぎのような発言が委員代表 よりありました。 文化財発掘に伴う問題について

の文化財調査の開発者負担の竪綱

言発掘調査したいとの吸請もあっ

を尊重し、一日も早い事業の進捗 は人件費が主であって、我々は市 ことになっている。調査對四億円 て期間延長、追加調査を協議する めなかったが、四月以降も引き続 協定内容に、補償費の支払いを決

を願っている。

これらの委員代表の意見に対し

委員代表からは、地元の生活の

的には、そのために調査費用に対 業の早期進展を願い、その補償を くなった土地に対し、ひとえに事 そのうえ、調査のため耕作できな 解を示してきたはずである。具体 し地元も負担し、それを承認し、 地元はいままで文化財調査に理

> 的な発言がありました。 はよくわかりました、という好意 順問より、委員のみなさんの意見

業にかかるのが遅れることは、そ の保存連動によって、実さいに事 な内容は次のとおりです。

中川地区のじー7、じー8遺跡

生活設計が定まらない、などの理 れだけ事業費等の上昇、あるいは

一億四千四自二十五万円

港北ニュータウン

=横浜市計画局港北ニュータ ゥ ン建設事務所 発行

開発対策協議会新委員委嘱される

四 常任委員 長 変わ 5 ず

の工事着手を目前に控えて、五月 の新委員の委嘱がおこなわれまし 港北ニュータウン開発対策協議会 日本住宅公団土地区開整理事業 旧委員には、との二年間横浜市

ちうけています。 生活対策等を検討していただきま 日本住宅公団の事業計画(案) 基本計画は決定し、近日中に事業 の港北ニュータウン基本計画(案) 具体化するという重要な仕事がま 訂画は認可になる予定です。 した。これら委員の活躍の結果、 各地区からの新委員は左記のと 新委員には、これらの成果を、

ことになっています。 当分の間、従来の委員が代行する おりです。南山田町推選委員は、

> 常任委員 中

JII

地

×

委員名簿(敬称略)

▷委員 関金二 小 聲

▽副委員長 田丸政治 ▽副委員長 大嶋正三郎 ▽委員長 金字 保

▽委員 男金宮雄 中島次四 ▽副委員長 大久保幸二 ▽委員長 鈴木 清 茅野 淳 深川政夫 佐藤鉄雄 戸良三 唐戸重光 鈴木貞助 **灰弘 関 重吉 南雲郷次 唐** 邱 酒井俊夫 栗原 靖 齊藤

横浜

市

▽委員 轍茂止市 ▽副委員長 関根勝蔵 ▽委員長 大久保久夫 古田重切 鈴木光栄 唐戸利春 飯塚正古

▷圖倉墓 | 間 ▽会 長 淵井雲和 馬場正 勝野忠義 三谷重忠 沢智勢子 酸田助丸 三好米男 石原 守 内 内野慶太郎 阿部番男 田口良作 飯泉安一 地 婚力 前村仲蔵 嶋村尚美 X

> 森 登 関 統治 正雄 長沢定吉 唐戸藤太郎 另 佐藤正男 小島喜治 岩崎 栗原孝雄 大久保正治 織茂紫

農業対策委員

事業対策委員

▽副委員長 茶川 ▽委員長 秋元祭作

湖

▽委員 米山政男

學类

▽委員 井上一夫 井上利光 ▽副委員長 青木公雄 >委員長 松沢健三 徳江耕一 工座義三 徳江義治 光治 西山登察夫 松沢順一 内野孫左衛門 大矢知道 鈴木 古谷 厳 三科鉄治 北村正崎 吉野林蔵 栗原清助 吉野誠一 皆川亮一 生活対策委員

店戸康雄 安藤定雄 声好級雄

▽委員

井上一夫

大矢安夫

志村富姓

井上長治

石渡寅吉 小泉貞蔵 橫溝 実

農業対策委員

>副委員長 青木公雄 ▽委員長

徳江義治

小島 貫 徳江善衛

事業対策委員

▽副委員長 大矢知道 ▽委員長 内町孫左衛門 農業対策委員

▽委員長 鈴木光治 ▽委員 神原文弘 神原 実 >委員 ▽副委員長 井上利光 古山精一 志村 勇 志村作次郎 松沢順 生活対策委員 椿 幹二 工廠義三 井上栄一 橋本孝一 小泉一郎 徳江耕

常任委員

新 田

地

X

>委員 ▽副委員長 村田豊作 ▽委員長 山本光雄 選切正次 金子富蔵 秋元亭作 笈川 潔 笈川新一 中丸豊次郎 小島 清 事業対策委員 吉田時雄 森 正治 宮田与一 米山沢治

▽委員 ▽副委員長 森 正治 ▽委員長 吉田時雄 山本昇司 金子夏嚴 宫田与一 中丸勝義 秋元正治 長潮 実 尾出清一 泛行 山本海宣 小山豊吉 槟 西登 小山茂雄

▽副委員長 栗原春之 ▽委員 毛木慶治 城所 ▽委員長 | 管沿着代告 志田展男 韓田倉藏 佐野竹次 事業対策委員



日本住宅公団で人事異動 る

副 会 長 変 わ

動がありました。この異動で港北 横浜市では、五月二十日人事異 ます。逃北ニュータウン建設事務 長の職務をも兼ねることになり 後は、寺内禄区長が対策協の副会 任主幹が就任しました。従って今 に縁区長として寺内企画湖整局専 長でありました豊田緑区以が選挙 ュータウン開発対策協議会の副会 ニュータウン関係として、逃北ニ 管理委員会事務局長になり、新た 所には新たに宅地造成に伴う仕事

の担当主査が配置されました。 もって人事異動がありました。昨 年より第一地区、第二地区に対応 て事課も、工事第一、第二係が設 課技に横田課長が就任しました。 課を設け、区画整理第一課長は佐 回整理課も分割され、第一、第一 されていましたが、今年度より区 させて補償第一課、第一課が設置 藤区画整理課長が就任し、同第三 日本住宅公団では、五月一日を

▽委員 小泉俊男 鈴木孝輔 唐戸 繁 岩崎長吉 吉斯喜代 茂 郎 辺層市 西山延秋 生活対策委員 渡辺郭士 米山幸太郎 渡 西山政美 大谷庄一 一坂倉

▽副委員長 高橋久男

▽委員 長谷川金雄 大谷武

博 鈴木義一 沿田 知

城出

昭次 斉廉久次郎 植田耕一

▽委員長 宮川金沢

生活対策委員

蔵清水助治

相沢常治 大河内清 大久保鉄 **局村茂利** 串田輝彦

▽副委員長 飯塚武男

長沢清作

治 渡辺省吾 岸 忠男

▷委員 萩生出二郎 岸寿雄 ▽副委員長 渡辺正次 ▽委員長 小沢三郎 八城豐次 金子房清 西山与一 山本 孝 田中行美 宮田信治 小島清 中村信男

常任委員 都 田 地 X

▽委員 ▽副委員長 中山六郎 ▽委員長 助角毘上平野上一関部 **局村 宏 近座興四郎 重田荷** 曾招始元 小泉一男 佐野重男 中山恒二郎 島村八郎

二日開催 四十九年四月二十 (概

とで、Cー七、C一八の収扱いに 扱いを横浜市の方針に従うとのこ 文部省では、C-七、C-八の取 変更はない。 け、文部省へ問い合せたところ 調査について

次の結論を得た。

埋蔵文化財発掘 イ、調査別間は五二年度までとの検討を運める。 に進める。 する。 定的に延長し、この間に協定内容 ウ、調査は工事に支障ないよう ア、調査期間は事業認可まで暫 農業対策委員会 (その他)

設事業の経過及び今後の予定 (ウ、農専地区の進捗状況 口、農 協議事項と結論は次のとおり 結果について報告があった。主な い、協議会の経過報告 (4)、建 ア、協議事項 四月十六日行なわれた委員会の の結果について 可後に開催することになった。

業級地制度概要

の中で検討していくという前提で の説明があり、協議の結果、工事

中の遊休労働力の活用を生活対策 畑の使用料を二割アップしたいと

受ける。 進展があり次第本委員会で報告を の、農専地区については事業に

以上が確認された旨報告があっ

する。また、第五回総会は事業認 について説明が行なわれた。 新委員の委嘱状は五月中に交付 各地区の委員長から改選の状況 況について 日開催 四十九年三月三十 田線)の東側C一八部分は、擁壁 禁造等により最大限の現状保存を

いては、事業実施にあたり十分留 二、農業対策委員会

日、樹木の保存等環境保全につ

一、埋藏文化財発掘 調査について

▽委 員 金子重治 ▽委員長 信田隆治

個見義光 小野久雄

▽副委員長 斉藤忠夫

農業対策委員

財調査は、四十八年度に終了する るととを了承した。 ず調査明問を五月まで暫定延長す がまだ残っているので、とりあえ 予定であったが、調査すべき個所 一、公団開発地区内の埋蔵文化

協議する。 ついて協定書を結ぶという前提で 口、港北ニュータウン文化財問

長に答申した。要点は次のとお C一八の扱いを数次にわたり検討 した結果、三月十三日に結論を市 組協議会について 文化財問題協議会は、Cー七、

▽委 員 大曽根銈一 臼井保

常任委員 推せんする委員 常任委員長会の

次郎 井汲嘉平

ア、C一七は現状保存すること

○庶見書に付された審議会の意

相談所開設を了承した。 口、第二回生活対策地元相談所 承した。

各地区に何冊か配布することで了 布する方向で検討し、少なくとも 度予算の状況をみてできるだけ配 またその他の関係者には、四九年 策のしるべ第二集」の配布

イ、都市計画道路(東方―北山

(概 要 計画は取り止めること すること エ、Cー七の南斜面の保存をは ウ、Cー七とC-八の間の建築

都計審の結果報

結果について報告があった。主な

二月二六日行なわれた委員会の

の結果について

協議事項と結論は次のとおりであ

取りあえず委員全員に配布し、 一、「機北ニュータウン生活対 (その他

三、生活対策委員会

四月十六日に委員会を開催する

の開催について

この間に六月以降の調査方法に 二、三カ月のうちに認可を得る予 県都市計画地方審議会に住宅公団 定である。 議され、協議の結果次の意見が付 され建設大臣へ送付されることに の事業計画等に対する意見書が付 決定した旨報告があった。 事業計画等に変更がなければ、 三月二九日に行なわれた神奈川

業実施にあたって慎重な配慮をす ること。 意見書の趣旨を十分に斟酌し、事 H、過小宅地の問題については

四、

土地使用料の 部改訂について

住宅公団が工事のため借地する

いろいと ついては慎重かつ最大の努力をは 談会の意見を考慮し、その保存に 口、文化財等については現状及

ほしい旨の要請があり協議の結果

た旨報告 イ、今後の進め方について 以上若干の質疑ののち了承され

で協議する。 的土地利用」等の結論を本委員会 け、研究会で検討している「農

二、新委員改選の状

事計画に支えないように進めるの を要する。発掘調査は、公団の工

口、C一八の精密調査に約一年

で、明間を、立二年度まで延長して

整理後の街造りの基本となるもの んに説明して参りましたとおり、 す。これは今まで権利者のみなざ

かの権利関係があれば、その権利

この場合に、従前の宅地に何ら

関係になんら変動を加えず、その

の権利と同様に取扱い、権利者の 事業を進めるに際して、申告され

た末登己の権利についても既登記

等の公共施設の配置が定められま に定めた設計に従って道路・公園

ゆくこととなります。 きながら仮換地の指定を行なって 区画整理審議会に諮って意見を開

ることができるわけです。 ら「甲告」してもらうことによっ の権利については、その権利者か ことであります。従って、末登記 とは日本住宅公団としては至難な 関係の詳しい調査をするというこ といって、登記されていない権利 利関係については知り得ません。 をしますが、登記されていない植 簿を手掛りとして権利関係の調査 者(日本住宅公団)は、土地登記 の機会に説明いたします。 利行使されるものですから移行し

することになります。 地の所有者にのみ仮換地の指定を 何者との間にはあるわけです」や 取扱い、「真実の権利は宅地の所 借地権がなかったものとみなして

二、申告していただ

入する)

いつでも甲告できます。 期間以外は、 換地処分のあるまで 印告、権利変動届出の受付停止の から、施行規定で定めてある権利

(注) 土地区画整理事業

しかし、未登記の借地権を有す

また、宅地の所有者の連署が得

かになるような見取図(方位も記

場合には、その部分の位置が明ら

(イ)、借地権が宅地の一部である

の印を正する印鑑正明

事業計画の認可公告のあった日

の、借地権申告書に署名した者

四

申告の時期

てください。

付することが必要ですから注意し す。この申告書には次の出類を添 告書」を提出することになりま

中し川てください。 準備いたしますから、必要な方は ますので、川紙は日本住宅公団で 式は、法令により定められており

く権利

日本住宅公団は、土地区画整門

てのみ権利関係の詳しい内容を知

拠地の案がまとまりますと土地

土地区画整理事業は、事業計画

な理由 権利申告の必要

いたします。

明しますとつぎのとおりです。 も書いてありますが、くわしく説

いについての「換地設計基準」を す。そこで具体的には、その取扱 差が生じ減歩率にも差が生じま

定め統一した設計ができるように

ニュータウンニュース第十三号に

る位置・形状によって当然評価に ます。しかし、整理後に定められ

ることになるわけです。したがっ いて明らかとなり権利が保護され の権利の存する部分が仮換地にお す。これによって借地権者は、そ をするとき、借地権の存する部分

住宅公団にはわからないので当然

借地権甲告のない場合は日本

に照応するよう定めることにあり

換地設計の原則は、従前の宅地

権利申告については、進北

施行地区内の従前の各宅地を、公

ることが必要です。 ままの権利関係を拠地に移行させ

(ただし、地役権については別

つとめるわけです。(例えば、宅

区画整理施行地区内の宅地につ

決害など)を添えて甲告していた あることが証明できる書類(例え られない場合には、その借地権の

中告をしないと、土地区画整理 ら起算して二十日目迄に、借地は の、選挙則日の公告があった日か る方は、土地区画整理審議会委員

ば、契約書、地代領収書、確定判

整理事業が円滑、迅速に進むよう

「権利保護」を図りつつ土地区画

権利とは、次のようなものをいい

権利申告をしなければならない

公共施設の位置が定まりますと

共施設の位置等についての考慮を

おこたえします

続

は بخ

3

す

る

O

か・

権

利

申 告

ይ は

何

か・

T

特権、抵当権、使用貸借契約にも いての所有権以外の末登記の権利

(借地權、永小作權、質權、先取

だくことになります。

とずく使用借権)です。

々は、「建物の所有を目的とする地

般に、地借権者と呼ばれる方

権及賃借権を有する者」である

なると権利申告をしなければなら

してゆくこととなります。これを の宅地が公道に面するよう再配置 区画・形質を変更しつつ、すべて

> ません。なお、くわしいことは別 で、地役権はその位置において権

その宅地の所有者に仮換地の指定 なくても借地権の申告があれば、 地の一部を借地して住宅を建てて

三、申告の手続

滅等があった場合には「権利変動 権利部分の位置の変更、権利の消 などにより権利者が変った場合、

を併せて指定することになりま

していただきます。

なお、これら「権利申告」の書

末登記の借地権者は、「借地権甲

って公告された日より、権利申告

事業計画の認可が建設大臣によ

いる場合に、借地権の登記をして

えられますので、この権利申告も

を添付していただくことが必要で のときと同じに権利を証する書面 得られないときは「借地権申告」 りません。また、所有者の連署が していただくことは言うまでもあ す。この場合にも、所有名と連署 中告書」を提出していただきま については「借地権以外の権利の

大部分が賃借権の申告ではないか 法六〇五条)をされていないと考 とんどの方々は賃借権の登記(民 のが大部分と思いますが、そのほ

中告ずみの機利について、誤渡

と思います。

そこで、土地区画整理事業施行

換地設計といいます。

港北ニュータウンの区画整

しながら計画された各街区の中へ

権利のことか……? ないと聞いたか、それはどういう 理事業について事業計画が認可に

また、手続きはどのようにする

建設研究会

浩北ニュータウン建設研究会に

おり、五つの部会でそれぞれの研 告書をまとめました。 究課題について 検討した結果、報 ュースでお知らせいたしましたと ついては、前号のニュータウンニ

3

もつものです。そこで、これから 権者のみなさんに直接強い影響を いて」は、工事が始まりますと地 会の「工事期間中の生活対策につ 数回にわたって紹介いたしますの これらの報告書のうち、第三部 によって転業対策をより円滑に進 のと考えられます。 るいるいるの仕事を活用すること あげた理由も、工事に伴って生ず の生活対策」を研究テーマにとり

中心とする生活対策はニュータウ うな場合にあたって、転業対策を 至る事態が考えられます。このよ ン事業のうちで最も難かしくかつ な中断及び将来転業の止むなきに て水い間続けてきた家業の一時的 ニュータウン建設が進むにつれ

、工事期間中の生活対策の方 a

第三部会において「工事則問山

二、泉北ニュータウンの事例 一一二、仕事参加の方策 で生活対策のための一資料として

工事期間中の生

活対策について

件を作り出していこうとする角度 から検討を加えたものです。 時に転業を恒久化させるような条 ついての方策にすぎませんが、同 これらの事項は、工事期間中に

するものです。しかし、これは決 当事者の強い意志と根気を必要と

して避けて通ることが出来ないも

ーー」、仕事の種類と性格

もに、地元会社の構想を提案して ける転業対策の例を紹介するとと 泉北ニュータウン(大阪府)にお 合の方法を検討しています。また 仕事をしたり、労力を提供する場 地元権利者が工事により発生する 具体的には、この報告書の中で

います。

めようとするのに他なりません。

全体の構成は次の通り

三、地元会社の設立構想 二一三、店舗の優先分談 二一二、苗木の栽培委託 二一一、泉北興業 三一三、地元組織からみたセ 三一二、当面の運営と業務 三一一、地元組織の設立案

> 二、泉北興業株式会社の設立版 まとめ(今後のすすめ方) 一、四八年度緑化用苗木峭殖出 業委託要領

造成完了後

○公共建築物の建設

工事期間中の生

ら対応の仕方を整理してみまし 地元の意識、転業対策などの面か め工事の種類、工事の請負資格、 対応するかを検討します。そのた 事業を請け負う場合にどのように ここでは、工事により発生する りです。

る職種も同じく表ー一に示すとお しますと表一一のようになりま

業務の種類を分類しますと、そ

活対策の方策

三、市・公団人札資格等に関す 意書、定款

成

中

ンター組織のあり方

まざまな就労の機会を作りますが ーー 仕事の種類と性格

造

す。また、それぞれに必要とされ

種類と発生の時期との関連で整理 おおよそ予想されるものを、その 工事開始後に発生する仕事はさ

借地権以外の末登記の権利申告 必会委員(借地権委員)の選挙権

川ておく必要があります。 代表者を共同借地権者の内から選 してのみ一つの権利とみなされ、 任し、日本住宅公団に連署で 地区画整理審議会委員の選挙に関 なお、共同借地については、土

ったり、あるいは労務を提供する

前述の仕事を地元の人達が請負 ーーニ 工事参加への方策

々に関して 借家・間借りの

加出当

を提出していただきま り(アパート賃借りも含めて と言うことはありません。 れている方々については権利 これらの方々の権利につい 施行地区内の建物を借家、

等)に伴って移転していたが とになりますので、それまで 施行(造成工事又は仮換地の 要のあるときは、それらの 僧りている建物が区画整理事 は必要ありません。 企名公団に届けていただっ (借家、間借り等)を調査す

畑、原野等すべて含みます の宅地のことではなく、公共 て「宅地」と称するのは、地 地をいいます。したがって、 いう宅地はもちろん山林 道路、公園、河川等)以

職種	内	容	1	条		件
①	整地・道路・排水工 清掃・草刈等軽作 業者の事務所の事 交通整理等 飯場における食事	業務	婦女頑健	子ではな体が	かを必能 が必じ から可能 からしまし	
株	建物・解体・移築 建物曳家 解体除却材の運搬 解体材の保管		}特殊	技能	が必要	
②組織化により可能な業種 ○正事請負業 ○建物移転工事請負業 ○解体材管理業 ○運送 ○飯場等への飯食提供業 ○保存樹木の移植業 ○苗田の経営・管理	経易な工事の請す 移築・曳家工事・他 移築解体材の管理 解体材その他の道 給食業	設住宅の建設 !	かな 業者の	りの経済が多数	斉性かいので	が必要 ら自前の

樹木関係、労務提供の業務は造成 移植、育成関係、家屋の移築、解 体作業関係、その他に分類されま れぞれ造成工事関係、樹木の伐採 めには)を有しないこととなりま 被選挙権(いわゆる委員となるた また、時間的な流れで見ますと ○公園、緑道、街路樹の維持管理 備、維持管理等の公的機関の需要完了後も、公園、緑道、道路の整 組織化により可能な業種、労務提 でしょうか。ここに業務の職種を があると考えられます。この点で 供をするものに分類してあげてみ 務を請負ったり従事したりする場 は、他の業務と相違した特色とな ると表一二のようになります。 合、どのような条件が要求される っています。 では、表一一にあげたような業 ○家屋の建設 ○新入者を対象と する職業 方としては個人的な対応と組織的 必要とされます。 な対応とがあげられます。

にするためには、当回次の方策が という型をとります。これを円滑 個人的に雇用され労務提供をする 横浜市から仕事を請負った楽者に これは地元地権者が住宅公団、 (1)個人的な対応





ことを実現させるためには、どの ような対応方法があるかと考えて 仕事と地元地権者との対応の仕

を実現するための事業の一つで

五年十二月「港北ニュータウン ドバック方式をとり、昭和四十 見を計画に反映させる、フィー ただき、そこで出た各種ので意

基本構想」をまとめました。

あります。

港北ニュータウン

基本計画決定に際して

昭和四十九年七月

横浜市長

市政を担当するにあたって設定

した目標であります。港北ニュ

ータウン建設事業は、この目標

・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL431-1442

> す。みなさんに説明したのち、 昨年の五月から七月にかけて約四

ます。

で、一層のご協力をお願いいたし

工事に着手することになりますの でお知らせしたとおりです。

す。

これからは、いよいよ本格的な

十回にわたり地元説明したもので

可されました。

この施行規程及び事業計画は、

及び事業計画が、八月二十七日認 臣に申請していた港北ニュータウ

いままでのニュータウンニュース

に伴い、土地区画整理法七十六条 を神奈川県で行うことになりま

に基づく建築行為等の制限の事務

市で行っていましたが、事業認可

港

ュ

I

に基づく建築の認可の事務は横浜

なお、従来都市計画法五十三条

ったものです。この間のことは、 神奈川県都市計画地方審議会に諮 市・県と協議し、今年にはいって

ンの土地区画整理事業の施行規程

日本住宅公団が、さきに建設大

住 宅 公 v 施 助 になる



づくり」は、私が市長に就任し 「誰れでも住みたくなる都市 会を開いて、計画を検討してい して、数百回にわたる地元説明

十八年十二月答甲を受け、この た審議会委員、市議会、また地 た。貴重なご意見を下さいまし 画」を確定する運びとなりまし たび「港北ニュータウン基本計 審議していただいた後、昭和四 開発審議会」を設置し、慎重に

地区の創設、埋蔵文化財の保 る都市づくりの方法、農業専用 ータウン計画は、市民参加によ ってすすめてきたとの港北ニュ 謝する次第であります。 の他関係各位のご協力に深く感 元の方々はじめ日本住宅公団そ 昭和四十年以来、長期にわた

してすすめてきたものです。そ りの計画の最初の段階から参加 からも住まわれる土地であると

を聴くため、一港北ニュータウン 市議会代表、地元代表のご意見 との基本計画(案)について、

とから、この新らしい都市づく

行政・都市計画等々の専門家、 (案)」を策定しました。また、 「港北ニュータウン基本計画 その後、さらに検討して肉づ 飛鳥田一

達の"ふるさと"として、これ んでおり、これらの方々が自分 現在約五万人におよぶ万々が住

けを行って、昭和四十八年三月

獲北ニュータウン地域内には

力を心からお願いする次第であ 済情勢の変動等多くの予測困難 ながら、その前途には社会、経 建設事業の実施へと大きく踏み 存、等々の横浜方式―港北ニュ 方々のより一層のご理解とご協 る考えでおります。関係各位の ン建設に総力をあげてまい進す くり」として、港北ニュータウ な事態が横たわっておりますが 出すこととなりました。しかし ータウン方式ーを生み、今後は 一誰れでも住みたくなる都市づ

は、七月十五日決定されまし 加えられたものです。 長のあいさつは、前文として とほとんど同じものです。 ュース第七号で紹介したもの た。内容は、ニュータウンニ

> 立入測量の実 業拡張に伴う 第八回水道事

行う。 の十五メートル幅で、ボーリング 調査は公団所有地または公道上で 象区域は、市境に接する次の各町 に伴う測量及びボーリング調査対 調査対象 牛久保町小山田、北 山田町、東山田町打

注、遊北ニュータウン基本計画

連絡先 調查期間 二十日 七月十五日から九月

(電話)三七一五八六一 傾浜市水道局工事部設計課 日吉・綱島方面への給水管施設

う。)を設置する。

(協議事項)

協議会(以下「協議会」とい ュータウン建設安全管理連絡 城住民及び関係機関で港北ニ を公衆災害から守るための基 安全計画を調整し、地域住民 本的方針を確立するため、地

長とする。

第二条協議会は、前条の目的 事項を協議・調整する。

第二条 協議会は、次の機関の (4) その他工事施工に伴う必 組織 要な事項。

(1) 工事安全対策に関するこ (2) 防災対策に関すること を達成するため、次に掲げる

設部において処理する。

職員及び構成員をもって組織 第五条 会長は、協議する事項

| 加条 協議会は、必要に応じ (会長、副会長の職務等) る。 に参加させることができ を、臨時委員として協議会 者以外に必要と認める者 会長が、第一項に掲げる

2 会長に事故があるとき、 て随時会長が招集する。 (関係者の意見等の聴収) 副会長がその職務を代行す 又は会長が欠けたときは、 第八条 この要綱に定めるもの この要綱は、昭和四十九年 な事項は、会長が会議にはか って定める。 のほか、協議会に関して必要 (委任) 附則

タウン建設安全管理連 開発対策協議会 完一は、港北ニュータウン 神奈川県、横浜市、日本住

第一条 港北ニュータウン地域

(目的及び設置) 港北ニュー

区画整理事業の工事に関する の日本宅公団が実施する土地

3 協議会に会長及び副会長 2 協議会の委員は、別表に 局長、副会長は横浜市計画 掲げるものとする。 局港北ニュータウン建設部 を置き、会長は横浜市計画

うものとする。

第七条協議会の庶務は、横浜 市計画层港北ニュータウン建 庶務 いて処理するものとする。 安全に関する連絡機関にお 本住宅公団が設置する工事

2 協議会で、基本的方針が 体的な問題については、日 定まったものについての具

売へ条 協議会は、

区災害対策 本部と密接なる連絡調整を行

絡協議会要綱 できる。 は、関係者の出席を求め、そ の意見及び説明を聞くことが (区災害対策本部等との調整)

47

について必要と認めるとき

発足す 3

北 建設安全管理連絡協議会 = タ ウ

認可を得ました。 画整理事業は、別掲のように事業 これからは、みなさんと長い間 日本住宅公団の施行する土地区

のより派生する種々の問題・また 中、自然による災害、工事そのも 事期間は約三年半から四年を予定 等)に分かれており、一工区の工 なりません。そのための工事は、 計画を具体的に実現していかねば 協議し、調整して練り上げてきた しております。この長い工事期間 三次造成(道路舗装、公団整備 (道路築造、排水施設の設置等) 次造成(粗造成)、二次造成

労務者の大量雇用による風紀等多

など、神奈川県、横浜市、日本住 策協議会の関係者によって構成さ 宅公団、港北ニュータウン開発対

するものです。

予想されます。 それらを放置すれば地域のみなさ くの問題が発生する恐れがあり、 んに多大なご迷惑をかけることが

設置することになりました。 なさんに直接影響を与えると思わ ウン建設安全管理連絡協議会」を 事前に工事安全計画を検討し、調 し、円滑に工事が遂行されるよう れるいろいろな問題を未然に防止 整する機関として「港北ニュータ

この協議会は、警察・消防関係

そこで、横浜市では、これらみ

のであります。 基本的方針を確立しようとするも なさんを公衆災害から守るための 事を進めていけるようにしようと するというわけではありませんが 災害等に関しては、すべてが解決 この機関を通じて安全性の高い工 この協議会を設置すれば、公衆

について検討・調整し、地域のみ

風紀対策

その他工事施工に関する対

工事安全対策

防災対策

培業の希望者が多いことからも指 在の集計結果からみて、植木の栽 **継続的な需要が見込まれることが** しは、いろいろ考えられますが、 のるので、特に事業体の結成につ ちえていくこと。 三面考えられる方策としては次の 旋、下請斡旋、軽易な工事や作 この場合、対策協、農協、 このことは、今回の地元意向調 とくに樹木に関連する業務は、 、工事に際しては地元組織が指 の発注を行うこと。また、この た場合、請点能力に応じ業務の 地元地権者による事業体を組織 うな事があげられます。 人札を受けられるようなことを 、住宅公団等の果す役割につい

(工事開始前)

近隣センター内店舗の優先分譲

133,

苗木の育成依頼 (雇用)

さらに、これらの条件を満たして ため、地元で業務を請負う場合に いくことが必要です。 地元会社などの組織を改立し、 以格として問題になります。この のるいは特殊能力を必要とする業 (川) (ニュータウン・ニュース 金、技術、経歴などが業務入札 がを請負う場合には、請負う側の 業務の規模が大きくなったり、 (別添資料 ンター、

地元との関係を概略的に

作業をおこなっている。 それぞれ元町内会長が班長となり

また、こ

るため、従業員を十班に編成し、 社とした。そして、業務を遂行す 出資し、資本金三百万円の株式会 元代表者がそれぞれ百万円ずつを

刈り班、③道路班の三つの作業班 れらの班は、田公園管理班、②草

に属して仕事をおこなっている。

地元農家

切などに仕事の相談に関する窓口対策励、横浜市、住宅公団、農 (2)組織的な対応 ①相談窓口の設置 つつつ à

|-| 工事参加への万策

泉

北ニュ 0

タウ

うになり、従業員も七九名と経営

社)や堺市の業務も引き請けるよ

本住宅公団(団地サービス株式会 阪府に限られていたが、現在は日 業務の発注先も泉北センターと大

規模が拡大しつつある。

泉北開発センターがおこなったも る転業対策の実例です。これは新 のである。 策)業務の一環として、大阪府と 建設した泉北ニュータウンにおけ などにおける大阪府、泉北開発セ 舗の優先分譲、③苗木の育成業務 義務づけられた生活対策(転業対 住宅市街地開発法に基づき法的に まず、①地元会社の設立、②店 ここに紹介する事例は大阪府の 建設研究会

られた転業対策です。発足当初 の委託業務が工事開始によって終 立したケースである。 了したため、それに引き続いてと (昭和四六年)は従業員二七名で 元民がこれに応えて地元会社を設 界市により有志の募集があり、地 い職場作りのために、大阪府及び また、これは後述する苗木栽培

工事期間中の生

活対策について

図示するとつぎのとおりである。

社の 沿革と事 定 会

新住法による新しい職場作りに大阪府及び堺市よ 昭和45年 り公募

泉北興業株式会社設立 資本金3,000,000円 登 46年4月 記完了 本社所在地 堺市豊田 737 番地におく

46年5月 創業開始 11

(工事開始後)

住宅公団

団地サービス会社

大阪府企業局

生活対策実務業務の委託

- 泉北開発センター

清掃管理業務の指名入札

地元会社

会社事務所を堺市竹城台4丁目1番1号におく

建設業者登録 大阪府知事(百)第38399号 11 11 指定取引銀行 株式会社大和銀行泉北支店

46年6月 道路清掃車購入 2 t 積ダンプカー購入

大型道路清掃車購入 47年1月

47年3月○第一期決算

3月末現在 従業員数 27名 12,522,200円 売 上 高

当期受注先

工事名 泉北宮山台竹城台公園道 路清掃維持 (財)泉北開発センター

泉北中央線他3路線清掃維持管理 大阪府泉北工事事務所

47年8月 2 t 積ダンプカー2台, 従業員輸送用マイクログ ス購入

各種芝刈機,草刈機・灌水用器機購入 11

48年3月○第二期決算

当 期末 従業員数 62名 上高 74.063,584円 売

工事名 当期受注先

和田川堤防緑地草刈保全 大阪府鳳土木出張所 工事

(財)泉北開発センタ 泉ケ丘公園道路維持管理

11 ル 樹木維持管理 大阪府住宅供給公社 西野団地草刈工事

泉北1号線他6路線清掃維持管理 大阪府泉北地区工事事 務所 大阪府道路工営所 泉北2号線清掃工事

堺市公園協会 堺泉北臨海緑地 (大港) 保全工事

建設業者登録 大阪府知事(わ)38399号 更新 48年5月

增資 倍 額 6,000,000円 11 79名 1月 現在 従業数

完工工事見込高 約100,000,000円 当期受注先 工事名

泉北地区公園道路清掃維 持管理 (財)泉北開発セ

泉北地区樹木維持管理 泉北全近隣センター清掃 業務

堺市公園協会

泉北1号線他6号線清掃 管理他4件 金岡東団地樹木剪定工事 他 3 件 48年5月 堺市公園協会

日本住宅公団泉北営業

ュータウンに関連する三地区の批

会社設立にあたっては、泉北二

金岡団地草刈樹木剪定工 浅香山団地芝生刈り樹木

砂撤去工事

向ケ丘第1第2団地芝生 草刈工事他6件

向野·和泉府中,助松各 団地草刈工事

金岡東団地緑地植木林土

白鷺中舌鳥団地草刈工事

竹城台目地入樹木剪定工

大阪府住宅供給公社 堺市かつらぎ線, 路清掃工事他3件 舗装道 大阪府道路工営所

○泉北興業株式会社の使用機器明細書

機器種	名称	用 途	数	購入年月
マツダ 2 t 積ダ ンプカー	タイタン	各種運搬用	1	46年7月
スイパーS1244	ウエイレストレートスイパ	広場道路清掃	1	// 8月
大型道路清掃車	945 日本ウエインススイパ	道路清掃用	1	47年2月
マイクロバス26 人乗	ニッサンシビニマン	従業員送迎用	1	2月
スポ マツダ2 t 積ダ ンプカー	ジーゼルタイタン	運搬用	1	〃 8月
"= "	"	" "	1	// 12月
スズキ軽4輪トラック	1	薬剤散布用運 搬用	1	〃 8月
ホンダカブ	11718	見廻り用	1	// 8月
散水車	6 t 車	樹木灌水用	1	47年8月
マツダ2 t 積ダ ンプカー	ジーゼルタイ タン	各種運搬用	1	48年9月
動力草刈機	イセキ.	草 刈 用	10	46年5月
n = 2	" "	# = "#"	10	// 12月
#		11	20	47年12月
大型草刈機	バロネス	"	1	48年2月
芝生刈機	ロータリーモアジャンボ	芝 生 刈	7	
動力噴霧機	ハッダ式		2	
動力ポンプ		樹木灌水用	4	48年7月
スコップ	角スコ他	作 業 用	80	
一 輪 車		"	20	
灌水用タンク	4 ㎡ 鉄 製	樹木灌水用	1	
ガレージ及倉庫	45 ㎡ (建坪)		1棟	47年2月

るしと、 当り二十万円)など別途収入があ 飯場として貸した土地の賃料(月 初から老年層が多いこと、工事の 従業員の意識としては、発足当 また、店舗の優先分譲を うである。しかし、最近では、 意欲の点において問題があったよ 社の中堅となるべき二十代の人が 小使い銭かせぎ的な人が多く労働 受けている人が多いことなどから 会

ど明るい材料もあり、会社の業務 つある。 に従事することが専業的になりつ 人々に月給制をとり入れたことな 三十人も就職したため、これらの

りである。

びその沿革と事業概要は次のとお ①、営業種目 泉北興業株式会社の営業種目及

大阪府の施行する泉北丘陵開発 とを目的とする。 事業に関連する次の事業を営むこ ウ、植木の育成並びに造園工事 ア、公園、緑地等の維持管理 イ、ビル内外の管理、 清掃

> その他環境整備に関する事 に委託管理 店舗娯楽施設等の経営並び

け、五月二十日付の横浜市の人

事務局で検討することとなった。

されていないので、要綱の内容を

白、協議会要綱に定例会が規定

三、港北ニュータウ

要望の骨子は次のとおり。

ン建設研究会の

CF.

寺内縁区長が副会長を勤めること ので、本協議会要綱の規定により 員会事務局長に、また寺内企画調 事異動で豊田緑区長が選挙管理委

整局専任主幹が縁区技に就任した

となった。

原向調査」の結果報告

して換地設計を行うこと。

H、「住宅土地利用等に関する

務所に工事検査担当主査一名増員

(五月二十日付)。住宅公団港北 口、市港北ニュータウン建設事

の報告が行なわれた。(広報紙一港

たアンケート調査がまとまり、そ

昨年九月~十月にかけて実施し

いる質収地を利用し、地元地権者 解った。そこで、大阪府は、造成 育成することが必要であることが 在した結果、三十六万本の首木を 要とする樹木の移植、植樹量を調 工事着手まで三一四年間遊休して 大阪府が泉北ニュータウンに必

港北二

ニーニ 苗木の栽培委託

積は全体で十七ヘクタールに及る

にこの苗木栽培をまかせ、併せて 積を割り当てられた。その栽培面 農家の希望者を募ったところ八十 である。まず、大阪府はこれらに 木の栽培委託の方法を考えたもの 生活対策の一助とするために、苗 態をとり平均三十アールの栽培面 五名の応募があり、これらの人々 ターに委託することとした。 必要とされる実務を泉北開発セン は日給制で大阪府に雇用される形 センターでは地元農協を通じて

区に近隣センターが配置されてい ら構成されており、それぞれの住 業委託要領」を参照のこと。 象として栽培委託しているが、こ 指導にあたっている。 とともに、肥料を購入し栽培者 た、センターでは背成する苗木を 価され、報償金が出された。ま 引き取られる際に品質の良否で評 に支給し、専門技術員を配置して 九州や関東の各地から買い付け でいる。ととで、育成した苗木が れについては「緑化用 苗木増殖事 ついて、農業専用地区の農家を対 ニーニ 店舗の優先分談 泉北ニュータウンは十七任区か 横浜市においても緑化用苗木に (参考)

のから入居して行く方式をとって

を得ないこと。

いる

る。このセンターには十一十五の

百七十店舗が予定されている。 四師が収容され総数で少なくとも 泉北センターでは、このうち半 Ξ

るように、常に恒久的な生活対策 らも、「まえがき」でも述べてい 、の指向性を持ちながら進めざる

をとっている。 につけてから入居するという方法 店で見習いとして働き、技能を身 するものについては、事前に他の

泉北開発センターのあらまし

が、準備のできていない希望者は は、抽選で優先順位が決められた である。入居者の選定にあたって 時までには全店舗に入居する予定 業希望者に優先的に分譲し、完成 数の約八十~九十店舗を地元の転 後に回され、準備のできているも

食堂経営の希望者など特技を要

(参考)

中に重点を置いて対策を進めなが り考えられるが、当前は工事期間 は工事則間中と工事完了後の二通 ここでは、まず第一に生活対策

ぞれ個人的に確立されるべき性質 るような方策であること。 各種業務と生活対策を関連させ得 模な宅地造成工事に伴って生ずる 第三には、生活対策は本来それ 第二には、日本住宅公団の大規

一人でも多くの人が、この至難な が存在するこの事業においては、 のものであるが、数多くの地権者

地元組織の設立 問題を克服する必要があり、その

条件を調たずような対応策を具体 ることが最良であると考えられ ためには集団によることがよりよ 化する手段としては、組織化によ い対応策であると思われること。 主として、以上のような三つの

成工事に伴って生ずる菜種は「表 検討してみる。 さきに検討したように、宅地道 三一一 地元会社の設立案

れに見合ったような会社の設立案 また、泉北ニュータウンにおける 会社の例を紹介してきたので、こ 事例で、実際に地権者による地元 第十五号参照)のとおりであり、 一」(ニュータウン・ニュース

な人達にあっては、小人数で、し 織とすることが望ましいが、運営 に要求されるので、組織に不慣れ して行く際には、人の和が最大限 また、実際に会社を設立する場

営の安全性を考慮することが第一 図っていくことによって、会社経 をニラミあわせて規模の拡大化を の進展と会社の業務実績の向上と 発足させ、ニュータウン建設事業 当初は、かなり小規模なもので

必要がある。

く親合しないように調整しておく

(=)

土、建築の建設事業

(造成工事、家屋の解体工

お

知 5 せ

二、資本金 三、出資者 五、業務內容 四、配当

、名称

地北ニュータウン開発株式会社

€±0

事等)

倉庫事業(解体材の保管

も止むを得ないと考えられるが、

→ 航木等の移植、育成並びに

造國工事

ores

その他

賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当公団は昭和四十六年

しては平素より格別の御高配を

菜計画の策定等の基礎資料とし 五月頃、皆様方の協力を得て事

し、港北ニュータウン土地区画

営、受託管理

店舗娯楽施設等の賃貸、 公園、緑地等の維持管理

る。従って、そのために地元組織 が複数の状態で結成されたとして を考えていく必要があると思われ かも気心の合う人達同志で組織化 台、ニュータウン全体で一つの組

事業実績による

地権者十名による均等川資

(将米構想)

菜

一千万円

(E)

その他環境整備に関する事 輸送事業(解体材等の輸

その場合には、業務内容がなるべ

て、具体的に地元組織の設立案を そこで、このような視点に立っ

充すること。

することになった。

があった。

調查項目 面積、権利関係、家

研 究 項 目

1.人口計画と土地利用の原単 位のチェッタ 力に住宅の面積、区域のモデル設定 3.日照等関係法令による規制 のチェック 4.建築規模と採算性の検討 5.その他

1.屋敷林保存の問題点の摘出 2.斜面緑地保全要綱の適用に ついて 3.屋敷林の活用の方法の検討 4.その他

・センターの規模とあり方の 検討 ・施設等の配置計画について ・センター組織について ・センターの経営について

松事業計画の認可をふまえ、前 気要調査を実施しましたが、今

会議終了後、全員で荏田第四遺

北ニュータウン第十四号」参照)

口、建設研究会部会の報告

地元研究会幹事から各部会の報

(概 要

埋藏文化財発掘 調査について 教育委員会

する の、調査期間を五十二年度までと を前提に が提示された。 工事にめいわくをかけないこと 協定書(案)の骨子

四十九年五月二十

一日開催

都田地区 山内地区

育 公 看一 占

概

要

③、新発見遺跡は工事に支障のな ②、埋蔵文化財調査委員会を協定 書の調印者に加える。 い限り調査できる。 なお、協定書が調印されても昭

市境の道路からニュ

横

浜

ータウン内に五十メ

て、選北ニュータウン建設研究会 教育委員会の都台で議題を変更し ついて協議する予定であったが、

従来八人であったが一人に増員し

(その他)

口、中川地区の定例会委員は、

反映させていく。

関係者の意見を聴取して研究に

代行することになっている。

ては新委員が決まるまで旧委員が

なお、中川地区南山田町につい

第五部会

具体的な進め方を検討していく。

対策協議会を中心として今後の

たいとの提案があり協議の結果承

本日は、埋蔵文化財発掘調査

の報告がおこなわれた。

、人事異動の紹介

今までの研究成果との関連も考慮 とながら住宅公団へ要望書を提出 港北ニュータウン建設研究会の 和四十六年十二月に結んだ覚書き は有効である。 てほしい。 ような要望があった。 の、調査に伴う防災対策を講じ 以上の説明に対し地元から次の

いては積極的に協力を願いたい。 白、工事期間中の生活対策につ 四、港北開発事務所の機構を拡 め小委員会(山内二名、中川 密な連絡をとるようにしてほし 協議の結果、市案を検討するた

四十九年六月二十 五日開催 跡を視察した。

育委員会で作成した協定書(案) 四月定例会の結論にもとづき数

どう反映させるか検討する。

渡しずる。

各地区の名簿提出状況

四月二日 買云山

どうかを検討していく。

て不動産経営の採算性がとれるか

口、現在の土地利用計画によっ 一、土地利用計画を拠地設計に 港北ニュータウン建設研究会

第二・四部会

日付をもって新委員に委嘱状をお

きがほば終了したので五月二十

第一・二部会

地区において進めていた改選手続

日、委員の任明、満了に伴い各

四、今後の進め方 参照のこと。 あった工事課が二条になった。 開発事務所区画整理課が区画整理

一課、同二課に分かれ従来一係で

(五月一日付)。

告が行なわれた。内容は、広報紙

「港北ニュータウン第十四号」を

二、協議会委員改選

等について

の公団は、住民の生活対策を考慮 したいとの提案があり了承した。 口、換地計画原案作成者として H、工事が遅れないようにする 図、調査団は調査地所有者と緊

名、和田二名、新田二名)を設置

(その他)

た要望書案の説明があり了承し 住宅公団総裁あ 定例会の決定に従い作成し ての要望書

立人をする旨報告があった。 文場所 中川町、牛久保町、 情記組合が測量をするため土in 川崎市有馬第二 入について 合による土地立 土地区画整理組 するれた、北山田

「承を得ることになっている。 10] なお、立人るについては地主の na 六月二十七日から 無 ートル幅

三、建物の概況調査 について

たが、その後の新築家屋の調査を したいので協力願いたいとの要請 上記の調査は四十六年に実施し

議会の副会長としても活躍するこ

し、港北ニュータウン開発対策協 長には、二宮保土ケ谷区長が就任 書で実施する。

マンション, アパート経営 と採算性につ

屋敷林の保存 と活用につい て

P

R 掲示板、回覧などマ

族構成など

り了承した。 委員改選の際提出された名簿を

中川地区常任委員 関 織治

五、建設研究部会設 第一〜第五部会での研究結果が 置の報告

中川地区委員名 簿の訂正につい

中川地区顧問 部訂正したいとの甲し入れがあ 関 第治

あった。 部会

る。 対策)の研究成果は至急印刷し、 各地区の生活対策委員会で検討す なお、第三配会(工事中の生活

研究課題 (人口計画と 土地利用計 画 第 六

部

会

第七部会

第八部会

、調查対象物件

部

申し上げます。

とぞご協力を賜わりたくお願い む)に対する概要調査を、下記 調査以降に新築及び増改築した

要値により行いますので、なに 建物等(前回末調査建物等を含 回の調査資料を補うため、前回

研究課題及び研究項目は表のと

- 第八郎会を設置した旨の報告が 応まとまったため、新たに第六 六、定例会委員の

中川地区——栗原委員、長沢委 和出地区 上好香

二、調查內容

(1)建物等の概要調査

び増築した建物等(前回末調査

昭和四十六年五月以降新集及

の建物等を含む)

た。 財課を設置した旨の報告があっ 七、その他 市教育委員会社会教育部に文化 (青干得)

(2)自家・借家の区別および居

住者の家族数等の調査。 概測する程度の調査です。 庭先から構造、床面積等を

在宅のご家族にお尋ねしま

市 で 事 異 動

三、実施期間

至 昭和四十九年七月十八日 自 昭和四十九年七月十八日

(日本住宅公団港北開発事務

とになりました

長が建築局長に就き、寺内緑区長

が計画局長に就任しました。緑区

異動が発令されました。徳北ニュ

横浜市では、八月一日付で人事

計 画

局

長に寺内緑区

長

から

就

任

往、すでに対策協定例会におい

ータウン関係では、小岩井計画局

二宮緑区長

が、今後、関係するところに

ついてはご協力をお願いいた 調査済みのところもあります 一部地域については、すでに てお知らせいたしましたが、

寺内計画局長

建物等の 日本住宅公団の業務につきま

について

おこたえします

 \pm

地

X.

Шį

整

刞

審

議

会

土地区画整理審議会が行なうこ

ることもあります。このように性 けに限って比較してみました。 格は異なりますが、選挙の仕方だ

> ウ、強制的宅地の立体化 イ、増換地または減換地処分

쟟

員

の

選

なければならない事項

ア、換地計画の作成、変更、 、施行者が審議会の意見を聞か しができる具体的な権限は

W.

させる場ですので、選挙には、班

の方々の適比な意見を事業に反映

土地区画整理審議会は、権利者 オ、保留地を定める場合

カ、評価員の選任 工、特別換地等

項目	公団施行の土地区画整理事業 (審議会委員の選挙)	組合施行の土地区画整理事業(役員の選挙)			
○選挙権はだれが有するか。	施行地区内の宅地について所有権又は借地 権を有するもの。借地権者にあっては、権利 申告としたものに限る。未成年者でもかまわ ない。 所有権と借地権を共に有するものは、それ ぞれについて各一個の選挙権を有する。	左に同じ			
○被選挙権はだれが有するか。	選挙権を有するもののうち、次に掲げるもの以外の者は被選挙権を有する。 1 未成年者 2 禁治産者又は準禁治産者 3 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者	選挙権を有するもののうち、次に掲げるもの以外の者は被選挙権を有する。 1 法人 2 年令25才未満の者 3 禁治産者又は準禁治産者 4 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者			
○投票できないもの	 ○確定選挙人名簿に記載されていない者 ○確定選挙人名簿に記載された者であっても 選挙当日に選挙権を有しない者 ○確定選挙人名簿に記載されている者であっても本来ならば記載されることができない者 				
○小作権者に選挙権はあるか。	ない。 借地権者において選挙権を有するのは建物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者に限られる。 小作権者は耕作を目的とする賃借権者であるため選挙権は有しない。	ない。 理由は左記に同じ。			
○代理選挙はできるか。	できない。 代理選挙は認められない。このため、例えば幼児等記載能力のないものの 選挙への救済処置はなく、同一家族であって も代理(夫の代理に妻等)は認められない。	できる。 組合員は代理人をもって選挙権を行うことができる。代理人は10人の代理を することができ、書面を組合に提出する。			
○ 不在者(事前)投票はできるか。	できない。 選挙の当日自ら選挙場に 行き、投票用紙に記載して投票しなければならない。	できる。 書面をもって選挙管理者に送付 する。			
○選挙日場所等の公告はどのようにするのか。	投票日の5日以上前に場所,時間,開票について神奈川県公報により公告する。 また,日本住宅公団港北開発事務所に掲示 して公告する。	5日前までに日時、場所、目的を 通知する。			
○投票はどのようにするのか。	入場券を送付するので、選挙人は、選挙の 当日、自ら選挙場に行き、確定選挙人名簿又 はその抄本の対照を経て、立候補者の氏名を 記載し、無記名で投票する。	総会の場で、所定の投票用紙に選挙すべき 役員の氏名を記す。			
○選挙運動の公職選挙法の適用 はあるか。	ない。	tsv.			
○選挙管理者はだれか。	日本住宅公団 港北開発事務所長	組合設立申請人の中から選ぶ。			

たとおりです。今回は、日本住宅 ス第十三号でお知らせいたしまし については、ニュータウンニュー 土地区画整理審議会のあらまし

較してみました。この地区では、 業の役員の選挙の仕方の違いを比 挙と、組合施行の土地区画整理事 る土地区画整理審議会の委員の選 公団施行の土地区画整理事業によ

行との違いを理解して下さい いるかと思われますので、公団施 土地区画整理審議会(日本住宅

係してこられた方々も少なからず 組合施行の土地区画整理事業に関 ついては議決機関としても作用す 間機関的であり、後者は議決機関 の性格はかなり異なり、前者は略 公団施行)と、総会(組合施行) 的性格です。前者は特定の問題に

準の決定

る事項 二、施行者が審議会の同意を要す ウ、減価補償金交付額 ア、過少宅地及び過少借地の基 イ、仮換地指定処分 見書の内容審査

権をしないで投票して下さい。 注、組合施行の場合において定 定版(例)によりました。 手引の「土地区画整理組合 る「土地区画整理組合事業の 区画整理組合連合会発行によ 款で定める事項では全国土班

七月二十九日、港ニュータウ

いて要望しました。 ン開発対策協議会の代表は、日本

と会見し、事業が遅れないように 進めること、そのために港北開発 事務所を拡充すること、などにつ 住宅公団本社において、南部総裁 要望書の内容はつぎのとおりで

て戦きたい。 (1)、昭和四十八年四月十八日、 年次を基準と考えること。

(2)、日本住宅公団は認可後は法 日本住宅公団により発表され りますから予算の不足、内部 律上の施行者となるものであ た謎北地区一造成工事計画の 職員の不足等の理由により沿

理事業の換地について 地元研究会において研究、

三、港北ニユータウン土地区画整

については全責任をもつて遂行し 一、造成計画に基づく今後の工事 日本住宅公団総裁と会見する

開発対策協議会代表

北 = 2 1 タウ

港

を基礎として、過去何百回と協議 答下されますようお願い申し上げ のとおり要望いたしますので御回 があるものと考えますので是非と ため、その効果は誠に大きいもの 生活対策と、よりよい都市造りの 宅公団におかれて充分御理解の上 を重ねた結果の積み重ねにより得 も御高配を賜わりたいと存じ下記 取くことができ得るならば、地元 本事業の上に積極的に反映させて た対策協議会の考え方を、日本住 ります。 添えておきたいと考えたからであ につながる恐れがあることを申し

○選挙の立会人はだれがするの

de,

工事期間中の諸種事業について生 りますので、当該地元法人に対し 早急に設立される運びとなってお 体的対策として地元の法人組織が 中の生活対策については、その具 おいて研究・検討された工事期間 お対策の観点から積極的な御配慮 港北ニュータウン建設研究会に

〔おわび・訂正〕

造成期間中の生活対策につい

の誤まりでした。ことに訂正する の中で、図表の「組織的対応の場 **合」において、地方民、地方組織** はそれぞれ地元地権者、地元組織 「工事期間中の生活対策」の報告 第15号2ページの建設研究会の

とともにおわび申しあげます

対する要望 地区画整理事業に 一及び第二地区土 横浜北部新都市第 横浜国際建設事業

選挙をする総会に出席した組合員のうちか

極的な参加と御尽力を戴き私ども よりよい開発と都市造りのため積 区域として決定されて以来、日本 区土地区画整理事業を施行すべき 画横浜北部新都市第一及び第二地 省告示により横浜国際港都建設計 任宅公団におかれましては地域の 昭和四十四年五月十四日付建設 ものとなることにあります。 この際再確認しておきたいこと。 事スケジュールを完遂することを る精神的、経済的な損害は莫大な いは一年おくれるごとに地方の激 毛公団が責任をもって予定通り工 とのことは近成工事が半年或る

ら2人選人する[°]

住宅の再建もおぼつかなくなって ながら建てかえもできず、建築資 の譲渡代金等の目減りが著しく、 材の高騰により住宅公団への土地 きました。かたほうでは職業転換 刀するために雨は漏れ、柱は腐り 少し、住居についても、事業に協 耕地の減少、荒廃等から極度に減 既に施行地区内農民の収入は農

地元関係者として深く感謝申し上

けております。

宅地の所有者から2名, 借地権者から2名

お願いする。

を公団が選任し,

りました。

設大臣の認可も間近となってまい

計画地方審議会も無事通過し、建

-九日開かれました神奈川県都市

おかげをもちまして去る三月二

ュータウン建設研究会の研究成果

そこで私ども地元主体の港北二

の時期は延びる一方であるため、

造成工事の遅延は地元感情の爆発

も、港北開発事務所の機構を早急

に拡充整備されますよう、お願い

申し上げます。

について 四、港北開発事務所の機構の拡充 上記要望事項を達成するために 果を充分尊重し、かつ積極的 に協力をして戴きたい。 集合換地に当たり、港北ニュ ータウン建設研究会の研究成

(2) 日本住宅公団は公団用地の

まとめた上、要望いたしたいと思 います。 において各地権者の考え方をとり 以上研究会の成果を対策協議会

エ、農的利用民有地の集合換

区への換地)

ウ、各種センター地区の地元 イ、民有地中高層住宅地区の 参加(民有地のセンター地 設定

る理由は施行者となるべき日本住

以上一点について特に申し上げ

があってはならないこと。 成工事が選延するようなこと

ア、民有地の低層高密度住宅 地区の設定

李。 わりますようお願い申し上げ

る日本住宅公団におかれまし から、換地の原案作成者であ りよい都市造りとしての観点 検討しております次の事項に て特と御検討の上御高配を賜 つきまして地元生活対策とよ

をお願い申し上げたいと存じま

50

港北

ユ

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1 442

189日月 第五回総会開催される

対 策 協 議

側から市長をはじめ大場助役、関北・緑区選出の県・市会議員、市 自都醫宅地開発本部長以下関係者 究公会等で開催されました。 総 高長ほか、 日本住宅公団から林 だは、会長、副会長、各地区委 の方々、顧問となっている池 港北ニュータウン開発対策協議 九月十八日に第五回総会を 住宅公団から今後のスケジュール

して、の対策協の経過報告 から事業全般の経過報告 ③日本 されました。さらに、経過報告と 協議会委員との間で質疑応答がな 市長と港北ニュータウン開発対策 長のあいさつで始まり、つづいて 総会は、会長・市長・公団本部

ン」本号の「対策協だより」を参

設事業との関係、②地下鉄、③生 川・早渕川と港北ニュータウン建

いては、広報紙「港北ニュータウ の改正(案)について密議され、 が報告され、その後、協議会要制

てなされました。 活対策、
の小規模宅地などについ

②では、陸の孤島にしないよう浩 四十八年度報告書の内容などを冒 鉄を敷設したい、③建設研究会の 成工事及び入居時期に合せて地下 工事に合うよう最善の努力をする のについては、河川改修が造成

ような換地方針案をたてるよう住 したいなどの回答が市長よりなさ 宅公団に配慮してもらうよう要望 体化できるよう推進に協力した **団各人の居住機能を損わない**

(事業の経過)

前回の総会(四十七年五月)

タウン基本計画(案)を市会全員ン建設研究会が発足 協議会に説明 >四十七年八月=徳北ニュー

北ニュータウン開発審議会に諮問

▽同年四月=基本計画(案)を港

>同年四月—都田(池辺)農業車 (智、屋牛三月)

近次ニョークウン間を竹葉搭載金第五回総

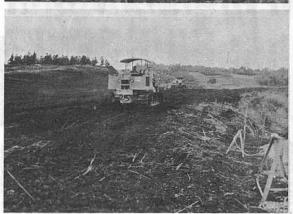
▽同年五月=市、公団、基本計画 用地区養工(現在工事中) 事業計画の認可申請 ▽同年九月=建設大臣に施行規程 を地元に説明(同年七月まで四十 (案)施行規程(案)事業計画(案)

▽同年七月=市、港北ニュータウ ▽回年八月―建設大臣、施行規程 方播議会に意見書付議 ン文化財問題協議会、CL7、 ン基本計画を決定 ▽同年三月=神奈川県都市計画地 >四十九年三月=港北ニュータウ -8遺跡の検討結果を市長へ報告

事業計画を縦覧

▽同年十月=建設大臣、施行規程









港北区牛久保町、緑区荏田町の一部です

日本住宅公団施行の土地区画整理事

業

上活業 対策策

宣同委員会開催する

めに「生活対策地元説明会」を開 果を地元のみなさんに説明するた この研究会の四十八年度の研究成

のお知らせ 住宅公団から

四、投票

一月七日から十七日まで

行為をしようとする場合は、土地

区画整理法第七十六条の規定によ

但したい旨提案があり、審議の一

日開催

の作成した協議書案について協議 概要はつぎのとおり。 した結果それを了承した。内容の 一、埋蔵文化財発掘 六月定例会で設置した小委員会 文化財小委員会 調査について

会、日本住宅公団、横浜市は、四 員会を加えることとする。その こと。丁事計画を阻害しないよう 隣のないよう最大限の努力を払う し、土地区画整理事業の計画に支 調査期間は、五十二年度末までと 蔵文化財発掘調査に関する覚書」 宅公団が施行する淡北ニュータウ 十六年十二月に交換した「日本住 は当該地権者並びに対策協の指示 る。調査終了後の取扱いについて 他に緊密な連絡をとるものとす けるため、公団、市、香食会は に関し、横浜市坦蔵文化財調査委 ノの土地区画整理事業地区内の埋 港北ニュータウン開発対策協議

四十九年七月三十 関目する。 審議会の了承を受け、次回までに 化財調査委員会及び横浜市文化財 なお、本協議書は横浜市埋蔵文 月に開催を予定している総合 協議会要綱の改 正について (その他)

二、港北ニュータウ に掲載予定) したものについては次号ニュース に踏る改正案を了承した。(改正 連絡協議会につ ン建設安全管理

を参照して下さい。 三、対策協委員代表 要望した。 四、対策協委員代表 を参照して下さい。 ニュータウンニュース第十六号 との面会につい と住宅公団総裁 について と市長との面会

するとと をかからぬように進めること。 庁舎で市長に血会し、次の事項を 口地元の郷土誌編さんに協力 け 文化財発掘は、住民に迷惑 七月三十日、委員代表八名が市 八、定例会出席委員 報告があった。

望は、文書にして提出することと 修を思わかに進めること。 なお、文化財路描についての要 四地下鉄の建設を促進するこ ロ 関連道路の整備及び河川改

> させたいとの要請があり、了承し 委員として、斎藤忠夫委員を川席

都田地区で折本・大熊町万亩の

の増員

五、水道事業に伴う 区七名及び北農協和合長の二十七 山内地区四名、中川地区十名(一 名は未定)新田地区元名、都田地 この植果、各地区の田間委員は

つづいて、対策協事務局より、

ニュータウンニュース第十六号 いて 土地の立入につ

を参照して下さい。 省略します。) 六、事業認可の見通 ニュータウンニュース第十六号 (すでに事業認可になったので しについて

会の答用を得て確定作業を進めて 昨年末港北ニュータウン開発番業 いたが、七月十五日決定した旨の 港北ニュータウン基本計画は、 を行う。

るため、土地使用交渉が済んだ部 分の工事に着手する。 認可を契機に土地使用交渉が上 ウ、補償交渉の促進

回 建築許可の取扱い 宅公団からのお知らせ」を参照し ニュータウンニュースでは「住

日開催 四十九年九月十二

て下さい。

(概

面の作業――住宅公団― 一土地区画整理事業認可後の当 ア、認可日 (八月 干七月) 現

、報告事項

約二万筆の土地登記簿台帳の湖 在の権利者の確定作業

在と権利の甲告受付(約三カ月)

七、基本計画につい

工事スケジュールに合せて進め イ、土地区画整理事業の俊進

進め方―住宅公団― 二 土地区画整理審議会の選挙の 選挙に盛しては、最低投票日の に促進できると考える。

開設所を知らせ、入場券は郵送す 計 計 動までに投票所・投票時間・

面の公団の工事内容について協議 することとした。

田 埋蔵文化財問題について ア、要望書の提出

長に提出した。 関しての要望書を八月二十二日市 お知らせした律田町の遺跡調査に 「七月開催」の対策協だよりで

工事計画ができた段階で順次開催 し、今後は公団の各工区について 者が参加し設立総会を開催し、当 長・警察署・住宅公団・市の関係

とで了承した。

三、土地使用料の改

立. 快桶包付 屋等期日公告 姓中人己及祖友公告 選举人名張作成奏集日 理年八名狂欲覧 A 203 N. W.

理連絡協議会の結果 四港北ニユータウン建設安全管 八月二十七日、各地区常任委員

い。仮設工事による補償は公団と 基は民地に建てなければならな るだけ公団所有地に建てるが、一 造る。そのための鉄塔用地はでき できなくなったので仮設ルートを があった。 説明し実施したい旨東電から要請 同じに行う。以上を地元関係者に

地区の対策協の委員に対し説明を してから地元関係者に説明するこ 協議の結果、影響の大きい都田

定について

より参照)を一部修正し調印する ことを了承。 協議書(「七月開催」の対策協だ イ、協議書について

ができたので、この協議の方策に

土地使用料算定方法の改定素案

り神奈川県知事の許可が必要で

一、東電港北線建設 に伴う仮設工事

> 各地区に持ち帰り地区の協議会で 協議した結果、十月定例会で協議 ついて公団から提案がありこれを

し常任委員長・事業対策委員長が

を受けようとする場合は、 とになっていますので、この許可

一子め公

団に御相談下さい。

ため、送電を一時停止することが らに送電圧を高める必要と工事の 年夏の電力需要を考慮すると、さ して暫定補強工事を行なったが来 傾浜元石川線内に移設することに 港北線は、将来都市計画道路新 について 検討し、その結果を前述委員長八 名が協議し、十一月定例会に報告 四、農業対策·生活 することで了承した。 対策合同委員会

五、その他 蔵するため開催を了承した。 と本年度の生活対策事業につき協 十月中に建設研究会の成果報告 の開催

二、所有権以外の権

利の申告

土地についての所有権以外の権

重量が五下ン以上の物件の

口建築物その他上作物の新

一一一一元れきの一人・たい

土地の形質の変更(流土、

築、改築、 州第 搬入・たい初

区技)に変わる。 ア、副会長の異動 イ、市人事異動の紹介 八月一日付で寺内計画局長 八月一日付で二宮副会長(緑

ウ、公団人事異動紹介 建梁局長(前計画局長)変わ (前副会校·緑区長)、小岩井

> 委員の選挙に関係がありますので 借地権を有されている方は審議会 条の規定により、公団に申告して い場合は土地区画整理法第八十五 権等)で、それが登記されていな 利(例えば借地権、地役権、抵当

下さい。この権利のなかで、特に

八月十六日付で浜畑土木施設 しあります。) できるだけ早く甲告して下さい。 (甲告書の川紙は、公司で川巻し

課長が発生した。

四十九年十一月二十五日から五十 題するい。 る受付を停止いたしますので御止 年一月六日まで、前記甲告に対す な選挙人名簿を確定するために、 なお、密議会委員の選挙に必要

程決る

照等指導要綱と建築基準条例」工

人口計画と土地利用計画」「日

可決されました。説明会では、生

する予定です。

研究会48年度報告書 報告する

たのでお知らせします。 地区回幣到謝議会委員の選挙に関 する日程を左記のように定めまし 日本住宅公団では、港北地区土

筑台同委員会が日本住宅公団の会 発対領協議会の

農業対策、

生活対

同委員会としては、の建設研究会

最美対策・生活対策台

十月七日、選北ニュータウン開

の成果について説明する予定で

利用」など四十八年度建設研究会 事期間中の生活対策」「**農的土地**

一、選挙期日の公告 登載されます)

事三部会長=宮川幹事、四・五部 代表幹事(一・二部会長=鈴木幹 くりのために」が、各部会の地元 没北ニュータウン建設研究会の四

の四

の

の< 殿等で開催えました。一歳は、

十八年度の報告書「新しいまちづ

いて定例会に報告することを了承

の牛活対策地元説明会の開催につ のいままでの成果と今後の方向、

大臣の認可を受けました。

しました。

会技=徳江幹事)より報告されま

集合思地、地元会社の設立など具

これからは、農的利用のための

体的な取扱い方の問題について、

たっ

タウンニュース第十四号を参照し

重要な課題になってくるかと思わ

地元の意志をまとめていくことが

(報告書の概要についてはニュー

二、選挙人名簿の縦覧 十一月三十日から三週間

十一月五日

三、立候補の受付

施行地区内において次のような

下さい

(県公報に として次のような項目があります のでお知らせいたします。

、建築行為等の制



すみれが丘に建設した仮住宅

として住宅公団の意見を添えるこ す。なお、許可申請の際は施行者

-タウン建設事務所 発行=横浜市計画局港北ニ 横浜市港北区勝田町760

生 活 対 策

りです。 ました。月日、会場はつぎのとお 開催され、二百十五人が出席し 月八月にかけて計五回にわたり 説明合は、十月三十日から十 十月二十日 「護北ニュータウン生活対策地 在田出雲所

十一月七日 十一月一日 十一月六日 中川支所 都田支所 茅ケ崎公民館

たものです。開催目的は、生活基 ース参照)に踏ったうえ開催され によって農業を一時的あるいは長 くりをするためにはどうしたらよ 々にとって住み良い環境のまちづ 画整理事業区域内にもっている人 盤を選北ニュータウン内の土地区 委員会」(前号ニュータウンニュ われた「農業対策・生活対策合同 いのかを検討し、あるいは、工事 今回の説明会は、さきにおとな 期間にわたって中断する人々の生

薄要綱、建築基準条例について」 第三部会(部会長=宮川幹事) 地利用計画について」第二部会 会長=鈴木幹事)「人口計画と土 は、四十八年度に、第一部会(部 いただくためです。 活対策を考えるための一助にして (部会長=鈴木幹事) 「日照等指 港北ニュータウン建設研究会で

「工事期間中の生活対策につい た な関係にあり、報告書も「新しい いて報告されることになりまし とめられましたので、説明会にお まちづくりのために」と題し、ま 分れて研究してきました。これら 敷林の保存について」の五部会に 前記の生活対策と非常な密接

1=

移

転

【注】四十九年十月一日から適用

野菜

休耕畑等

ました。 四十八年度建設研究会の報告書 出席者との間に質疑応答がなされ 各部会長より報告され、つづいて 「新しいまちづくりのために」が 各説明会では、はじめに、この

ということで結論づけている。③ る場合、個々パラパラより地元で い。②当回は工事期間中に就労す 定した方が良いと考えるので、こ の町づくりのためにも地域地区指 林及び農的利用の際の税金は考慮 ③屋敷林はどうするのか ④屋敷 は具体的にはどう考えているのか 組織化した方が良いのではないか れらを含めて今後とも研究した つぎのような応答がありました。 されるのか、などなされました。 菜も入るのか ②地元会社の構想 これらに対し、各部会長等より 質疑では、の生活対策には商工

で、税の点までは入っていない。 集合農地については、それらがど 基本的な考え方としては、 受取る 制度があるが、ニュータウン内の 現在生産緑地法及び市の農業緑地 的問題を煮つめているところなの たい。 の屋敷林については、基礎 人に快くとってもらえるものとし 当)も入ることになっています。 の一部(主に早朔川、大熊川を担 新事務所には、河川工事事務所

四五三十 は、太尾町の港北土木事務所の中 に移転しました。電話は五四三局 ニュータウン関連街路建設事務所

のようになるか今後研究して行き

たい。

なお、地元会社構想については

投

票

日

二月九日(日

で検討されています。 規在とも対策協で具体化する方向

て」第四部会(部会長=徳江幹 事)「艭的土地利用について」第 五部会(部会長=徳江幹事)「屋

野菜畑に対する土地使用料算定 、土地使用料の改 定について

地、水田、宅地に対する土地使用 に決定した。また、四十九年分畑 とし、各地区で十分説明すること 例会としては本案を承認すること 料の改定単価について承認した。 万法の改定案を協議した結果、定 改定の要点

(州当り月額)

四十九年十月九日 要

畑)の前年比の平均率 前年分課税標準(野菜畑)×Y

→ 野菜畑に対する土地使用料単 ア野菜畑(十アール当り) 本年分土地使用料(年間額)

する。

地の土地使用料の改定単価

四十九年分野菜畑、水田、

の適用時期を四十九年十月一日とは新規の算定方法による改定単価

過去五年間の課税標準(野菜 ―物価値上りに対する補正

旧単価 (12円)

(6円) (4円) 6円

(10円)

14円

7円

) 4円 14円

る。ただし、四十九年分について 用の時期は、毎年四月一日とす 用料の二分の一根当額とする。 ワ 単価改定を要する場合の適 (十アール当り) 野菜畑(十アール当り)土地使 イ体耕畑または軽微な荒畑

港北 ニュータウン建設事務所 勝 田 概 町

(来 内 図)

照)勝田町に移転することになっ ュータウンニュース第十四号参 務所で事務を執ることになりまし ていましたところ、一月より新事 お知らせいたしましたように(三 事務を執っていましたが、さきに 務所は、ながらく菊名町において 横浜市港北ニュータウン建設車

なお、菊名町にありました港北

こなわれました。

て、民俗資料の調査及び収集がお

て、港北区牛久保町を中心とし 二月十九日までの一週間にわたっ

四十九年、十二月十三日から十

立候補受付期間

画

整理審議会

月七日から十七日まで

立候補受

人付場所

日

本住宅公団港北開発事

務所

緑区在田町二二〇五

民俗・文化が宅造工事によって失 提供されます。この調査及び収集 んされる郷土誌に、資料として、 です。調査の成果は、地元で編さ われるのをふせざ、それらの民俗 わたって、この地域に築いてきた 文化を後世に伝えるためのもの

港 北 = 2 1 タウ

歴 史民俗調 査 は U

ま

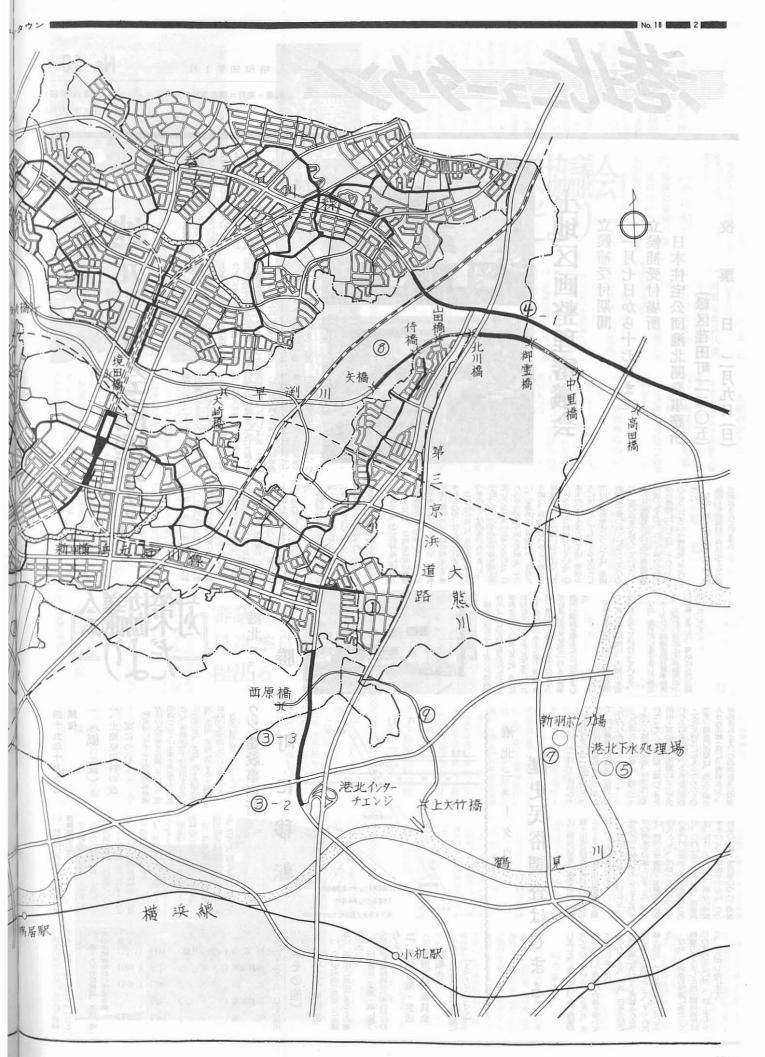
ータウン地域住民が、何世代にも この調査及び収集は、港北ニュ は、毎旦一人一組で、熱心に機寒 戸の農家を対象としました。調査 港北区牛久保町を中心とする数十 地域の伝承・慣習等について調査 をまわり、お年寄を中心に、この が、これにあたりました。調査員 の専門的知識をもつ調査員十二名 団長として、民俗・文化について は、駒沢大学講師・加藤晋平氏を 今回は、その第一回目として、

は、地元の開発対策協議会・北農 成し、これにあたります。 ニュータウン歴史民俗調査団を編 協・住宅公団及び横浜市が、港北 しました。その結果、この地域の 業等について貴重なお話を聞かせ 文化を支えている、しきたり、生 てもらいました。

郷土誌が、できあがることでしょ 定の調査とあいまって、すぐれた 宅造工事にあわせて実施される予 これにより、今後、住宅公団の

て、お礼甲しあげます。 御協力をえました地元関係者をは なお、本調査の実施にあたって 横浜市計画局港北ニュータウン建設事務

【のページにつりく】



田 康

者

市

江田駅

6号缀

1



関連事業の 進捗状況

農業専用地区

農業専用地区は約230 haを最終目標とし、当面、約230 haの 専業化を進めている。現在農業専用地区は、新羽大熊地区、池 辺地区で、予定地として、東方地区、折本地区、大熊地区、牛 久保地区があります。

新羽大熊地区

(昭和45年11月2日 土地改良区設立20.0ha)

昭和48年度末 土地基盤整備事業 完了 農業用施設整備事業 ほぼ完了

池辺地区

(昭和48年2月5日 土地改良区設立46ha)

昭和48年度末 土地基盤整備事業 昭和49年度予定

土地基盤整備事業

農業用施設整備事業 本年度より着手

関連道路

港北ニュータウンの骨格をなす新横浜元石川線及び日吉元石 川線を中心に現在事業を進めています。

新横浜元石川線

昭和48年度末 ③-1 緑区:荏田町 用地買収及び移転補償を完了 用地買収及び移転補償をほぼ完 ③-1 緑区: 荏田町 ③-2 緑区: 川向町

昭和49年度

③-3 綠区: 折本町 用地買収及び移転補償 約8割

日吉元石川線

昭和48年度末

緑区: 荏田町、牛久保町 調査設計完了

緑区: 荏田町、牛久保町 用地買収及び移転補償(予

定) ④-1 港北区:東山田町、高田町 地元説明会開催

北農協在田出張所、

午後六時より

月日(金)

が案をつくり相談する。

なお、日程につ

日程については、

下水処理場

茅ケ崎公民館、午後二時より

十一月八日(金)

対策協として研究会の(第二部会

工事中の生活対策について)成

三、区画整理審議

会

0

スケ

た単価を再確認した。 用料算定方法にもとずいて算定し

五

、第三部会関係小

委員会結果報告

討すべきであるという結論を得

研究会に第九部会を設置して検

策につい

7

一、非農業の生活対 赤がら 約十メートル

工場の状況について

前回の定例会で承認した土地使

の確認

港北ニュータウンに関連する下水道施設は、港北下水処理場 及び緑下水処理場並びに新羽ボンブ場と下水道幹線です。

北農協新田支所、午後六時より 北農協都田支所、午後六時より

一月七日(木)

われ了承した。

く発掘調査進捗状況の報告が行な

協議書第二条第一

一項に基づ

中味は

緑のセンター構想の具体的な

午後六時より

二、土地使用料改定

家屋の増改築について

農専地区

五十一年夏完成

公団開発地区

五十年夏着工 本年春着工

五十年末完成

補償費算定のための調査につ 借地権の取扱いについて 十一月六日

永

員長に手渡した。

告があり、席上協議書を各地区委

て田

協議書の調印が終了した報

、埋蔵文化財問

題

(四

地元会社の組織化を考えてい

るので、その方向で進めてくれ

農的利用と税制の関係につい

(5) 港北下水処理場

昭和48年度末 施設工事着手 施設工事着手 昭和43年度 昭和47年12月より約15万人を対象として一部運転開始

施設工事 (汚泥処理施設)

緑下水処理場

昭和48年度末 施設工事着手 昭和47年度

昭和49年度予定 施設工事 (沈砂池他)

新羽ポンプ場

昭和48年度末 施設工事着手

昭和49年度予定 施設工事(電気機械室他)

下水道幹線

ータウン造成の進捗にあわせて逐次実施の予 定。なお市ケ尾幹線については現在工事中。

JII

横浜市が施行する主な関係河川は、早渕川と大熊川です。

渕

昭和48年度末 用地買収

高田橋~関根橋 約7割(全体)

高田橋~御霊橋 吉田橋、北川橋、大崎橋、待下橋、中 橋梁架替工事

里橋 完了

昭和19年度 用地買収 護岸工事 高田橋~関根橋 約8割(全体) 御濫橋~待下橋 待橋~矢橋

橋梁架替工事 新川橋、高田橋、御霊橋、待橋、境田橋 熊 JII

昭和48年度末 用地買収

橋梁工事

大熊町~川向町 約8割(全体) 大熊町~川向町

1 橋

昭和49年度 用地買収

大熊町〜川向町 約9.6割(全体) 上大竹橋下流、川根橋〜第3京派 西原橋〜西原橋上流 上大竹橋、西原橋

「新しいまちづくりのため

都市計画道路中山・北山田線の

橋梁架替工事

地図上の番号は説明文の番号と対照してあります。

の成果「新しいまちづくりのため 回開催し、四十八年度の研究会 回 新 和田名地区

四

十九年十

一月十

日開催

第二部会 (1) 生活 十月下旬~十一月上旬に中川地

第一、二部会・鈴木研究員ー中川 内容及び今後の進め方について、 各部会長から説明があり、合同委 に」の説明会及び今後の進め方 「新しいまちづくりのために」の昭和四十八年度の研究の成果 生活対策地元説明会につい 宫川研究員—都田 **德江研究員**—山内

ので

調査に入りたいとの説明が

構成し、

十一月二十六月に開催す

人日

設立の具体案を事務局で作成

ル)を本年十月に着工したい 地区部分(延長一・ニキロメ

ることとなった。

小委員会は各地区一名ぐらいで

じてPRするよう定例会に要請す

広報内容及び広報の方法を検討す 協議の結果、小委員会を設置して すべきではないかとの意見があり

地元組織の設立及び設立趣意

正して定例会に報告する。

畵

(案)について対策協委員を通

あり了承した。 九月十四日、葬区、 、鶴見川改修促 港北区長

が採択された旨の報告があった。 市議会に請願をしていたが、これ 連合町内会長連名で、県議会及び の請願につい 進

緑区の 四 らないか

主な質問 生活対策地元説 明 出席者

→ 不動産経営は草い者勝ちにな 会の結果報告 一百余名

地元会社の具体的内容についても研究してくれ 現在商業・工場・畜産を営ん なった。 果 行いい

他

水道企業団の送 水管布設 送

地区を経て布設する。 団地区延長十五メートル及び農専 内径二千二百ミリ送水管を、 公

(その

と具体的な手続きを進めることに 委員会を組織し、設立趣旨のPR と設立案を各地区へもちかえり十 以上の結論をもとに協議した結 定例会に報告する。 地元組織の設立趣意書 有志により設立準備 塞

意書(案)の提案があり、 第三部会の部会長より設置無 一部修

委員は各地区四〜五名とし、

常

1

補償物件の 等について

調

査

解があるようだから、もっとPR

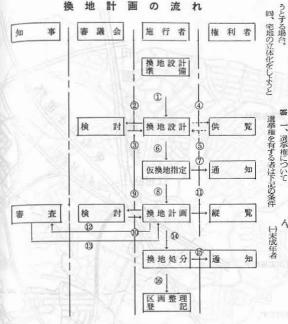
審議会の内容について一部に誤

緑下水処理場

とする場合。

同意をする事項

流れ 計 Ø



巨、借地の地積を適正にしよ 四、減価補償金を交付しよう 宅地の地積を適正にしよ 評価員を選任しようと ればよいのか。 ら構成されます。 一、選挙権について

うとする場合。

口 (

選挙権、被選挙権は誰れにあるの ちから施行者が選任した委員とか から選ばれた委員と区画整理事業 について学識経験を有する者のう び宅地について借地権を有する者 また、立候補したいがどうす 審議会委員の選挙において、 施行地区内の宅地の所有者及 は 有するが、代表者の委任状があれ できます。 ただし、 その代理人が投票することが

該当する者は被選挙権を有しませ 審議会に代理人の出席はできませ 一に該当する者のなかで、次に 一被選挙権について 委員になった場合は、

間選続

選挙の立会人はだれがするの

答

両地区とも宅地の所有者から

問

審議会委員選挙の投票はどう

選任してお願いします。

一名、借地権者から一名を公団が

なつているのか。

入場券は事前に選挙権を有す

ません。 権者に限られます。 有を目的とする地上権者及び賃借 質借権者であるため選挙権はあり し選挙権を有するのは、 小作権者は、耕作を目的とする 日本住宅公団港北開発事務所 ありません。 選挙管理者はだれか。 借地権者におい 、建物の所

小作権者に選挙権はあるか

けてあります。 公団港北開発事務所にて受付けま 届出用紙は、 上記事務所 委員会とする。 事業対策委員会は、各地区の事業対策委員をもって組織し、用 地買収及び物件補償並びに事業の計画及び実施に伴う必要な事項

でに所定の様式により、 は含まれます) の者。(刑の執行猶予期間中の者 執行を受けることがなくなるまで の執行を終るまで、または、その 七日から昭和五十年 立候補届出は、 日禁と以上の刑に処せられ、 口禁治理者または地禁治理者 三番議会委員の立候補につい 昭和五十年 一月十七日ま 日本住宅 Ξ 日本住宅公団百都圖宅地開発本

ます。審議会はその諮問に対して 記の事項について審議会に諮問し

同意を与えたり 次のような事

田

宅地とは、公共施設 (道路

を有していること。 宅地について所有権または借地権 日)

現在において、

施行地区内の

広場

河川等)の用に供さ

地を定めようとする場合。

施行者(日本住宅公団) 審議会の仕事は何があるか。

別の考慮をしようとする場合。

校

電気工作物等)について特 換地計画において、保留

いること。

D投票 (昭和五十年二月 H確定選挙人名簿 に記載されて

一 擬

のそれぞれの定数の三分の一以上 となった場合には、

び保留地を定めようとする場合

清算金とどう違うのか。

この金銭を清算金といいます。 考慮して不均衡がある場合には、

蛇銭で消算することとなります

コ風価補償金を交付しようとす

補欠選挙を行

所有権者及び借地権者の委員 選挙された委員の矢員の

開催日数はどの位か。 議長は誰れがするのか 離れが招集するのか。

西、特

特別の宅地(鉄道

ey.

を満足する者です。

間

審議会の開催について

刑法等の適用をうけます。

本年二月九日、

するのが仕事です。 質見を述べたり、

具体的な仕事は、

であります。

意見を述べる事項

変更し

する地上権及び賃借権の目的とな 所有する土地以外の土地をいう。 れている国または地方公共団体の

借地とは、

建物の所有を目的と

一名を選び、

投票日(被選挙権は

连

共有地の場合は、代表者

っている宅地をいう。

審議会委員の構成はどうなつ

通知の用紙は公団にあります。 任通知により届出ることによって

て代表者が選挙権(被選挙権)を

注二 法人の場合は、原則とし

選挙権を有することになります 立候補の締切日)までに代表者選

の内容を審査する場合。 ようとする場合。

ているのか。

日、仮換地の指定をしようと

口、換地計画に対する意見書 一、換地計画の作成、

豊業対策委員会は、各地区の農業対策委員をもって組織し、農 業地域の検討及び農業経営の検討並びに農地の交換分合の調整そ の他農業振興に関する必要な事項を審議する。

生活対策委員会は、各地区の生活対策委員をもって組織し、 業業種の検討、転業資金のあっ旋その他生活再建に関し必要な事 項を審議する。

(定例会)

第8条 協議会に定例会を置く。 2 定例会は、各地区の委員のうちから推せんを受けた者をもって 組織する。

定例会は、協議会、横浜市及び日本住宅公団相互の連絡調整を 密に行うものとする。

(顧 問)

第9条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は港北区及び緑区選出の県市会議員を会長が委嘱する。

(会長等の職務)

第10条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理 する。

常任委員長は地区を代表し、会長を補佐するとともに、本協議 3 会の運営に資する。

(会 議)

第11条 協議会の会議は必要に応じ随時会長が招集する。 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 総会、常任委員会及び定例会は会長又は副会長が議長となり、 専門委員会及びその他の会議の議長はそのつど出席委員が協議し てきめる。

(要綱の改正)

第12条 この要編の改正は、総会において出席委員の過半敷以上の 賛成により決する。 告) (報

第13条 協議会の会議の結果に基づく意見は会長が市長に報告す 3.

(関係者の意見等の聴取)

第14条 協議会は必要あるときは、会議の議事に関係ある者の出席 を求め、その意見及び説明を聴くことができる。 2 協議会は議事運営上必要があるときは、研究会を開催し、学識

経験者等の意見を聴くことができる。

(書 (5]

第15条 協議会に書記若干人を置く

書記は、市職員のうちから市長が任命する。 2

書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

務) (莊

第16条 協議会の庶務は計画局港北ニュータウン建設事務所におい て処理する。



地 山

整 理審議

> 事業終了までです。 仕明途中で事業が終了したときけ 場合は新たに選挙を行ないます。 審議会開催日

> > 審議会委員の互選により選ばれ

部長が招集

議長

먬 ないます。

評価員を選任するということ

だが、その手続はどうするのか。

公務に従事する者とみなされ 日につき税込

千円程度です。

=

身

三 開催日数 頻繁な開催が必要と思われます。 び換地計画の諮問の時には、 審議会落足当初 諮問された事項によりますが、 審議会委員に欠員がでた場合 仮換地の指定及

にはどっするのか。

開発本部長が選任します。 を得て、日本住宅公団首和圏宅地 に経験を有する者を帯議会の同意 土地または建築物の評価につい

また、評価員の仕事はなにか。 間に対し意見を述べます。 答一選任 一換地計画において、清算金笈 次の事項について、 施行者の諮 签 問

この地区においてはどうか。 事業計画で保留地を定めてありま す。との区画整理事業においても あてるために保留地が定められま 減価補償金とは何か、 区画整理事業の質用の一部に

を定めても、

その位置、地積等を

換地を定めない場合または換地

の部分の価額を評価する場合 四七地の立体化のさいの建築物 巨土地及び土地について存する 保留地を定める目的はなにか

た場合、その差額に相当する金額 されており、これを減価補償金と いいます。 行後の宅地の価額の総額が、 を交付しなければならないことと 前の宅地の価額の総額より減少し 清算企 施行

横浜市港北ニュータウン開発対策協議会要綱

投票は単記

投票用紙は、選挙場において入

ているのか。

五年です。事業が五年を越える

第1条 市民参加のもとに乱開発を共同防衛するとともに、都市農 業を確立する理念をもって建設する合理的な生活環境を整備した 港北ニュータウン建設事業の円滑かつ効率的な推進並びに横浜市 及び日本住宅公団と関係住民との密接な連絡調整を図るため、横 浜市港北ニュータウン開発対策協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は前条の目的達成のため次の事項を協議する。 開発計画及び事業実施に対する意見の具申に関すること。

地元との連絡調整に関すること。 その他開発促進に関連する必要な事項。

いときは、どっすればよいのか。

(化筆も含む) はできません。

審議会委員の身分はどうなつ

不在者投架または代理投

無記名です。 場券と引き替えとし、 る者に送付いたします。

投票日当日、

選挙場に行けな

(組 織)

第3条 協議会は会長1人、副会長1人及び常任委員長4人、その

他の委員若干人をもって組織する。 会長及び副会長は、港北区長及び緑区長が相互で協議してこれ

常任委員長は山ノ内、中川、新田及び都田の各地区(以下「各地区」という。)ごとに常任委員の互選により定める。 委員は、港北ニュータウン地域の関係者の中から各地区で推せ

んされた者並びに常任委員長会の推せんによる各種団体の代表者 その他の関係者のうちから会長が委嘱する。

委員は、常任委員、専門委員とする。常任委員、専門委員は各 地区ごとに定める。 専門委員は事業対策委員、農業対策委員及び生活対策委員とす 6

3.

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。 ただし欠員により就任した者の任期は、前任者の残任期間とす

る。 委員は、任期が終了した後も新たに委員が選任されるまでは引

(常任委員長会)

第5条 協議会に常任委員長会を置く。 2 常任委員長会は、常任委員長をもって組織する。 3 常任委員長会は、協議会の重要事項について市長及び会長に意 見を具申することができる。

(常任委員会)

第6条 協議会に常任委員会を置く。

常任委員会は、各地区の常任委員をもって組織する。 常任委員会は、協議会の運営及び次条に定める専門委員会の調 整等を行う。

(専門委員会)

第7条 協議会に専門委員会を置く。

専門委員会は、事業対策委員会、農業対策委員会及び生活対策

区画整理事業の施行により、

・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区勝田町760 TEL 592-7327

港北地区土地区画整理審議会委員名簿

委員の 租 別	郭	_	地	区	第	Ξ	地	K
			温田山	(注)	佐 (港:		正)	男
Lane.	田 ("	丸牛	攻			中 区荏田	HT)	進
土	森("	100	山田胃	17200		谷 比区茅	ケ崎町	
	1		 久保町		鈴("		棚町)	清
	織("	2000	() (山田町	月(1)	山 (東京	都大日	1区北	
地	皆("		川町)	2010	鈴 ("	12.	孝	姓町)
13	佐("		妖 久保E	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	7715	本	727.27	-
104	大人("	保中	川町)	治	松("	沢在田	町)	Ξ
所	本("	村東	川田■		青("	木	町)	雄
10	荒 ("		山田軍	100	中("	川和		三郎
	長("		久保町		菅("	12000	戸町)	元
有	斎("		実 山田 ^町		平 ("	野 大熊	町)	=
2.6	1,"		山田町	and the same of	加 ("	斯本	and the same of	阿
366	渡("		山田町		宫(//	川和	ane.	次
者	笹("		久保 目	大) 夫	内 (港	藤 比区茅	ケ崎町	
48	1,"		川町)		金("		ケ崎町	400
*	岸("		为 山田町			工 工 池 辺		要
92	野("	村南	山田 山田			CT - TELL	古田町	
3	関("		一般 一	Ξ	秋("	111112	羽町)	作
Д	稲(川		川町)	満		区東方	町)	助
Д	(東京	都大	国製田区鵜	の木)	谷("		台)	雄
	白(港	江 化区南 船	山田町	37.5	SS Jacks	本 化区新 中	吉田町	
4-1	「"		山田町	(1) 蔵	田("	学	ヶ崎町	r) 夫
借地権 者委員	松	本	静川町)	雄	秋	沢	照ケ崎町	9

所でおこなわれました。 **| | 月九日 (日) 日本住宅公団施** 第二地区 無

一月七日から十七日まで立候補

の受付がおこなわれ、第一地区で は、所有権者二十七名、借地権者 士三名、借地権者一名がそれぞれ 立候補しました。その結果第一地 パーセントでした。 区では選挙となり、投票率は、所 ト、借地権者に関しては九二・五 有権者に関しては七十五パーセン す。

行の土地区画整理事業の土地区画 整理審議会の選挙が港北開発事務

第一地区

投票率

七五パーセント

票

員

决

まる

二名、第二地区では、所有権者二 投

会委員に決まりました。 じでしたので、立候補者全員審議 両地区の委員は表のとおりで 第二地区は立候補者が定数と同



されています。協議の結果、公前 が、酸素切断機等でたびたび切断 禁止の立札を立てることになり では新たに「工事用車輌以外通行 るため出入口に鎖で封鎖しました 工事用道路では、一般車輌の通

行をしないようにご協力お願いし

工事用道路は一般車輌を規制す

四十九年十二月十

八日開催

、埋藏文化財発掘 概 要

掘調査進捗状況の報告が行われ了 協議書第二条第一項に基づく発

から報告が行われた。 状況について各部会長及び担当者 二、建設研究会の活 ト経営と採算性) 鈴木部会長 第二、第七及び第八部会の活動 第六部会(マンション、アパー 動状況報告

望があるかどうか調べるためのア のとして考えてほしい。 の生活対策についてやるべきだ。 ることとなっていたが、その結果 ンケートをとっている。 態に即したものであれば全体のも ただし、全体の考え方が地区の実 について報告があった。 立案を各地区へもちかえり説明す 中川地区
会社に参加する希 山内地区――とりあえず工事中

ア現在までの作業経過の説明

報告書案の目次説明

四まとめと今後の進め方 三作業の成果 二作業の流れ 一まえがき しては 設置されたものです。協議事項と

工事現場より圃場に移植された植木

④ その他工事施工に関する方 ③ 風紀対策 防災対策

2 ① 工事安全対策

があります。 一首、日本住宅公司より、する

開催しました。

同協議会は、「日本住宅公団が実

は、二月六日に第三回目の会議を によって構成されている港北ニュ 機浜市、日本住宅公団、港北ニュ

ータウン建設安全管理連絡協議会

ータウン開発対策協議会の関係者 警察・消防関係など神奈川県、

の工事計画について説明があり、 等の進捗状況、荏田町柚ノ木付近 れが丘の南側で現在工事中の事業 してほしい。など、

民を公衆災害から守るための基本 方針を確立」しようとする目的で 関する安全計画を調整し、地域住 施する土地区画整理事業の工事に

は去年完成した工事用道路(将来 の使用規制について日本住宅公司 より検討してほしい旨提案があり 新横浜元石川線になる)一般車輌

土地

区

画

整

理

イ十一月の幹事会では、

の検討をした旨の報告があ ンター計画のあり方 ②セ

ンターの位置・規模・面積

で扱えるかどうか検討する。 活対策を検討するため、第九部会 を設置した旨の報告があった。 なお、畜産については第七部会 非農家(工場・商業関係)の生 第九部会の股置について 部会の構成員

山内地区(二名) 圕 西山亭久夫 (商業)

篇 舎

調査の進捗状況

三、地元会社設立案 新田地区 選考中 中川地区 選考中 (商業 あった。

二、埋蔵文化財調查 について と工事との関係

十一月定例会で協議の結果、設

について

厳書に調印した関係者が出席のう この問題を一月定例会において協 結んだ協議書の内容を守っていな て議論が行われた。 いのではないかとの意見があり、 発掘調査と工事着手の関連につい 委員から、市・公団は対策協と

港北ニュー タウン

建設安全管理連絡協 2月6 H 開 催 3

りです。

ほしい。「交通規制のときは、標識 なことでもなるべく早く連絡して 業員の宿舎については十分管理を だけでなく、柵・障害物などを置 くなどの規制をしてほしい。」「作

これらの問題と別に、第二地区

それらに関し質疑・要望がなされ ました。主な要望ではつぎのとお 「事故が発生したときは、小さ

住居などを視察しました。 圃場、すみれが丘に建てられた仮 用道路の沿線に移植された植木の った各工事工区、池辺農専、工事 し、午後からは午前中に説明のあ

同協議会の会議は午前中で終了

年一月中には実態を把握したい。 調査票に「農的利用の申込書」と くための調査界を検討した結果 決定し、関査界 (案) も 了承し 区映させる必要があるので、 五十 協定書」を加え配布することに なお、同時に関係者の希望を聞

> 四、区画整理審議会 の発足を決定した。

の内容及び方法 についての広報

を検討する小委

果、会社設立を確認し設立準備会

以上の報告をもとに協議した結

れ

3

の希望をとりまとめ、換地計画に

屋敷林の保存と農地の集合換地

保存と活用)

元参加) 第八部会(センターの経営と地 宮川部金

タウンニュース第16号参照) (研究課題及び研究項目はニュー ア
八月の常任研究会で幹事・ 部会長の選出及び研究課題 ールについて確認した。 ・研究項目並びにスケジュ が、その結果の報告があった。 18号に掲載) 会は、十一月二十六日に行われた (記事はニュータウンニュース第 十一月定例会で設置した小委員 員会の結果報告

五、郷土史調査開始 の報告

92

査を開始した旨の報告があった。 業として牛久保町金子入地区で調 期間 野四十九年十三月十 昭和四十九年度郷土史綱さん事

調查員 购沢大学生 (その他

、宅造協議につい

第二地区第五工区の工事着手が

務的なものを残すだけとの説明が ているのかとの質問があり、これ はほとんど終っており、あとは事 に対して宅造協議の実務的なこと なお、今後のスケジュールを調

置に連絡することになった。 型のうえ協議成立の見通しを地元

第二地区第五丁区の埋蔵文化財

57

ス協議することとなった。

ウ 地権者へPRするためのダ 第七部会(農的利用、屋敷林の 徳江部会員 だ。全体の方針に従う。 新田地区 会社設立に 費皮

イジェスト版の概要説明

ある。地区毎に設立するのではな ておいたほうがいいという意向で 都田地区――将来に備え勉強し

く全体でやるべきだ。

活対策について 工事期間中の生

資金面、業務面、人間関係等全般 ると思われるが、それまでの間の

材等の購入、賃金の支払い等に当

よってまかない、必要な機器、資

は、農協、銀行等からの借入金に

、従って、当面の運転資金として

には、二一三年程度の期間を要す

会社の経営を軌道に乗せるまで

種々の問題について相談をお受け 本格的造成工事に着手しておりま うるため、次のとおり生活対策相 そこで、みなさんの生活対策等 港北ニュータウン建設事業は、

お立寄り下さるようお知らせいた 談所を開設していますので、是非

曜日、午前十時三十分から午後三

昭和五十年1 戸・三戸の毎週木

開催日時

時三十分まで。 場所

2 月。3 月 0 毎 週 木 曜

合格、養漁池等の移転または除却

9

電話五二十七三七) 建設事務所 (機北区勝田町七六〇 横浜市計画局港北ニュータウン

工事の施工、仮換地の指定等に (土、土地使用に伴う補償

伴う土地使用については、次のと

一日まで

三月末頃となる見込みです。

募集人員は約百人まで、期間は

昭和五十年三戸一日から七月二十

想される場合は、その損失を補償

伴い家畜等に損失が発生すると予 に必要な費用を補償します。

(2)、畜舎等の移転および除却に

生活対策相談所を開催する

三一二 当面の運営と業務

比較的早期に見込まれる樹木の移 ほかに手だてがないと思われる。 カバーし、あるいは、役員自らの 植工事、庭木の移植工事、家屋等 経験の集積によって解決するより 導を受けるとか、採用等によって 必要な技能、経験を有する者の指 なお、当面の業務内容としては その他の面については、適宜 ていくことが望ましい。

事務職員 三一五名程度 従業員については、一般の 地権者から優先的に雇用し 般業務員 二十一二十名

の移植工事、庭木移植工事量を見 てみると表一下のとおりである。 年度の家屋等の移転工事、樹木等 一地区における昭和四十九、五十 次に、日本住宅公団が行なう第

神社、仏閣、教会等宗教上の施の、祭祀料

要する費用と祭祀料を補償しま 設を移転する場合は、その移転に

び除却するための補償は次のとお い、畜産等に対する補償 畜産のための建物等を移転およ 畜産およびサイロ、飼料配

ある既設井戸の構造・水位及び水 理事業の施行地区内及び隣接地に 事を開始するにあたって、港北二 査することになりますので関係の ュータウンにかかわる土地区画整

皆様方の御協力を御願いします。

三八六七

育課社会体育まで 電話六七一― 康な人▽詳細は、教育委員会体

▽青少年活動に理解があり、健

年の家管理人

住宅公団では、本格的な整地下 査の実施 井戸等の 調

質の調査を実施することになりま なお、併せて水利についても関

その息子さんを募集します。 修・職種・賃金等の契約立合人と もので、やる気のある組合員又は 立ち出来るようにしよう」という 市ガスや水道の設備業として一本 年の内に資格を取得し、将来は都 協本所開発事業部(電話九三三一 なりまか、詳細については北海 よって、組合員及びその子弟が、 で取引きのある会社との覚書き 働きながら技術を覚え、ニーニ 農協が、組合員の側に立って研

建設研究会

3

は、業務経験を積むための絶好の の解体工事及びそれ等の連送、 機会となるであろう。 等は個人発注なので、受注できれ 管等の事業が考えられるが、これ

六、構成

(のでき)

役員

樹木、庭木等の移転補償等の業務 方法であろう。 況を常に把握しておくのも一つの に携わっている住宅公団の進捗状 受注の手だてとしては、家屋、

保管)等に分担して行な 経理、労務)営業担当、業 より適宜、総務担当(庶務 十名、参加地権者の特技に

務担当(造園、建設、輸送

(=)

従業員

である。 の足掛りを作っていくことが必要 け、建設業の登録とか、公団、北 わながら、一方では建設業法によ ていくことによって、将来構想へ とるなどの手続きを段階的に進め 農協、横浜市等の入札参加資格を る建設大臣又は県知事の許可を受 このようにして、業務経験を重

かいせつ

(5)

□三ツ沢公園青少

央ビル九階電話公七一一三二六 場所 横浜市交通局労務課人事係 ら一十二日まで ▽受付と問合せ 視力一・〇以上のこと(色素 四歳までの末婚の女子・視力 ●学歴 中卒以上 ●年齢 二十

横浜市中区港町一丁目一 関内中

I	非	の種	類	数 量	金 額	備考
家移転工	解転工移		転の場合 転の場合	130戸	66,000千円 528,000	一般住宅 100 戸 (平均50 ㎡) 農家住宅30戸
屋事	動力	産運	搬	130	11,400	(平均115㎡)
樹植木工	移	植	数	13,000本	90,000	THE REAL PROPERTY.
科事	造	園 工 延	人員	22,000人	90,000	
庭植	-	般住	宅	100戸	17,500	158
木工 移事	農	家 住	宅	30戸	17,500	
仮の住建	一般	住宅 (46㎡の	もの)	100戸	248,500	13057117
住建居設	農家住宅 (75㎡のもの)			30戸	121,500	A AMERICA
		A STATE OF		1	(日本住宅公	団資料による)

い。▽南区中村町四丁目三百七十

道

詳細は左記へお問合せくださ

□横浜市交通局観 麗云—四五七二。

水

光バスガイド

□愛児センター助 集

その他の土地については、これに 農地については、標準的な所得を きましても通常受ける損失につい しましたが、これ以外の物件につ 懲じた扱いによって補償します。 て補償します。 以上、各種の補償について説明 現実の土地使用状況にもとつき

技術 育 者

希 者 北農協の港北ニュー 4 ウン対策として

0

裸眼で各眼とも○・二以上で矯正

▽受付期間 三月十五日か

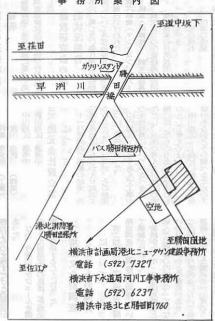
ドを次により募集します。▽資格

横浜市交通局では観光パスガイ

の一強にあたる港北ニュータウンは、管内面積及び組合員数の四分 の一環ともなればと「都市ガス及 の工事中及び完成後の生活対策を 集することにしました。 び上水道の技術修得」希望者を幕 事会で「港北ニュータウン地域組 すすめることをきめ、昨年末の餘 地域の組合員のために、これから 台員対策要綱」を定めました。 これは、農協が経済・農住部 この要綱にもとずいて生活対策 北艘協(組合長大館根銈一)で

久 付 近 4 保 町 0 I 事 現

務所案 内 义



編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設事務所 横浜市港北区勝田町760 TEL 592-7327

の改選がなされました。これに伴 って両区の県・市会議員によって って、遊北・緑区の県・市会議員 四月十三日の統一地方選挙によ

港北区・緑区県・市会議員の い顔ぶれ



区

港

北

X

県 会 議

市 슾

議

員

会 北 議 X

成されていましたが、先頃行われ 業を円滑に推進するための建設的 万々により、港北ニュータウン事 開発対策協議会の顧問には、新し によって、二十二名となります。 と多方面にわたっての活躍をお願 な助言や関係機関への働きかけな に両区の県・市会議員の定数改正 なお、従来の顧問は十四名で構 することになります。 ・議員の方々にお願いすることに



助丸 神野 田



和子



構成されている港北ニュータウン

成島 敏 行



淑子



石原 守 三 好



正



古市 子



酒井





忠



義久



田口田 良作



良治









恒彦 由良長照

市 会 議 区



明子



嶋村 カ



内 野 慶太郎

港北ニュー

土地区 曲 審議会

第1地区 月 21 日 開 4月15日 第2地区

は、会長=田丸政治氏、会長職務 務代理が選ばれました。第一地区 委員の選任」についてでした。前 会長=松沢健三氏、会長職務代 代理=岸田秀男氏、第二地区は、 港北開発事務所で開催されまし 月十五日にそれぞれ日本住宅公団 **验理審議会連営議事規則」「評価** 以は四月二十一日、第二地区は四 学中山恒三郎氏です。 激題は、

両地区とも

「土地区画 まず、両地区とも会長・会長職 他北ニュータウンの土地区 画整

た。第二地区の評価委員は、つき

日本不動産銀行不動産鑑定部長 今 JII 正 敬 之

Ξ 明

ましたが(ニュータウンニュース 第二地区ともにつぎのとおりで 学識経験委員については、第一・ 第十九号参照)、施行者の選任した のうち、地元選出委員については 第一・第二地区ともに決定してい なお、土地区画整理審議会委員 中

横浜市緑 遅 島 七 忠 郎 臣 スでも、今後とも取上げてお知ら

なりました。ニュータウンニュー 区ともに非公開ですが、議題及び 結論については、発表することに 島渡田森斉茂 得孝政道章 之 助夫治夫郎拓

議となりました。同議題について 器長 岸 田 近 Щ 田 丸

地区

地区

恒 政 郎 氏 氏 氏氏





横浜市では、地元のみなさんの

かあたりました。

策について」「換地について」

来所者からは「農業者の生活対

て相談を受けていますのでお出か

について」等の相談がありまし 工事計画について」 工場並

開設し、みなさんの相談に応じて

いきたいと考えています。 間を設けて、一生活対策相談所」を け下さい。また、今後とも重点期 らずニュータウン事業金般につい

神保中小企業診断士、日本住宅公 たり、毎週木曜日「生活対策相談

北ニュータウン建設事務所の職員 団の山下専門役、横浜市からは港 **一 を開設しました、相談には、** 談を受けるため、一月・三月にわ 生活対策の種々の問題について相

移所では、日頃から生活対策に限

月中に作業部会を二回行っ

いが、水道については全市的に公

横浜市港北ニュータウン建設事

七十二万余円です。

この内訳は、事業計画調整費、 (港北ニュータウン開発費

日開催

(概

あり、これを了承した。 基づく発掘調査進捗状況の報告が 五十年一月二十七

これを了承した。

さらに、協議書第二条第一項に

関連予算は、四十九億六千六百

港北ニュータウン開発費及び建

どを中心とした「骨格的予算」と ではなく、義務的・経常的経費な 業のすべてが計上されているわけ

して編成されました。

五 十年

港北 及び建設関連予算決る ニュー タウン開発費

骨 格的予算」とし T

編 成

億七十二百万円です。これを四十 計。子三首五十八億三千四百万円 直三十四億九千八百万円ふえて、 九年度の当初予算と比べると、六 特別会計一千二百十九億三千九百 このほどまとまりました。一般会 士三・六パーセントの伸びとなっ 八億九千九百万円、合計五千三百 白、公營企業会計一千七百二十 この新年度予算は、本年度の事 横浜市の昭和五十年度予算が、

用地区設定に伴う土地基盤整備等 华西 区)施設整備事業(池辺地区)農 **栗経営計画・指導事務費** 口 土地基盤整備事業(池辺地 港北ニュータウン地域の農業専

並びに事務費です。 対策協議会及び建設研究会連営費 を行います。 三 港北ニュータウン地域外関

二億八千万円 運街路整備費 に伴う橋りよう架換費 めの予算です。 新横浜元石川線はか一路線のた 四 早渕川及び大熊川河川改修

ための予算です。 するために建設される港北・緑下 四十億三百万円 小処理場及び新羽ボンプ場建設の 広く港北区・緑区の汚水を処理

田 港北ニユータウン関連下水 高田橋、新川橋の架換費です。 億七千七百万円

会を開催した。)

(二月十七日に第一回準備委員

三、井戸等の調査に

定したい。

た

文化財保護のための調査発掘費 公子七品十五月 優字八見十四百 出 港北ニュータウン地域内の (*) 早渕川・大熊川河川改修寶

三月上旬から約五カ月間

及に努力するよう要望し了承し

(その他

の質疑)

2M 2M 2M/N 1,185=

第行年末

柳

査したい旨の申し入れがあり了承 数、形状、水質及び水利権等を調

ニュータウン地域内の井戸の個

住宅公団

○ 水道事業費

増加となっています。 算に比べ四千七百二十三万余円の 質及び建設関連予算は、前年度予 これらの汚北ニュータウン開発

- Andrewsensus 開催について 対策合同委員会

昨年九月に市会、県会で改修促

一の報告があった。

公団開発地区との関係では、防

→ 生活対策相談所開設につい 7

され、委員の協力により実施でき アンケート調査実施について了承 日その他 なお、合同委員会では、相談所

中心であった。 アンケート実施についての質疑が 委員会では、出席者三十二名で

北ニュータウン開発審議会、開発

新年のあいさつが行われた。

一、農業対策·生活

(その他)

初の会議なので、市及び公団から

今回は、昭和五十年に入って最

生活対策相談所を

ータウンパンフレット作成費、港 ん及び民俗資料保存事業費、ニュ ター地区開発調査費、郷土誌編さ ユース作成費、ニュータウンセン び相談所の開設)ニュータウンニ 生活再建対策費(研修会の実施及

昭和四十九年十二月二十三百、 地元会社設立準備委員会の経過 ついて

即備委員決定 闘があり、これを了承した。

開催

郎都田地区常任委員長に決定、事 帝 備委員会委員長は、出場三 昭和五十年一月七日、第一回設 新田地区三名 山内地区四名 都田地区四名 中川也至名 計土公名

いて

設省に陳倩を続けており、本年度 進の意見書が採択された。市も建

一、埋藏文化財発掘 reneweenes.

調査と工事計画 について

協議事項

口区画整理完了後の暫定的農 調査について 業継続のためのアンケート

は工事計画に併せて進んでいるこ について調査した結果、発掘調査 できないのではないかという疑問 査が遅れているため、工事に着手 地区第五工区の埋蔵文化財発掘調

十二月定例会で議論された第二

教育委員会

とが確認された旨の報告があり、

ることとなった。

二、地元会社設立準 備委員会発足に

務局は農協で担当することになっ

るかという質問があり、これに対 して次の回答があった。 一鶴見川改修がどうなってい

十分より合同委員会が行なわれる 月 干九日 (水) 午後一時三 なっている。 も一部堤防改修が行われることに

災ダムを活用し、支障のないよう した質問に対し、次の回答があっ 使いであるという新聞記事に関連 にしていきたい。 二 防災ダムは、事業費のムダ

災ダムを作らなくてはならない。 せざるを得ない。そのためには防 が密集しており、上流部から着工 (住宅公団) 開発地区の谷戸の入口には住宅

約束し、委員各位にも地元に提出 るとの指摘があり、これに対し市 ないようお願いしたい。 した設計図を不用意な用い方をし 公団は、今後厳正な管理を行う旨 三 設計図の管理が不十分であ

ついて協議が行われた。地区外負 うち、河川改修費と水道事業費に 担についての原則は変更していな 五十年二月十九日 一、関連工事費につ 住宅公団の地区外負担事業費の

みれが丘の 仮住居に住んで

交渉を住宅公団としてきましたが 聞いてみました。原田さんは、住 事業、仮住居に住んだ感想などを きた原田さんに、ニュータウンの 南山田町からすみれが丘に越して に越してこられたのです。 まとまりましたので、すみれが丘 造成工事に家がかかるため、補償 宅公団施行の土地区画整理事業の 昨年の暮れ、造成工事のために 仮住居の住み心地は

ので気のせいかもしれません。 でも、いっしょに移転した人の中 前の家に比べて寒く感じょした。 た不満はありません。冬の間、以 には暖かいと言っている人もいる ○この仮住居には、これといっ

た。それで、それ程不安はありま きるそうです。 一子供さんの学校などはどう

学校に行くことになりました。歩 れで安心しています。また、二学 してくれることになりました。そ みれが丘が、東急の土地区画際理 くと五十分くらいかかります。す とになっているのですが、山田小 しましたか 期からは、すみれが丘に学校がで 地区内なので、東急のバスで送迎 〇今年から子供が学校にいくこ

ーニュータウン計画について

人でて、住宅公田と交渉しまし とまってやりました。代表者が一 ○ここに越してきた四家族でま ―補償災渉はどうでしたか

たいと思っています。

ついては をつくってもらった人もいます。 ――ニュータウンの造成工事に

やっていてうるさかったのですが くはありません。ここからも見え 造成工事をやっています。 るのですが、以前の家のところも とこに越してきてからは、うるさ 〇以前は、家のまわりで工事を

が不安です。早く造成工事を完了 決まると聞いていますが、換地先 二・三年後ぐらいには仮換地先が させてもらい、新しい街を早くみ ○現在は、不安はありません。

でなく、山あり、谷ありの緑のあ みれが丘のようなひな良式の住宅 生れ故郷は田舎だったので、

団が横浜市への分水施設工事をす るので、これに合わせて配水池の また、昭和五十年から水道企業 1他 16,000㎡ 鉄格コンタリート造 有効的水量 16,000 m 網 造 鉄格コンタリート語 型 状 寸 故 32名和10)×80-3m(長き)×7-9m(接き) 有効水源 6.5m 月七日に選挙は行わない旨の公告 数が定員と同数であったため、二 時まで投票が行われた。 数が定員を越えたので、二月九日 (日) 午前九時三十分から午後五 第一地区については、立候補者 第二地区については、立候補者 、土地区画整理審 議会委員の選挙 住宅公団 明があり、これを了承した。残る 年八月に実施の予定 部分は、五十年十一月から五十一 から六月までに実施したい旨の説 いた港北線の移設工事を本年二月 東京電力西部送変電建設所

五千万円以内となっているので改 平の原則ができれば説明するとな また、河川については、十七億 設置工事をするのが効率的である を前提としてこれを了承した。 との説明があり、五十一年度完成 (1)河川改修費 十七億五千万円以内になってい

投票総数 有権者数 投票率

1

定員

1

0

2月28日の県

75.04%

92.86

立候補 者 数 27

立候補者 数

23

1

0

2

0

2,114名 2,817名

分 所有権委員

分 所有権委員

借地権委員

予備委員

借地権委員

予備委員

(当選者の確定公告は、

公報に掲載された。)

図られるようになったとの説明 担金、加入金制度が確立し公平が ったが、水道条例の制定により負 相当額を負担するという結論であ (資料)をうけ、今後も公平の追 全市的に公平が図られるならば 二、埋藏文化財発掘 再度検討することになった。 計の結果、執行計画の提出を求め 改訂したいとの申し入れがあり検 たが、諸経費の高騰のため金額を 調査の進捗状況

(第一地区)

所有権者

借地権者

委員数

(第二地区)

推調査進捗状況の報告が行われて 協議書第二条第一項に基づく発 教育委員会

二、東電港北線の工

状況

準備委員会

備委員会の活動

事について

が行われた。

(その他)

道路中央に設置することになって

都市計画道路新横浜元石川線の

東京電力

三、地元会社設立準 電話(九七一)一七八八 緑区市ケ尾町一〇六五一七 港北線工事事務所

ちよることとなった。 力することで一致した。 も各地区一名以上選出し名簿をも 区でもちかえりまとめる方向で努 ととなり、資料を作成したので検 地区にもちかえり発起人を募るこ 立日の設立 準備委員会に少なくと n願いたいとの提案があり、 各地 なお、発起人については、三月

平家建てだったのですが、もとの せんでした。 設立趣意書、事業計画の内容及び 家が二階建てだったので、二階家 設立準備委員会に踏った結果、各 発起人選定の方法について検討し に作業部会を行い、会社の定款、 すみれが丘の仮住居は、みんな 一月十日、十八日及び二十四日

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区勝田町760 TEL 592-7327

りましたが、中川地区は全域がこ 区が一体となり結成する予定であ 会が任務を果し、解散したことが 準備委員会委員長中山恒三郎氏よ が報告されました。 - タウン開発対策協議会定例会が 昭和五十年六月三百、 地元会社の設立については、 山内・中川・新田・都田四地

地元会社設立準備委員

生活対策の方法として提案されて

地元の工事期間中の

二部会(部会長宮川

準備委員会を設置して、地元会社設立て対策協で検討し、地元会社設立

その主な経過は別表のとおりで

对

策

協

定

例

会

1

報

告

方士 可

いたものであり、 鉄氏)で、

その報告をうけ

の集約などを行なってきました。 の具体的な内容、発起人・希望者

準備委員会設置までの経過

49. 7 港北ニュータウン建設研究会第3部会「工事期間中の生活対策」報告書 により地元会社設立の提案 (「新しいまちづくりのために」参照)

地元会社設立準備委員会の経過

49.10~11 各地区へ建設研究会48年度の研究結果を説明(上記提案趣旨の説明)

定例会で地元会社設立の可否検討のため小委員会を設置(4委員長の推 49.10.9 せんによる12名で構成)

49.11. 5 小委員会を開催し、地元組織の設立設、立趣意書のPR、及び設立準備 委員会の設置を対策協へ要請する旨を決定

49.11.18 定例会へ上記趣旨を報告し、各地区へ持帰り趣旨説明を行うこととし

定例会で全地区一本化して設立することを決定し、同時に設立準備委員 49.12.18 会の設置を決定

常任委員長会より委員の推せんを受ける(16名) 49.12.23

準備委員会の審議経過

第1回 (1)委員長の選出(都田地区常任委員長中山氏) (2)会社の概要については作業部会(各地区1名)において行う こととした。

50. 1.10 作業部会

設立趣意書、定款、事業計画、発起人の選定方法の検討。 50. 1.18 作業部会

50. 1.24 作業部会

50. 2.19

50. 2.17 第2回 (1)作業部会の結果の検討。

(2)発起人の選出方法の検討。

(3)株式引受、PRの方法の検討。

(4)設立趣意書(案)、会社概要(案)の作成

(5)以上を2月定例会に報告し、(4)の資料を各地区へ配布するこ とを決める。

定例会に報告、各地区毎委員に設立趣意書(案)、会社概要の配布、発 起人のとりまとめ(3月5日まで)を依頼。

50. 3. 5 各地区毎に発起人希望者を集約。

発起人の調整等については、定例会に諮ることとした。

父

٤

定例会に発起人希望者の集約状況を報告、一本化は難しい状況となる。 50. 3.25

第4回 準備委員会の役目は全地区一本化で行うという定例会の決定に 50. 6. 3 もとづいて、その方向で検討してきたが、一応、資料の作成発 起人希望者の集約等その任務は果したので解散することを討議 の上決定し、6月定例会に報告することとなった。

定例会に上記結果を報告。 50. 6. 3

分達の手でクワを使って畑を耕し も、今でも一生懸命田畑を作って 車で空気のきれいな所へと遊びに 来る人達も又多くなってきた。で なっているのが目に付くようにな ちの田畑が荒れていたり、草山に 比てしまうようになった。 ろう。若い人は、 景も真近に姿を消してしまうであ ている。今迄静かだった田舎の風 そういった中で休みの日などは ほとんど動めに 一昔から自 あちと

いにより新しい町作りが始められ なら、 0 足跡を見ると何とも言えない気持 上に無残にも残された大きな靴の っかくきれいに均して蒔いた種の う事を近所で多く耳にするように 何か悲しい気持がする。せ

午後からも来るからと思い肥料と みをして行って見るとどこへ行っ いっしょに置いてきたクワが昼休 てしまったのか「いくらさがして 先日のことだが、 とうとうみつからなかった 午前中の畑。

> できるようなそんな明るい住み良 に注意して、いつも笑顔で挨拶が をかける事のないように、

い町ができることを願う一

横浜市緑区在田 町

私達の町は、今港北ニュータウ 歴 史 ٤ = ろが最近畑の作物が時々盗られた し来た年寄りの人達が多い。 コ 又いたづらされたりするとい 1 タ ウ

って来た父の姿。良い品物ではな があったような気もする。 あったであろうと思う。何か新し くても、それには父と同じ歴史が い物とは違い、そのクワには重さ としょんばり陽も暮れる真近に帰

一人が心がけ、作る人の身になっ

遊びに来るのは楽しいだろうが

て、どんな作物や品物も大切にし

てあげてほしいと思う。

人に迷惑

超い

日横 本住宅公団市

港 北二二 下水道局管理部の小林部長が就任 タウン 建設 部長

か

わ

る

立に参加したいという意欲の強い ュータウンに入っており、ぜひい

昭和四十八年度港北ニュータウン

なお、地元会社設立については

藤部長が、

計画局計画部長に就任

t

人事異動とともに機構改革が

新たな建設部長には、

ありました。石丸庶務課長は本部 で異動があり、港北開発事務所で

の井形補償課長と変わりました。

区単独で設立することになりまし 方が多く、いつまでもこの問題を

おこないました。この異動で、計 部長クラス五十八人の人事異動を 画局港北ニュータウン 建設部の近

日本住宅公団では、

育一日

横浜市では、六月二日付で局・

放置できないこともあり、

が就任しました。補償第一課の嶋 宅地管理第一課長にかわり、 補償第一課長には、 研究学園都市

一課の紀伊課長 新た

の菅原工事課長が就任しました。 川越再開発事務所長になり、 課長が就任しました。また、山口 に久喜宅地開発事務所の沢口庶数 工事課長は工事第一課長に工事第 一課長には港南開発事務所工事 工事課が二課に分れまし 新

補償第二課の牛島課長は関東支社

商業・工業関係の業種別・規

ついて検討されました。その結果 れ、つづいて、今後の作業方針に の選出について討議され、 日等については別表のとおりです 直接伺うことになりました。開催 を把握し、解決策を検討していく 非農家の方々がもっている問題点 には中川地区の内藤正康氏が選ば 営んでいる人々ですので、 ため関係者のみなさんので意見を ていくことになります。 当は、 先ず部会長・地元幹事 現在公団の造成工 、部会長

サービス業

產業別 主な業種 月 時 7月22日(水) 十木、建築、設備 建 設 業 工事、その他 午後1:30~ 金尾機械, 化学製 24日(木) 造 品、木製品、食料 午後1:30~ 品製造、その他 食料品、文房具、 29日(火) 卸売・小売 衣料品、薬、タバ 午後1:30~ コ、雑貨、その他 不動産業、運輸、 30日(水) 理容美容、飲食業、

喫茶、ガソリンス

タンド、その他

午後1:30~

第九部会「非農家の土地利用及び 生活対策について」が誕生しまし 本部会は、研究項目として 新しい部会として 港北ニュータウン 整合性のチェック 等についての意向調査 模別現況の把握 (E) その他

研

取入れられるように対策協等を通 地利用計画及び用途地域指定との じて市・公団に積極的に働きかけ となっています。第九部会の成果 港北ニュータウン計画の中で

存続・転廃 存続・転廃

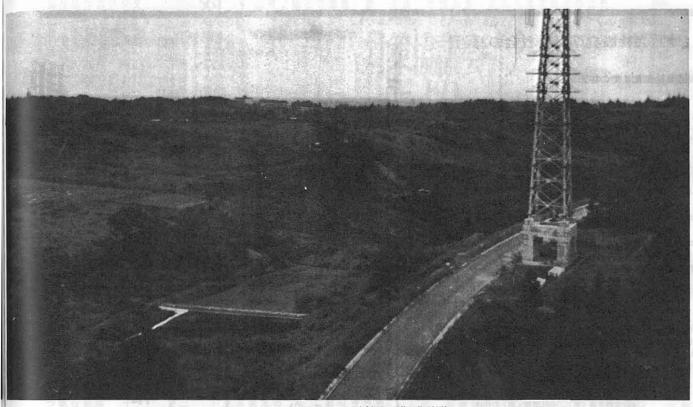
者はで自分に合った開催日にで多 みなさんので意見・で希望をお聞 加をお願いいたします。そして、 かせ下さい。

> × 図4ページに掲載)です。 ュータウン建設事務所(案内 会場はすべて横浜市港北ニ

究 会 第 会 発 足 す

る

手持事集



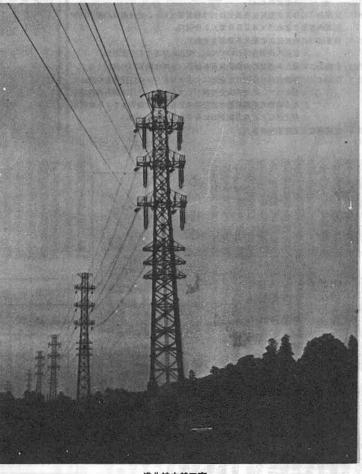
日本住宅公団土地区画整理事業 (池辺町・荏田町付近)



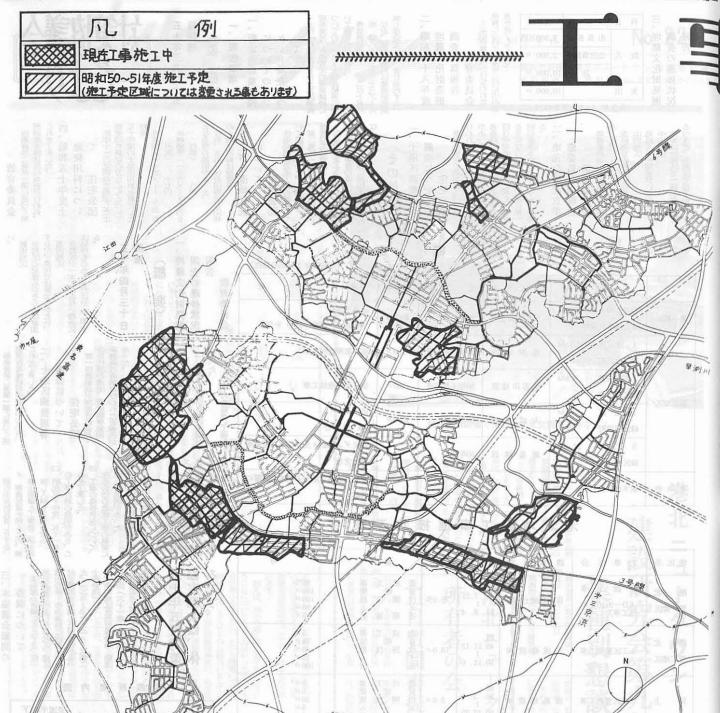
池辺農業専用地区



早渕川河川改修工事(待橋付近)



港北線立替工事



るととを決定し、同議題は継続審 いては、会長・会長代理に一任す 識となりました。

第一地区 港北開発事務所) 日開催(於 公団 五十年五月二十四 「小委

について報告がなされた後、更に

た「小委員会」の座長より、小委

前回の審議会において設置され

確認、議事に入る。(途中出席)

を設置し、小委員会で検討した結 議とされた同議題について、補足 論を次回の審議会に報告すること 少数の委員をもって「小委員会」 わされたが結論を得るにいたらず 資料によりさらに活発な質疑がか になりました。 北開発事務所) 議題「評価員の選任について」 なお、小委員会のメンバーにつ 第一回の審議会において継続審

> いての審議がされました。 を決め、評価員の行う職務等につ

土地区画整理審議

開催(於 公団港 五十年六月十四日 委員二六名出席 (欠席四名) を 議題一、評価員の選任について 北開発事務所)

開催(於 公団港 五十年五月十七日 第二回 討議経過及び結論を報告すること 審議会には、座長から小委員会の 小委員会の座長を決定し、次回の 名をもって小委員会を開催、まず 会長・会長代理指名による委員六

審議会

補償交渉・工事計画の見直し等変更される場合があります。



大熊川河川改修工事 (折本小学校付近)

得るにいたらず継続審議となっ

活発な質疑がかわされたが結論を

第二回審議会の決定にもとすき

四、昭和五十年度土

地使用料につい

住宅公団

は気持ちのある者だけが参加す

全地区が一本にならない場合に

これを了承した。

するが、現状では参加しがたい。

二、土地区画整理審 これを了承した。

議会について

理関査進捗状況の報告が行われ、

イ事業促進を図るため、補

三、本協議会顧問 委嘱について

設し人員も充実させる。 價企画課と工事第二課を新 画の全体的見直しをする。

至道中坂下

協議書第二条第一項に基づく発

全地区の足並みがそろえば参加

都田地区

推調査進捗状況の報告が行われ、

協議書第二条第一項に基づく発

新田地区

教育委員会

三、埋蔵文化財発掘 報告の進捗状況

中川地区

発起人の希望者がいない

委員会での各地区の意向

I

仮設その1

緑区荏田町

2工区仮設

緑区荏田町

1 工区

緑区在田町

緑区池辺町

樹木の移植

工区

港北区牛久保町 工区

るべきた。全地区で協力願いた

仕事は全地区で一体となり受け

第一地区

第二地区

その他

地区名

科	月	科	目	決算	ET.	
		市負	担金	7,500万		
収	入	公団	負担金	2,500	11	
	7	1	+	10,000	"	
支	出	1.7		10,000	"	

準備委員会の活動状況の報告が

事

自S48.4.1 至S49.3.31

二、地元会社設立準

I

備委員会の報告

名

15.2ha

0.18ha

8.9ha

63ha

22.4ha

工事区分請負業者

準備委員会

回の審議本を開催する予定であ る予定なので、二十日前後に第 四月中旬頃までには正式に決定す

決算については本年

一戸に市の監 在を終了している。 上記の決算報告が行なわれた。 埋藏文化財発掘 調查決算報告 教育委員会

> 者委員の選出手続を進めているが があった。住宅公団では学識経験 行われ、同月二十八日に確定公告

事

T.

50年7月

50年3月完成

50年1月完成

50年11月

50年12月

工事進

工 期 進捗率

捗

施工業者

日本機械土木

馬渕建設

土志田建設

大成建設

鹿岛建設

地 区

北

審議会委員の選挙は二月九日に

住宅公団

概

期

議会について

一、昭和四十八年度

積五十一百一十一アール 一百十五

第七部会で行い、後日報告する。 いて報告が行われた。 ついてのアンケート調査結果につ 理事業完了後の暫定的農業継続に なお、詳細な分析は建設研究会 農業継続希望

なった。 造成の工期である。

(その他)

年十月の定例会に提出することに 般にわたる事業の執行計画を、本 なお、港北ニュータウン建設全 第二地区二工区、五工区は一次

土地区画整理審

要

進排率

約65%

100 //

100 //

約30 //

011

状 況 表

造も含む

移植中

本年一月に実施した土に区画整 いて

五十年三月二十五 、暫定的農業継続 ケート調査につ についてのアン となる旨の説明があった。 休耕畑等(一平方メートル当り 月節)八円 月節)十七円

一、報告事項

一要

概

日開催

五十年度の土地使用料を算定した

開催

五十年四月三十日

あった。

、関連河川改修に

ついて説明があった。

評価員の審議が行われた旨報告が

会長代理の選出、運営議事規則、

第一回審議会が開催され会長・

住宅公団

野菜畑(一平方メートル当り

、埋蔵文化財発掘

概

要

(その他

調査の進捗状況

(+)

あった。

報告

地使用料算定の方法にもとづいて

昨年十一月定例会で確認した土

いて説明があった。(表参照) の土地使用料は据聞き。 五、工事の進捗状況 住宅公団の造成工事の概要につ なお、本田・休耕田等及び山林 について 住宅公団

(昭和50年3月25日現在)

教育委員会 備 工事用道路 (幅8 m、延長1.5km)を含む 仮住居用造成工事 仮住居用造成工事 防災ダム No. 1 も含む 防災ダム No.18 及び工事用道路築

将来公園等に植える樹木を苗圃に

(昭和50年4月末日現在)

一、住宅公団の工事 ア本年十月を目途に工事計 冒頭本部長から次の説明が について もつことに決定した。

した結果、協定書を作成する方向 で具体策を検討するための会議を スケシュールの説明があり、協議 河川改修費の公団負担額と改修 ついて 下水道局

協定例会は、休 みです。

至佐江州

の工事計画の説明があり、こ 住宅公団の造成工事の概要に 昭和五十年度、五十一年度 選出の県・市会議員に四月三十日地方選挙で当選した港北区、緑区地方選挙で当選した港北区、緑区 四、中川地区生活対策委員 福を祈ります。 正市氏(六十一歳)は、四月二十四、中川地区生活対策委員織茂 七日逝去されました。謹んでご瞑 た。(ニュータウンニュース第) 付で顧問を委嘱した旨報告があっ 士号参照)

ロ 工事の進捗状況について、

れを了承した。

事務所案 内 図

至在田 ガッリンスダング 早渕川 バス勝田が区が 港北洲防暑 至開油出地 横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所

電話 (592) 7327

横浜市下水道局河川工亭李務所 (592) 6237 横浜市港北西勝田町760

港北第一地区	仮設工事 (D-9・10その 他工事)	日本機械土木(#)	昭 49. 7.21 1 50. 8. 4	75.0%	造盲伐ダ道 路 事渠根ム装	95% 100" 100" 90" 5"
港北第二地区	1工区整地工事	大成建設側	昭 49.11.12 ~ 50.11.6	18.0"	造盲伐 成 暗 伐 事 果 根 ム 設	5" 95" 40" 10"
同上	5 工区整地工事	施 島 建 設 (44)	昭 50. 3. 1 1 50.12.25	5.0"	造盲伐 / 成 暗 伐 / 版 開 人 設	0 " 5 " 30 " 5 "
同上	その他工事 (樹木移植等)	三橋建設(株) 他6社	昭 49.11.26 1 50.4~6	90 "	1号苗圃造成及び樹木移植 1工区樹木移植(その1、 1工区樹木移植(その3、 5工区樹木移植工事 1号苗圃さく井工事	その2)工事 (竣功)

早渕川大熊川改修計

(昭和50年4月 横浜市下水道局)

1	I	種	全体計画	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度
N COL	I	事	13,780 m		1.00				920	12.8%	27.6%	42.2%	58.2%	99.1%	100%
早渕川	用	Ŋ	85.527 m²				31.4%	54.7%	68.9%	71.7%	87.6%	92.4%	100%	E m	
4 例 川	711	Д	00.02111	-	一(県 3	事業)—			m:			1 15		M.	7.4
	橋	梁	17橋						23.5%	23.5%	23.5%	47.0%	58.8%	82.4%	100%
	I	非	4,720 m				0.6%				29.8%	46.8%	70.7%	99.9%	100%
大熊川	用	Ţ	25,540 m²					0.4%	14.7%	76.3%	96.0%	96.0%	100%		
	橋	梁	10橋								30.0%	60.0%	60.0%	90.0%	100%

3

h

な

で

住

2

よ

ま

0

た

8

・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区勝田町760 TEL 592-7327



業種別懇談会で熱心に意見交換するみなさん

催され(ニュータウンニュース第 業種別懇談会が予定通り計四回開 九部会(部会長=内藤正康氏)の

出席者 十一名

第四回目(サービス業関係)

に横浜市の研究会幹事より「港北

があり、つづいて懇談にうつり、 部会」を設けた趣旨について説明 て、第九部会の部会長より「第九 ニュータウン建設研究会」につい

うか不安であり、客が付くかどう

○仮移転中、営業ができるかど

が、この中で生活できるようにし

○区画整理後も現在の自営業者

てほしい。

それぞれの懇談会では、はじめ

開催日七月二十九日

第三回目(卸小売業関係)

出席者 七名

業種別懇談会開催する

港北ニュータウン建設研究会第

出席者 二十四名

開催日 七月二十四日

開催日七月二十一日 第一回目(建設業関係)

ました 条件」をおききするため開催され る方々が抱いている「悩みや不安 会は、公団の開発地区内で商業・ あるいは将来の土地利用のための 工業・サービス業などを営んでい 寄せられました。この部会の懇談 二十一号参照)いろいろな意見が

第二回目(製造業関係

ウン事業の計画実施に関し、小規 氏から市長に対し、港北ニュータ 会(通、称宅地会)会長岸田秀男

渡されました。

タウン 小規模宅地

抽象的、かつ曖昧であり、具体的 会において、この回答書は極めて 宅地会では、八月十日の定時総

の実をあげていく考えでありま

な解決策や考え方が示されておら

問題の解決を図り、真の住民参加 で、今後も会談を続け、その中で 方や今後の努力を説明してきまし において、質問に対して市の考え 申し入れることを決議しました。 回答書に表わすことは困難ですの たが、現段階ではそれを具体的に に抗議すると共に、再回答を強く ず回答になっていないとして市長 市としては、数次にわたる会談

七月五日、小規模宅地所有者の 11 所有者の会 港北ニュ 日質問書提出する 日、市長の回答書が、宅地会に手 ついて質問書が提出されました。 模宅地所有者の立場から諸問題に 数次にわたる会談の結果八月一 横浜市長に7 月

ります。 ないわけにはいきません。だからといって られてきたのが港北ニュータウン計画であ りをやるべきである、という思想にささえ 向するなら、ほんとうに計画的な都市づく いくわけにもまいりません。同じ開発を指 無秩序に開発の進むのに対し目をつぶって 度、ある程度ですが、進んでいくのを認め ず、やはり開発という方向についてある程 り立ちません。好むと好まざるにかかわら 立場そのものは、開発を全然否定しては成

る部分があってもよいのではないか、とい

なかった、というわけではありませんがー 計画的でなかったというより一全然計画が く、この人口の増え方というのは、むしろ 私は、港北ニュータウンの計画の当初か

増えています。わずか二十年にしてこれだ

横浜市助役

大

場

正

典

にないのではないかと思います。とにか け増えたというのは、他の都市ではそんな すと、当時の十万人と較べると三十七万人

う立場で常に行政の面で発言してきまし い、できれば自然の姿を残したままで、あ かというと、個人的には開発をされたくな 係の行政にたずさわっていました。どちら ら参画してきました。しかも、私は農業関

います。

この中で、私たちは農耕地を大きくかか

れて、どんどん人口が増えてきたものと思 むしろ、必然的に高度経済成長にされえら

タウン計画は、長い、いろいろな経過を経 だと思います。しかし、今ある港北ニュー がいろいろ批判なさいます点もでもっとも これは、もちろん現時点ではみなさん方

のとおり、当時人口が十万人でした。いま から三十年八月まで、この港北区役所の庁

舎で三年八カ月いましたがみなさんで存知 実をいいますと、私は昭和二十七年一月

万人を越えています。四十七万人といいま

ました。しかし、横浜のおかれております

場に立って、いろいろと運動をしてまいり なんとか防止しなければいけないという立 えているみなさんとともに、この乱開発を

緑区・港北区をあわせると実に四十七

民参加の形の中で、正していけるものと思 いろいろ矛盾もありましょうが、これは市 し積み上げてまいったものでございます。

路等を、他の開発にはみられないだけの担 緑を残そう、あるいは緑道や歩行者専用道 でざいません。で承知のようにできるだけ におおぜいの方々によって積み上げていた の中で、みなさんの立場を反映していただ で、あるいはその前提となる各町内の集合 ほんとうにみなさんの手によって構成され 関係者のみなさんで十分お話合いをしてい でが過小宅地なのか、という問題について うことについても、これはいったいどこま お手伝いいたしますが、できるだけ自主的 い部分については、やはり市当局としても きたい。どうしても、みなさん方にできな まして、先日発足しましたが一その審議会 いう、立場から―土地区画整理審議会が、 はできるだけ民主的に運営されるべきだと く、そこで、土地区画整理事業が、私たち たきたい。しかも、これは単なる開発では 例えば、過小宅地と申しますか、こうい

表情をもっている、というようにで理解し まちの中に顔は一つで、それがいろいろな いうのは一つなんだ、横浜市という大きな 横浜市を人間の体に例えるならば、顔と

模をもちまして配置しております。また、

う配慮しています。 防災等についても万全を期してすすめるよ 工事にあたっては、防災ダムを設けるなど

> ん方のいろいろなご意志を市政に反映して ていただきたい。この顔に対してのみなさ

ては幸福なことです。

もちろん、それにはみなさんとともに非

ことができたら、これはもう私たちにとっ いただいて住みよいまちづくりをすすめる

にまちが発展してきました。 志がどこにあるのかを別にして、いろいろ っていくもいです。住民のみなさんのご意 いのだ」ということはないと思います。 成したから、もう何も手を入れなくてもい くものです。一つのまちが「これでもう完 つのまちづくりでも日々発展していき、 横浜市にも、山下町あたりの港湾都市と 「まち」というものは、絶対に動いてい

> うものとか、行政というものは、役人がや なりません。従来とかく、まちづくりとい 常にきびしい作業をつづけていかなければ

す。このように、横浜にはいろいろな顔が の工業都市だという感じ、そして、港北、 でいったら横浜市はパラパラになってしま あります。しかし、それぞれの顔がいっぺ 緑では住宅地だという感じなどがありま いう感じのまち、鶴見区、神奈川区あたり んにそれぞれのことを考えてかってに進ん

い」において大場助役発賞のうち、港北二 ユータウン関係のものを要約したもの 七月十九日(土)港北区の「区民の りのためにがんばっていきたいと思いま

意見を聞かせて下さい。住みよいまちづく とも多々でざいますが、十分みなさんので にどんどん出してもらって運営していきた なり、みなさんの開いている市民会議なり 方が多いと思いますが、それはそうではな っているものだというようにお感じになる

い。行政側としては、非常に耳のいたいと

く、地元のみなさんので意志を議員の方々

はつぎのとおりです。 の意見が出されました。主な意見 営業の集合化については資否両論 活発な意見交換がおこなわれ、

港

北二二

ウン

建設研究会第九部会

〇工事期間中、公団の仕事をし

だし、直接移転を望んでいる。 ○換地先がわからないので不安

7月

4日

市

会第

四委

員

ついては、第二地区の第一工区、

港北ニュータウンの工事状況に

か関係者一行二十六名は、八月四 関貞彦議員)の十二名の委員のほ

現場などを視察しました。 建設予定地、ニュータウンの工事 渕川の改修現場、新横浜元石川線

前号ニュータウンニュースでお知

りせいたしましたように建設研究 催されました。この地元会社は、 有八十一名をもちまして盛大に聞

界について」の報告をもとにして 第三部会「工事期間中の生活対

計され、設立されたものです。

会社の業務内容は、公園緑地等

路局・下水道局関係、<u>委員長</u>=

横浜市議会第四委員会(計画局

日市道高速二号線建設予定地、早

います。

北ニュータウン開発対策協議会顧 県市会議員」をもって構成されて 会室において開催されました。顧 間団は、「港北区及び緑区選出の 問団会議が、横浜市議会全員協議

ました統一地方選挙後始めての港 七月十一日、さきにおとなわれ

発対策協議会、港北ニュータウン 計画・事業、土地区画整理審議会

ンの記録映画「未来都市への挑 があり、その後、港北ニュータウ ついてそれぞれ経過報告及び説明 ・日本住宅公団施行の造成工事に 「新都市へのスタート」を上

뺿村尚美 成島敏行 神野和子 飯田助丸 三好米男 石原 (敬称略)

議事では、港北ニュータウン開

なされました。 映」、さらに港北ニュータウン計

た。ひきつづき活発な質疑応答が 画の理解を深めていただきまし 顧問の方々は次のとおりです。

田口良作 古市豐子 高野明子 斉藤淑子 建田三郎 飯田正夫 中村幸義 酒井喜和 勝野忠義 沢智勢子 吉原良治



公団開発地区造成現場を視察する第4委員

地元会社 (北都企業 発足する

港北ニュータウン生活 対策のために

ワン事業に関連する各種の業務と

びに造園工事など港北ニュータ

維持管理の受託・植木等の育成

なっています。 皆 川 亮 電話 横浜市港北区中川町一四八三 会社の住所等はつぎのとおりで (〇四五)九二一二七

企業株式会社」の創立総会が参加 セ月二十三日、地元会社「北都

港

北ニュータウン

開発対策協議会顧問

7 月

11

日

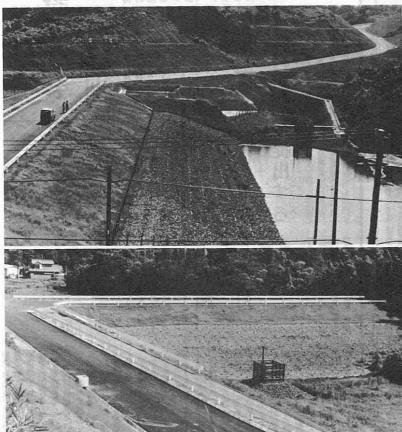
開

催

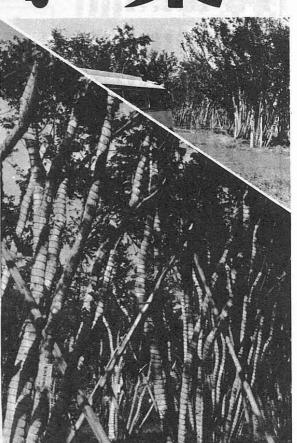
3

3

ニュータウンを視察する ウン関連事業の早渕川河川改修現一行は、午後から港北ニュータ 場の中里橋付近の改修状況や、新 新荏田団地付近をつぶさに視察し 横浜元石川線の建設予定地沿線の 付近)防災ダム十四・十五号(緑 移植した仮植地などを視察しまし 区東方町・池辺町)及び工事用道 題等について熱心に質問がありま 並びに災害時における安全性の問 路沿線にある開発地区内の樹木を 一区(緑区池辺町高山及び喜ケ谷 (緑区在田町柚ノ木付近)、第五 委員のみなさんからは、工事中



D-9,10(牛久保町のすみれが丘南側附近)



第二地区工事用道路沿いの仮植地

田町を中心として歴史・民俗資料 の調査・収集が行れました。 までの一週間にわたり港北区北山 の進展に伴い、祖先が幾世代にも れたって築いて来た、当地域の歴 これらの調査は、ニュータウン 平年八月二十日から二十日 この歴史民俗を後世に伝えるため 横浜北機協・住宅公団の協力を得 横浜市が地元の開発対策協議会・ 史民俗が根底から変貌するので、 される郷土誌の資料として用いら 調査の結果は、将来地元で編さん て四十九年度から初めたもので、

五十年六月三日開

和五十年度埋藏文化州苑掘湖在計 発掘調査、進捗状況の報告及び的 協議書第二条第一項にもとづく 予定 報告及び昭和五 調査の進捗状況 財発掘調查計画 十年度埋蔵文化 教育委員会

日の予定。 した。第三回の審議会は六月十四 ことになった。

画予定の説明が行なわれ、これを

三、工事の進捗状況 について

長とする調査団によって行われま れた中川地区の牛久保町金子入に 同様駒沢大学講師加藤骨平氏を団 隣接する北山田町を中心に、昨年 今後は、住宅公団の宅地造成工 本年度は、四十九年度に実施さ 五、人事異動等の紹

介

歴史民俗調査行われ 北ニュータウン

る

事の進捗に合わせて順次調査を進 御協力をえました地元関係者をは なお、本調査の実施にあたって 計画局計画密長 計画局港北ニュータウン建設部長 動がありその紹介があった。 六月二百付で、市の人事異 近藤忠臣(前建設部長) 小林 弘親

めて行く予定です。

じめ諸先生方に対し、誌上をもっ

下水道局河川部長

河合 菊雄

川までの間で、防災ならびに造成

四、防災ダムについては、昭和五

調 查 終

地

2.

第 2 地区

(早渕川南岸)地 区

告するものとする。 いて、市は四半期毎に対策路に朝

十四年度以降は、早朔川及び大能

て、お礼甲しあげます。

、埋蔵文化財発掘 一、報告事項

四、地元会社設立準

二、土地区画整理審 ができた時点で再調整する。

議会について

いて説明があった。(別紙工事進

住宅公団の造成工事の概要につ

一、関連事業費(河

川改修)につい

住宅公団

排状況表を参照)

会長、会長代理に一任)検討する 委員会を設置して(委員の選任は いて協議したが、結論が出ず、小 の審議会を開き、評価員選任につ 小委員会は、五月二十四日開催 第一地区―五月十七日に第三回 住宅公団

> について 備委員会の解散

備委員会は定例会に先だち開催さ 会を解散した旨報告があった。 準 ☆ 十二月定例会の結論に従い 協議の結果 準備委員会委員長から準備委員 準備委員会

決定した。 以上の結論により解散すること 口中川地区で発起人の選出が あり、準備委員会の任務が終 全地区一本でまとめる努力を したが、まとまらなかった。 があれば、臨時の定例会を開いて 丁承した。 なお、新田地区から変更の要請

0-0-0-0-0-0

0000000

0-0-0-0-0-0-0

月に住宅公団の工事計画の見通し

なお、発掘調査計画は、本年十

(概

要)

昭和五

十年 度

条件 本文河川改修費の改定

促進についてである。この表現に 防災ダムの取扱い、鶴見川の改修 覚書(案)の四項、五項とは、 ダムの取扱い、鶴見川改修促 改修の期限、負担条件、防災





6月開催の対策協定例会

たっ

社川越再開発事務所長にかわりま 牛島雪治前補償第二課長は関東支 地開発本部宅地管理第一課長に、

工事第二課長 工事第一課長 補償第二課長 補償第一課長 補償企画課長 庶務課長 (その他) 意出 次 井 編 紀 紀 紀 紀 伊 賢司 健 地喜 邦夫 義應 宏

た 内容の骨子と起草委員を決定し ったが、この決定に従い、一百十 成するための会議をもつことにな 河川改修費負担の条件を文書に作 五日に臨時定例会を開催、協定の 四月三十日の定例会において、

定したいという要請がありこれを り了承を得てから正式に意志を決 四、五については地元にもちかえ ととしたが、新田地区から覚書の を一部修正のうえ一応承認するこ 成した覚書(案)をもとに協議し た結果、定例会としては覚書(案) 本日の会議では、起草委員の作 担 画整理事業の負担(以下「地元負 度以降に延期された場合は公団区 成させるものとし、昭和五十四年 事業は、昭和五十三年度までに完 一、早朔川及び大熊川の河川改修

58

港北ニュータウン埋蔵文化財発掘調査

三、河川改修事業の執行状況につ 二、地元負担は、暫定改修に要す る。 円以内とする。 について、昭和五十三年度末まで る事業費(本改修は含まない) に完成することを前提に四十三億 という。はしないものとす

緑区 池辺町 828 付近

繰区 池辺町 329 付近

≠—14

15%

20%

協議することとした。

下水道局管理部長 口一斉」目付で、生を台港 宮腰 大畑 稔 繁樹

二、臨時定例会の

催及びその結果

下水道局建設部長

つき新田地区で検討することとな

上必要とするものを除き撤去する

ったもの。

第二課の新設 異動があり、その紹介があった。 北開発事務所で機構改革及び人事 補償企画課、工事第一課、工事 機構改革 石丸善康前庶務課長は首都圏宮

※ 覚書は、昭和五十年七月二十 うえで、市と対策協とで「覚書」 に調印するはこびとなった。 て了承が得られ、市長決裁を得た (別紙覚書(案)参照 四日付で調印された。 覚書(案)

うち、二、地区外についての内 果、昭和四十六年三月三百地元か 改め両者は覚書を締結する。 による概算四十三億円とする。に らの要望書「港北ニュータウン計 う。)に伴う関連河川改修事業費の 川の項は下記を条件に「市の提案 画事業費の負担について」の記の という。と横浜市が協議した結 開発対策協議会(以下「対策協 負担について、港北ニュータウン 第一、第二地区土地区画整理事業 国際港都建設事業橫浜北部新都市 (以下「公団区画整理事業」とい 港北ニュータウン計画事業横折

設事務所会議室において臨時定例 ととにより、六月二十七日午後一 きょ以降の条件をつけたいという 書(案)の四について"ただし書 院四十分から港北ニュータウン建 "ただし書き"以降の条件につい 協議の結果、新田地区からの 新田地区の地区協議の結果、覚 について

(昭和50年5月31日現在)

五、横浜市は、鶴州からびに早 する。 う特段の努力をするものとする。 朔川の国直轄に係る河川改修事業 五十年八月五日開

報告事項

は、市は責任をもって直ちに解決 ものは撤去しないものとする。 が完了するまでは、防災上必要な ものとする。 け、ただし、鶴見川の暫定改修 口、前項の事態が発生した場合

(暫定改修)を同時に完成する上

の概要」についての報告・説明が う港北ニュータウンの記録映画 あり、更に事業の理解を深めるよ 公団の土地区画整理事業及び工事 業諸事業の概要報告」「日本住宅 並びに建設事業に関連する本市事 告」「選北ニュータウン基本計画 タウン開発対策協議会の、経過報 「未来都市への挑戦」「新都市へ 会議連営としては「港北ニュー

の報告があった。 横浜市議会全員協議会室で、第 問団会議報告 十一日開催の顧

十九回顧問団会議が開催された旨 り報告された。 発掘調査進捗状況が別添資料によ

三、土地区画整理審 文」冊子が配付された。 文化財調査報告としての「金石 対策協から再度要望された。 なお、港北ニュータウン地域内 これに対し、調査の早期終了が

の第三回土地区画整理審議会が開 昭和五十年六月十四、第一地区 議会について 住宅公団

第5工区

第5工区

のスタート」の三編が上映され

備考 查 遺 跡 造捗状况 調 查 0 成 100% S .50.5.31 縄文時代土拡郡および集石(土拡31基、集石2基検出) 古墳時代集落址(竪穴住居5基、古道跡4系統検出) 緑区 荏田町3867付近 第1工区 -18 中 查 弥生時代環濠集落址(竪穴住居80基、環濠址北部におい て環濠址の重複を認める。)なお、北東部において一部縄 文時代集落址との複合を認める(竪穴住居 8 基検出) 港北区中川町1170付近 第9工区 75% 緑区 荏田町3638付近 20% 縄文時代集落址(竪穴住居2基、土拡2基検出) 第1工区 緑区 荏田町3596付近 75% 第1工区 J-25 緑区 荏田町3680付近 第1工区 10% 縄文時代の遺物出土 y **−57** 緑区 荏田町3912付近 60% 縄文時代土拡群 第5工区

縄文時代の遺物出土

縄文時代の遺物出土

、昭和五十年七月

昭和五十年七月三十一日現在の 報告 調査の進捗状況 埋蔵文化財発掘 教育委員会

れたが、結論を得るに至らず、評 会」での審議経過等の報告がなさ ついての諮問に先立ち、第二回審

磁会において設置された「小委員

東京電力(株)

調査方法は、四十九年度に建じ

価質の選任については次回継続番

港北ニュータウン埋蔵文化財発掘調査進捗状況一覧

委員会 (昭和50年7月31日現在) 教育

1. 調 査 終 了

地区	調査遺跡	進捗状況	200	查	n	成	果	備	考
第	ハー6 新羽町4555番地(付近)	100% S.50.7.29	縄文時代炉穴群			T	LIN	第22	IX
早川	リー25 荏田町3956番地(付近)	100% S.50.6.21	繩文時代集落址 古墳時代集落址	(竪穴住居 (竪穴住居	1基、炉穴 4基、柱穴	1基、土拉列=高床式2	群検出)	第1	工区
川南岸地区)	リー56 荏田町3912番地(付近)	100% S.50.6.16	縄文時代土拡群			1	No.	第5	工区
KK	リー57 荏田町3680番地(付近)	100% S.50.7.28	縄文時代集落址	(竪穴住居	2基、土拉	群、埋設土	器多数出土)	第1	IX

第一類	C-8 中川町1170番地(付近)	85%	弥生時代環濠集落址(竪穴住居88基、北東部重複環濠検出) 縄文時代集落址(環濠北東部縁辺に竪穴住居24基検出)	第9工区
第一地区(早渕川北岸地区)	C-9 中川町1152番地(付近)	30%	歷史時代修法壇(古銭3枚、燈明皿4個出土)	第9工区
地区区	D-9 北山田町2404番地(付近)	60%	縄文時代集落址(炉穴1基、集石1基、土拉群、住居址1基検出)	第11工区
第	ハー9 新羽町4551番地(付近)	10%	縄文時代の遺物包含層を確認	第22工区
二地	チー53 池辺町 259 番地(付近)	45%	縄文時代集落址(竪穴住居18基確認、土拡群検出)	第5工区
区	リー2 在田町3638番地)付近)	40%	縄文時代集落址(竪穴住居3基、土拡2基、集石2基確認)	第1工区
(早渕川南岸地区)	リー6 荏田町3627番地(付近)	10%	操	第1工区
南岸地	リー59 荏田町3159番地(付近)	30%	古墳時代集落址(竪穴住居4基、柱穴列2基、土拡群検出)	第1工区
Ø.	チー14 池辺町 329 番地(付近)	25%	縄文時代遺物出土	第5工区

港北地区工事進捗状況

(昭和50年5月末日現在)

地区名	工事区分	請負業者	工期	進捗率	備	考
港北第一地区	仮設工事 (D-9・10その 他工事)	日本機械土木(株)	昭 49. 7.21 1 50. 8. 4	85.0%	造盲代 成 暗 代 所 の の の の の の の の の の の の の	95% 100% 100% 95% 30%
港北第二地区	1 工区整地工事	大成建設(#)	昭 49.11.12 ~ 50.11.6	24.0%	造盲伐ダ仮 エ 事渠根ム設	5% 100% 63% 42% 100%
	5 工区整地工事	鹿島建設㈱	昭 50.3.1 1 50.12.25	13.0%	造盲伐ダ仮 工 事集根ム設	8% 32% 70% 14% 12%
	その他工事 (樹木移植等)	三橋建設(株) 他6社	昭 49.11.26 50.4~6	98 %	1号苗圃造成及び樹木 1工区樹木移植(その1 1工区樹木移植(その3 5工区樹木移植工事 1号苗圃さく井工事	、その2)工事 (竣工)

港北地区工事進捗状况表

(昭和50年7月31日現在)

地区	工事区分	請負業者	工 期	進捗率	備	考
第一	D-9・10 その他の工事	日本機械土木(株)	S.49. 7.21	100%		
地区	11"工区整地工事	馬淵建設(株)	S.50. 6. 1 S.51. 4.25		準 備 中	
第二	1 工区整地工事	大成建設(株)	S.49.11.12 S.51. 3.25	32%	造盲伐 所 所 後 所 後 の の の の の の の の の の の の の の の	10% 100% 70% 60% 100%
地区	5 工 区 整 地 工 事 (仮設含む)	鹿島建設(株)	S.50. 3. 1 S.50.12.25	42%	造盲伐グ仮 取 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	40% 95% 80% 35% 70%
既に竣工している	第2 地区 仮 設 道 路 工事 (D-14上事用道路) 第2 地区 1' 工区 整地工事 第2 地区 計木移植(1工区) (その1、2 工事) 第2 地区 樹木移植(1工区) (その3、4 工事) 第2 地区 樹木移植工事 (5 工区)				S.49. 3.15 竣工 S.50. 3. 3 竣工 S.50. 4. 4 竣工 S.50. 5.29 竣工 S.50. 5.29 竣工	

地区の仮設工事(その一)は、八 別孫資料により説明があり、第一 四、公団の工事概況 住宅公団施行の造成工事概要が について 住宅公団

方依頼があった。 述べ、市・対策協に対しての協力 も説得交渉に更に努力することを 見通しである。 この事に対し、東京電力として

し、今年十月以降にもちこまれる 発表した工事スケジュールは遅延 の土地使用承諾が得られないため の進捗については、一部で地権者 架線切り換え工事ができず、前に 感謝する旨の挨拶があった。工事 これまでの対策協、地元に対し 日から二十日までの一週間を予定 得られた。 おこなう旨の説明があり、了承が

なお、調査期間は、八月二十五

厳となった旨の報告である。

七、第九部会の経過 している。 七月下旬に業種別にヒヤリング 報告

宅地会の質問書 について

ような損棄かなされた。

告があった。

を次表の日程でおこなった旨の報

開催回数(月日) 業 別 第1回(7.22) 建設業関係 23 第2回(7.24) 製造業関係 25 第3回(7.29) 10 卸小売業関係 第4回(7.30) サービス業関係 6

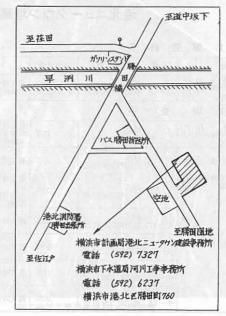
九、人事異動につい

て

十五日人事異動があり、前林首都 圏宅地開発本部長の後任として、 交島忠恕新本部長が就任紹介され 新田地区常任委員長から、 二、協議事項

日本医公司において、七月二 次の 承した。 形で、次回以降にもちこすことと との関係もあり、継続審議という 口については、区画整理審議会

協議の上事務手続をとることを了 加入については、定例会委員の費 させてはどうか。 画整理事業に対する意見等を反映 同が得られ、会長が該当者全員と 協議の結果、一口の定例会委員の



【前ページつづき】

月四日終了の報告等があった。 五、東電の鉄塔移設 について

催された旨の報告があった。

内容としては、評価員の選任に

六、歴史民俗調査に ついて

を中心として歴史民俗資料の調査 四十九年度に引続き、北山田町

収集がおこなわれる予定である。 地元参加 員 数

対する回答がなされた旨の報告が 説明され、八月一日、同質問書に あてに提出された質問書の要旨が - タウン小規模宅地所有者の会 (会長・崖田秀男氏)から、市長 昭和五十年七月五日、港北二二

って、区域住民の参加を図り、区二 換地設計研究会(仮称)を作 議会定例会委員に加入してもらっ審議会の会長、会長代行を対策協 てはどうか。 第一、第二地区土地区画整理

務 所 案 内

港

横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区勝川町760 TEL

北 ュ 1 3 ウン建設 P R 版 のために 新しいまちづくり 研究会

中小企業の協同組合に て説明会開催

考えております。」

て逃北ニュータウン開発対策協議 すがこれについても、研究会で検 て、建築協定などが必要となりま 育ててゆくための自己規制とし 同時に、それをみなさんが、守り

行う場合、注意しなければならな なければならないのですか。

□生活対策として不動産経営を

い点は、どんな点ですか。

「新しいまちづくりのために」 会を通じて、実現していきたいと 討を進めており、皆様の管同を得

どの問題を同時に解決する良い方

□人□・日照・環境・採算性な

込かありますか。

前文より)

六 部

とおりです。

具体的なデーマを収上げ、検討を は、四十七年以来、魅力あるまち 重ねてきました。この研究を地元 営とその採算性について」という として「アパート、マンション経 では、地元農家の生活対策の一環 づくりと地元の生活対策を目標と したパンフレット「新しいまちづ にPRするためにわかり易く解説 して研究を進めてきました。 第六部会(部会長 鈴木清氏) 逃北ニュータウン建設研究会で

まいりました。

策協議会儿月定例会に報告されま りましたが、この程できじりまし くりのために」の作成を急いでお たので、港北ニュータウン開発対 このパンフレットの要旨は次の りますが、ここでは、造成後の生 と、将来造成後の生活設計とがあ 活対策には、工事中の生活対策 のものが考えられます。なお、生 すが、その利川方法としては、次 地として利用出来るようになりま 畑、山林が、宅地造成されて、宅 (公団開発地区)では、現在の田

現してゆくために、具体的なデー が中心となって、逃北ニュータウ 以来いろいろ研究と検討を進めて ン建設研究会をつくり、四十七年 マを取り上げて、地元有志の方々 対策を目指しています。これを実 から一人の落伍者も出さない生活 るまちづくりと、地元の方々の中 「港北ニュータウンは、魅力あ その他の土地利川があります。 は ②の経営的川地としての利川に 造成後の生活設計としては、①自 活設計について述べます。 レジャー施設、スポーツ施設 ⑤ 的利用。③観光農園、貨農園 用地としての利用があり、更に、 家川川地としての利川 ②経営的 ①不動産経営、②暫定的な農

校に始まって、上水道、下水道の 管の太さに至るまでのその他の各 には、計画人口と道路、公園、学 上げました。魅力あるまちづくり ョン経営と採算性の検討)を取り よる生活対策(アパート、マンシ 六部会では、この内不動産経営に 港北ニュータウン建設研究会第

土地区回整理事業を行なう地区

逃北ニュータウン計画のうち、<

りいろいろな声や、で意見は討論 策は地元の方々、各自の問題であ 立てていただきたいと思います。 活対策の判断資料の一助として役 手もとにおとどけしますので、生 前提に検討を重ねてきました。 の3つの条件を同時に満すことを ③収益採算性を確保すること、こ ②日照等の環境問題を考慮しつつ 先ず ①計画人口との調整、次に 不動産経営を検討するに当っては ここに研究の成果を、皆様のお 魅力あるまちづくりと、生活対

を経て逃北ニュータウン開発対策

が、何よりも必要です。そこで、 種の公共、公益施設とのバランス

> 第 匹

回港北ニュータウ

建設安全管理連絡協議会

月

13

H

開

催

とになりますので、このパンフレ に要望し、実現を目指していくこ

どに関する川語の解説が加えられ 川途制限、及び日照等指導要綱な

内藤正康氏)では、横浜市中小企 ン建設研究会第九部会(部会長・ は、建築物の形態制限、建築物の

九月二十二台、港北ニュータウ

九 部

会

ったものです。

論に達し、この説明会の開催とな

問形式で構成されており、最後に

また、このパンフレットは、質

協議会において集約し、公団、市

00000000000000

製造業建設業の方へ 原動機を使用している

港北ニュータウン建設研究会

て製造業・建設業等を営んでいる 北ニュータウン開発地区内におい になりました。 力について思談公を開催すること 方で、かつ原動機を使用している ました菜種別懇談会に続いて、港 これは、製造業・建設業関係者

第九部会では、七月下旬に行い

作業場を、この区画整理事業の中 の経営基盤である工場、あるいは

でどのように収り扱ったらよいか

について、関係者の告さんので意 一、山崎 二、場所 港北区勝田町七六〇 指針とするために開催するもので 見をお聞きし、第九部会の研究の 日(木)午後一時半よ时昭和五十年十一月二十 り四時まで 兆北ニュータウン建立

次いで、今回の主要議題である

八月三十日、港北ニュータウン

提出したものです。

8月

再質問書提出する

地

再度質問書を提出しました。 田秀男氏)は、横浜市長あてに、 小規模宅地所有者の会(会長)岸

されました。

また、十月九日、宅地会から要

これは、七月五日、横浜市長あ

路・港北区年久保町附近)が、八 第1工区(緑区荏田町附近)の進 報告、及び現在施工中の第二地区 いました第一地区仮設その一工事 が、10月13日 (月) 港北ニュータ るための基本方針を確立すること 捗状況も報告されました。 での安全管理計画について協議会 催されました。 ウン建設事務所会議室において開 ータウン建設安全管理連絡協議会 を目的として設置された逃北ニュ 月四日をもって無事終了した旨の で審議調整され工事が進められて (防災ダム9号・10号・工事川道 当日、日本住宅公団から、今ま

画について説明を受け、活発な質 建設)の工事に関する安全管理計 毘鳥建設) 及び仮改その二工事 近、面積ニー・ハヘクタール、 第二地区第5工区(緑区池辺町附 (防災女厶18号、緑区池辺町附 面積九・五ヘクタール、鹿島

答に対して、更に、再度費問書を

る回答を行ないましたが、この回

長との話合いがもたれました。 の件について同会と横浜市計画局 求書が提出され、十日十五日にこ

八月一日市長は、同質問書に対す てに同会から質問書が提出され、

整し、地域住民を公衆災害から守 事業の工事に関する安全計画を調 日本住宅公団施行土地区回整理 10 なく、地元消防団にも事前に連絡 する場合は、所轄の消防署だけで 意見等は、次のとおりです。 疑応答がありました。 「伐採・伐根したものを熱却処分 席上、各委員から出された主な

について早急に検討してほしい。」 となっているので、取扱い方法等 してほしい。」 「工事用道路は、交通規制の谷間

> してはしい。」 事前に病院と交渉しておくように 「事故発生した場合の救急病院は

ていきます。 取入れ、第5工区、仮設その二工 事の工事を、円滑に、安全に進め 工事予告板を設置してほしい。」 れた意見を、安全管理計画の中に 「工事区城周辺の主要道路には、 公団では、今回各委員から出さ

▽資格 名、ごみ・し尿収集員 クレーンマン(天井走行)若干 ポイラーマン(一級)若干名 若平名

十七歳までの男子 中卒または高卒の十八歳から三

(六七一一二五〇九)へ郵送また (採川予定は、五十一年四月以

訂正

中で「兆北ニュータウン小規模宅 日質問書提出する」とありますが 地所有者の公、横浜市長に7月11 论びして訂正いたします。 「7月5日」の歌りですので、 本紙のニニ・号第一前の見出しの

集

▽職種 職員

▽申込受付 (写真貼付)を環境事業局厚生課 十一月二十五日までに履歴書

お詑び・

答は、九月十二日に同会長に手交

この再覧問書に対する市長の回

師として招き、主に協同組合に関 業団体中央会の饗庭秀忠参手を講

ともに真剣に収組んでいただきた

ております。

この質問の主なものは次のとお

いと思います。

いて地元の声を反映させていくと

ならないのですか。 利川を、何故今から考えなければ

故土地利川や、色々な規制を考え

□自分の土地でありながら、何

なお、魅力あるまちづくりにつ

□兆北ニュータウンの中の土地

その作業班のうち、建設業関係作 研究を促進する必要から、各業種 業、製造業、卸・小売業、サービ て事業協同組合を設立し関係者の 開発地区内の建設業関係者によっ 業班 (代表 渡辺忠吉氏) では、 毎に四つの作業班を設けました。 談会を開催しましたが、その後、 ス業の四業種に分けた業種別の思 生活対策を図る必要があるとの結 数回にわたり会合を開いた結果、 これは同部会が、七月末に建設

格②主な協同組合の種類・内 容と会社との比較 ③ 協同組合 同組合についての ® 法的な性 討誠かおとなれれました。 などについての説明があり熱心な の資格と発起人数⑤ 事業の内 の基準と活動の原則 ④ 組合員 この説明会では、中小企業等協 ⑥組合に対する保護助成、

□環境事業局現業

日本不助實製行不動産鑑定部於 横浜地方法移局川和出張所込 た。 いての同意が得られ、第一地区の 評価員として次の七氏が決まりま この結果「評価員の選任」につ 滑川 今 里 正 之氏 明 氏 及びこれに関連する質疑が行なわ

れていることから今回一連の採査

一関する重要拠点となっていると

河川名

海

Ш

大

熊

111

I 種

護是工事

用地買収

橋梁架換

護岸工事

用地買収

橋梁架換

五十年九月六日開 催 会 開発事務所) (於 公団港北

土地区画整理審議

上不動産鑑定事務所長 近 公司計画局計画部技 市港北区課稅課及 藤忠 上 臣 臣

氏

東京土地区回路坦场会顧問 中 飯 田澄 島 七 郎 男 氏 氏

議会委員合同の審 映のあと「土地利川計画」の説明 開発事務所) 港北ニュータウン関連映画を上 五十年二十六日開 公団港北 復をする。

の選任」について審議が行われま

継続審議となっていた「評価員

、評価員の選任

日本不動産研究所不動産鑑定部長 谷敬三 氏

期

満水をおこなうので、爆発と同時 部につめたダイナマイトの上には られない爆発にさいし、竪穴の下 百メートル雕れるとぜんぜん感ぜ 点では人体に軽く感じる程度で五 させる予定。 安全性 中心から三百メートル離れた地

なったことがあり、相当に解明さ 四十四年防災センターが既におり 共に噴出するので地下水の汚染は に気体化したダイナマイトは水と 一部破かいされるが即座に現状回 当地域における爆発実験は昭和 なお、爆発により下部の孔壁が

起ることを危惧し、それに備える 日本建築学会では、将来地震の 開発センター フジタ工業技術

で、周辺住民等への影響は皆無に ・一五ミリメートル程度のもの 安全性 実験による地盤最大振幅は約○

うものである。 ことによって岩盤の探査をおこな 知の現状で、これを人工加震する 岩盤の深さ等については殆んど未 市附近の地下に埋もれている固い 究を進めている。ところが、調布 地震の前ぶれをとらえるための研 東京付近の地殻活動を飽削し、大 実験内容

町、荏田町の各一部)附近に直径 ラムのダイナマイトを爆発させ メートルおこない、約四百キログ 十三センチのボーリングを約八十 第一地公第五区(楼)的

十分~三時三十分の間に一回爆発 五十年十一月三十日午前一時三 告され了承された。 七、市営地下鉄三号 いて別添資料により進捗状況が報 早朔川、大熊川の河川改修につ 線について

氏

で逃北、緑区民会議でも報告並び 1ト選定問題についての報告」が 三号線建設問題調査会から、市民 容について概要説明があった。 に対し「横浜市営地下鉄三号線ル の時期について質問があった。 ニュータウン地域の都市計画決定 なされたが、これは五十年一月二 説明されたもので、報告書の内 - 五日の中間報告に次ぐ最終報告 昭和五十年八月十八日、地下鉄 交通局

次いで昭和五十三年度に開連を なお、次別定例会でもう少し詳

日開催 五十年九月二十五 (概 要

、振動実験につ

し、十一月中旬から年内にかけて

二回本実験をおこなう予定。

によって実験体及び周辺の地盤の 体をニヌートルほど埋設し、上部 五メートルのコンクリート製立方 地に約五メートル×五メートル× 扱動性状を観測する。 に起振機を設置して加震すること 五十年十月末頃に予備実験を 港北区勝田町五三番の一の土 報告するよう要請した。 を強調するとともに実験の成果を 二、爆発実験につい 策協としては実験に関する安全性 了解を得たと報告があったが、対

地震予知研究計画の一環として、 国立防災科学技術センターでは 術センター 国立防災科学技

る予定と報告があった。 五、公団の工事概況 土地利用計画等について説明され た旨の報告があった。 一地区の合同審議会が開催され、 なお、九月二十六日、第一、第 について

告する旨の説明があった。 り、その結果を早急に対策協へ報 された。なお、今後の工事の進め 況が別添資料により報告され了承 六、河川工事進捗状 力について現在見直し作業中であ 日本住宅公団施行の造成工事概 日本住宅公団

況について 下水道局

対する回答が抽象的であるとして 会(会長岸田秀男氏)から市長宛 書面でおこなった行の報告があっ のである。九月十二日、四谷を 再度、具体的回答を求めてきたも 去る七月五日に出された質問書に に再質問書が出された。内容は、 八月三十日小規模宅地所有者の て 問書提出につ 有者の会の再質 計画局

50 年 度 施行計画

2.010 m

4.100 m

1 (矢橋)

386 m

(下村)(下熊) (川根) 3

早渕

三、埋蔵文化財発掘 く要請した。 安、疑心の起らないよう措置を強 元への説明と了解を充分にし、 報告があった。対策協としては地 不

> 成し提出するよう要請があり工事 するための工事スケジュールを作

をおとなっているが、特にその重

係者以外の者の立人を禁止すると

実験場の周囲には柵を施し、

共に掘削土の一時保管は一メート

ル以下の盛土に押え安全対策の万

全を図る。

掘調査状況が報告され了承され 昭和五十年九月二十日現在の発 調查進捗状況報 告 教育委員会

告

町会長には既に実験概要を説明し 実験地及び資材の搬入経路に隣接

四

、土地区画整理

審

なお、

があった。

議会について

冊子が配布された。

している地主及び勝田、大棚町の

ととなったものである。 会社として本研究の推進を図るこ となりフジタ工業例他2社を担当 作用に関する研究をおこなうこと 要性にかんがみ建物と地盤の相互 整備規準の改正、耐震構造の開発 ための研究課題として耐震規定の

ついては全員一致で同僚がなされ 潜説となっていた評価員の選任に 区画整理審議会が開催され、継続 九月六日第一地区の第四回土地 日本住宅公団

協委員委嘱につ

された。

ないので折衝を続けたいと報告が 理審議会の会長、会長代行と折衝 あり了承した。 した結果、一部確答が得られてい 九月十七日第一地区土地区画数 換地設計 いて 研究会 会長

考

進捗率 0%

進排率

0%

谁挑迎 100%

考えをはかりたいと提案があり対 いということで住宅公団としては なっていたが、拠地に関する問題 との関係もあって継続審議事項と 十月からの審議会に公団としての は審議会において検討した方が良 八月定例会で、区回整理審議会 日本住宅公団

80 m 請負業者 高部建設 9.25~51 .3.31

なく密議会で検討することとなっ 地設計に関する事項は研究会では 策協では公団の意向を了承し、換 一、小規模宅地所 川·大熊川改修事

12件

1件

備

その2 {護岸延長工期 50.

業進捗 状 況 (昭和50年9月25日現在) 横浜市下水道局

(仮称)の設立

について

スケジュールを提出することとな 九、第一、二地区土 三十日までおこなわれた旨の報告 がなされ協力に対する謝意の表明 資料の調査収集が八月二十五日~ 北山田町を中心として歴史民俗 歷史民俗調查報 会の会長並びに 会長代行の対策 地区画整理審議 前回の金子入調査の報告 計画局 う三条件を同時に満すことを前提 田各氏の説明があり、計画人口と 後、六部会作業班の金子、関、飯 とめあげた。部会長の概要説明の として研究してきたが、この程 くりと、地元から一人の落伍者も しつつ収益採算性を確保するとい の調整、日照等の環境問題を考慮 第六部会では、魅力あるまちつ 告 (第六部会)

したパンフレットにその成果をま に研究して来たものであると報告 出さない事を生活対策の研究課題 「新しい町づくりのために」と順 事 務所

意見が一致し、その方法について をくまなく地元にPRすることに 対策協としては、この研究成果

た

次期定例会で協議することとなっ

十三、その他 について質問があった。 東京電力㈱の旧鉄塔の撤去時期

しく説明してほしい旨要請があっ 第六部会長 設 研 究 報 会

案 内

至道中坂下 至在田 ガソリンスタント 早渕 111 八又勝田拊图 卷北消防署 /I勝田出張/扩 至勝田闰地 横浜市計画局港北ニュータウン建設争務所 (592) 7327 電話 至佐江产 横浜市下水道局河川工事事務所 電話 (592) 6237 横浜市港北三勝田町760

800 m (80) m0

数 量

捗 進

(434) m

46m *()内は 発注数量

1,136.14 m

0

386 m

0

状 況

進捗率

2.3%

27.7%

0

100%

(注) 進捗率は50年度施行計画に対するものである。 況 表 状 表 I 捗

日本住宅公団 (昭和50年9月20日現在) 進捗率 考 洲区 T ate X 請負 業 期 備 分 者 I S.50. 6. 1 第地一区 11" 工区整 地工事 準備工事中 馬淵建設(4) S.51. 4.25 25% 100% 95% 80% 100% 成正 造盲伐ダ仮 事渠根ム設 第 S.49.11.12 開 抜 1 工区整地工事 大成建設(4) 40% S.51. 3.25 = 5% 100% 90% 70% 85% 成 工 暗 抜 造盲伐 事渠根厶設 地 工区整 地 工事 S.50, 3. 1 鹿岛建設网 62% S .50.12.25 K (仮設含む) 仮 仮設道路工事(D-14工事用道路) 第1 工区整地工事 第1 工区付水移植(その1~4)工事 第5 工区樹木移植工事 D-9.10 その他工事 .48. 3.15 竣工 50. 3. 3 竣工 50. 4~5月竣工 50. 5.29 竣工 50. 8. 4 竣工 既に竣工し な主な 二地区二地区二地区二地区 S. 郊郊郊郊郊

ータウ

編集・発行=横浜市計画局港北ニュータウン 建設 事務 所

横浜市港北区勝田町760 TEL 592-7327

〇商業経営関係 〇 四回目となり、過去 設して以来、今回で う精神であろうと思 らが切り開く」とい からの将来は、自か 重点については「自 生活対策 〇造成計 貸家アパート経営関 内容の主なものは、 を数えました。相談 百五十八名の来所者 所を地元各地区で開 七年度に第一回相談 おります。 いうことで実施して お役に立てれば、と にあづかり少しでも がらについて、相談 算性等多方面のこと 格、そして経営の採 ろう各種制度や資 に必要とされるであ 確立しようとする際 の生活設計を新たに ております。 て、転業などの将来 生活再建の道の最 ル等多岐にわたっ 〇工事スケジュ 〇工事期間中の

ウン建設事業によっ 事業は、地域のみな 生活対策相談所開設 さんが港北ニュータ 港北ニュータウン 事例の紹介など側面 対して、資料の提供 心構えを持った人に 対策は、このような 構えを持たず他力本 ようです。 成功した例は少ない 願で実行した人は、 になります。 から協力をすること いてもこのような心 従がって市の生活 生活対策相談所 先進地の事例にお

> ぎの日程で開設しま 今回の相談は、つ

通して横浜市計画局 が、これは特に強化 さんの各種の相談を 設事務所では、みな 日においても年間を いる訳で、その他の 期間として実施して しか開設されません お受けしておりま 港北ニュータウン建

さるようお待ちいた しております。 事務所 ふるってご来所下

場所 まで 横浜市計画局港北 午後一時から四時 ニュータウン建設

ある一定の日時

昭和五十一年二月 中の毎週火曜日及

日す。

巡回相談所の相談風景です。 公民館において実施した生活対策地元 左の写真は昭和四十九年三月、 北山田



71

宅日 公本 団住 上事 スケジ ے ا ル 説 明され ろ

11 26 港北ニュータウン開発対策協議会

11月定例会開催

のとおりです が、横浜市計画局港北ニュータウ ウン開発対策協議会十一月定例会 参照)十一月定例会の議題はつぎ た。(本号ニュータウンニュース か開催された旨の報告がありまし タウン開発対策協議会顧問団会議 十一月二十五日開催の港北ニュー 本住宅公団における人事異動と、 した。当日は、討議に先がけて日 ン建設事務所において開催されま (1) 港北ニュータウン建設研究 十一月二十六日、港北ニュータ ニュースの「対策協だより」を連 会定例会の模様は、ニュータウン 理に関する調査研究」の業務委

改選に伴う委員会会長の対策協

委員の委嘱について

(4) その他 (4) その他 (2) 公団の工事スケシュールに 水田の使用料改訂につい 「現況保存区域の保全管 ましたので、早い時期にみなさん じてみなさんにお知らせしており た。他の議題については、後日 工事スケジュール」というみなさ ますが今回は、議題(2の「公団の にお知らせすることになりまし んにとって関心の深いものがあり 議題22では、公団施行の土地区

会第9部会の中間報告

画整理事業の工事のスケジュール についての説明がなされました。

託について

補償交渉の委託について

港北、緑区の農業委員会

団は最善の努力をしますが、権利 いつつ作成した。この事業を予定 るスケジュールということで過去 は本年初頭より、真に責任のもて ケジュールは、四十七年に作られ 者のみなさんの協力をいままで同 どおりすすめていくために当然公 三年間を反省して、その欠陥を補 定より二年費してしまった。今回 たもので、認可を受けるまでに予 ありました。「いままでの工事ス 発本部長より、次のような説明が 先づ日本住宅公団百都圏宅地関

港北ニュータウン開発対策協議

会長代行の委員委嘱につい

土地区画整理審議会会

所長および事業計画課長より工事 についての具体的な説明がありま つづいて、公団の港北開発事務

の数などの絶対量に対して公団の

きのとおりです。 初予定した期日に比較して約二年 画及び施行規程に対する認可が当 がりの遅延をみたことです。 第二に、認可後大規模な造成工 第一に、建設大臣による事業計

因には、事業区域の規模・権利者 ざるをえなくなりました。この原 め全面的な補償交渉の進捗が遅く ところが生じ、これらのケースの 事に着手すべく第一着手地区での なり、全体的なスケジールを改め 解決に総力をあげました。そのた 難性から、一部に交渉が不成立な 始しました。ところが仮換地の決 定前に移転交渉を進めることの困 家屋移転並びに土地使用交渉を開

えないことになった主な理由は次 けられます。

今回スケジュールを改めざるを 柔軟性を欠く面があったことがあ

影響をできるだけ小さくするよう 改善、一部の遅延が全体に与える うな方針を立てました。 (1) これまでの事業の進め方を このような点を反省し、次のよ

以前に大幅な推進を図ることが困 に土地使用交渉は、仮換地の供覧 進管理体制の確立を急ぎます。 (2) 補償及び家屋移転交渉並び

住居用地として利用する先行的小 規模地区の造成に必要な補償交渉 難であることを認識し、当面は仮

者の参加も求め広く適切な事業推 労めます。

具体的には、

地元権利 は、地区外にも仮住居用地を用意 が、事業の早期完成を図るために する必要があり、将来公共・公益 の上でも適切な場所に選定します 内の比較的家屋が少く、牛活環境 (3) (2)の先行的造成地は、地区

五十二〜五十三年度中に完了する 対する地区外取付排水路は、昭和 者の協力をお願いします。 (4) 早渕川・大熊川及びそれに

及びその造成工事に主な精力をそ

用地として利用でき得る用地を選 定し、早急に準備したいので権利

見込であり、仮換地供覧(昭和五 こととします。

期を勘案して造成技術上の手順か 工する第一期工事と排水路整備時 に整理し、昭和五十三年度迄に着 上三つの大区分に従って事業の下 を第二期及び第三期に分割し、以 ら昭和五十四年以降着工する区域 造成工事上の区分、手順を技術的 以上のような条件をもとに 答がありました。

画はスケジュールを作る上での基 と判断されます。 が、地区外仮住居用地の手当が適 ルとして昭和六十年度完成も可能 し昭和六十二年度と設定しました これらの説明の後、「公団の計

切に行われれば、最早スケジュー 工事完了時期は昭和六十年度ない

系の下流部から大規模造成を行う て、昭和五十四年度から地区内水 十二年度後半)の時期をも踏まえ

成するべきだ。」など活発な質疑応 本姿勢そのものが問題だ。」「六十 一年案は遅すざる。もっと早く完

港北ニュータウン建設研究会

は、この構想を具体化するための

諸問題、たとえば、

すべきか。

造 談会開 業 建設業関係者の か n る

タウンの開発地区内で原動機を使 去る十一月二十日、港北ニュー

の懸談会が、港北ニュータウン建 用している製造業・建設業の方々

な問題点があるか、また、どのよ

設事務所会議室において開かれま

々と製造業・建設業関係者が意見 会長内藤正康氏)の研究員の方 第九部会(非農家の生活対策・部 に、港北ニュータウン建設研究会 業が進展していく中で、どのよう 交換をして、今後土地区画整理事 三号)でもお知らせしましたよう この懇談会は、本紙の前号(二

まり熱心な話し合いがもたれまし 当日は、三十一名の関係者が集

⑤工場を将来拡張するような場

とするのが適当か。

合の用地は、いまから手当して

を、すでに、この部会で打ち出し ては、「工場の集合換地」の構想 た。特に、工場等の関係者につい 果に反映させるようにしてきまし 数多くの関係者ので意見を研究成 わたり関係者との懇談会を開き、 部会の指針を得るために開かれた

①工場の機能との関係で工場敷 工業地域のような指定を予定す ③将来の用途地域指定では、準 ②一箇所にすべきか、数箇所に ようなところが適当か。 日工場の集合換地の場所はどの

地については、どの程度の規模

べきか。

第九部会では、これまで数回に

おくべきか、などの点を中心に

ておりますが、この日の懇談会で

港北ニュ 建設事業協同組合(仮称) 1 設立準備委員会設立される 夕 ウ

員会を発足させて、組合設立の準 ウン建設事業協同組合設立準備委 りまとめ、今後は、港北ニュータ 備を進めることになりました。 において、今までの作業結果をと 北ニュータウン建設事務所会議室 渡辺忠吾氏)では、十一月七日港 第九部会の建設業作業班(代表 検討されてきたものです。

> 上で、関係者への呼びかけを行な 委員会として、定款案の検討、事 に報告した上で、正式に設立準備 業計画書の作成などの作業をした 今後は、十一月の対策協定例会

体制を作っていこうという目的で は、仕事を共同受注しうるような 経営改善資材の共同購入、施設の 係者がこの機会に大同団結して組 共同設置などを協同で進め、将来 合を設置し、組合員の福利厚生や これは、開発地区内の建設業関

です。 作業結果を取りまとめていく予定 団の換地設計に反映するように、 の研究を進め、対策協を通じて公 された意見を参酌しながら、今後 話し合いが進められました。 第九部会では、この懇談会で出



残土等の不法投棄

ついてお願し

等をひかえて最密りの警察署が横

浜市環境事業局へ通報してくださ 見かけた方は、自動車のナンバー 間持ち込まれるものが多くなかな の不法投棄が多いため、パトロー ニュータウン地域内のゴミ残土等

います。もし、このような現場を か投棄現場を発見出来ず苦慮して ルを行って監視していますが、夜

横浜市並びに日本住宅公団では

連絡先

横浜市環境事業局

雷(41)〇八五三

東部特別事務所

れます。

物の処理及び清掃に関する法律

なお、違反者に対しては、「廃棄

により五万円以下の罰金が科せら

他北区長、計画局港北ニュータウ

、建設事務所長、公団からは逃北 心区連合町内会長、横浜市からは

毎月開催され、横浜市港北区の事

港北区連合町内会長定例会は、

菜を中心に横浜市の事業を、連合

いて、港北区連合町内会十一月定

業に関して懇談会をもたれまし 々(十一名)が、ニュータウン事

査役加堂宏氏が副所長に就任しま あり、成田副所長は、本社・宅地

として就任しました。 が事務所付(用地関係業務担当) 企画用地部付・参事・立身尚一氏

企画用地部調査役にかわり、同調 北開発事務所において人事異動が

港北ニュータウン建設専務所にお

当日は、十時から横浜市計画局

方々と、中川地区の町内会長の方

現地視察後は、連合町内会長の

開発事務所長などが参加しまし

の説明会及び現地の視察となった

などを視察しました。 区(工事用道路、池辺町付近) 1工区(新荏田団地付近)第5工 造成現場―第一地区ダム9・10 地域のうち日本住宅公団施工中の

務

(すみれが丘の南側)第二地区第

控えている港北ニュータウン事業 かなり広範囲におよぶ関連事業を 長の方々からまだよく理解してい 北区の事業でありながら、ニュー ているものです。今回は、同じ港

ものです

地域内の町内会長の万々との間で 内会長の方々と逃北ニュータウン

十一月二十一日、港北区連合町

くために選北区役所の主催で行っ 町内会長の方々に理解していただ

映されました。

午後からは、港北ニュータウン

港北ニュータウンの記録映画が上 例会が開催され、十一時半より、

りが交わされていました。 た。懇談会ではなごやかなやりと

(1) 昭和四十九年八月二十七日

第六、減歩の対象としない宅地

11 21

港

北

=

ュ

1

夕

ウ

を

視

察

を定めない。

【地積が小規模である宅 地の 扱 に供している宅地については換地 により現況において公共施設の用

われました。出席者は日吉地区 意見交換をするための思談会が

台町内会長をはじめ十二名の港

ないなどのご意見があり、また、 タウン地域に属さない連合町内会

11月25日顧問団会議開催される

1 港 北 = 1 I タウン開 発対 策協議

本部長以下の出席のもとに開催さ 役、日本住宅公団首都圏宅地開発 両区選出の県·市会議員、市助 全員協議会室において、港北・緑 が、1月25日に第三回会議が山会 本年度第一回目が開催されました 会顧問団会議は、去る7月11日に 港北ニュータウン開発対策協議 れました。

理事業のうち、地元の方々が最大

の関心を持っている事項だったの り、港北ニュータウン土地区画整 で、活発なる質疑がなされまし ン建設事業スケジュール」であ 今回の議題は「港北ニュータウ

団港北

一、換地設計方針案について (議 題

団港北開発事務 昭和五十年十一月 地区画整理審議会 第二地区第四回土 七日開催(於 公公

団の施行する横浜国際港都建設事

和四十九年八月二十七日(事業計

第四、換地設計の基準日は、昭

画認可の公告の日)とする。

【特別な宅地の扱い】

第一 この方針は、日本住宅公【目 的】

【設計の基準日】

業横浜北部新都市第一地区及び第

一地区土地区画整理事業の換地設

(案)について質疑応答が行なわ 第一地区第七回土

団港北開発事務

われた。

七日開催(於公

所

換地設計方針案について (議

題)

昭和五十年十月十 地区画整理審議会 第一地区第六回土

八日開催 (於 公

港北区連合町内会長

昭和五十年十月十

計方針(案)の説明があり、これ って最も重要な事項である換地級

に関連して熱心な質疑応答が行な

前回に引き続き換地設計方針

ることを目的とする。 計方針について基本的事項を定め

ついては、位置・地積等について

第五次の各号に掲げる用地に

特別の考慮を払い換地を定める。

【設計の方法】

施行規程に基づき行うものとし、

によるもの

第二 換地設計は事業計画及び

地区画整理審議会

第二地区第三回土

一、その他

日本住宅公団から、権利者にと

昭和五十年十一月 地区画整理審議会

> 第三 徒前の宅地の地積は、施 【従前の宅地の地積】

開発事務

二、その他 疑応答が行なわれた。 明がありこれに関連して活発な曹 公団から換地設計方針(案)の説 前日の第二地区と同様日本住宅

行規程第二十条に基づき定める。 その計算方法は評価比例方式によ

八日開催(於

き換地設計方針(案)について質 第二地区と同様、前回に引き続

団港北開発事務 公

港北第一地区及び第二地区

会 成の準備のために審 換地設計方針(案) 会において審議中の

とおりです。 で、この内容は次の

議会での検討資料と は、換地設計基準作 して提出されたもの 宅地。

ない。 地用街区に換地する場合に適用す るものとし、近隣商業地域又は常 薬地域に換地する場合には適用し 三前二項の措置は、小規模名

いて特別な配慮を行う。 掲げる用地については、換地にお 置を尊重する。但し、次の各号に (1) センター用地(タウン・駅 【換地の位置等】 第七換地の位置は、概ね原位

(4)(3)集合農地用地 的集台住宅用地については、公団 宅地、センター用地の一部及び公 等の換地及び保留地を充てるもの 二 公益的施設の用に供される

高圧線鉄塔敷地 区のみ)

意向調査】

換地についての希望の有無につい 下「特別用地」という。)内への る用地となる次の各号の用地(以 第八特別の用途及び規制のあ

港北 動 開発事

十一月一日付で日本住宅公団港 日本住宅公団 所で人事異 又、十一月十八日付で、本部・

換地設計方針(案)

前及び近隣センター)

とする。

(4) (3) (2) (1) アパート、マンション用地 センター用地

集合農地用地

定める。 【保留地】 に関する意向調査の方法は、別に 前項の特別用地内への換地 工場用地

地に定める。 て事業計画における公益的施設用 第九 保留地の位置は、主とし

に定められた地積とする。 二保留地の地積は、事業計画

土地区画整理審議 までの宅地。 宅地の合計の地積が百六十五平米 ける同一権利者が所有権を有する (事業計画認可の公告の日) にお

疑応答が行なわれた。

合計の地積が百六十五平米までの 人名簿確定公告の日)における同 一権利者が借地権を有する宅地の (2) 昭和五十年一月七日(選茶

の地積(第五の宅地は除く。)が が所有権及び借地権を有する合計 場合には、減歩の緩和措置を行 百六十五平米から四日平米までの 二 従前の宅地で、同一権利者

イ 中川無線中継所用地(第一地 ハ港北配水池用地(第二地区の (1) 法第九十五条第一項の規定 (2) アパート、マンション用地

【特別用地内への換地についての

二墓地(内墓を含む)

イ神社・寺院

(2) その他

二 法第九十五条第六項の規定

て意向調査を行う。

はじめに

れる地域は、古くから関東地方の 承や、有形・無形の民俗資料の宝 域は農村生活にまつわる幾多の伝 典型的な農村地帯を形成して今日 に至っています。従って、この地 里となっています。 港北ニュータウン計画に包含さ

都心の双方から極めて至近な距離 に在るため近代都市への脱皮が必 一方本地域は横浜都心及び東京

ました。

成されたものです。今後シリーズとして掲載していきます。 告」がこのたびまとまりました。この調査報告は、 土誌の編さん等の事業に対し資料を提供することを目的に作 昭和四十九年度 地元の郷

昭和四十九年度「港北ニュータウン地域内歴史民俗調査報

港北ニュータウン地域内 歷史民俗調查報告

港北区牛久保町金子入



承や有形・無形の民俗資料の致逸 し、これら事業の協力要請があり んし、兼ねて、これらの貴重な伝 設の事実上のスタート、即ち、宅 ウンが計画されることになりまし という気運が触まり、本市に対 を防いで、保存、活用を図りたい が、これに先立ち、地元に港北二 地造成工事がその緒につきました ュータウンの地域の郷土誌を編さ 本年度は、港北ニュータウン建 添って、地元の事業を側面から援 団及び横浜北農業協同組合の全面 局及び教育委員会が、日本住宅公 ことにしました。調査は、市計画 の歴史民俗の基礎調査を開始する た。また、本調査は最終的に地元 助する目的で、本年度から本地域 ュータウン開発対策協議会」及び 的としたものですから、 業に対し資料を提供することを目 の意図する郷土誌の編さん等の事 的な協力を得て行うことにしまし 一中川地区郷土誌編さん委員会

73

七

である。

調査にさいしては、数多くの方

大学博物館学実習の受講生の諸君 直之の各君であった。すべて駒沢 子・藤島一己・村上香世子・吉軒 藤健雄・菅居正史・鈴木宏子・田 森智行・江口妙子・大金 夫・近 の二回にわたっておこなった調査

食事 住居

服飾 社会生活

九

一生の儀礼

年中行事

保町学金子人の民俗調査である。

この報告は、横浜市港北区牛久

の皆様方のご支援があって、この

調査がきわめて円滑に進められた 厚くお礼を印しあげたい。数多く た。関係諸機関、地元の皆様方に がたからご援助・ご協力を賜わっ

まえがき

することとし、宅地遺成工事の進 晋平溝師を団長とする 「港北ニュ 際しても協力を得ることにしまし に意見、要望を伺うと共に調査に タウン歴史民俗調査団」に依頼 実際の調査は、駒沢大学の加藤

次調査を進める方針で、本年度 **排等種々の条件を勘案しながら順** 結果の概要を取りまとめたもので は、中川地区の牛久保町金子入を 本報告書は、四十九年度の調査

調査団の皆様に、深く感謝の意を 及び調査を担当された加藤講師や 公団、横浜北農業協同組合の方々 関係者の皆様をはじめ、日本住宅 理解のうえ、御尽力を賜った地元 信しております。 事業に大きく寄与できるものと確 結びに当り、本調査の趣旨を御

あり、地元の郷土誌の編さん等の

いまる次第であります。 横浜市計画局長

孝



牛久保町金子入周辺の地形

ことを、銘記したい。 丸博美が編集したものである。 生の報告の一部を、加藤晋平・田 なお、このレポートは、各受講 港北ニュータウン歴史

まえがき

次

日、昭和五十年二月八日~十一日昭和四十九年十二月十三日~十九

歷史的基盤

地理的基盤

結果である。調査参加者は、恵津

生産生業

地理的基盤 民俗調查団団長 加 藤晋平

中統・田原良信・橋本清・福地教

六五四三二

取り囲む丘陵は、比高五十メート 終端部に位置している。金子人を 尾山麓から東に拡がる多摩丘陵の あった。多摩川と境川との間、高 奈川県都楽郡中川村大学牛久保で 和十四年三月三十一日までは、神 市港北区の行政区に属するが、昭 牛久保町金子人は、現在、横浜 ಕ್ಕ 耕地はハラと呼ぶ丘壁上の畑地

地古梅の三つのヤトがあり、これ の沖積地に発送したムラである。 川と、金子人の川と呼ばれる支谷 きる。 沢山塊、富士山、そして遠く天城 酸上から晴れた日には、大山・丹 は、上流から小山田、金子人、請 や甲斐の山やままで望むことがで ル~六十メートルほどで、この丘 しのムラをヤトと呼び、牛久保で 牛久保は、丘陵間を流れる早渕

をヒカゲと呼んでいる。

らのヤトを上町、中町、下町とも ヤキ、その他雑木の山林が多く、 別称し、併せてミヤトと呼んでい ヤトは、タケ、カキ、クリ、ケ る。 ハラとハラを連絡する。道路の補 って走り、ヤトの東西を連絡して じ、南側には、県道荏田―小机線 いる。ヤトミチは、ヤトとハラ、 行不能なヤトミチとに分けられ 動車の通行可能なオオミチと、通 かすめている。ヤトの道路は、自 道、東名高速道が、ヤトの東西を が走っている。また、第三京浜国 密り厚木 (大山) 街道が南北に通 オオミ子は、金子人の川に沿

川をはさんで、丘威裾の北側と南 側に分布し、北側をヒナタ、南側 の水田がある。民家は、金子人の と、ヤトダと呼ぶ金子入の川沿い

である。

屋敷向

田

向やと

ヤトの東側寄り中原街道、西側 長 谷 地蔵前 とぶの上 屋敷前 うけじ谷 屋敷下 せどの谷 小出之

村と記され、元禄八年の水帳に生 田ともいへば、さまでふるき開闢 久保村山帳天保四年——八三三一 六九五一九月』、『武州都筑郡生 牛久保新田檢地水帳元禄八年一 はるれば、新田とはいへと、近き にはあらざるべし。されど旗下の 見える地名は次の通りである。 久保新田と見える。前者の水帳に 八月』。寛文士二年の水帳に牛窪 四月二十五日』、「武蔵国都筑郎 旦、「同延宝九年一一六八一 魔文士 ——一六七二一三月十五 州都筑郡師岡庄小机内牛窪村水帳 してみると次のようになる。『武 のいくつかを、年代順に表書を記 されている。長沢助夫氏所蔵文書 頃のことにてはなかるべし」と記 御打人の頃ははやひらけしどおも 士へ賜はりし年代を以考ふるに、 と、「この村名を土人は牛久保新 『新編武蔵風土記稿』によ

ている。

坂口 欄の神 くずが堤 屋敷添 すわの下 そうそう谷 さいの神 塚丸畑山 か棚ご谷 からめ 富士前 禰の神ノ 熊沢谷 清水谷 すわの原 欄の神ノ下 古屋敷之内 寺山東 坂 松山台 池

下

山ノ内

大塚原 池田谷 稲荷森 海道淵

稿」の指摘通りであろう。その具 ったことは、「新編武蔵風土記 時代に入って開発された土地であ ることを示している。そして、企 のではなく、村の一部を指してい は、決して牛久保村全体を指すも て、牛久保新田と称される場所 いたわけである。おそらく、江戸 大は新田と称さる場所に入って との事実は、元禄年間にお 中 寺上

南之谷

さんわう下

むかいの原

池の谷 顔右工門屋敷添 くねぞ 台畑 やきわ 体的な様子については、今のとこ

すざ山 小屋敷 海道下 丸山のこし 向之田ばた の出 他の谷台 小田谷 屋敷上 岩上門谷

ミ、甚蔵谷、海道下、熊沢谷、す は、十カ所、か禰こ谷、びやつく られ、上の地名と共通しているの 帳には、二十七カ所の地名があげ 上五十一カ所の地名があげられ 元禄八年の牛久保新田水

明治三十四年には、水田十八町五

の金子人の谷に農民が生活をはじ た。その結果については第一表の 久保町十五番地地先にも宝篋印塔 宝篋印塔台座部が置かれ、また牛 格笠部があり、金子入公民館脇に 驀地内に、五輪塔火輪部、宝篋印 めたのは、中世に遡ぼる。長徳寺 でとくである。しかしながら、

こ のは寛文二年(一六六二)であっ ついて調査したが、もっとも古い 等子人にある石塔、

墓石を全点に つ明らかでない。ただ、私たちは、 畝六歩となっている。 反七畝七歩、畑地四十二町六反九

東急電鉄パス制局線が運行され、

中川町中村に停留所が設けられて

歷史的基盤

三歩となっている。

通は、東横線網島駅・田園都市線

第二次世界大戦以前は、荷車、

江田駅間一〇・五キロメートルに 充てられている。現在、村への交 乗用車が配備され、農事、通勤に は、各戸に一一二台のトラック、 荷馬車が主体であったが、現在で 「慶道改修記念碑」がたっている。 んで、昭和四十五年九日吉日の 脇に、道祖神、庚申、地神となら ミチブミンと呼ぶ。金子人公民館 修は、例年替と秋におこなわれ

長徳寺(本堂は昭和38年焼失)

及七畝七歩、畑十四町一反一畝十 牛牛久保新田の木帳では、水田五 帳は別紙とのことである。元禄八 と記され、残念ながら野米場の水 は、畑地二十町九反九畝二十一歩 名の名が見える。また、 条持たない

機民は

三名で、

計三十 名書き出され、土地持ちだが屋敷 店が存在した確かな証拠である。 土地に中世に遡ばって人びとの生 やにおける 屋敷持ちの 機民は十八 寛文十二年の水帳によると牛窪 、同書に

克士(人)、昭和二十二年草子 年三 豆十五戸千四百二十七人 人、玄三旦十人)、昭和四十九 四早七人(男一百二十五人、女 百二十三人(男自五十四人、女百 年には牛久保の戸数は五十八戸三 数すべて五十五軒とあり、明治四 増加してきている。耕地の方は、 八十九人)、明治二十四年七十三戸 (男も可入人、多つ九人)と 只高十一人(多三百十) 『新編武蔵鼠土記稿』には、



÷

地

長

德

の一部が無造作に転がっていた。

町期のものであり、この金子入の これらの石塔類は型式から見て室

・発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 市港北区勝田町760 TEL 592-7327

タウンセンター・アパート・マンション用地等 特別な用地」に換地を希望される方へ 明会実施する

日 本 住

宅

公

団

同

組合(愛)創立総会開か

n

3

いて、換地設計方針(案)が審議 れぞれの土地区画整理審議会にお 込画整理事業の第一、第二地区

そ 現在、港北ニュータウンの土地

場

山田小学校

川 和 町中山商店ビル

在田小学校

中川小学校

茅ケ崎公民館

議会だより」に掲載いたしました 四号(五一年一月発行)の「審 その審議内容については、本紙

されています。

新田支所 北農協本所 勝田小学校 を申し出調査と変更します)が、 の意向調査』(意向調査とあるの る「特別用地内への換地について 本年一月の各地区の審議会で審議

が、①「特別な用地」に関する申 郵送されていることと思います 物は、既に地権者各位のお手許に 説明いたします。 らせ文)のあらましについて主に し出調査の実施にあたって(お知 ところで「甲し出調査」の印刷

住宅公団港北開発事務所区画整世 け取りになっていない方は、日本)出調査』に関する印刷物をお受 なお、不明の点、地権者で『申

月日 曜日

3/2 火

3/4 木

3/7 日

3/9

3/11 木

3/16 火

3 / 18 木 11

3 / 23 火 時

11 2時

11

11

午後6時~9時

6時~9時

間 슾

~5時

6時~9時

6時~9時

6時~9時

6時~9時

6時~9時

うえで必要となります。 ましい都市環境を守り育ててゆく るいわば、自主的な相互規制も望 うえからも配慮が行われますが、 をはかる土地については都市計画 映してゆく努力をいたします。 身による建築協定などの方法によ あわせて換地をうけられた方々自 による用途地域、地区等の指定の なお、これらの特別な土地利用

ウン生活対策相談所風景

の調査の目的です。 提出して下さい。 けられました「甲し出書」を必ず 換地をご希望の方は、お手許に届 二、次に掲げる「特別な用地」に で皆様のご意向を集約するのがこ 以上のことについて現在の段階 議文は、去年の十一月の対策協定 抗議文が提出されました。この抗 任委員長より、横浜市長に対し、 ータウンの公団施行の土地区画幣 開発対策協議会中川地区金子保営 例会において発表された港北ニュ

9

月二十日、

港北ニュータウン

はつぎのとおりです。

などの商業施設用地) ー、近隣センター、駅前センター (1)センター用地(タウンセンタ

リンスタンド、ドライブイン等の

(アパート、マンション及びガン

です。

当抗議文が提出されたいきさつ

号参照)に関して提出されたもの 理事業の工事スケジュール変更客

(ニュータウンニュース第二十四

(2アパート、マンション等用地

昭和50年度港北ニュ

課分室までご連絡下さい。 、調査の目的

が換地設計方針(条)第八におけ

その基礎ともなるべき皆様の換地 お持ちのことと思いますが、 設計についてそれぞれのお考えを られることと存じます。 位置について深い関心を示してお 地権者の皆様には、将来の生活

の結果実施される連びとなりまし

団として「換地」にできるだけ反 いてのご意向をお知らせ頂き、公 地所有者の立場から換地希望につ 地につきまして、皆様それぞれ土 倉庫資材置場等用地、集合農業用 地、すなわちセンター用地、ア・ ゆくために、なかでも特別な土地 利用をはかってゆく必要のある十 皆様方の手によってさらに進めて 港北ニュータウンの街づくりを r、マンション等用地、工場、

出調査の実施にあたって 出調查說明書 ③「特別な用地」に関する申し

出調査甲し出書 ⑤港北地区「換地設計方針」概 (日本学区田(区)~区丘)

りです。

②「特別な用地」に関する申し

いたしました印刷物は、次のとお 四、地権者各位のお手許にお届け 見を聞いて定めることになります を作成し土地区画整理審議会の意 れている方法に基づき換地の原案 理事業において通常一般的に行わ 場合は、一般宅地への換地として されない方は『甲し出書』を提出 三、「特別な用地」に換地を希望 措置致します。即ち、土地区画数 して頂く必要はありません。その

①「特別な用地」に関する申し

の製造業関係者が大同団結して組

(4)集合農業用地 (3)工場、倉庫、資材置場等用地

査研究を進めてきました。 自営業関係者の対応策について調 建設期間中や工事完了後における 業班を設け、 サービス業のそれぞれについて作 は、建設業、製造業、卸・小売業 九部会(部会長 港北ニュータウン建設研究会第

会を発足させて、協同組合設立の ための準備を進めていました。 による事業協同組合設立準備委員 五十年十二月七日に製造業関係者 (代表 内藤正康氏)では、昭和 これは、さきに設置された「港 そのうち、製点業関係作業班

し、その対策として、開発地区内 北ニュータウン建設事業協同組合 に港北ニュータウンの開発に対応 (仮称)設立準備委員会」と同様

> た諸手続を進めていく予定です。 日事業活動開始を目途に、残され 認可を得て、昭和五十一年四月

この事業協同組合の主な内容は

港北ニュータウンの 内藤止康氏)で 人会に改め、横浜市中小企業団体

二、目的、当面の目的としては、

産業協同組合(仮称)

(1)

燃料・資材・物品等の共同

中央会の指導を得ながら十数回に 日に、創立総会を開催するに至っ 及ぶ会合を重ねてきました。 たものです。 その結果、昭和五十一年三月上

行なわれる予定です。 が決定され、また、役員の選挙が この総会では、定款や事業計画

今後は、神奈川県知事の設立の

連絡先 港北区茅ケ崎町一四七

八番地 内藤止康氏

電話五九一二三二

将来は施設の共同設置などを行な 合を設立し、資材・物品等の共同 っていこうとするものです。 購入や経営、教育等の情報交換、 その後、この準備委員会を発起

次のとおりです。

、名称港北ニュータウン地区

―港北ニュータウン建設研究会第九部会

(2) 組合員に対する事業資金の 購入の事業

経営情報の交換及び従業員 借入れ等の事業 貸付け(手形割引を含む) に対する研修等の事業

(3) (4)

記に連絡して下さい。 希望される製造業関係の方は、 なお、この組合に新たに加入を 組合員の福利厚生事業 左

I. 事 ス 5 3 1 1 ル 変 更 案 12

宅日 公本 団住

1 20 中川地区対策協50名市長陳情

オイルショックによる社会情勢の は、事業認可が約二年遅れたこと 返答がなされました。回答書で 長より一月十四日回答書をもって 提出されました。その内容は、完 員長より横浜市長に対し通知文が せよ、というものです。 し、当初目標の五十五年度に完成 成年度の変更に対し、それを撤回 この通知文に対しては、横浜市 月五日、中川地区金子常任委

者と市長との間で質疑応答が交わ ました。この後、中川地区の出席 答書の補足説明という形で回答し 文に対しては、市長は、さきの回 を突破し事業遂行に全力投球をし スケジュールの再検討が必要にな の抗議文となったものです。抗議 は不満の意を表わし、一月二十日 ていくことが述べられています。 ったこと、そして、今後とも難関 重大な変化があったこと等により 当回答書に対して、中川地区で

> 十一日までに、再度とのことに関 されました。このなかで、一月三 して回答することが約束されまし

おりです。 れました。回答書の要旨は次のと 一月三十一日、回答書が手渡さ

立って本事業を推進していく決意 の三者がお互いに信頼関係の上に いき、今後とも、地元・市・公団 破し、事業進行に全力投球をして 締め、公団ともどもこの難関を突 横浜市としては、更に心を引き

はしています。 通知文が提出され抗議中川地区で なお、公団総裁にも同一趣旨の であります。

要(現在土地区画整理審議会で審 五、この調査に関してさらに詳し

事務所区画整埋課分室までおいで

下さい。なお、この調査に関して ある方は、日本住宅公団港北開発 い説明を希望される方及び質問の

(当電話は三月八日以降に開通し

説明書等を必ずご持参下さい。 場には、先に公団から送付された 場におでかけ下さい。また説明会 で、ご希望の方はご都合のよい会

〇九八一~四 〇四五(九一二

港北

ニュ

1

3

ウ

1 地 区

産業協

の電話によるお問い合せは次の電 話番号まで。

専用電話

ます 関する説明会を開いておりますの なお、上表の日程でこの調査に

75

「事スケジュール変更条だ

事概成を目標とし、今日まで鋭意 得ない状況におかれ、昨年春以来 た諸条件の中で、工事スケジュー 能で、当初学子中で見かい ショックによる社会情勢の急激な 協力にもかかわらず、事業認可に 努力を重ねてまいりましたが、で 此めてまいりました。 住宅公団において鋭意その作業を ルにつきましても、再検討せざるを 可が約二年遅れ、この間にオイル に時間をついやし、建設大臣の認 ヨり多くの方々からのご意見があ 承知のとおりみなさんの絶大なご 住宅公団でも、事業の遅れを最 当初、昭和五十五年度造成工 これらを参考とするため番減 な世事業が遅れるのか。 は、いくら良いニュータウンがで る。私達が今の世にいなくなって のではないかと悲しい気持がす 間六十年度、六十二年度の事業 パーセントかの人は欠けてしまう 完成では、現在の権利者のうち何

は、一昨年の工事着工以来、こと らって参ったつもりです。 市でも国・県・市関連事業の促進 小限とする努力を続けるとともに につきまして、最大限の努力をは しかしながら、住宅公団として

> 答全く同感です。これから市、 業を完成させてもらいたい。 うちに、ぜひ港北ニュータウン事 きても仕方がない。私の目の黒い

> > 良い土地にしようということであ

った。従って、良い土地にする以 お互いに力を合わせて開発をし、 このようなことで、皆んなの力で ご理解を戴いたことであります。

けないことはご承知のことであ 上お互いに多少の犠牲は払わねば

ないのか。オイルショックとか、

究成という約束がどうして守られ である。それなのに五十五年工事 がらでも現在まで協力してきた訳 終ることに対しては、当時沢山の 市施設もないスラム的な乱開発に

決していくつもりでございます。 い、我々も全力をあげて問題を解

ことは我々も良く判っていたこと

である。それだから、いやいやな 間放っておけば、私用発になる

短縮には域善の努力をしてまいり 公団、住民共々一日も早く工事が

りますが、勿論、各々の方々にし いう形でかなり市としても犠牲を

か

ある程度の問題を予想しなが

答これから換地案を作ります

考えております。

元成するよう話し合い完成時期の

来る限りの努力を此処へ打込むと ったことと思う。我々としても出

ことは理由にならないことであ

し、今後地元の皆さん方と十分話 のでありますから、我々としても

し合い出来るだけ早くやりたいと

「議題」

非常に残念とは思いますが、しか いうのは一つの目標として申した あげておりますが、五十五年度と ても鋭意努力していることは申し

いろいろ言われたが、そのような

ら、権利者の多くの方々から換地 体計画の延延にまで及んだため、 きの一部に行詰りがありそれが全 のるとのごは見もあり、補償交渉 元の明示及び工事工程の具体的明 家屋の仮住店先移転交渉の実績か め必要となった土地の使用承諾、 設工事及び工事川道路建設等のた 小がない規以階においては不安で 一カ年間の造成工事、防災ダム建 だ。それで、非常に私権の側限を 網を、昭和四十二年にかぶせた訳 ルというとてつもない大きな地域 間市は、二千五旦三十ヘクター をめずして行きたいと思っており 係を回復し、共々事業の早期完成 に進北ニュータウンという大きな 今後、お互に真に信頼し得る関

っことは私も承知している。しか

にはいろいろな側限があり、何と

たとき、なんの障害もなく事業が 間。港北ニュータウン計画をたて していきたいと思っています。 理体制を地元の万々と一緒に確立 百し、早急に事業推進のための管 としては弾力的対応策の欠如を反 校、中学校もない、いろいろな都局が出来てしまったとか、小学 ってしまった。道路がつけられず 放っておいたら至くの乱開発にな うに、この地域は、もしあのまま 答このことは再三申しているよ をどう考えているのか。

ことにしております。

いずれにせよ大きな事業であり

第 2

所

議 題 昭和五十年十一月

十九日開催(於 公団港北開発事務

地区第22

(勝 田 団 地 付 近)

第二地区第五回土

地区画整理審議会

たわけでございます。住宅公団

更にこれを七年もずらすこの責任 受け現在まできている訳である。

ことは公団とその個人の方とが話 が、工事中に於ても、ある程度の だから公団とも話しているのだ に途中で崩壊してしまうだろう。 解除してしまうというような形と し、私達がその側限をいっせい かしたいが、すぐに出来ないとい てみれば、例えば家を建て替える 払うという形をとっているのであ

いたしましたならば、事業は完全

合のなかで解決出来るようにお互

いに便宜を図りながらやっていく

初計画とおりの完成が困難とな

進むと考えていたのか

と思いますので、我慢して敷きた

り立派な町をもてるのではないか ます。我々はその成果としてかな

かわされた質疑の主なものを編集しまし ももたれました。ここではこの間、取り た。特に中川地区では別掲のように集会 いのかなどの問題がなげかけられまし たが、出席委員からもう少し早くならな と私達がかなりスムーズにうまく せん。率直に言って、市民の方々 いうことを前提に入れては作れま テそうだ、あの人がゴテそうだと す。そういう場合に、この人がゴ をつくりみなさんにお示ししま 答計画を作成するとき、まず室

た。

民を無視していることと同じでは 定するのであり、そうでないと市 いく場合を前提にしての目標を設 www.www.www.www.

造成工事に着手し一挙に事業を進 の完了した地域から逐次大規模な 伴う補償交渉に全力を注ぎ、移転 地を先行的に近成しその後これに すので、それまでの間に仮住店用 と、仮移転の障害も少なくなりま 三年度の仮換地の指定ができます りし、決定しました。そこで五十 査を実施する計画を審議会にお計 を作成するために地権者の域向調 五十二年度末を目途に作業を進め 本となる仮揆地案の作成をいてき 意向をも充分採り入れた仮換地案 ております。一方地元の方々のご 遂行するためには、市・公団のみ しかし、当初の目標とおり事業を 本に事業が進められてきました。 ん、市、公団等による話合いを基 ュータウン事業は地元のみなさ ることには全く同感です。港北二 市でも公団も事業を早く完了させ つきましては、各地区から、いろ いろ問題を提起されておりますが

答住宅公団では、工事促進の基 間開発事業は今後はどうなるの う全力投球していくつもりです。 間 六十年、六十二年案を再検討 答今回の工事スケジュール案に する余地はないか。 し、工事が一日も早く完成するよ 縮する方法を皆さんと一緒に検討 にななります。これでは当初の目 工事の概成する時期は六十二年度 標から遅れ過ぎるので、何とか短

者が出ることは決して望んでおり のように考えているのか ても五十四年度になり、最終的な りませんので、この時期はどうし

の承諾を得ることが大きなウエイ では解決しスない多くの難問題を トを占めております。このこと 住宅公団でも、このことにつき 工事の使用承諾、家屋の仮移転

公団施行土地区画整理事業の工事スケジ 策協定例会において、日本住宅公団より

去年の十一月二十六日開催の十一月対

ュールの変更案について提案がありまし

事業に遅れが出ないよう努力して にはこれらの解決に全力をつくし 達としては、障害に直面した場合 ないかどいうことになります。私

行させる予定です。さらに下流域

への防災上の配慮もしなければな

の事業で、地元から一人でも落伍 くりを目指して進められているこ 答みなさんと共に新しいまちづ 問地元の地権者の生活対策は当 関係を得て事業の早期完成に努力 合い、市、公団、地元が真の信頼 かためております。市といたしま まして、従来の考え方を反省し、 が、事業スケジュールを早める みなさんと早急に話し合う方針を 番の早道ではないかと思います。 いたしたいと思います。 しても地元のみなさんと十分話し

例えば、経道、 みなさんのご協力をお願いしま 中の生活対策の一助ともなるよう 進捗に伴い、地元の方々の手を貸 々の事業を考えておりますので、 との維持管理、保存緑地の保全等 していただき、しいては工事期間

おりますが、それなりに問題点も よう地権者の意向調査も実施して って将来の生活、再建の一助となる 地の先行造成や仮換地案作成に当

そのためにも、これらの事業の 公園、公開地な 問編見川の改修と港北ニュータ

また、一方では工事中の仮設農

うぞ一緒になって研究していただ るよう努力して参りますので、ど じ、ご説明し、一つ一つ実現でき 今後、さらに対策協議会等を通 で協力いただきたいと思いま

ウン事業の防災上の関係は今後ど ます。昨年には県・市議会の意見 働きかけ、改修促進に努めており としましては国に対して積極的に 管理、改修を行っていますが、市 答 鶴見川は国直轄の河川で国が つ処理していくのか

では港北ニュータウンの開発に伴 に陳情を続けております。特に市

って鶴見川上流の早瀬川、大熊川 修に本腰を入れて取りくむことと 完了するよう強く要望しておりま 了する計画で進めておりますの の改修を昭和五十三年度までに完 幸い建設省でも漸く鶴見川の改 同時期に鶴見川の暫定改修が

ら工事を進めてまいります。 タウンの開発に合わない場合には なって参りましたが、港北ニュー に支障のないよう措置をとりなが 防災ダムの設置と共に、開発事業

地区画整理審議会

會も提出され、市民と共に建設省

昭和五十年十一月 地区画整理審議会 公団港北開発事務 第一地区第八回土 十八日開催(於

、基準地積管定方針(案につい の意向調査の実施について

必要がある。意向調査の説明文に こととし、内容を周知徹底させる ついては各種の意見が出された。 することとなった。 建物のある宅地については、実制 意向調査については、実施する

団港北開発事務 六日開催(於 題

なった。権利者への立合地知様式 内容について説明し、関係権利者 宅地境界点については、五十一 一月から測量作業に入ることと

ということであります。我々とし りますと、仮換地指定前に家屋移 転が出来ませんと、どうしても五 十五年度完成は物理的に不可能だ

所

地界と町村界において実施する。 下

特別の用地への換地について 基準地積算定の区分は、公共用

工区造成

関係など質疑応答がおこなわれ 移行する場合の関係、換地処分の 有地などが従前の土地から換地に 及び借地権を有する土地並びに共 関係、意向調査の重要性、所有権 、換地設計方針(案)について 照応に関する現位置と原位置の

希望することの有無については調 の用地について説明した。集合農 センター・駅前センター・近隣セ 査をすることとした。 業・工場を経営するための用地を 用計画図に示されていないが、農 地と工場用地については、土地利 ンター・アパート・マンション等 二、宅地境界点の立台について の実施について 土地利川計画図により、タウン

m

ら、五十二年度末ということにな

ません。

た。(ニュータウンニュース第二

、換地設計方針(案)について

羅題

団港北開発事務

五日開催(於

公

昭和五十年十二月

第一から第五まで逐次審議をし

十四号「審議会だより」参照)

第一地区第十回土

ることができるかなどについて質 ることによって資格条件を取得す 別の用地を希望する場合、買増す 適格建物」について、小地主が特 移転に関する、いわゆる一既存不 緑地、農業緑地の制度、工場等の た。集合機地に関する規模、生産 製応答がなされた。 、特別な用地への換地について の意向調査の実施について 息向調査は実施することになっ

昭和五十年十二月 第二地区第六回土 地区画整理審議会 公

、特別の川地に関する意向調査

議題

公団港北開発事務 十三日開催(於 昭和五十年十二月 地区画整理審議会

とトラブルを起さないよう配慮す

第一地区第六回土

76

六日開催

概

要

建設研究会第九

もっているので、公団が関係者の

等について活発な議論や要望がな

ルショックに伴う行財政の硬直化 駅ー新横浜駅間の反対運動やオイ

や、工事期間中の生活対策の問題 きるとし、市、公団の反省の問題 ケジュール案が提示された。 十二年度を完了年次とする事業ス あって、昭和六十年度及び昭和六 認可の遅れや補償交渉等の難行も に設定されたものであるが、事業 五年度として、昭和四十六年当初 事業の造成完了目標は、昭和五十

般宅地の換地とは若干異なる面を 門は、建政業、工場、商業等で一 五十年十一月二十

対策協委員の協力要請がなされ

なお、第九部会の扱っている部

これに対し、六十二年案は呼ず

なう旨の説明があった。

更に事業進行の情況として横浜

に始まる五十八年度を目途におこ

以上についてのPR等について

ないながら検討したい。 作業班は他の部会との調整をおと を進め、卸、小売業、サービス業 換地」構想について更に細部模討

「みんなでいっしょに推進を!」 ―工事スケジュールの見直しにあたって―

横浜市助役 場 典

私は元米、農業畑で育ち、農政

スプロールからみなさんを守ろう

大 正

めではないか、またある。低味で あるのであります。私は、みたさ ると、私、非常に感慨深いものが これは音号ならぬ事業であり、き 打当することとなり、そのとき、 月から逃北ニュータウンの仕事を はなかろうかと思っていました。 てかなり高く評価されていたので し上げたことも、みなさんによっ は、私達が視場になってお話を申 ん方に少しは信用していただいた 中川地区のみなさん方にお合いす ったものであります。今こうして 関係の仕事を三十数年程やって参 ままみなさんが、農業を続けるこ んで米でおりまして、やかてその 当時すでに退北地区も周川発が進 だろうと子感いたしました。でも を印し上げっことも多くなること っとみなさん方に気に入らぬこと ところが私は、昭和四十二年九 情に残念です。 させようということを基本理念の り、いわば都市造りと農業を両立 造りのなかで、農業専用地区を造 は、飛鳥田市長の方針である都市 から同感したのであります。 職員の立場といたしましても、心 と考えたのであり、私も農政関係 けなかったのではないかと思い非 が、みなさんから信用していただ ますと、私自身中し上げたこと ず、農り地区が一カ所もできず終 ん方にはご同意を得ることができ かし、とうとう中川地区のみなさ は、ご記位のことと存じます。し 十回となく申し上げましたこと て、みなん方にも実際ご相談を何 いになりました。これは良くちる 一つとしました。このことに関し また、逃北ニュータウン計画

な」とも言われました。私は心外 さん、川米もしないことを言う 当時ある説明会場では、「大場

の一助になろうかと思っていま 全ではないでしょうが、生活再建 との十分なお話し台いのうえで、 し、市の緑政局にもいろいろ研究 いと考えています。そのことが万 なんとかそれらを役立てていきた させています。そして、みなさん す。公団の方にも相談しています 法はないだろうかと考えていま から、農業を暫定的にでもやる方 んに家が建つわけではありません している過程においても、いっぺ ん。今、土地区画整理事業を実施 も農業が出来ない訳ではありませ っています。しかし、これからで あ、と今になって本当に残念に思 方向は出てきていると思います。 だ完全とは言えませんが、一つの 々とできあがりつつあります。ま 地区にそれぞれ農業専用地区が着 です。事実、現に新羽、大熊や都田 再地区設定の可能性を訴えたもの 二カ所でも農界地区があったらな 私は、中川地区にも一カ所でも きました。近頃、私は、人間が練 に心から喜んでいただけるだろう き上がり、その時こそみなさん方 ております。将来、この仕事がで れたと言われますが、練れたので でも苦にしないで一心に努力して と確信し、現在いくら困難なこと り通さなければならないと決心し みれる覚悟で、何と言われてもや かし、このことはかなり難しいこ づくり」が特徴です。市や公団と タウンは、世間でいろいろと論議 て一方的に造っていく町近りのと とでございます。私達は、泥にま っていく仕事なのであります。し 地元のみなさんが一体となってや されましたが、「市民参加のまち とをいいますが、この港北ニュー ますと、公団などが用地を買収し 普迪、ニュータウン事業といい

なってのことですが、これを早期 力していきたいものです。 方法はないだろうと思います。と えた上で、みなさんと一緒に一歩 す。それにはいろいろな原因が重 て、今たしかに事業は遅れていま みます。しかし、現実の問題とし 遅くなることには、非常に胸が痛 わずにはいられませんし、事業が 業が早く出来てほしいものだと願 にかく一刻も早く完成するよう努 歩、問題を解決していく以外に に完成させるためには現実を踏ま 私は、港北ニュータウン開発学 はなく、みなさんと一緒になって は全く困ります。 私自身も、現在、なかなか時間

ませんか。

す。 もいままでにまして、事業の推進 かと思いますが、当局が相談に何 いと思います。どうぞみなさん方 だされば誠に幸です。そうして、 も結構です。ご意見をお聞かせく いましたときには、どんなことで にご協力をお願いしたいと思いま 一日も早くこの事業を完成させた お気に召さぬことも多々あろう

す。たとえ悪口を言われても、私 を感じているからだと思っていま のか!」などと言われても、これ ないことを「お前、何故できない やっていきたいと思っています。 苦労してやっていくことに生甲斐 ただいて結構です。ただし、出来 び不満やご希望は何でも言ってい 達は、何とかやれるだけのことは (日本住宅公団)

うな仕事を考えていこうではあり 的余裕はありませんが、できるだ の中でも、何か収入をもたらすよ 完成しなければ一切土地の利用は に事業の完成に向って努力したい け地元の中に入り、みなさんと共 いのだと考えないようお願いした できないのだ、生活対策もできな と思っています。しかし、事業が いものです。例えば事業進行過程

定しており、調査区域は約一〇〇 現況調査を業務委託することの報 ってきたため、保全管理に必要な 域として位置づけられた区域につ 告があった、調査期間は五十年十 いて、最近樹林地等の荒廃が目立 ヘクタールである。 土地利川計画の中で規況保存区

六、補償交渉の委託

について

地元協力の要請があった。

一月から五十一年四月頃までを予

にはいることとするが、対策協に なお、地権者の了解を得て調査 得るよう最善の努力を要請した。

ように留意して地域住民の理解を の報告があった。

両区の機業委員会委員の一般選挙 五十年十月二十八日、港北、緑 や、信頼感をそこなうことのない 償交渉の一部と業者に委託する旨 対策協としては補償の公平化

伴う委員会会長 農業委員改選に の対策協委員委

(会長)

補償業務の体制強化策として補

七、港北、緑両区の

嘱について

田秀男氏が辞迟されたので、残る

ついては、第一地区の会長代行岸 投代行に対する対策協委員委嘱に 土地区画整理審議会の会長、会 (会長)

氏、十一月十四日緑区農業委員会 において委員の当選人決定の告示 々長に金子覚司氏が選任された。 があったが、五十年十一月十三日 港北区農業委員会々長に阿藤定義 これに伴い両氏を対策協委員に

議会会長、会長 員委嘱について 代行の対策協委

委嘱する旨諮られ了承された。 土地区画整理審

三氏に委嘱されることとなった。

において人事異動があり五十年十 ① 日本住宅公団港北開発事務所 九、その他

所付参事として立身尚一氏が就任 転任し、その後任として加堂が氏 が副所長に就任した。 一月一日付で成田副所長が本長に また同年十一月十六日付で事務

することとなった。 配布のみに終え次回定例会で説明 なっているが、時間の関係で資料 ② 埋蔵文化財発掘調査並びに公 会開催の都度状況報告することと 団の工事概況報告については定例

(日本住宅公団)

日開催 五十年十二月十六

一、建設研究会第九 部会の中間報告 (概 要

握、存続、転廃業等の息向調査、 立地条件及び配置計画の検討、十 業関係の業種別、規模別の状況把 第九部会では研究項目として高丁 つぎ部会長から報告がなされた。 地利用計画及び用途地域指定等の 十一月定例会の中間報告に引き (部会長)

かという
が勢下にありました。そ

こで本市では計画的用発によって

でしたので配分質剣になって、農

とは田米なくなるのではなかろう

その結果、一番ネックとなって

蔵されることになっていたもので

があった。

な対策を考えていきたい旨の説明

いては個々の実態に応じて具体的

また工事期間中の生活対策につ

対策協では、公団が換地設計方

い旨要請があった。

途に説明会を持つべきであるとい をしてはどうかという意見や、併

台説明会では混同を招くとして別 者の意向調査と併せて地元説明会 針策定の一環としておこなう地権

団から換地設計方針案が提示さ

②製道菜作業班は「工場の集合

港北ニュータウン土地区画整理 (日本住宅公団)

立地備委員会を設置した。 ウン建設事業協同組合(仮称)設 あった。

建設業作業班は掲北ニュータ

康氏から、次のような中間報告が

二、公団の事業スケ 依頼がなされた。 公団に対して要望して欲しい旨の すべきであるとし、対策協からも 意向を充分に調査して換地設計を

三、市営地下鉄3号

線について

(交通局)

訂について

ジュールについ

建設研究会第九部会々長内廣正

部会の中間報告

(部会長)

こととなった。 来ず、次回は助役の出席を求める しては、市長の公約もあり理解出 いる現況説明があった。対策協と 等があって免許申請が留保されて

務委託について 保全管理に関す る調査研究の業

し、地下鉄の開通は人居が本格的 業スケジュールに有機的に 対応 提出することとなっていたが、こ 事スケジュールを十一月定例会に れ、市では港北ニュータウンの事 表した事実はない旨の回答がなさ れに対し五十三年開通を公式に発 十月定例会で五十三年開通の工 畑との関連上、当回現行4円の据 置である。 6円を7円に改訂し、五十年十月 なわれている旨の報告があった。 日から対単価による実施がおこ なお、休耕田については、休耕 現行の一平方が当り月間使用料

四、水田の使用料改

次回の定例会に協議継続されるこ

昭和五十五年度完成を基軸として された結果責任分野を明確にして

とになった。

(日本住宅公団)

五、現況保存区域の

催の審議会において、日本住宅公 二、土地区画整理審 去る五十年十月十七・十八日間 (日本住宅公団 議会の経過報告

競合性のチェック等を策定し、業 種別に状況報告があった。

いる問題として、或る程度の規模 でもよろしく取り計ってもらいた が有名無実とならないよう対策協 じるとした意向がつよく、その対 の土地がないと経営面に支障が生 処としての買増換地の問題があげ 更に研究会で努力していること

四、「生活対策相談 う意見が出されたが、地区対策協 とになった。 に持ち帰りPR方法を検討するこ 所」の開設につ

て、将来の生活設計を確立する際 ニュータウン建設事業によっ いて(計画局)

望があり、難しいことではあるが

った。

れ、基準地積、拠地設計の基準日

三、建設研究会第六 もに十一月に各一回、十二月に各 の方針案を叩き台として両地区と いての説明がおこなわれたが、こ 及び特別の定めをする宅地等につ 二回の継続審議がおこなわれた。 PR方法につい フレットの地元 部会作成のパン (部会長) 格、或は経営の採算性等、多方面 に必要と思われる各種制度や資 ることになった。 内で「生活対策相談所」を開設す 週火・木曜日の午後一時~四時ま にわたり地権者の相談に応対する での間にニュータウン建設事務所 目的で、昭和五十一年二月中の毎

に」に集約し、去る九月定例会で レット「新しいまちづくりのため 木清氏)では、研究成果をパンフ 建設研究会第六部会(部会長鈴 ウンニュース新年号に掲載すると 計らってもらうよう依頼がなされ シを送付し、地元への配慮を取り ともに対策協
至委員に案内のチラ 開設のPRについてはニュータ

を目的として作成されたもので広 くPRする方策が次回定例会で協 は地権者の生活対策に資すること 五、埋蔵文化財発掘 調査状況報告があった。 調査について (教育委員会)

報告されたが、このパンフレット

複合住居跡のため調査に手間どっ この報告を聞くことにとどめた。 あると報告され、対策協としては 五十年度内には完了する見込みで するための詰めをおこなっており ているが調査団と一日も早く終了 末に調査完了の予定であったが、 なお、チー4については十一月

業の割合で提示できないかとの要 六、公団の工事進捗 対策協から、工事進捗率は総事 状況報告があった。 (日本住宅公団) 状況について

工事完了の実施がなされない限

七、公団の事業スケ ジュールについ

何か別の提示の万法を検討する旨

回答があった。

なされた。鶴見川改修の件につい 告があった。 通じ河川局長への陳情等の経過報 川改修促進協議会の河野参議員を する市、公団の陳情、更には鶴見 部長の陳倩、京浜工事事務所に対 以外になく建設省に対する公団本 から国に対し積極的に働きかける ては、これが国の事業であること 十一月定例会に引き続き協議が (日本住宅公団)

川地区は、あくまでも五十五年度 すべきであるという意見が出さ れ、活発な議論が交されたが、 確立を図るための小委員会を結成 件およびこれに対処すべき万策の 工事スケジュール短縮のための要 れた。又、工事遅延の原齿究明や 固定資産税の凍結等の要請が出さ 案の実施、補償交渉体制の充実、 対策協では五十五年度工事完了

かず再度協議継続ということとな 全員退席したため、意見調整がつ り、これらに応じられないとして す。クロネカシという。一日おい をもう一度、畑で使うクワで起 本グワ)で深さ三十センチくらい あった。四月上旬、マシノウ(四

に田の土を起し、クロツケの場所

稲作

生

一産生

業

リをおこなう。二一三時間の仕

戦前までの作り方は次のようで

こまかく砕き、平らにする。キツ

いで芽がでる。

六月十五~十六日頃までにウエ

でにまいたモミは、十五日目ぐら 焼いた灰をふりまく。五月五日ま で、押すように打ち、モミガラを タカボウキで、モミがかくれるま 間に、モミをはらまき、その上を

する。クロをさらに強くし、河水

に平らにする。

方、田の中央に、ナエを辿び

、出していく。 一方、男衆四~五

に、竹の棒を回転させて鋭のよう らにする。テオシという。さら エピシャクでまき、手でもって平 斗五升人りのコエダルに入れ、コ コシした土の上に、シモゴエを一 アラオコシをした土をマンノウで 事。アラオコシに続く作業は、キ ツコシである。水をすこし入れ、

医氏止するため、クワでかたく形 く、直接手で山にしてクロツケを

クロツケの前に、セキを共同で利 を整える。これは約半日の仕事。

用するものが、アキダワラに土を

つめ、川水路をせきとめるセキハ

日のセック前に、四尺五寸の幅の とも三時間ほどの仕事。つづいて 易い場所にナエマを作る。大人ひ

ワズリした幅に六株のサクでうえ 寸の竹棒に二本のシュロ糸を四尺 人でタウエをする。尺條(五尺五 るくらいをワラで束ね、クロの上 エトリをする。ナエは片手で丸め 類の女子も加え、女四~五人でナ タする。当日は、日の出前から親

五寸の間隔にはったもの)で、ナ

モミマキ。四月二十七日~五月五

港北ニュータウン地域内 歷史民俗調查報告

がいて、先に入って植えはじめる ながら植えていく。腕の悪いもの 地悪をした。 ていて、歌いながら追い越して意 と、腕の良いものがあとから追っ とがいて、それぞれの歌の意味が モシゲルという歌でもアゲとツケ カマツサマヨ、エダモサカエテハ 勝手に吹った。メデタメデタノワ れからないように、一節ずつ歌い

間の仕事。二度目のタノクサトリ トリがはじまる。家族三人で二日 五日頃から第一回目のタノクサ 六月一杯でウエタを終り、七月

タウン地域内

レマシタというように、それぞれ きはウエタオワリマシタ、ヒガク ・、 足はオヒサマ……、 帰ると 仕事。 ちにおこなう。ひとりで三十分の 事は、朝七時半一八時半までの間 竹の棒で、露はらいをしたの

束にする。イネマルという。約 切る。十月下旬、家族四人だけ にし、四~五本のワラでまるめ 仕事。十二~十三株をひとまとめ で、イナカリをする。約三日間の で、ノコギリガマ、クサカリガマ 八月下旬、水口を開けて、水を

は、アサノデケニスイツケタバコ 朝と昼とで歌がちがっていた。朝 る。五人で四反が二日の仕事。う ウエタブシというのがあった。 は、アゲクサトリと言う。七月上 作り、クロのからに一本すつ立て フリ桶に入れて手でまく。この仕 ログラムを一反にまく。直径一・ ム、硫安十キログラム、カリ五キ セキ(過燐酸石灰)四十キログラ クサトリの前日、ツイヒする。カ ノコを長さ公尺に切り、シンコを 旬、山に自生するノロダケのタケ 五メートルのハンギリ桶にまぜ、 て虫除けとする。七月中旬、タン

な棒で七~八寸間隔に筋を引き、

りし、さらにトウミにかける。と 場合は、三俵の小作料であった。 れた玄米をタワラにつめる。一反 といたモミは、ムシロにひろげ、 十一月初旬よりアシフミでこき、 束をひと束とし、ナヤに入れる。 カ月間、カゲボシにしたのち、十 あたり七俵の収穫。うち、小作の 一~二日干し、カルウスでモミス

て、テオシをする。四月末、適当 導き入れる。一度入れてすぐ水を なわれた。水の少ない、痩せた日 のシメカスなどのコヤシを入れ 燐酸、大豆カス、イワシ、ニシン キツコシし、もう一度ニー三日た シ。起した土をこまかく砕いて、 切る。マンノウを使ってツチオコ 四月初旬、竹樋などで山の清水を かげのヤトでの稲作りであった。 ってからキツコシを繰り返す。過 昭和の初めまで、ツミダがおこ



頃、ヒエなどの雑草のクサトリを その上に堆肥に混ぜたタネを五寸 間隔におとしていく。三一四日し て根がでてから水を張る。五月

> レ。反あたり約五俵半の収穫。 する。八月初旬に水を落す。九月 ハナカケ、十月二十日過ぎカリイ

シリーズ ②

調查名	氏		2	í	1		号		菩提寺(宗派)	組·講中名	本・分家関係
14	宮	台	祐	次	21	r ~.	x +	マ	長徳寺(浄土真宗)	上6ヒカゲ	W-W-W-T
13	宫	台	寿	雄	^	>	/	ÿ	"	上7ヒカゲ	A - 2 3 11 1
15	宫	台	和	助	٢	7	,	4	"	上6ヒカゲ	+
1	宮	台	7	+	4	1	£	V	"	下4ヒカゲ	- 3 G
28	宮	台	公	次	V.				"	上7ヒカゲ	-
8	唐	戸	7	*	^			9	"	下4ヒカゲ	
2	唐	戸	秀岁	鄉	^	ラノ	ブン	4	"	下4ヒカゲ	
10	笹	本	喜	1/F	+	£	ŧ	7	東善寺 (一向宗)	"	-
9	長	沢	利	吉	カ			+	長徳寺	上6ヒカゲ	14477
7	唐	戸	-	夫	^	The		ラ	"	下4ヒカゲ	-
3	唐	戸	享	志	ホ	ゥ	中	+	"	"	D. C. D. R.
17	唐	戸	康	雄	カシ	F	サユ	マヤ	"	上6ヒナタ	7 - X - X - X
4	唐	戸	僟	次	1		中	11	"	下4ヒカゲ	- t - 10 H
19	唐	戸	兼	彦	SE	111		. 7.	"	上6ヒナタ	
5	田	丸	政	治	+			ŀ	"	下4ヒカゲ	
11	H	丸	由	菔	2	91	1	x	"	"	
6	岡	本	勝	吉	7	v	7	1	長王寺 (真言宗)	//	
21	剛	本	修	-	2	9	+	7	// 8	上フヒナタ	
22	岡	本	重	秋	15	1 3	7 +	7	長徳寺	"	25 11 11 15 1
24	[24]	本	勝丑	印	+	カ	4	9	長王寺	"	
26	岡	本	宗	-	ゥ	x /	, ,,	ラ	// //	上7ヒカゲ	-
27	岡	本	牛	a	7	n'	#	7	長徳寺	"	
12	関	1	孝	雄	+	19 1	3 1	1		下4ヒカゲ	勝田町から分家
29	柳	Ш	雅	生	カ	4	+	7	11	下 5ヒナタ	五十二
16	宮	台	勝	男	子	がイ	Ties	蓝	"	上6ヒカゲ	M
18	宮	台	催	次		1 + :			1 8	上6ヒナタ	Q1 25 25 WI
20	宮	台	+	1	7	7	9	+	3 11 9 3	"	T ON IN A
30	長	沢	ΙE	武	七	F	1 +	ŀ	SI #	下 5 ヒナタ	+
3 1	長	沢	清	1/F	7	3	ザ	カ		"	9-3 11 5
32	長	沢	助	夫	ナ	カ	4	ラ	"	"	2 - 10 3 0
23	鈴	木	貞	助	カ	4	+	+	1 0	上フヒナタ	荏田町から分家
25	森	井	利	-	+	カ	シ	9	E II FOC BY	"	Grant State State
33	長	沢	定	吉	7	7	1	+	長徳寺	下5ヒナタ	
34	長	沢	ΙE	夫	"	:	/	+	8 / 6 /	"	-
3.5	長	沢	柳	大郎	7	7	1	+	"	11	4

5 草 災 を な 火 よ タバコ・たき火の不始末、子供の火遊びに注意し よう まし

港北 • 緑消防署

昭和48年10月

OL

発行=横浜市計画局港北ニュータウン建設事務所 横浜市港北区菊名町860 TEL 431-1 442

あらかじめおことわりいたします。

(注) 一部地域については、若干遅れて配布される場合もありますので、

(電話)九一一—三八一一発本部港北開発事務所日本住宅公団首都圏宅地開発事務所者地

横浜市線区荏田町11110五場 馬 所

ります。)

祭日も右の時間縦覧してお時三十分まで(土・日・祝年三十分まで(土・日・祝年前九時三十分から午後五昭和四十八年十月二十七日

昭和四十八年十月十四日維奮日時

川県知事に提出することができます。

び施行規程に関して利害関係人で、ご意見のある方は意見書を神奈なお、縦覧期間中及び期間経過後二週間以内に、この事業計画及だきたいと思います。

この内容は以前の地元説明会の時と同様ですが、もう一度ご覧いた解を得て事業が円滑に進められるようにするためにするものです。

この縦覧は、後記のように二週間行なわれますが、みなさんの理の情報をお伝えしてまいりました。

います。さらに、この広報紙「港北ニュータウン」においても種々施し、関係住民のみなさんには、よく理解していただけたことと思年の二度にわたり約七十回近い市・住宅公団による地元説明会を実しかし、港北ニュータウン建設事業においては、特に昨年及び今理解していただくため行なうものです。

この縦覧は、関係の住民の方々に事業の内容について、よりよくなりました。

て建設大臣による事業計画及び施行規程の縦覧が行なわれる運びとが整い、現在建設大臣へ認可申請中であります。この認可に先立っ整理事業の事業計画及び施行規程は、横浜市及び神奈川県との協議捲北ニュータウン計画のうち、日本住宅公団が施行する土地区画

お気軽にお出で下さい 紫藍 十月十四日から縦覧

土地区画整理事業日本住宅公団